

平成 6 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

## 目 次

第1章 火災等の災害対策	3
第1節 火災予防	3
[火災の現況と最近の動向]	3
1 出火状況	4
(1) 出火件数は増加、1日当たり155件出火	4
(2) 全火災における建物火災の割合は59.3%	4
(3) 冬季、春季に火災が多い	4
(4) 出火率は4.6	7
(5) 火災通報は119番、初期消火は消火器及び簡易消 火器具	9
2 死者の状況	9
(1) 1日当たりの火災による死者は5.0人	10
(2) 死者発生率は1.49人	10
(3) 火災による死者は冬季と夜中に多い	11
(4) 死因は火傷が50.8%、中毒・窒息が38.9%	13
(5) 建物火災による死者の死者総数に対する割合は増加	13
(6) 逃げ遅れによる死者が約7割	13
(7) 建物火災のうち、全焼による死者は死者の出た火災1件 当たり1.17人	14
(8) 建物火災による死者の約9割が住宅火災で発生	14
(9) 住宅火災による死者は依然として多い	14
(10) 1件で3人以上の死者を出した火災	15
(11) 放火自殺者は死者総数の35.1%	23
3 損害額	23
4 出火原因	24

- (1) 「放火」による火災が第1位、「放火の疑い」による火災は増加……………24
- (2) 「たばこ」による火災は減少……………28
- (3) 「こんろ」による火災は減少……………28
- (4) 「たき火」及び「火あそび」による火災はともに増加……………29
- (5) 「ストーブ」による火災は増加……………30
- (6) 着火物は「枯草」が首位……………30
- 5 火災種別ごとの状況……………32
  - (1) 建物火災……………32
  - (2) 林野火災……………38
  - (3) 車両火災……………40
  - (4) 船舶火災……………41
  - (5) 航空機火災……………41
- 6 平成6年上半期における火災の発生状況……………42
- 7 外国の火災状況……………42
- [火災予防行政の現況]……………45
  - 1 防火管理制度……………45
    - (1) 防火管理者……………45
    - (2) 共同防火管理者……………45
  - 2 消防用設備等の規制……………49
    - (1) 防火対象物の実態……………49
    - (2) 消防用設備等の設置の現況……………49
    - (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者……………52
    - (4) 防火規制……………53
  - 3 防火基準適合表示制度……………56
    - (1) 「適マーク」交付状況……………56
    - (2) 表示基準への適合の状況……………56
  - 4 消防同意及び予防査察等……………59
    - (1) 消防同意の実態……………59

- (2) 予防査察……………60
- (3) 違反状況の改善……………61
- 5 消防用機械器具等の検定等……………66
  - (1) 検定……………66
  - (2) 自己認証……………68
- 6 火災予防行政の課題……………68
  - (1) 違反対象物への違反是正指導の推進……………68
  - (2) 消防用設備等の維持管理の徹底……………68
  - (3) 防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策……………68
  - (4) 自動通報システムの構築……………69
  - (5) 建築物の大規模化・高層化・深層化に対応した総合的な防火安全対策の推進……………70
  - (6) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進及び文化財保護のための防火安全対策の推進……………71
  - (7) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進……………71
  - (8) 住宅防火対策の推進……………72
- 第2節 危険物施設等における災害対策……………74
- [危険物施設等における災害の現況と最近の動向]……………74
  - (1) 火災……………74
  - (2) 危険物流出等の事故……………76
- [危険物行政の現況]……………77
  - 1 危険物規制……………77
    - (1) 危険物規制の体系……………77
    - (2) 危険物施設……………79
    - (3) 危険物取扱者……………80
    - (4) 事業所における保安体制の整備……………83
    - (5) 保安検査……………84
    - (6) 立入検査及び措置命令……………84

(7) 危険物に関する意識の高揚……………86

2 石油パイプラインの保安……………86

    (1) 石油パイプライン事業の保安規制……………86

    (2) 石油パイプラインの保安……………87

3 危険物行政の課題……………87

    (1) 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進……………87

    (2) 危険物施設における保安体制の確立……………88

**第3節 石油コンビナート災害対策**……………89

[石油コンビナート災害の現況と最近の動向] ……89

    (1) 災害件数と被害……………89

    (2) 災害の特徴……………91

[石油コンビナート災害対策の現況] ……92

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況……………92

    (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況……………92

    (2) 防災緩衝緑地等の整備状況……………94

2 防災体制……………94

    (1) 石油コンビナート等防災本部……………94

    (2) 消防本部等……………94

    (3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備……………94

3 自衛防災組織等……………95

    (1) 自衛防災組織等の現況……………95

    (2) 自衛防災体制の充実……………95

    (3) 防災要員に係る教育訓練の充実……………96

4 事業所のレイアウト規制……………97

    (1) レイアウト規制対象事業所の実態……………97

    (2) レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況……………97

5 石油コンビナート災害対策の課題……………98

    (1) 石油コンビナート防災体制……………98

    (2) 石油備蓄基地への対応……………98

**第4節 林野火災対策** ……100

[林野火災の現況と最近の動向] ……100

[林野火災対策の現況] ……100

    1 林野火災特別地域対策事業 ……100

        (1) 林野火災特別地域対策事業の実施 ……100

        (2) 林野火災用消防施設等の整備 ……101

    2 広域消防体制の整備 ……101

        (1) 広域消防体制の整備 ……101

        (2) 空中消火の実施状況 ……102

    3 出火防止対策の徹底 ……102

    4 林野火災に係る調査研究 ……103

    5 林野火災対策の課題 ……103

**第5節 風水害対策** ……105

[風水害等の現況と最近の動向] ……105

    (1) 平成5年中の災害 ……105

    (2) 平成6年上半期の災害 ……107

[風水害対策の現況] ……107

    1 風水害対策の現況 ……107

        (1) 防災体制 ……108

        (2) 災害危険箇所に対する措置 ……108

        (3) 警戒避難体制の確立 ……109

        (4) 二次災害防止対策の強化 ……110

    2 風水害対策の課題 ……110

        (1) 防災体制の整備 ……110

        (2) 土砂災害対策の推進 ……110

**第6節 火山噴火災害対策** ……112

[火山噴火災害の現況と最近の動向] ……112

    (1) 雲仙岳噴火災害 ……112

    (2) その他の火山の災害 ……113

- [火山噴火災害対策の現況] .....113
  - 1 火山噴火災害対策の現況 .....113
    - (1) 地域防災計画 .....114
    - (2) 関係機関との連携 .....115
    - (3) 広域的な連絡・協力体制 .....115
    - (4) 避難体制 .....115
    - (5) 観光客対策 .....115
    - (6) 防災訓練の実施 .....115
  - 2 火山噴火災害対策の課題 .....116
- 第7節 震 災 対 策** .....117
- [地震災害の現況と最近の動向] .....117
  - (1) 平成5年中の災害 .....117
  - (2) 外国の災害 .....118
    - ～平成5年(1993年)北海道南西沖地震の概要～ .....118
- [震災対策の現況] .....119
  - 1 震災対策の推進 .....119
    - (1) 地震防災対策強化地域における震災対策 .....119
    - (2) 南関東地域における震災対策 .....122
    - (3) その他の地域における震災対策 .....123
    - (4) 総合防災訓練の実施 .....123
    - (5) 震災対策に関する研究 .....124
  - 2 地方公共団体における震災対策 .....125
    - (1) 地域防災計画(震災対策編)の作成状況 .....125
    - (2) 避難場所・避難路の指定状況 .....125
    - (3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況 .....125
    - (4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況 .....126
    - (5) 震災対策施設等の整備事業 .....127
    - (6) 震災時における相互応援協定等の締結状況 .....128
  - 3 震災対策の課題 .....129

- (1) 震災予防体制の整備 .....129
- (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化 .....129
- (3) 津波対策の推進 .....130
- 第8節 特殊災害対策** .....131
- [ガス災害対策] .....131
  - 1 ガスによる災害の現況と最近の動向 .....131
    - (1) 事故の発生件数 .....131
    - (2) 事故による死傷者数 .....133
    - (3) 自損行為によるガス事故 .....134
  - 2 ガス災害対策の現況 .....134
  - 3 ガス災害対策の課題 .....135
- [原子力災害対策] .....135
  - 1 原子力災害の現況と最近の動向 .....135
  - 2 原子力災害対策の現況 .....136
    - (1) 原子力発電所等の防災対策 .....136
    - (2) 放射性物質輸送の安全対策 .....137
  - 3 原子力災害対策の課題 .....137
- [海上災害対策] .....138
  - 1 海上災害の現況と最近の動向 .....138
  - 2 海上災害対策の現況と課題 .....138
- [航空機災害対策] .....139
  - 1 航空機の災害の現状と最近の動向 .....139
  - 2 航空機災害対策の現況 .....140
  - 3 航空機災害対策の課題 .....141
    - ～名古屋空港中華航空機墜落炎上事故～ .....142
- [地下施設等の災害対策] .....143
  - 1 鉄道トンネル及び道路トンネルの防災対策 .....143
  - 2 大深度地下空間の防災対策 .....144
  - 3 消防活動阻害物質の災害対策 .....145

**第2章 消防防災体制** .....147

**第1節 消防体制** .....147

1 消防組織 .....147

    (1) 常備消防機関 .....147

    (2) 消防団 .....150

2 消防施設 .....151

    (1) 消防機械等 .....151

    (2) 消防水利 .....152

    (3) 消防通信施設 .....153

3 教育訓練等 .....155

    (1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助 .....155

    (2) 消防学校における教育訓練 .....158

    (3) 救急救命士養成のための教育訓練 .....161

    (4) 全国消防救助技術大会の実施 .....161

4 消防職団員の活動状況と処遇 .....162

    (1) 活動状況 .....162

    (2) 公務災害の状況 .....163

    (3) 安全衛生体制の整備 .....163

    (4) 処遇 .....163

    (5) 消防表彰等 .....171

5 消防財政 .....177

    (1) 市町村の消防費 .....177

    (2) 市町村消防費の財源 .....179

    (3) 都道府県の消防防災費 .....182

    (4) 国の消防費 .....184

6 消防体制の整備の課題 .....184

    (1) 消防力の重点的整備 .....184

        ～小規模消防の広域再編の推進～ .....185

    (2) 消防職団員の教育訓練と処遇 .....187

    (3) 消防職員の高齢化対策の推進 .....189

    (4) 消防団の活性化対策の推進 .....189

**第2節 航空消防防災体制** .....191

1 航空消防防災体制の現況 .....191

2 航空消防防災体制の課題 .....193

**第3節 救急体制** .....194

1 救急業務の実施状況 .....194

    (1) 救急出場件数及び搬送人員の状況 .....194

    (2) 医療機関別搬送人員の状況 .....195

    (3) 傷病程度別搬送人員の状況 .....198

    (4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況 .....198

    (5) 収容所要時間別搬送人員の状況 .....198

    (6) 転送の状況 .....199

    (7) 救急隊員の行った応急処置の状況 .....200

2 救急業務の実施体制 .....202

    (1) 実施市町村 .....202

    (2) 救急隊数及び救急隊員数 .....203

    (3) 救急自動車 .....203

    (4) 高速自動車国道等における救急業務実施体制 .....204

3 救急業務の充実強化 .....204

    (1) 救急業務の拡大等 .....204

    (2) 救急隊員の教育訓練の推進 .....205

    (3) 救急用資機材等の整備 .....206

    (4) 住民に対する応急手当の普及 .....206

        ～プレホスピタルケアの充実に向けて～ .....207

    (5) 救急事務における感染防止対策 .....208

    (6) 患者等搬送事業の指導育成 .....208

4 救急医療体制 .....209

- 5 救急体制の整備の課題 .....210
  - (1) 救急隊員の教育訓練の推進 .....210
  - (2) 救急用資機材等の整備 .....210
  - (3) 医療機関との連携の強化 .....210
  - (4) 住民に対する応急手当の普及 .....211
  - (5) 救急搬送におけるヘリコプターの活用推進 .....211
- 第4節 救助体制 .....212
  - 1 救助活動の実施状況 .....212
    - (1) 救助活動件数及び救助人員の状況 .....212
    - (2) 事故種別救助活動の状況 .....212
  - 2 救助活動の実施体制 .....214
    - (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村 .....214
    - (2) 救助隊数及び救助隊員数 .....214
    - (3) 救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材 .....215
    - (4) 救助隊員の教育訓練 .....216
  - 3 救助体制の整備の課題 .....216
- 第5節 防災体制 .....217
  - 1 防災に関する組織・計画 .....217
    - (1) 防災体制 .....218
    - (2) 地域防災計画 .....219
    - (3) 防災訓練の実施 .....220
  - 2 情報通信体制 .....221
    - (1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線網 .....221
    - (2) 都道府県防災行政無線網 .....222
    - (3) 市町村の消防・防災無線網 .....222
      - ～市町村防災行政無線～ .....223
    - (4) 全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク .....225
    - (5) その他の防災通信 .....226
  - 3 防災体制の整備の課題 .....226

- (1) 防災に関する組織・計画の整備 .....226
- (2) 情報通信体制の整備 .....228
- 第6節 住民の防災意識の高揚と自主防災体制 .....230
  - 1 防災意識の高揚 .....230
    - (1) 火災予防運動 .....230
    - (2) 防災知識の普及啓発 .....232
    - (3) 119番の日 .....233
  - 2 自主防災体制 .....233
    - (1) 地域の自主防災体制 .....233
    - (2) 事業所の自主防災体制 .....237
- 第7節 広域応援体制 .....239
  - 1 広域消防防災応援体制 .....239
    - (1) 広域応援体制 .....239
    - (2) 広域航空消防応援 .....240
  - 2 広域消防防災応援体制の整備の課題 .....241
    - (1) 広域応援体制の推進 .....241
    - (2) 広域航空消防応援の推進 .....243
- 第3章 国際協力の推進と地球環境の保全 .....245
  - [国際協力・国際交流] .....245
    - 1 国際協力・国際交流の現況 .....245
      - (1) アジア諸国等消防職員の研修 .....245
      - (2) 諸外国からの研修員受入 .....245
      - (3) 諸外国への専門家派遣 .....245
      - (4) 国際交流 .....251
    - 2 国際協力・国際交流の課題 .....251
  - [国際消防救助隊] .....252
    - 1 国際消防救助隊の現況 .....252
    - 2 国際消防救助隊の課題 .....253

- [国際防災の10年] .....255
  - 1 国際防災の10年の現況 .....255
    - (1) 国連等の動き .....255
    - (2) 我が国の対応 .....255
    - (3) 消防庁の対応 .....256
  - 2 国際防災の10年の課題 .....256
- [基準・認証制度] .....257
  - 1 基準・認証制度の現況 .....257
  - 2 基準・認証制度の課題 .....258
- [地球環境の保全] .....258
  - 1 ハロン消火薬剤の使用抑制及び代替消火設備の普及促進 .....258
  - 2 低公害車の導入に伴う給油取扱所の技術基準の整備等 .....259
- 第4章 消防の科学技術の研究** .....261
  - [研究体制] .....261
    - 1 機 構 .....261
    - 2 施 設 .....262
  - [研究活動] .....262
    - 1 特 別 研 究 .....262
      - (1) 火災安全技術の高度化に関する研究 .....263
      - (2) 消防活動技術の高度化に関する研究 .....264
      - (3) 危険物災害の防止に関する研究 .....264
    - 2 経 常 研 究 .....265
  - [外部の研究機関等との協力] .....266
    - 1 国 際 協 力 .....266
      - (1) 国際共同研究 .....266
      - (2) 外国研究者の受け入れ .....266
    - 2 大学及び民間企業との共同研究 .....266
      - (1) 大学との共同研究 .....267

- (2) 民間企業との共同研究 .....267
- 3 自治体消防機関との協力等 .....268
  - (1) 自治体消防機関による消防科学技術の研究 .....268
  - (2) 自治体消防機関との協力等 .....268
- [消防の科学技術研究の課題] .....269
- 第5章 今後の消防防災行政の方向** .....271

— 図 表 索 引 —

第 1 章 火災等の災害対策

第 1 節 火 災 予 防

第 1-1 図 火 災 の 傾 向…………… 3

第 1-2 表 火 災 の 概 況…………… 5

第 1-3 表 1 日 当 た り 及 び 1 件 当 た り の 火 災 の 概 況…………… 6

第 1-4 表 火 災 種 別 出 火 件 数 の 構 成 割 合…………… 6

第 1-5 表 火 災 種 別 出 火 件 数 の 推 移…………… 7

第 1-6 表 四 季 別 出 火 状 況…………… 7

第 1-7 表 出 火 率、出 火 件 数、人 口 及 び 世 帯 数 の 変 化…………… 8

第 1-8 表 都 道 府 県 別 出 火 率…………… 8

第 1-9 表 覚 知 方 法 別 出 火 件 数…………… 9

第 1-10 表 初 期 消 火 器 具 等 の 使 用 状 況…………… 9

第 1-11 表 火 災 に よ る 死 傷 者 の 推 移…………… 10

第 1-12 表 都 道 府 県 別 の 死 者 の 状 況…………… 11

第 1-13 図 月 別 死 傷 者 発 生 状 況…………… 12

第 1-14 図 時 間 帯 別 の 火 災 に よ る 死 者 の 発 生 状 況…………… 12

第 1-15 表 死 因 別 死 者 発 生 状 況 の 推 移…………… 13

第 1-16 表 火 災 種 別 死 傷 者 数…………… 14

第 1-17 表 死 に 至 っ た 経 過 と 年 齢 別 の 死 者 発 生 状 況…………… 16

第 1-18 表 火 災 種 別 ご と の 死 者 発 生 状 況…………… 18

第 1-19 表 建 物 用 途 別 及 び 階 層 別 の 死 者 の 発 生 状 況…………… 19

第 1-20 表 建 物 構 造 別・死 因 別 死 者 発 生 状 況…………… 18

第 1-21 図 住 宅 火 災 に お け る 年 齢 階 層 別 死 者 発 生 状 況…………… 20

第 1-22 表 住 宅 火 災 の 発 火 源 別 死 者 数…………… 20

第 1-23 表 住 宅 火 災 の 着 火 物 別 死 者 数…………… 21

第 1-24 図 時 間 帯 別 死 者 数…………… 21

第 1-25 図 住 宅 火 災 の 建 物 構 造 別 死 者 数…………… 22

第 1-26 表 1 件 で 3 人 以 上 の 死 者 を 出 し た 火 災 の 火 災 種 別  
発 生 状 況…………… 22

第 1-27 表 1 件 で 3 人 以 上 の 死 者 を 出 し た 建 物 火 災 の 建 物  
用 途 別 死 者 発 生 状 況…………… 23

第 1-28 図 放 火 自 殺 者 の 年 齢 別・性 別 発 生 状 況…………… 24

第 1-29 図 損 害 額 の 推 移…………… 25

第 1-30 図 出 火 原 因 別 出 火 件 数…………… 25

第 1-31 図 出 火 原 因 別 の 出 火 件 数 と 損 害 額…………… 26

第 1-32 表 放 火 及 び 放 火 の 疑 い に よ る 火 災 の 損 害 状 況…………… 27

第 1-33 図 放 火 及 び 放 火 の 疑 い に よ る 火 災 出 火 時 刻 別 件 数…………… 27

第 1-34 表 た ば こ に よ る 火 災 の 損 害 状 況…………… 28

第 1-35 表 こ ん ろ に よ る 火 災 の 損 害 状 況…………… 29

第 1-36 表 た き 火 及 び 火 あ そ び に よ る 火 災 の 損 害 状 況…………… 30

第 1-37 表 ス ト ー プ に よ る 火 災 の 損 害 状 況…………… 31

第 1-38 表 主 な 着 火 物 別 出 火 件 数…………… 31

第 1-39 図 建 物 火 災 の 月 別 火 災 件 数…………… 32

第 1-40 表 建 物 火 災 の 火 元 建 物 用 途 別 の 損 害 状 況…………… 33

第 1-41 表 火 元 建 物 の 構 造 別 損 害 状 況…………… 34

第 1-42 表 建 物 火 災 の 損 害 額 及 び 焼 損 面 積 の 段 階 別 出 火 件  
数…………… 35

第 1-43 図 建 物 火 災 の 主 な 出 火 原 因 と 経 過…………… 35

第 1-44 表 建 物 火 災 1 件 当 た り の 焼 損 面 積…………… 36

第 1-45 表 建 物 火 災 の 放 水 開 始 時 間 別 焼 損 状 況…………… 37

第 1-46 図 建 物 火 災 の 鎮 火 所 要 時 間 別 焼 損 状 況…………… 38

第 1-47 図 林 野 火 災 の 月 別 出 火 件 数…………… 39

第 1-48 表 林 野 火 災 の 焼 損 面 積 段 階 別 損 害 状 況…………… 40

第 1-49 図 林 野 火 災 の 主 な 出 火 原 因 と 経 過…………… 40

第1-50図	車両火災の主な出火原因と経過	41
第1-51図	船舶火災の主な出火原因	42
第1-52表	平成6年上半期における火災の発生状況(概数)	43
第1-53表	1992年の諸外国の火災状況	44
第1-54表	全国の防火管理実施状況	46
第1-55表	全国の共同防火管理実施状況	47
第1-56表	防火対象物数	48
第1-57表	全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備 及びスプリンクラー設備の設置状況	50
第1-58図	過去5年間の主な防火対象物におけるスプリン クラー設備の設置率の推移	51
第1-59表	社会福祉施設等及び物品販売店舗等におけるス プリンクラー設備等の設置状況	51
第1-60表	消防設備士の数	53
第1-61表	防災規制の対象となる防火対象物(防災防火対 象物等)の数及び防災物品の使用状況	54
第1-62表	防災製品の認定件数及び販売件数	55
第1-63表	表示制度の実施状況	57
第1-64表	点検項目別適合率	58
第1-65表	消防同意事務処理状況	59
第1-66表	火災予防査察実施状況	60
第1-67表	防火管理に関する命令等 (消防法第8条及び第8条の2)の状況	62
第1-68表	消防用設備等に関する命令等 (消防法第17条の4)の状況	64
第1-69表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の 状況	63
第1-70表	特定違反対象物の改善状況の推移	66
第1-71表	検定申請状況	67

## 第2節 危険物施設等における災害対策

第2-1図	危険物施設における火災の発生件数と被害状況	74
第2-2図	危険物施設別火災発生件数	75
第2-3図	出火原因物質別火災発生件数	75
第2-4図	危険物施設における流出等の事故発生件数	77
第2-5図	危険物施設別流出等事故発生件数	77
第2-6図	危険物施設数の状況	80
第2-7表	危険物施設数の推移	81
第2-8図	危険物施設の規模別構成比	82
第2-9図	危険物取扱者試験実施状況	82
第2-10表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物 取扱者免状の種類別内訳	83
第2-11表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	84
第2-12図	危険物施設に対する立入検査の実施状況	85
第2-13表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	86

## 第3節 石油コンビナート災害対策

第3-1表	石油コンビナート災害件数の推移	89
第3-2表	主な石油コンビナート災害	90
第3-3表	特定事業所区分別災害件数	91
第3-4表	業態別事故発生件数	91
第3-5図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	93
第3-6表	レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況	98

## 第4節 林野火災対策

第4-1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	101
第4-2表	空中消火の実施状況	102

## 第5節 風水害対策

第5-1表	風水害等による被害状況	105
-------	-------------	-----

## 第7節 震災対策

第7-1表	大震火災対策施設等の整備状況	120
-------	----------------	-----

第7-2表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係） .....121

第7-3図 東海地震及び南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域 .....122

第7-4表 市区町村における避難場所の指定状況 .....126

第7-5表 市区町村における震災訓練の実施状況 .....126

第7-6表 主な備蓄物資の状況 .....127

第7-7表 単独事業として実施した震災対策施設等整備事業 .....128

第7-8表 震災時相互応援協定の締結状況 .....128

第7-9表 地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況 .....129

第8節 特殊災害対策

第8-1図 ガス事故の態様別発生件数 .....131

第8-2図 ガス事故の発生場所別発生件数 .....132

第8-3図 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数 .....133

第8-4図 ガス事故による死傷者数 .....134

第8-5図 原子力発電所立地図 .....136

第8-6表 主要港湾における消防機関の出動状況 .....138

第8-7図 民間航空事故等の推移 .....140

第8-8図 トンネルにおける火災事故の推移 .....144

第2章 消防防災体制

第1節 消防体制

第1-1表 市町村の消防組織の現況 .....147

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移 .....148

第1-3図 消防職団員数の推移 .....148

第1-4表 消防団員の年齢構成 .....151

第1-5表 消防機械の保有数 .....152

第1-6表 消防水利（人工水利）の保有数 .....153

第1-7図 消防通信施設等の状況 .....154

第1-8表 教育訓練課程 .....156

第1-9表 教育訓練の実施状況 .....157

第1-10表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況 .....160

第1-11表 初任教育期間別消防学校数 .....160

第1-12表 新規採用者の初任教育受講状況 .....160

第1-13表 消防学校教職員数 .....161

第1-14表 消防職員及び消防団員の活動状況 .....164

第1-15表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数 .....164

第1-16表 消防団員報酬等の地方交付税算入額 .....168

第1-17表 消防団員の公務による死傷者数の推移 .....168

第1-18表 補償基礎額改定状況 .....169

第1-19表 消防協力者等の死傷者数の推移 .....169

第1-20表 退職報償金支給額 .....170

第1-21表 消防基金の公務災害補償費の支払状況 .....171

第1-22表 消防基金の福祉施設の実施状況 .....172

第1-23表 消防関係者の表彰者数等 .....176

第1-24表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移 .....178

第1-25表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移 .....178

第1-26表 市町村消防費決算額の財源内訳 .....179

第1-27表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移 .....180

第1-28表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移 .....182

第1-29表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移 .....183

第1-30表 平成6年度消防庁関係予算主要事項別一覧 .....183

第2節 航空消防防災体制

第2-1表 ヘリコプターの保有状況 .....192

第3節 救急体制

第3-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移 .....194

第3-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合 .....195

第3-3図 医療機関別搬送人員の状況 .....195

第3-4表 傷病程度別搬送人員の状況 .....196

第3-5表 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況 .....196

第3-6図 収容所要時間別搬送人員の状況 .....199

第3-7表 転送回数別搬送人員の状況 .....199

第3-8表 医療機関別転送理由の状況 .....200

第3-9表 救急隊員の行った応急処置の状況 .....201

第3-10表 救急業務実施市町村数の推移 .....202

第3-11図 救急業務実施形態の内訳 .....202

第3-12表 救急隊数の推移 .....203

第3-13表 救急病院及び救急診療所の推移 .....210

第4節 救助体制

第4-1表 救助活動件数及び救助人員の推移 .....212

第4-2表 事故種別救助出動及び活動の状況 .....213

第4-3表 救助隊の設置状況 .....214

第4-4表 救助隊数及び救助隊員数 .....215

第4-5表 救助隊が乗車する車両及び主な資機材 .....215

第4-6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況 .....216

第6節 住民の防災意識の高揚と自主防災体制

第6-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況 .....233

第6-2表 防災まちづくり事業による防災センター整備事業実績 .....235

第7節 広域応援体制

第7-1表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績 .....241

第7-2表 消防広域応援交付金制度適用事例 .....242

第3章 国際協力の推進と地球環境の保全

第1表 消防行政管理者研修受講状況 .....246

第2表 救急救助技術研修受講状況 .....247

第3表 消火技術研修受講状況 .....248

第4表 火災予防技術研修受講状況 .....249

第5表 防災技術研修受講状況 .....250

第6表 国際消防救助隊派遣実績 .....254

附属資料

1 平成5年度の法令の制定 .....279

2 平成5年中の主な火災 .....280

3 都道府県別火災損害状況 .....282

4 月別火災損害状況 .....290

5 出火原因別火災損害状況 .....292

6 主な出火原因の推移 .....292

7 用途別の主な火災事例 .....294

8 昭和21年以降の火災損害状況 .....296

9 昭和21年以降の火災損害比較 .....300

10 昭和21年以降の大火記録 .....302

11 自然災害による都道府県別被害状況 .....304

12 関東大地震以後の主な地震災害 .....309

13 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南関東地域直下の地震対策に関する大綱対象地域 .....310

14 昭和21年以降の風水害等の記録 .....312

15 都道府県の防災訓練の実施状況 .....314

16 都道府県別市町村消防組織一覧 .....316

17 消防機関数と消防職団員数の推移 .....318

18	政令指定市町村数の推移	319
19	自主防災組織の都道府県別結成状況	320
20	事業所の自主防災組織の状況	322
21	危険物施設数の推移	324
22	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数	326
23	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の 整備状況	328
24	都道府県別救急業務実施状況	332
25	都道府県別事故種別救急出場件数	334
26	都道府県別事故種別救急搬送人員	336
27	都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	338
28	都道府県別救助活動件数及び救助人員	340
29	1993年世界主要都市の火災状況	342
30	国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況	344
31	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	346

## はじめに

我が国の消防は、昭和23年の消防組織法の施行により自治体消防として発足してから現在に至るまで、その組織、施設、装備の充実が図られ、活動も、火災の予防、警防はもちろん、救急、救助から地震、風水害等への対応まで広範囲にわたり、国民生活の基盤となる安全の確保に大きな役割を果たすとともに、海外への国際消防救助隊の派遣など、国際協力にも寄与してきている。

その一方、平成5年には釧路沖地震災害、北海道南西沖地震災害、鹿児島を中心とする8月の豪雨災害などが発生し、各地に甚大な被害をもたらした。さらに、平成6年に入ってから、4月に名古屋空港における中華航空機事故、8月には全国的に高温少雨という気象条件下において瀬戸内海沿岸地域を中心に大規模な林野火災が続発したほか、10月には北海道東方沖地震災害が発生するなど災害の発生は依然として後を絶たず、また雲仙岳は今なお活発な活動を続けており、消防防災体制の充実強化がますます重要となっている。

今年の白書は、このような最近の災害の状況を踏まえ、火災をはじめとする各種の災害の実態や消防防災行政の現況と課題等について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

平成6年11月

消 防 庁

# 第 1 章

## 火災等の災害対策

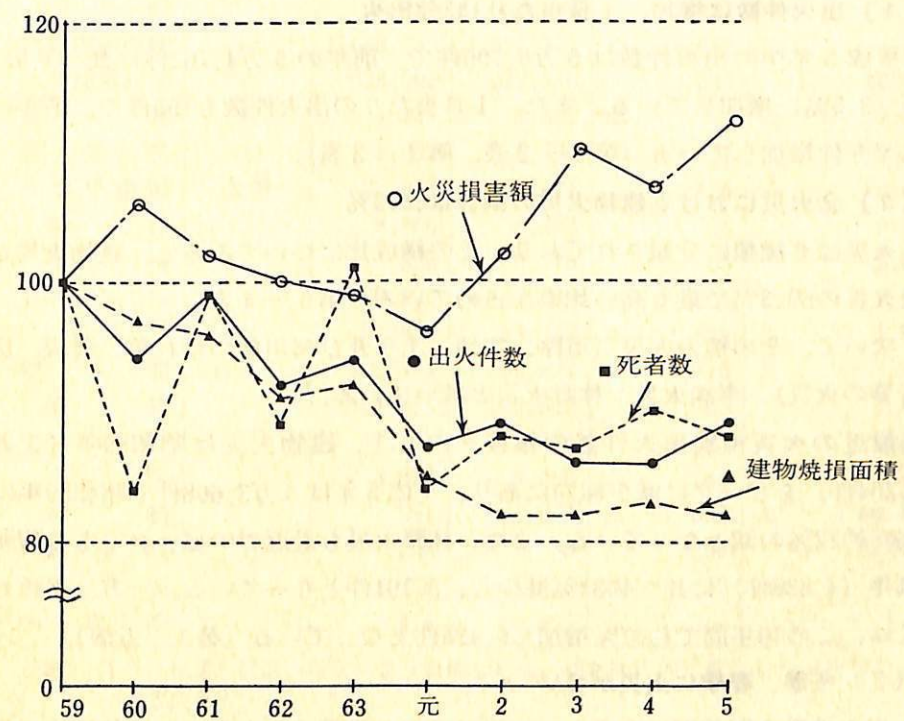
# 第1章 火災等の災害対策

## 第1節 火災予防

### [火災の現況と最近の動向]

この10年間の火災の動向をみると、出火件数、死者数及び建物焼損面積はおおむね減少傾向にあるが、損害額はここ数年やや増加の傾向にある（第1-1図）。

第1-1図 火災の傾向（昭和59年=100）



平成5年中における火災の概況をみると、出火件数、焼損棟数、林野焼損面積、損害額及び出火率は前年に比べ増加しているが、建物焼損面積、死者、り災世帯数等は減少している（第1-2表）。

平成5年中の火災の概況の特徴は、建物火災の出火件数は微増であるが、林野火災の出火件数及び林野焼損面積が大幅に増加しており、また、林野火災の1件当たりの損害額が増加したことである。

また、死者の傾向をみると前年に比べ放火自殺者及び建物火災による死者が減少するなど死者総数は減少しているが、死者総数のうち高齢者、乳幼児等の死者の割合は、依然として高い状況が続いている。

### 1 出火状況

#### (1) 出火件数は増加、1日当たり155件出火

平成5年中の出火件数は5万6,700件で、前年の5万4,762件に比べ1,938件(3.5%)増加している。また、1日当たりの出火件数も155件で、前年に比べ5件増加している（第1-2表、第1-3表）。

#### (2) 全火災における建物火災の割合は59.3%

火災は6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の59.3%で最も高い比率を占めている（第1-4表）。

次いで、その他の火災（道路、空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災）、車両火災、林野火災と続いている。

最近の火災種別出火件数の推移をみると、建物火災は昭和59年（3万8,254件）をピークに減少傾向にあり、平成5年は3万3,608件で昭和59年に比べ約12%の減となっている。また、林野火災も最近でのピークである昭和61年（4,838件）に比べ約34%減少し、3,191件となっている。一方、車両火災は、この10年間で約37%増加し6,498件となっている（第1-5表）。

#### (3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、平成5年中では、春季の出火件数が増加し、冬季と春季で総出火件数の62.0%（前年55.0%）を占めている（第1-6表）。

第1-2表 火災の概況

区分	単位	平成5年 (A)	平成4年 (B)	増減 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)
出火件数	件	56,700	54,762	1,938	3.5
建物		33,608	33,532	76	0.2
林野		3,191	2,262	929	41.1
車両		6,498	6,281	217	3.5
船舶		121	139	△ 18	△ 12.9
航空機		2	1	1	100.0
その他		13,280	12,547	733	5.8
焼損棟数	棟	46,124	45,783	341	0.7
全焼		11,269	11,373	△ 104	△ 0.9
半焼		3,934	3,770	164	4.4
部分焼		30,921	30,640	281	0.9
建物焼損面積	m <sup>2</sup>	1,668,483	1,691,171	△ 22,688	△ 1.3
林野焼損面積	a	326,001	232,316	93,685	40.3
死者	人	1,841	1,882	△ 41	△ 2.2
負傷者	人	6,895	6,896	△ 1	0.0
り災世帯数	世帯	32,045	32,171	△ 126	△ 0.4
全損		8,300	8,272	28	0.3
半損		2,825	2,770	55	2.0
小損		20,920	21,129	△ 209	△ 1.0
り災人員	人	91,825	93,513	△ 1,688	△ 1.8
損害額	百万円	163,494	156,874	6,620	4.2
建物		154,334	149,629	4,705	3.1
林野		2,864	321	2,543	792.2
車両		4,005	4,053	△ 48	△ 1.2
船舶		351	1,044	△ 693	△ 66.4
航空機		202	0	202	皆増
その他		1,738	1,828	△ 90	△ 4.9
出火率		4.6	4.4	0.2	-

- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。  
 2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。  
 3 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、火災種別の計と一致しない場合がある。  
 4 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。

第1-3表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区	分	単 位	平成5年	平成4年
全火災1日当たり	出火件数	件	155	150
	損害額	百万円	448	430
	焼損棟数	棟	126	125
	建物焼損面積	m <sup>2</sup>	4,571	4,633
	林野焼損面積	a	893	636
	り災世帯数	世帯	88	88
	り災人員	人	252	256
	死者	人	5.0	5.2
	負傷者	人	19.0	18.9
全火災1件当たり	損害額	万円	288	286
建物火災1件当たり	損害額	万円	459	446
	建物焼損面積	m <sup>2</sup>	50	52
	焼損棟数	棟	1.4	1.4
	り災世帯数	世帯	1.0	1.0
林野火災1件当たり	り災人員	人	2.7	2.8
	損害額	万円	90	14
	林野焼損面積	a	102	103

第1-4表 火災種別出火件数の構成割合

区	分	平成5年	平成4年
建	物 火 災	59.3%	61.2%
林	野 火 災	5.6	4.1
車	両 火 災	11.5	11.5
船	舶 火 災	0.2	0.3
航	空 機 火 災	0.0	0.0
そ	の 他 の 火 災	23.4	22.9
	計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下各図表において同じ。

第1-5表 火災種別出火件数の推移

(昭和59年=100)

年別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航空機		その他	
	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数	件 数	指数
59	38,254	100	4,786	100	4,758	100	147	100	2	100	15,842	100
60	36,879	96	4,155	87	4,988	105	160	109	7	350	13,676	86
61	38,121	100	4,838	101	5,179	109	173	118	3	150	14,958	94
62	36,515	95	4,120	86	5,272	111	111	76	5	250	12,810	81
63	37,090	97	3,589	75	5,591	118	134	91	5	250	13,265	84
元	35,186	92	2,894	60	5,744	121	138	94	4	200	11,797	74
2	34,768	91	2,858	60	6,173	130	148	101	4	200	12,554	79
3	34,263	90	2,535	53	6,207	130	123	84	3	150	11,748	74
4	33,532	88	2,262	47	6,281	132	139	95	1	50	12,547	79
5	33,608	88	3,191	67	6,498	137	121	82	2	100	13,280	84

第1-6表 四季別出火状況

年別	平成5年				平成4年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	19,825	35.0	52,790	32.3	14,463	26.4	40,928	26.1
夏季(6月~8月)	10,297	18.2	29,842	18.3	11,837	21.6	29,432	18.8
秋季(9月~11月)	11,249	19.8	32,406	19.8	12,779	23.3	39,144	24.9
冬季(12月,1月,2月)	15,329	27.0	48,456	29.6	15,683	28.6	47,372	30.2
計	56,700	100.0	163,494	100.0	54,762	100.0	156,876	100.0

(4) 出火率は4.6

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で4.6と前年と比べて0.2ポイント増加しているが、昭和59年と比べると、0.7ポイント下回っている(第1-7表)。

これを都道府県別で見ると、最高は東京都の5.9、茨城県及び栃木県の5.6、最低は富山県の2.1、次いで京都府及び奈良県の2.5となっている(第1-8表)。

第1-7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	平成5年	昭和59年	増減率(%)
出 火 率	4.6	5.3	—
出火件数(件)	56,700	63,789	△ 11.1
うち建物火災	33,608	38,254	△ 12.1
人 口(人)	123,957,458	119,316,468	3.9
世 帯 数	43,077,126	37,934,575	13.6

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

第1-8表 都道府県別出火率

(平成5年中)

都道府県	出火件数	人口(万人)	出火率	都道府県	出火件数	人口(万人)	出火率
1 北海道	2,193	566	3.9	25 滋 賀	455	125	3.6
2 青 森	583	151	3.9	26 京 都	631	254	2.5
3 岩 手	464	143	3.2	27 大 阪	4,101	855	4.8
4 宮 城	1,190	227	5.2	28 兵 庫	2,760	543	5.1
5 秋 田	429	123	3.5	29 奈 良	343	140	2.5
6 山 形	468	126	3.7	30 和歌山	329	109	3.0
7 福 島	996	212	4.7	31 鳥 取	231	62	3.7
8 茨 城	1,649	292	5.6	32 島 根	389	78	5.0
9 栃 木	1,105	196	5.6	33 岡 山	892	194	4.6
10 群 馬	755	198	3.8	34 広 島	1,568	286	5.5
11 埼 玉	2,861	654	4.4	35 山 口	755	156	4.8
12 千 葉	2,592	567	4.6	36 徳 島	368	84	4.4
13 東 京	6,883	1,161	5.9	37 香 川	427	103	4.1
14 神奈川	2,884	806	3.6	38 愛 媛	611	153	4.0
15 新 潟	817	248	3.3	39 高 知	416	83	5.0
16 富 山	234	112	2.1	40 福 岡	2,383	482	4.9
17 石 川	342	116	2.9	41 佐 賀	348	88	4.0
18 福 井	268	82	3.3	42 長 崎	635	156	4.1
19 山 梨	428	87	4.9	43 熊 本	769	185	4.2
20 長 野	1,030	217	4.7	44 大 分	505	124	4.1
21 岐 阜	1,119	208	5.4	45 宮 崎	619	118	5.2
22 静 岡	1,981	371	5.3	46 鹿 児 島	936	179	5.2
23 愛 知	3,510	668	5.3	47 沖 縄	582	126	4.6
24 三 重	866	182	4.8	計	56,700	12,396	4.6

(注) 人口は平成5年3月31日現在の住民基本台帳による。

(5) 火災通報は119番、初期消火は消火器及び簡易消火器具

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、火災報知専用電話(119番)による通報が76.9%と圧倒的に多い(第1-9表)。

また、初期消火器具等の使用状況をみると、消火器及び簡易消火器具を使用したものが41.2%となっているが、初期消火しなかったものが32.3%となっている(第1-10表)。

第1-9表 覚知方法別出火件数

(平成5年中)

覚知方法別	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知専用電話(119番)	43,591	76.9
事後聞知	6,513	11.5
加入電話	2,746	4.9
警察電話	1,727	3.0
駆けつけ通報	652	1.1
火災報知機	276	0.5
望楼発見	12	0.0
その他	1,183	2.1
計	56,700	100.0

第1-10表 初期消火器具等の使用状況

(単位：件、%)

区 分	簡 易 消 火 器 具		消 火 器		固 定 消 火 設 備		そ の 他		初 期 消 火 な し	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
昭和59年	12,245	19.2	16,537	25.9	1,014	1.6	15,755	24.7	18,238	28.6
平成5年	8,017	14.1	15,322	27.0	746	1.3	14,286	25.2	18,329	32.3

2 死者の状況

平成5年中の火災による死者数は1,841人で、前年(1,882人)に比べ41人

減少している。このうち、放火自殺者を除いた火災による死者は、1,194人で、前年(1,203人)に比べ9人減少している。また、放火自殺者は647人で、前年(679人)に比べ32人減少している(第1-11表)。

(1) 1日当たりの火災による死者は5.0人

平成5年中の火災による死者を1日当たりの死者数で見ると、5.0人で、前年(5.2人)に比べ0.2人減少している(第1-3表)。

過去5年間の傾向をみると、放火自殺者は減少傾向にあるものの、放火自殺者を除いた死者数はおおむね横ばいとなっている。

第1-11表 火災による死傷者の推移

区 分	年 別	年 別						
		53年~62年 平 均	63年	平成 元年	平成 2年	平成 3年	平成 4年	平成 5年
死者数 (人)	放火自殺者を除いた数	1,211	1,166	1,035	1,108	1,101	1,203	1,194
	放火自殺者数	771	950	712	720	716	679	647
	計	1,982	2,116	1,747	1,828	1,817	1,882	1,841
指数	放火自殺者を除いた数	100.0	96.3	85.5	91.5	90.9	99.3	98.6
	放火自殺者数	100.0	123.2	92.3	93.4	92.9	88.1	83.9
	計	100.0	106.8	88.1	92.2	91.7	95.0	92.9
負傷者数(人)		7,927	7,703	7,292	7,097	6,948	6,896	6,895
指 数		100.0	97.2	92.0	89.5	87.6	87.0	87.0

(2) 死者発生率は1.49人

都道府県別に死者の発生状況を見ると、東京都が135人で最も多く、次いで大阪府が111人、北海道が106人となっている。一方、死者の少ないのは徳島県で9人となっている。

これを人口10万人当たりの死者数と比較すると、全国平均は、昨年より0.02人減少し、1.49人であり、最も高いのは秋田県で2.85人、最も低いのは大分県で0.81人となっている(第1-12表)。

第1-12表 都道府県別の死者の状況

(平成5年中)

都道府県名	死者数	人口10万人に 対する割合	都道府県名	死者数	人口10万人に 対する割合
北海道	106	1.87	滋賀	20	1.60
青森	34	2.26	京都	31	1.22
岩手	26	1.82	大阪	111	1.30
宮城	39	1.72	兵庫	96	1.77
秋田	35	2.85	奈良	15	1.07
山形	24	1.91	和歌山	12	1.10
福島	37	1.74	鳥取	11	1.78
茨城	51	1.75	島根	19	2.45
栃木	47	2.40	岡山	30	1.55
群馬	35	1.76	広島	34	1.19
埼玉	69	1.05	山口	20	1.28
千葉	84	1.48	徳島	9	1.07
東京	135	1.16	香川	19	1.85
神奈川	85	1.05	愛媛	32	2.10
新潟	42	1.69	高知	21	2.54
富山	20	1.78	福岡	74	1.53
石川	21	1.80	佐賀	10	1.13
福井	10	1.21	長崎	23	1.48
山梨	15	1.73	熊本	27	1.46
長野	42	1.93	大分	10	0.81
岐阜	34	1.63	宮崎	16	1.35
静岡	48	1.30	鹿児島	33	1.84
愛知	85	1.27	沖縄	19	1.51
三重	25	1.37	計	1,841	1.49

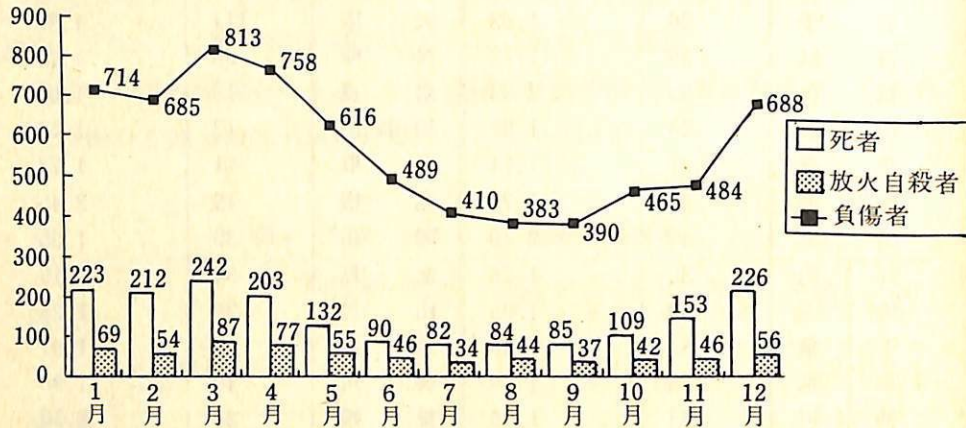
(3) 火災による死者は冬季と夜中に多い

月別の死者発生状況は、例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、平成5年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の60.1%に当たる1,106人の死者が発生している(第1-13図)。

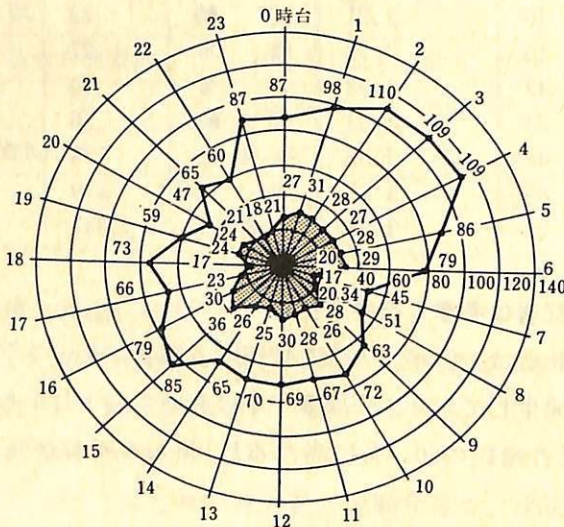
時間帯別に死者の発生状況を見ると、夜中の2時台が110人で最も多く、次いで3時台及び4時台(各109人)となり就寝時間帯に多くの死者が発生

している。一方、死者の発生が少ないのは、朝方と就寝前の時間帯で、7時台が45人、次いで20時台（47人）、8時台（51人）となっている（第1-14図）。

第1-13図 月別死傷者発生状況



第1-14図 時間帯別の火災による死者の発生状況



(注) 1 死亡時刻不明者40人（うち放火自殺者29人）を除く。  
2 斜線部分は放火自殺者を示し内数である。

(4) 死因は火傷が50.8%、中毒・窒息が38.9%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は、火傷による死者が606人（50.8%）であり、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が464人（38.9%）となっている（第1-15表）。

第1-15表 死因別死者発生状況の推移

区別 年別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	総計
平成元年	415 (40.1)	519 (50.1)		35 (3.4)	66 (6.4)	1,035 (100.0)	712 [40.8]	1,747
平成2年	467 (42.1)	540 (48.7)		36 (3.2)	65 (5.9)	1,108 (100.0)	720 [39.4]	1,828
平成3年	441 (40.1)	532 (48.3)	7 (0.6)	52 (4.7)	69 (6.3)	1,101 (100.0)	716 [39.4]	1,817
平成4年	506 (42.1)	570 (47.4)	2 (0.2)	44 (3.7)	81 (6.7)	1,203 (100.0)	679 [36.1]	1,882
平成5年	464 (38.9)	606 (50.8)	4 (0.3)	40 (3.4)	80 (6.7)	1,194 (100.0)	647 [35.1]	1,841

(注) ( ) 内は構成比を示し、単位は%である。また [ ] は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第1-17表において同じ。

(5) 建物火災による死者の死者総数に対する割合は増加

火災種別ごとの死者数をみると、建物火災による死者が前年に比べ10人減少し、1,258人であるが、死者総数に対する割合は68.3%（前年67.4%）とやや高くなっている（第1-16表）。

(6) 逃げ遅れによる死者が約7割

死に至った経過をみると、逃げ遅れが807人で放火自殺者を除く死者総数（1,194人）の67.6%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが325人で最も多くなっている（第1-17表）。また、放火自殺者を除く死者総数のうち647人（54.2%）が65歳以上の高齢者（537人）、乳幼児（51人）、病気又は身体不自由の者（59

第1-16表 火災種別死傷者数

(平成5年中)

火災種別	死	者	負	傷	者
建物火災	1,258人	68.3%	6,002人	87.4%	
林野火災	16	0.9%	144	2.1%	
車両火災	210	11.4%	256	3.7%	
船舶火災	3	0.2%	14	0.2%	
航空機火災	0	0.0%	0	0.0%	
その他の火災	354	19.2%	453	6.6%	
計	1,841	100.0%	6,869	100.0%	

人)によって占められている。

(7) 建物火災のうち、全焼による死者は死者の出た火災1件当たり1.17人

建物火災による死者1,258人について、建物焼損程度別の死者発生状況を見ると、全焼の場合が684人(死者の出た火災1件当たり1.17人)、半焼の場合が203人(同1.10人)、部分焼の場合が371人(同1.05人)となっている(第1-18表)。

(8) 建物火災による死者の約9割が住宅火災で発生

建物用途別階層別の死者発生状況は、専用住宅での死者が1,020人(81.1%)、併用住宅での死者が116人(9.2%)で両者を合わせた住宅火災における死者(1,136人)が建物火災の死者の90.3%を占めている。また、階層別では、1階と2階における死者が1,144人で建物火災による死者の90.9%を占めている。(第1-19表)。

さらに、建物構造別では、木造建物における死者が853人(67.8%)で最も多く、次いで防火造建物が164人(13.1%)となっており、木造建物における一酸化炭素中毒・窒息死及び火傷死が624人と建物火災による死者の49.6%を占めている(第1-20表)。

(9) 住宅火災による死者は依然として多い

住宅火災による死者は、1,136人であり、このうち、放火自殺者(心中の道づれを含む)が236人、失火等による死者が900人となっている。

(ア) 死者発生率は、高年齢になる程著しく高くなる

住宅火災における死者数(放火自殺者を除く。)について、年齢階層別に同階層の人口10万人当たりの死者発生率をみると、最も低いのは16歳から20歳の階層で、この階層から低年齢又は高年齢になるに従い死者発生率は高くなっており、特に高年齢者層では年齢が高くなるに従い死者発生率の上昇が著しくなり、81歳以上の階層では5.92と、最も低い16歳から20歳の階層の死者発生率(0.17)の約35倍となっている(第1-21図)。

(イ) たばこによる死者が23%

住宅火災で死者(放火自殺者を除く。)が発生した火災原因を発火源ごとにみると、たばこによるものが211人、暖房器具によるものが155人でそれぞれ死者総数の23.4%、17.2%を占めている。このうち、65歳以上の高齢者についてみると、暖房器具によるものが100人、たばこによるものが94人であり、それぞれ65歳以上の死者総数の21.8%、20.5%となっている(第1-22表)。

(ウ) 着火物は、ふとん類、衣類が多い

住宅火災で死者(放火自殺者を除く。)が発生した火災の着火物をみると、ふとん類、衣類が多く、65歳以上の高齢者についても同様に、ふとん類によるものが96人、衣類によるものが42人であり、それぞれ65歳以上の死者総数の21.0%、9.2%となっている(第1-23表)。

(エ) 死者の45%が就寝時間帯

住宅火災における死者(放火自殺者を除く。)を時間帯別にみると、就寝時間帯である0時から6時及び22時から24時において、403人(死者総数の44.8%)の死者が発生している。また、65歳以上の高齢者にとっては、他の年齢層に比べ昼間の時間帯に多く発生している(第1-24図)。

(オ) 木造住宅における死者が70%

住宅火災における死者発生状況を建物構造別にみると、木造建築物におけるものが629人で死者総数の69.9%を占めている。次に、防火建築物117人(13%)、耐火建築物99人(11%)となっている(第1-25図)。

(10) 1件で3人以上の死者を出した火災

平成5年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は26件(前年30件)発



生し、これによる死者は90人（前年117人）となっている。火災種別ごとにとみると、建物火災によるものが大半で20件発生し、これによる死者は70人となっている（第1-26表）。このうち、住宅火災によるものは17件発生し、専用住宅での死者が54人で、全体の60.0%を占めている（第1-27表）。

第1-18表 火災種別ごとの死者発生状況

(平成5年中)

区分	計	建物火災			林野 火災	車両 火災	船舶 火災	航空機 火災	その他 火災
		全焼	半焼	部分焼					
死者数(人)	1,841	684	203	371	16	210	3	0	354
割合%	100	1,258 68.3			0.9	11.4	0.2	0.0	19.2
死者の出た火災件数(件)	1,679	586	184	352	16	190	3	0	348
割合%	100	1,122 66.8			1.0	11.3	0.2	0.0	20.7

(注) ここでは、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

第1-20表 建物構造別・死因別死者発生状況

(平成5年中)

死因別	区分								合 計	構 成 比
	一酸化炭素中毒窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺			
死者数	木造	293	331	2	21	49	696	157	853	67.8
	防火造	52	62		7	4	125	39	164	13.1
	簡易耐火造	28	19		1	2	50	17	67	5.3
	耐火造	65	37	1	3	4	110	40	150	11.9
	その他	10	11	1		1	23	1	24	1.9
計	448	460	4	32	60	1,004	254	1,258	100.0	

(単位：人、%)

(平成5年中)

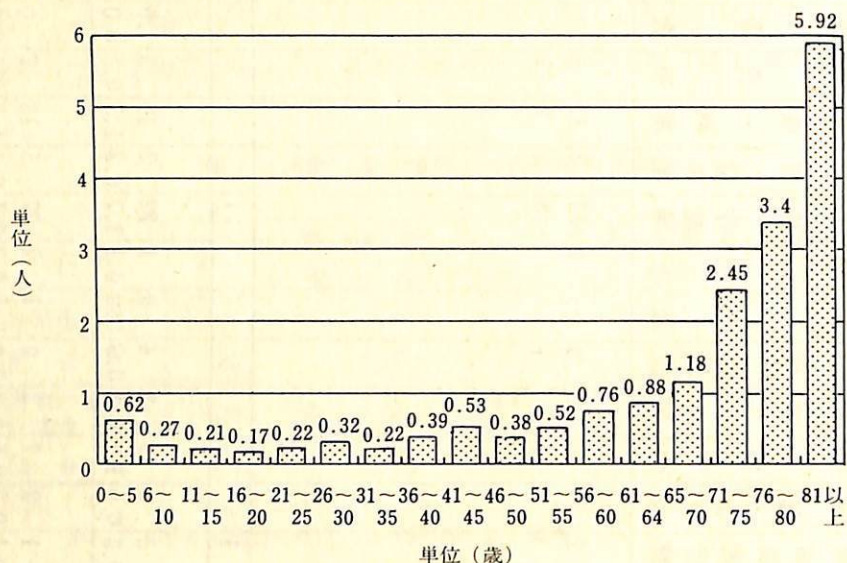
第1-19表 建物用途別及び階層別の死者の発生状況

区分	建物用途別																	計	平成4年 (割合%)									
	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	11階	13階	不明	専用住宅	併用住宅	商業店舗・待合	サービス業店舗	工場・作業場			倉庫・納屋	事務所	養畜舎	複合用途	その他				
計	3	813	614	331	33	15	9	5	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40	1,258	1,268
	(割合%)	0.2	48.8	48.8	2.6	1.2	0.7	0.4	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	3.2	100.0	100.0
平成4年	1	614	162	5	11	7	3	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	806	999	64.1
(割合%)	0.1	48.8	12.7	0.4	0.9	0.6	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.9	64.1	76.5	

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いに係わらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

第1-21図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況  
(放火自殺者を除く)

10万人当たりの死者数



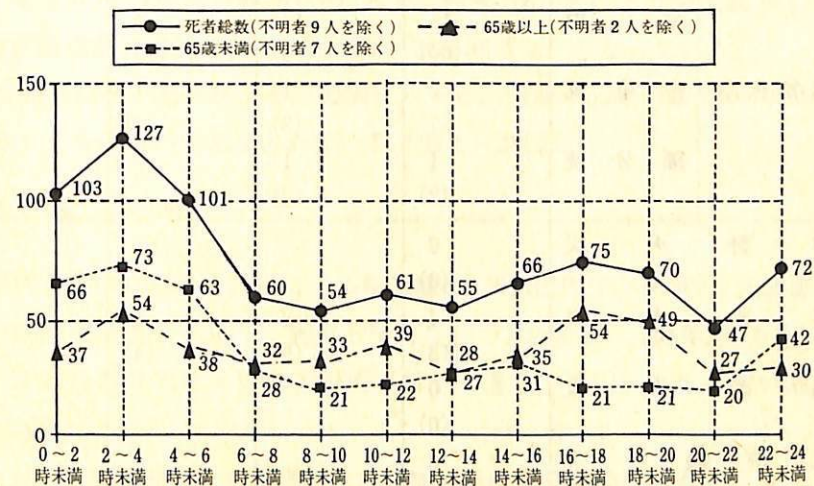
第1-22表 住宅火災の発火源別死者数

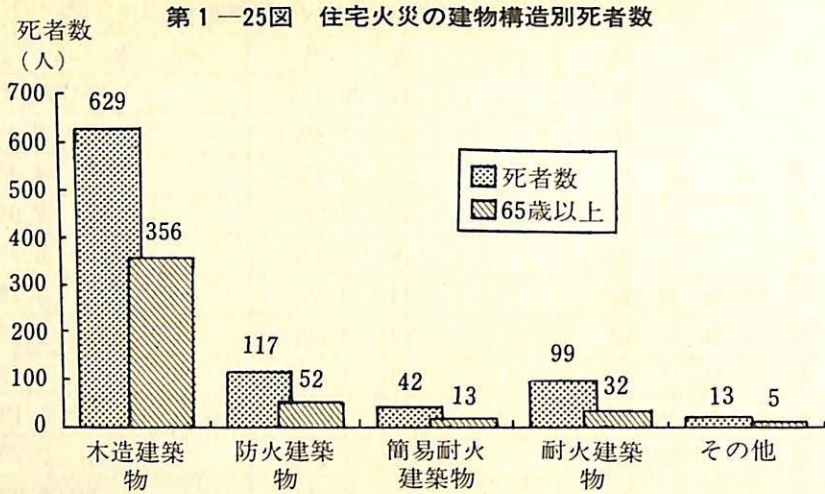
発火源	死者数	65歳以上
たばこ	211(23.4%)	94(20.5%)
暖房器具	155(17.2%)	100(21.8%)
調理器具	70(7.8%)	43(9.4%)
ライター等	59(6.6%)	21(4.6%)
ローソク	28(3.1%)	21(4.6%)
電気器具	11(1.2%)	9(2.0%)
風呂がま	8(0.9%)	3(0.7%)
その他	358(39.8%)	167(36.5%)
合計	900(100.0%)	458(100.0%)

第1-23表 住宅火災の着火物別死者数

着火物	死者数	65歳以上
ふとん類	184(20.4%)	96(21.0%)
衣類	66(7.3%)	42(9.2%)
灯油類等	38(4.2%)	20(4.4%)
屑類	56(6.2%)	32(7.0%)
紙類	48(5.3%)	26(5.7%)
内装建具類	34(3.8%)	17(3.7%)
織維類	32(3.6%)	21(4.6%)
家具類	10(1.1%)	7(1.5%)
天ぶら油類	10(1.1%)	5(1.1%)
カーテン類	12(1.3%)	3(0.7%)
ガス類	5(0.6%)	1(0.2%)
その他	405(45.0%)	188(41.0%)
合計	900(100.0%)	458(100.0%)

第1-24図 時間帯別死者数





第1-26表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況 (平成5年中)

区分	計	3人	4人	6人
計 (件)	26 (90)	18 (54)	6 (24)	2 (12)
建物火災	全焼	17 (60)	12 (36)	3 (12)
	半全焼	2 (7)	1 (3)	1 (4)
	部分焼	1 (3)	1 (3)	
林野火災	0 (0)			
車両火災	4 (13)	3 (9)	1 (4)	
船舶火災	0 (0)			
航空機火災	0 (0)			
その他の火災	2 (7)	1 (3)	1 (4)	

(注) ( ) 内は死者数を示す。

第1-27表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況 (平成5年中)

区分	出火件数 (件)	死者数							
		計	一般住宅	共同住宅	店舗	工場作業所	寄宿舍	工場・作業所	その他
			専用住宅	併用住宅					
計	20	70	48	6	3	0	6	4	3
1階	17	24	19		1			1	3
2階	2	42	27	4	2		6	3	
3階	1	1		1					
4階		1		1					
屋外		1	1						
不明		1	1						

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

(11) 放火自殺者は死者総数の35.1%

平成5年中の放火自殺者は647人で、前年(679人)より32人減少しており、死者総数に占める割合は35.1%(前年36.1%)となっている。

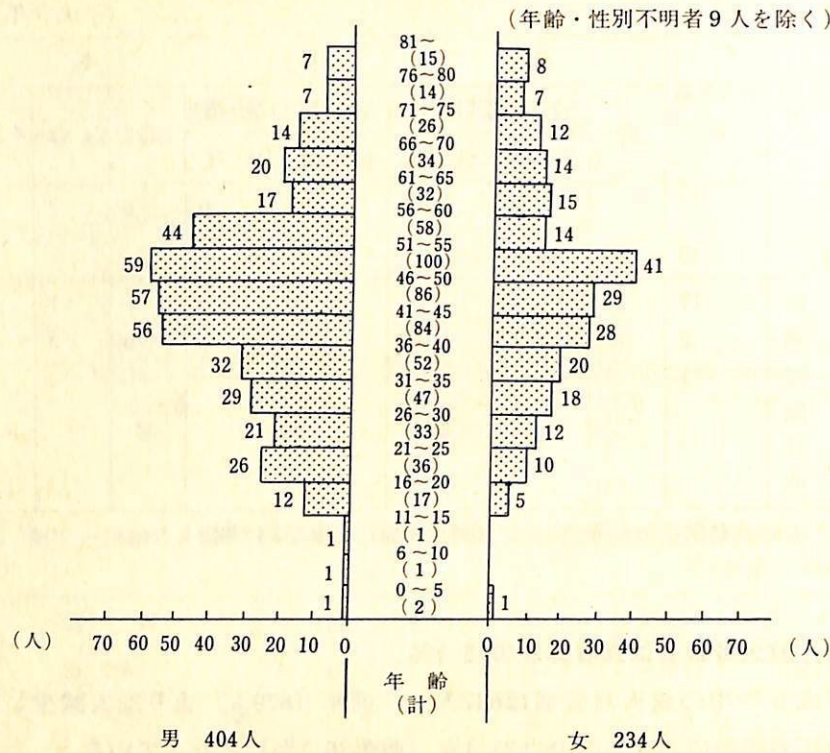
放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、51歳~55歳の階層が100人と最も多く、全体の15.5%を占めている(第1-28図)。

3 損害額

平成5年中における火災による損害額は1,635億円で、前年の1,569億円に比べ66億円増加しており、火災1件当たりでは288万円(前年286万円)、また、1日当たりでは4億5千万円(前年4億3千万円)となっている(第1-29図)。

なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の94.4%を占めている(第1-2表参照)。

第1-28図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況（平成5年中）



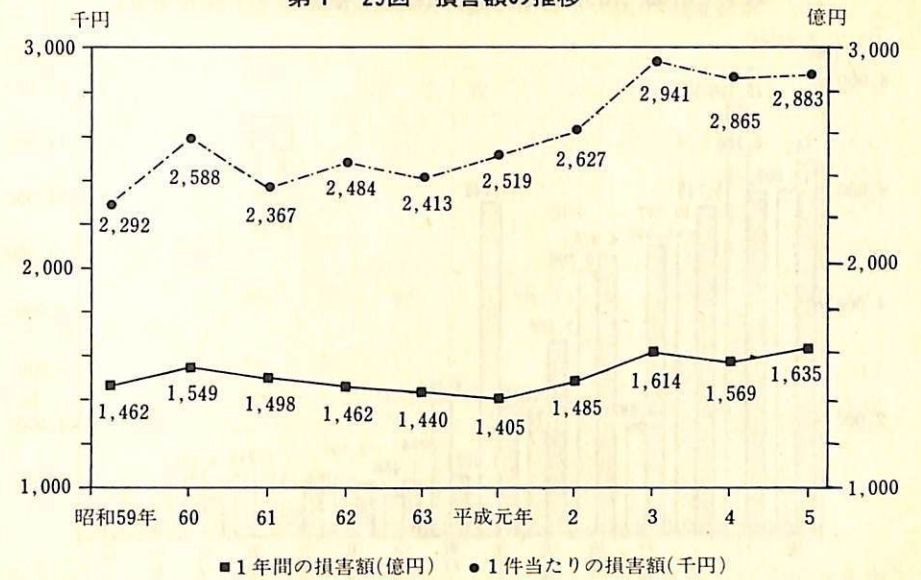
4 出火原因

総出火件数 5万6,700件のうち、失火による火災が 3万7,058件（全体の65.4%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。また、放火及び放火の疑いは、前年に比べ1,130件増加し、1万1,437件（全火災の20.2%）となっている（第1-30図）。

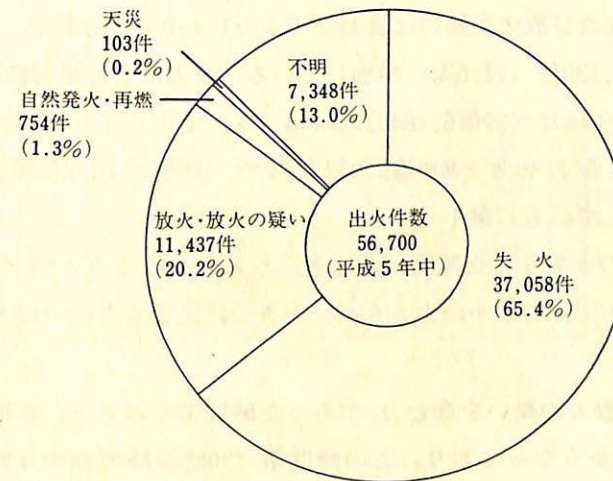
(1) 「放火」による火災が第1位、「放火の疑い」による火災は増加

放火による出火件数は6,562件で、前年に比べ839件（14.7%）増加しており、また、放火の疑いによるものは4,875件で、前年に比べ291件（6.3%）増加している（第1-31図）。

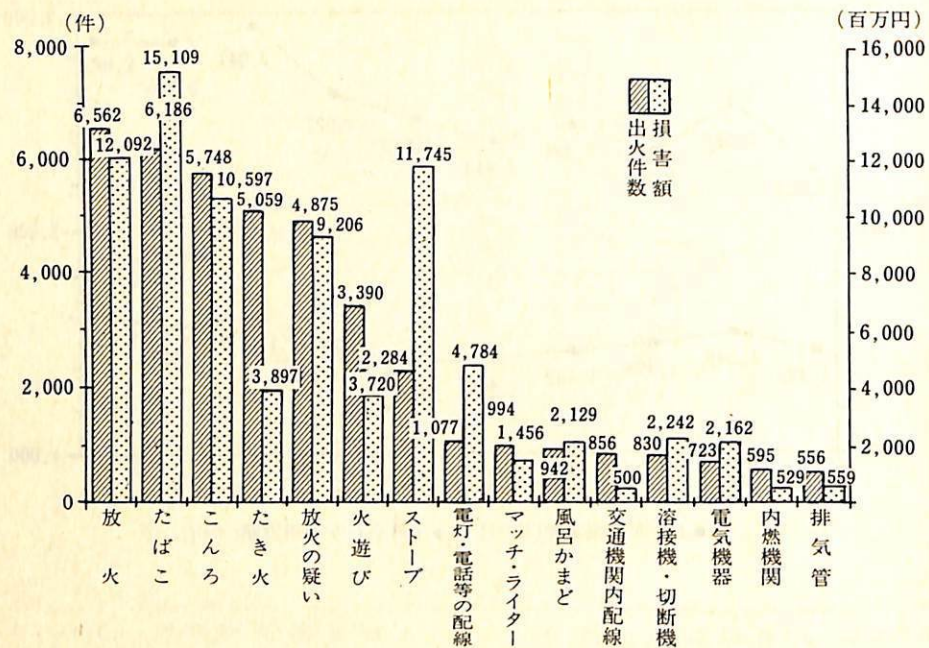
第1-29図 損害額の推移



第1-30図 出火原因別出火件数



第1-31図 出火原因別の出火件数と損害額 (平成5年中)



この結果、放火及び放火の疑いは合わせて1万1,437件 (全火災の20.2%)で、前年に比べ1,130件 (11.0%) 増加している。放火による損害額は120億9,207万円で、前年に比べ39億6,484万円 (48.8%) 増加しており、放火の疑いによるものを合わせると212億9,832万円で、前年に比べ36億900万円 (20.4%) 増加している (第1-32表)。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが3,771件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たきつけによるものの順となっている。

また、放火 (放火の疑いを含む。) があつた時間帯をみると、夜間から深夜にかけて最も多くなっており、この時間帯 (20時以降翌朝の4時までの間) で、53.5% (6,121件) を占めている (第1-33図)。

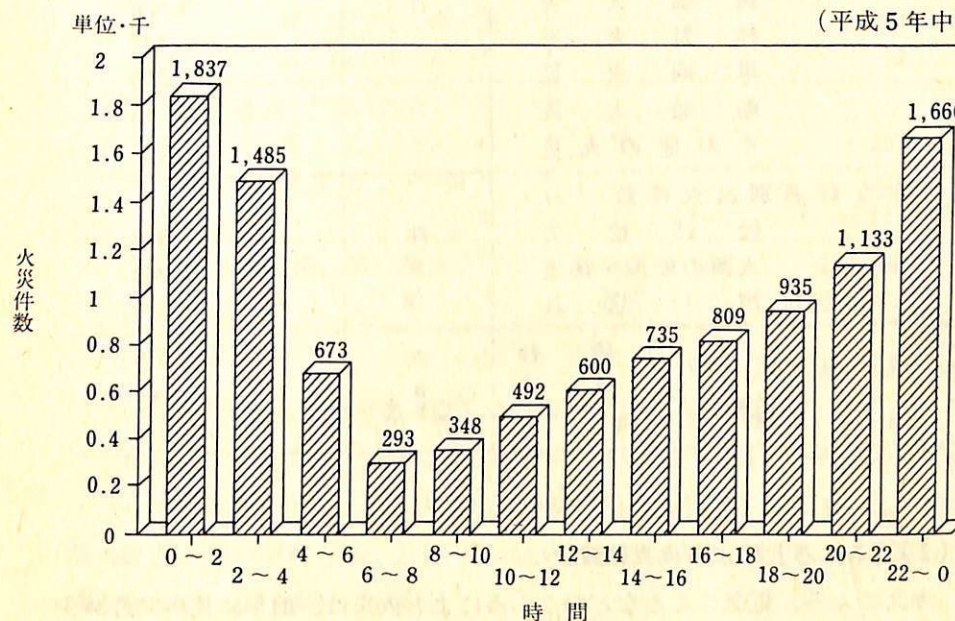
第1-32表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(平成5年中)

区分	単位	放火	放火の疑い	計
出火件数	件	6,562	4,875	11,437
うちライターによるもの		2,217	1,554	3,771
マッチによるもの		501	152	653
たきつけによるもの		54	148	202
焼損面積				
建物	m <sup>2</sup>	88,365	75,122	163,487
林野	a	511	3,103	3,614
損害額	万円	1,209,207	920,625	2,129,832

第1-33図 放火及び放火の疑いによる火災出火時刻別件数

(平成5年中)



(2) 「たばこ」による火災は減少

たばこによる火災は、前年に比べ11件減少し6,186件で、全火災の10.9%を占めている。

たばこによる火災の主な経過別出火状況をみると、投げ捨てによるものが最も多く3,348件、次いで火源の転倒・落下、消し忘れの順となっている。

また、たばこが原因の火災による損害額は、前年に比べ25億4,033万円増加して151億893万円となっている（第1-34表）。

第1-34表 たばこによる火災の損害状況

(平成5年中)

区 分	単 位	た ば こ
出 火 件 数		6,186
うち 建物火災	件	3,636
林野火災		487
車両火災		306
船舶火災		5
その他の火災		1,752
主な経過別出火件数		
投げ捨て	件	3,348
火源の転倒・落下		1,363
消し忘れ		398
焼 損 面 積 { 建物	m <sup>2</sup>	132,516
損 害 額 { 林野	a	32,906
	万 円	1,510,893

(3) 「こんろ」による火災は減少

ガスこんろ、電気こんろなどのこんろによる火災は、前年に比べ30件減少し、5,748件（全火災の10.1%）となっている。こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く5,363件で、全体の93.3%と大半を占めている。こんろによる火災の主な経過別出火状況をみると、78.2%に当たる4,497件が消し忘れによるものである。

また、こんろが原因の火災による損害額は、前年に比べ3億5,063万円（3.2%）減少し、105億9,672万円となっている（第1-35表）。

第1-35表 こんろによる火災の損害状況

(平成5年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	5,748
うち 建物火災		5,686
林野火災		0
車両火災		31
船舶火災		0
その他の火災		31
出 火 件 数	件	
うち ガスこんろ		5,363
電気こんろ		237
石油こんろ		77
主な経過別出火件数		
消し忘れ	件	4,497
使用方法の誤り		222
ふく射		147
建物焼損面積	m <sup>2</sup>	122,568
損害額	万円	1,059,672

(4) 「たき火」及び「火あそび」による火災はともに増加

たき火による火災は、前年に比べ266件増加して5,059件（全火災の8.9%）となっている。たき火による火災の主な経過別出火状況をみると、火の粉の飛火によるものが最も多く2,117件、次いでたき火の延焼拡大、消し忘れの順となっている（第1-36表）。

次に、火あそびによる火災は、前年に比べ369件（12.2%）増加して3,390件（全火災の6.0%）となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く1,534件、次いで、マッチ、花火の順となっている。

これらが原因の火災による損害額は、たき火によるものが前年に比べ3億5,569万円(10.0%)増加し、38億9,715万円となっており、火遊びによるものが前年に比べ3億1,957万円(7.9%)減少して、37億1,955万円となっている。

第1-36表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況

(平成5年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	5,059	3,390
主な経過(発火源)別		火の粉の飛火 2,117	ライター 1,534
	件	たき火の延焼拡大 1,519	マッチ 686
出 火 件 数		消し忘れ 589	花火 122
焼損面積	建 物	m <sup>2</sup>	54,383
	林 野	a	6,592
損 害 額	万 円	389,715	371,955

(5) 「ストーブ」による火災は増加

ストーブによる火災は、前年に比べ81件増加して2,284件発生している。ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,548件で、ストーブによる火災の67.8%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが621件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

また、ストーブが原因の火災による損害額は、前年に比べ2億5,526万円(2.1%)減少して117億4,532万円となっている(第1-37表)。

(6) 着火物は「枯草」が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは、枯草で全体の12.1%を占め、最も多くなっている(第1-38表)。

第1-37表 ストーブによる火災の損害状況

(平成5年中)

区 分	単 位	ス ト ー ブ
出 火 件 数		2,284
うち 石油ストーブ	件	1,548
電気ストーブ		533
ガスストーブ		94
まきストーブ		102
石炭ストーブ		7
主な経過別出火件数		
可燃物の接触・落下	件	621
引火・ふく射		510
使用方法の誤り		309
消し忘れ		116
調整不良		105
建 物 焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	134,043
損 害 額	万 円	1,174,532

第1-38表 主な着火物別出火件数

(平成5年中)

着 火 物	平 成 5 年		平 成 4 年	
	出火件数 (件)	総出火件数に 占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に 占める割合 (%)
枯 草	6,884	12.1	5,931	10.8
動 植 物 油	4,588	8.1	4,651	8.5
合成樹脂・成形品	3,392	6.0	3,061	5.6
紙くず・わらくず	3,336	5.9	3,183	5.8
袋・紙製品	3,324	5.9	3,077	5.6
寝 具	2,729	4.8	2,754	5.0
ガ ソ リ ン	2,155	3.8	1,997	3.6
織 維 製 品	1,960	3.5	1,825	3.3
電 線 被 類	1,551	2.7	1,466	2.7
衣 類	1,359	2.4	1,336	2.4

(注) 着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

### 5 火災種別ごとの状況

#### (1) 建物火災

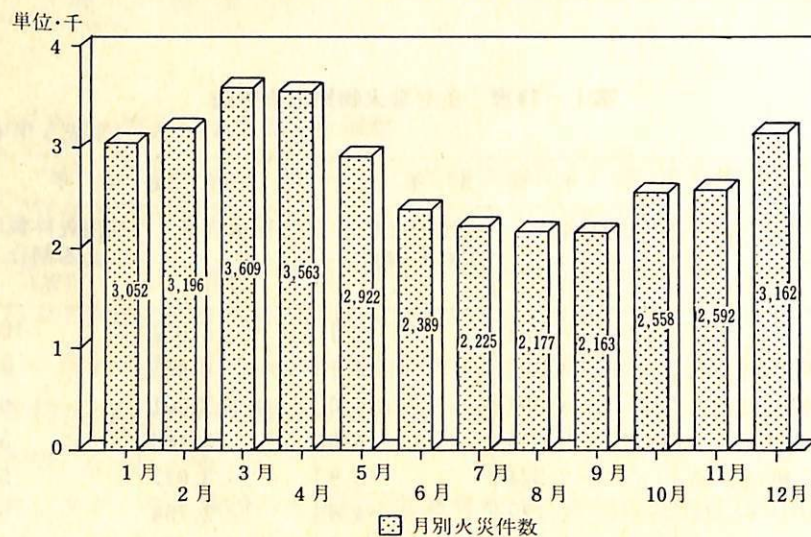
最近の10年間、建物火災の出火件数は、多少の増減はあるものの、おおむね3万3,000件から3万8,000件程度で、平成元年からは減少傾向にあり、平成5年の建物火災は3万3,608件で最近のピークである昭和59年の3万8,254件に比べ12.1%減少している(第1-5表)。

#### ア 建物火災は1日に92件、16分ごとに1件

これを1日当たりの出火件数でみると92件となり、16分に1件の割合で出火していることになる。

次に、月別の出火件数をみると、冬季から春先にかけて多く発生している(第1-39図)。

第1-39図 建物火災の月別火災件数



#### イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、居住建物の出火件数が

1万7,007件で最も多く、全体の半数以上(50.6%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている(第1-40表)。

第1-40表 建物火災の火元建物用途別の損害状況

用途別	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
	平成5年 (件)	平成4年 (件)	増減率 (%)		
居 住	17,007	16,994	0.1	663,078	55,213
工 場 ・ 作 業 場	3,320	3,448	△ 3.7	309,358	32,964
倉 庫	2,918	2,880	1.3	241,127	18,514
飲 食 店	1,222	1,183	3.3	33,584	4,747
事 務 所	907	908	△ 0.1	31,713	4,535
車 庫	348	347	0.3	10,518	936
学 校	327	332	△ 1.5	8,997	447
旅 館 ・ ホ テ ル	300	267	12.4	14,410	1,089
百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	266	250	6.4	12,408	1,718
神 社 ・ 寺 院	250	206	21.4	17,961	3,361
養 畜 舎	224	244	△ 8.2	49,136	1,370
病 院 ・ 診 療 所	162	174	△ 6.9	3,391	690
劇 場 ・ 興 業 場	110	100	10.0	8,625	1,711
官 公 署	94	95	△ 1.1	1,526	96
福 祉 ・ 保 険 施 設	83	91	△ 8.8	3,496	982
浴 場	42	37	13.5	1,502	100
そ の 他	6,028	5,976	0.9	254,622	25,643
計	33,608	33,532	0.2	1,665,452	154,116

#### ウ 木造建物の火災が50.6%

建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物から出火した件数は1万7,005件で建物出火件数の50.6%を占め、次いで、耐火造建物、防火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の25.4%(4件のうち1件)が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易

耐火造建物、耐火造建物の順となっている。

また、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、全建物火災平均は49.6㎡となっている（第1-41表）。

第1-41表 火元建物の構造別損害状況

年別 構造別	出火件数				平成5年				
	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	出火件数	延焼率(%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積(㎡)	1件当たり損害額(千円)
木造	18,593	17,849	17,433	17,179	17,005	25.4	25,760	65.7	4,680
耐火造	5,517	5,823	5,973	5,898	6,301	2.6	6,508	9.7	2,387
防火造	4,999	4,869	4,738	4,427	4,314	14.7	5,730	32.2	4,091
簡易耐火造	3,799	3,916	3,878	3,753	3,659	10.8	4,281	57.7	8,152
その他・不明	2,278	2,311	2,241	2,275	2,329	39.7	3,308	60.6	5,157
全建物火災	35,186	34,768	34,263	33,532	33,608	19.1	45,587	49.6	4,586

エ 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が1万9,558件で全体の58.2%を、焼損面積50㎡未満の出火件数が2万5,449件で全体の75.7%をそれぞれ占めており、建物火災の過半数は小火災であることが伺える（第1-42表）。

オ 建物火災はこんろによるものが多い

建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが5,686件（全体の16.9%）と最も多く、次いで、たばこ（3,636件）、放火（3,280件）、放火の疑い（2,315件）の順となっている（第1-43図）。

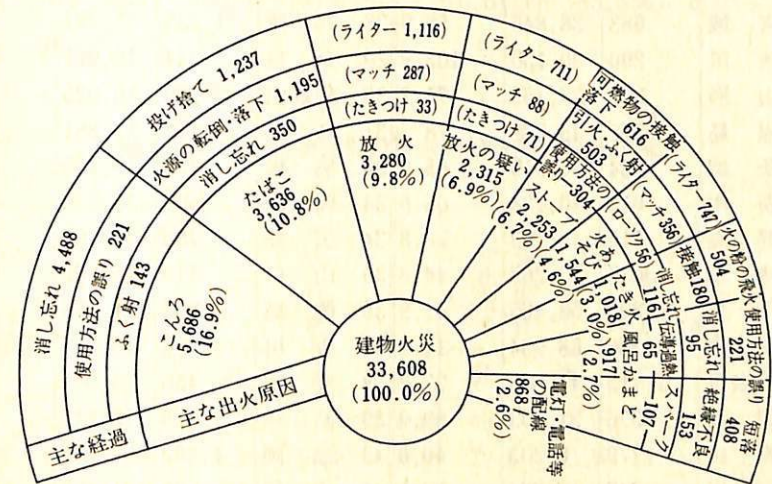
主な経過をみると、こんろによる火災5,686件のうち4,488件（78.9%）は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが221件、ふく射によるものが143件となっている。たばこによる火災では、不適当なところに捨てたもの1,237件（34.0%）、火源の転倒・落下によるもの

第1-42表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

（平成5年中）

損害額（万円）	出火件数	焼損面積（㎡）	出火件数
10未満	14,728	50未満	25,449
10～50 "	4,830	50～100 "	3,091
50～100 "	2,145	100～200 "	3,043
100～500 "	5,680	200～300 "	1,010
500～1,000 "	2,635	300～500 "	634
1,000～2,000 "	1,967	500～1,000 "	287
2,000～3,000 "	716	1,000～2,000 "	66
3,000～5,000 "	482	2,000～3,000 "	18
5,000以上	425	3,000以上	10
計	33,608	計	33,608

第1-43図 建物火災の主な出火原因と経過（平成5年中）



1,195件（32.9%）、消し忘れによるもの350件（9.6%）となっている。

また、こんろによる建物火災の着火物としては、動植物油（天プラ油等）による火災が4,326件で、こんろによる建物火災の76.1%と大半を占めている。

カ 3DKの住宅約2万5,700戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年に比べ2万2,688㎡(1.3%)減少して166万8,483㎡となった。この面積は3DK(65㎡)の住宅が2万5,669戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で11万3,257㎡、次いで、大阪府、埼玉県、愛知県の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の7,618㎡で、次いで、富山県、鳥取県、福井県、徳島県の順となっている(第1-44表)。

第1-44表 建物火災1件当たりの焼損面積

(平成5年中)

都道府県	建物火災(件)	建物焼損面積(㎡)	1件当たりの焼損面積(㎡)	都道府県	建物火災(件)	建物焼損面積(㎡)	1件当たりの焼損面積(㎡)
1 北海道	1,622	113,257	69.8	25 滋賀	297	15,331	51.6
2 青森	437	40,357	92.4	26 京都	431	25,682	59.6
3 岩手	320	34,121	106.6	27 大阪	2,644	76,772	29.0
4 宮城	683	38,845	56.9	28 兵庫	1,535	57,727	37.6
5 秋田	290	30,130	103.9	29 奈良	244	19,971	81.8
6 山形	323	23,155	71.7	30 和歌山	206	16,025	77.8
7 福島	578	45,238	78.3	31 鳥取	172	11,881	69.1
8 茨城	864	56,919	65.9	32 島根	226	19,455	86.1
9 栃木	612	40,128	65.6	33 岡山	525	33,245	63.3
10 群馬	510	40,193	78.8	34 広島	786	28,102	35.8
11 埼玉	1,635	73,263	44.8	35 山口	410	26,665	65.0
12 千葉	1,395	58,465	41.9	36 徳島	252	14,478	57.5
13 東京	3,989	58,984	14.8	37 香川	260	18,084	69.6
14 神奈川	1,715	47,585	27.7	38 愛媛	450	25,561	56.8
15 新潟	576	51,803	89.9	39 高知	279	16,711	59.9
16 富山	179	8,233	46.0	40 福岡	1,462	67,958	46.5
17 石川	246	16,964	69.0	41 佐賀	239	21,459	89.8
18 福井	185	13,153	71.1	42 長崎	416	17,908	43.0
19 山梨	220	14,604	66.4	43 熊本	508	39,384	77.5
20 長野	598	39,525	66.1	44 大分	339	19,839	58.5
21 岐阜	602	32,894	54.6	45 宮崎	365	21,243	58.2
22 静岡	979	50,615	51.7	46 鹿児島	581	42,044	72.4
23 愛知	1,734	69,322	40.0	47 沖縄	244	7,618	31.2
24 三重	445	27,587	62.0	計	33,608	1,668,483	49.6

キ 1件当たりの焼損面積は49.6㎡

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、全国平均は49.6㎡で前年に比べ0.8㎡(1.6%)減少している。全国平均を上回るのは、岩手県の106.6㎡を最高に、秋田県103.9㎡、青森県の92.4㎡など35道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の14.8㎡を最低に、神奈川県27.7㎡、大阪府29.0㎡、沖縄県の31.2㎡、広島県の35.8㎡など12道府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している(第1-44表)。

ク 建物火災の4割は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万9,303件(建物火災の57.4%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは7,222件(放水した建物火災の37.4%)、10分以内のものは1万6,512件(85.5%)となっている(第1-45表)。

第1-45表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(平成5年中)

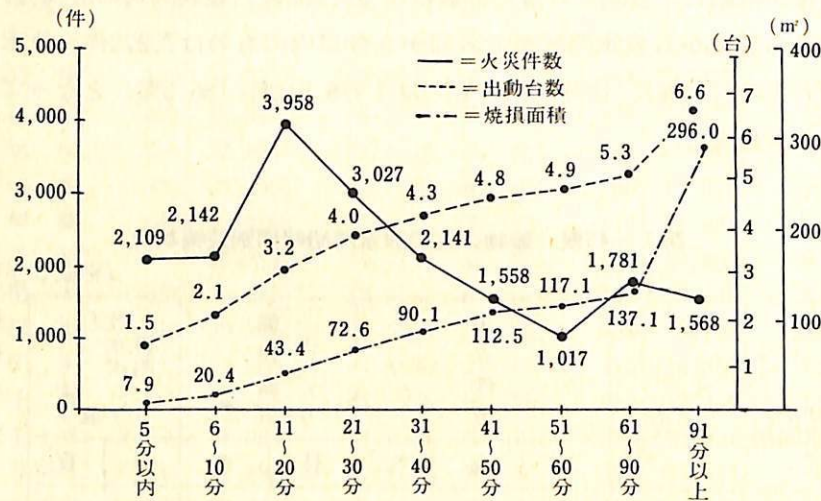
区分 覚知から放水開始まで 昼夜別	出火件数			焼損面積(㎡)		一放台 件水 当ボ たり ン プ数(台)		延焼率(%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	7,222	4,132	3,090	65.1	77.8	3.5	3.7	30.3
5~10 "	9,290	5,232	4,058	72.6	102.9	3.7	4.2	31.0
11~15 "	1,855	1,044	811	100.3	128.1	4.1	4.1	29.0
16~20 "	526	269	257	142.0	120.5	4.0	4.3	30.8
21分以上	410	201	209	111.9	179.1	3.4	3.7	31.2
放水した建物火災	19,303	10,878	8,425	74.9	98.6	3.7	4.0	30.6
全建物火災 (放水しなかった 火災を含む。)	33,608			49.6		2.2		19.1

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積をほとんど上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

ケ 建物火災の58.2%は放水開始後30分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後11分から20分までのものが3,958件で最も多く、30分以内に鎮火した件数は1万1,236件で放水した建物火災の58.2%となっている(第1-46図)。

第1-46図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況(平成5年中)



(2) 林野火災

平成5年中の林野火災の出火件数は3,191件で、前年に比べ929件(41.1%)増加した。焼損面積は3,260haで前年より937ha(40.3%)増加しており、林野火災の損害額も28億6,377万円で前年より25億4,253万円(792.2%)増加している。また、平成5年中の林野火災による死者は16人で、前年より4人減少している。

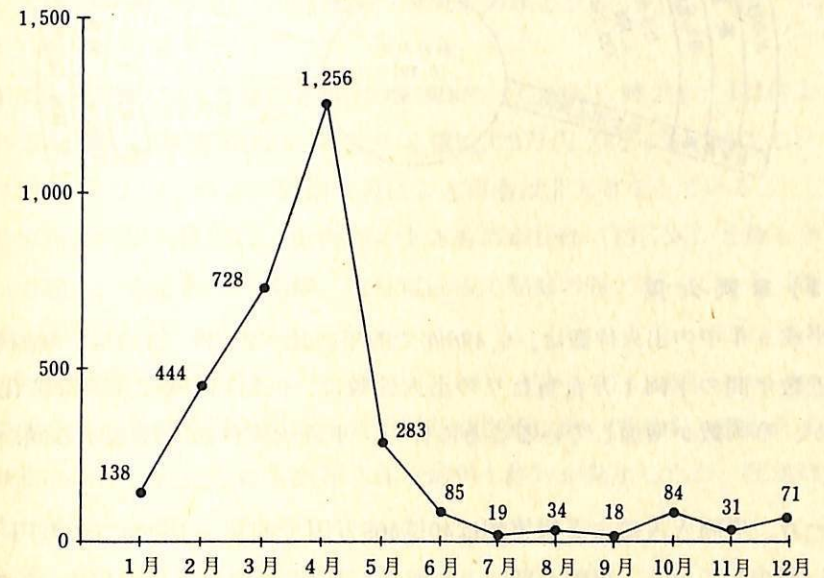
都道府県別の焼損面積をみると、高知県が508haで最も大きく、次いで広島県、福岡県、岡山県、愛媛県の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、その発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、平成5年中は3月及び4月に多く発生し、この2か月で1,984件と、全林野火災の62.2%を占めている(第1-47図)。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となることが多く、入山者のたき火の不始末やたき火の飛び火により、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、3,153件で全体の98.8%を占めている(第1-48表)。

林野火災の出火件数は、たき火によるものが1,188件で全体の37.2%を占め最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火(疑いを含む)の順となっている(第1-49図)。

第1-47図 林野火災の月別出火件数(平成5年中)



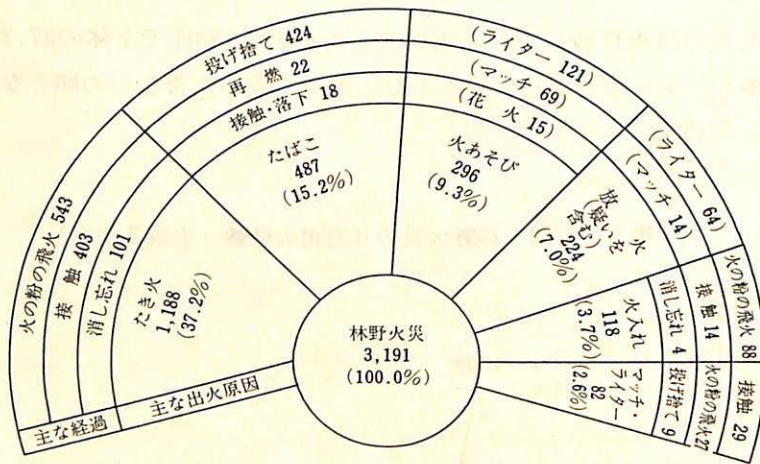
第1-48表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成5年中)

焼損面積 区分	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数(件)	3,153	9	10	5	1	13	3,191
焼損面積(ha)	998	121	233	174	47	1,686	3,260
損害額(千円)	465,260	22,988	155,175	371,856	32,033	1,816,460	2,863,772

(注) 焼損面積は、単位未満を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

第1-49図 林野火災の主な出火原因と経過 (平成5年中)

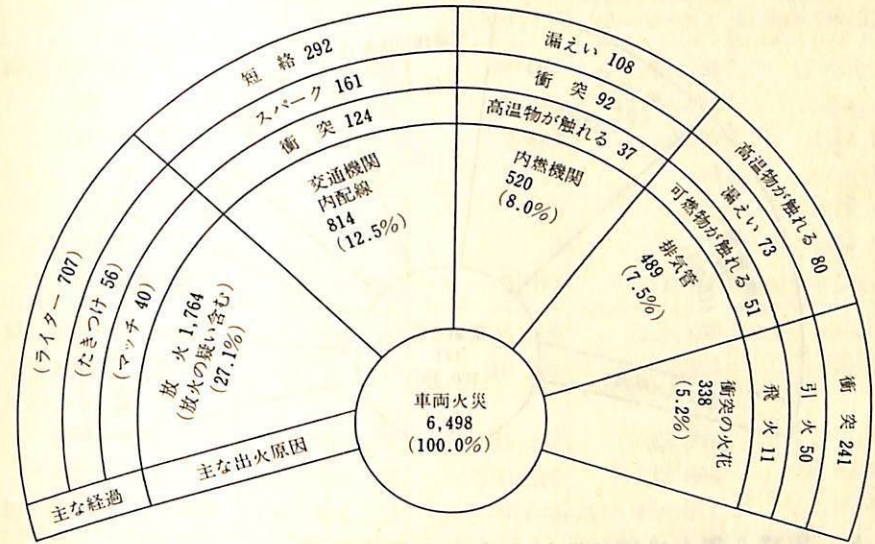


(3) 車両火災

平成5年中の出火件数は、6,498件で前年に比べ217件(3.5%)増加した。最近数年間の車両1万台当たりの出火件数は、0.8件程度で大きな変化はないが、車両数が増加していることに伴い、車両火災件数も増加する傾向にある。

一方、車両火災による損害額は40億469万円で前年と比べ4,792万円(1.2%)減少しており、車両火災による死者も210人で前年に比べ17人(7.5%)

第1-50図 車両火災の主な出火原因と経過 (平成5年中)



減少している。

車両火災の出火原因は、放火によるものが1,764件(27.1%)と最も多く、次いで交通機関内配線、内燃機関、排気管の順となっている(第1-50図)。

(4) 船舶火災

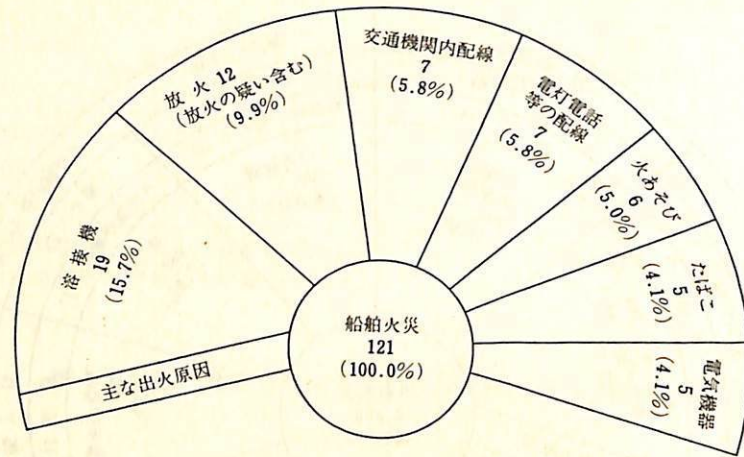
平成5年中の出火件数は前年に比べ18件(12.9%)減少し、121件となっている。また、損害額は前年より6億9,322万円(66.4%)減少し、3億5,111万円となっている。船舶火災による死者は3人となっている。

船舶火災の出火原因は、溶接機によるものが19件(15.7%)と最も多く、次いで放火、交通機関内配線、電灯電話等の配線の順となっている(第1-51図)。

(5) 航空機火災

平成5年中の航空機火災は、岩手県花巻空港において日本エアシステム機が着陸に失敗、炎上した事故等2件(前年1件)が発生したが、死者はなかった(第7-7図)。

第1-51図 船舶火災の主な出火原因 (平成5年中)



### 6 平成6年上半期における火災の発生状況

平成6年上半期における火災の概況をみると、前年同期に比べ、総出火件数、焼損棟数、り災世帯数、損害額は減少している (第1-52表)。

### 7 外国の火災状況

1992年 (平成4年) における諸外国の火災状況をみると、出火件数、死者数及び損害額については、アメリカが圧倒的に多い。日本は、出火件数についてはアメリカ、イギリス、イタリア、デンマーク、死者数については、アメリカに次いで多く、損害額については、アメリカ、イギリスに次いで多い。

また、建物火災の発生状況をみると、日本、大韓民国のアジア2か国では、火災の大半を建物火災が占めているのに対し、欧米諸国やニュージーランドでは、建物火災は火災全体の半分以下の発生状況となっている (第1-53表)。

次に、これらの数値を出火率 (人口1万人当たりの出火件数) 等で比較してみると、出火率についてはデンマークの125.7を最高に、欧米各国とニュ

第1-52表 平成6年上半期における火災の発生状況 (概数)

区分	平成6年	平成5年	対前年増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)*100(%)				
	上半期(A)	同期(B)						
総出火件数 (件)	31,336	34,067	△2,731	△8.0				
建物火災	17,945	18,756	△811	△4.3				
林野火災	2,241	2,948	△707	△24.0				
車両火災	3,209	3,222	△13	△0.4				
船舶火災	50	62	△12	△19.4				
航空機火災	4	2	2	100.0				
その他の火災	7,887	9,077	△1,190	△13.1				
焼損棟数 (棟)	24,750	25,906	△1,156	△4.5				
り災世帯数 (世帯)	17,437	18,362	△925	△5.0				
焼損面積								
建物 (m <sup>2</sup> )	1,032,448	1,003,482	28,966	2.9				
林野 (a)	94,761	320,225	△225,464	△70.4				
損害額 (千円)	80,952,975	96,109,646	△15,156,671	△15.8				
死傷者の内訳 (人)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
計	1,135	3,628	1,101	4,067	34	△439	3.1	△10.8
(放火自殺者数)	366	—	394	—	△28	—	△7.1	—
建物	827	3,130	789	3,473	38	△343	4.8	△9.9
林野	9	95	12	140	△3	△45	△25.0	△32.1
車両	118	123	104	130	14	△7	13.5	△5.4
船舶	0	6	1	5	△1	1	△100.0	20.0
航空機	1	12	0	26	1	△14	皆増	△53.9
その他	180	262	195	293	△15	△31	△7.7	△10.6

ージーランドが高い数値を示し、日本、大韓民国のアジア2か国は低い。人口100万人当たりの死者数では、日本は15.2人となっており、アメリカの18.5人が最も高く、イタリアが3.5人と最も少ない。火災1,000件当たりの死者数では、日本34.4人、大韓民国29.2人とアジアの2か国が多く、欧米の各国は少ないという結果となっている。火災1件当たりの損害額については、日本は286万5千円で最も高く、建物火災1件当たりの損害額でもノルウェーの1,315万1千円に次いで高い。

各国の火災統計上の火災の定義や取扱い方等及び経済状況の相違によって

第1-53表 1992年の諸外国の火災状況

国名	出火件数	出火率 人口1 万人当 たりの 出火件 数	死者数	人口100 万人当 たりの死者 数	火災 1,000件 当たりの 死者数	損害額 (億円)	火災1件 当たりの 損害額 (千円)
日本	54,762 (33,532)	4.4 (2.7)	1,882 (1,268)	15.2 (10.3)	34.4 (37.8)	1,569 (1,496)	2,865 (4,462)
アメリカ	1,964,500 (637,500)	77.0 (25.0)	4,730 (3,940)	18.5 (15.4)	2.4 (6.2)	10,506 (8,811)	535 (1,382)
イギリス	425,804 (118,707)	73.6 (20.5)	807 (666)	13.9 (11.5)	1.9 (5.6)	1,889 (-)	444 (-)
イタリア	160,996 (23,525)	28.4 (4.1)	198 (-)	3.5 (-)	1.2 (-)	- (-)	- (-)
大韓民国	17,458 (12,258)	4.0 (2.8)	510 (465)	11.7 (10.7)	29.2 (37.9)	84 (70)	483 (574)
ニュージーランド	21,821 (4,496)	64.0 (13.2)	31 (28)	9.1 (8.2)	1.4 (6.2)	- (-)	- (-)
ノルウェー	12,039 (2,763)	28.1 (6.4)	72 (65)	16.8 (15.2)	6.0 (23.5)	390 (363)	3,242 (13,151)
デンマーク	64,972 (31,560)	125.7 (61.0)	87 (79)	16.8 (15.3)	1.3 (2.5)	400 (248)	615 (786)

(注) 1 ( ) 内の数値は、建物火災についての数値を示す。  
 2 資料については、外国政府等の協力による。  
 3 損害額は、日本銀行の資料(各国の為替相場)に基づき算定した。

一概には言えないが、日本は、これらの諸外国に比べて、出火率が低いことから、国民の防火に関する意識が高いことがわかる。しかし、一旦火災が発生すると、建物構造、都市環境、地勢等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高くなり、損害額が大きくなることがかがえる。

なお、1993年の世界主要都市の火災状況は、附属資料29のとおりである。

[火災予防行政の現況]

1 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して防火管理者を選任し、一定の防火管理上必要な業務を行わせるべきことを義務付けている。

防火対象物の管理について権原を有する者が、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、防火管理者が消防用設備の維持管理、火気の取扱方法、階段・廊下等の避難施設の維持管理、火災発生に対応する消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画を作成して実行し、防火対象物の安全を図ることとしている。

平成6年3月31日現在において、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に90万3,602件あり、そのうち73.7%に当たる66万5,595件が防火管理者を選任し、その旨消防機関に届出されている。しかしながら、23万8,007件の防火対象物は防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の管理について権原を有する者に対して、消防機関が命令・指導を行い、是正に努めている。また、防火管理者が自らの事業所の適正な防火管理業務を遂行するために、最初に着手しなければならない消防計画の作成及び消防機関への届出を行っている防火対象物は56万9,094件で全体の63.0%の状況となっている(第1-54表)。

(2) 共同防火管理者

消防法では高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街(建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの)、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の防火安全を図ることとしている。

第 1 - 54 表 全国の防火管理実施状況

(平成 6. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し		消防計画書を作成して いる防火 対象物数	
			防火管理 対象物数	選任率(%)	対象物数	作成率(%)
(一)	イ 劇場等	2,612	2,277	87.2	2,099	80.4
	ロ 公会堂等	49,532	33,778	68.2	28,206	56.9
(二)	イ キャバレー等	1,272	699	55.0	506	39.8
	ロ 遊技場等	14,495	10,401	71.8	8,662	59.8
(三)	イ 料理店等	5,575	4,526	81.2	3,611	64.8
	ロ 飲食店	56,356	38,966	69.1	31,423	55.8
(四)	イ 百貨店等	78,429	53,262	67.9	45,872	58.5
	ロ 旅館等	54,130	48,770	90.1	45,336	83.8
(五)	イ 共同住宅等	125,466	83,416	66.5	68,581	54.7
	ロ 病院等	23,752	21,353	89.9	20,074	84.5
(六)	イ 社会福祉施設等	35,086	33,394	95.2	32,310	92.1
	ロ 幼稚園等	14,571	13,859	95.1	13,242	90.9
(七)	イ 学校	45,904	43,719	95.2	42,312	92.2
	ロ 図書館等	3,478	2,799	80.5	2,537	72.9
(八)	イ 特殊浴場	1,338	1,095	81.8	994	74.3
	ロ 一般浴場	5,261	4,634	88.1	4,188	79.6
(九)	イ 停車場	740	590	79.7	506	68.4
(十)	イ 神社・寺院等	19,861	14,397	72.5	11,577	58.3
	ロ 工場等	47,720	39,978	83.8	34,141	71.5
(十一)	イ テレビスタジオ等	86	80	93.0	74	86.0
	ロ 駐車場等	1,147	871	75.9	771	67.2
(十二)	イ 航空機格納庫等	58	39	67.2	37	63.8
	ロ 倉庫	5,792	3,997	69.0	3,335	57.6
(十三)	イ 事務所等	85,969	66,646	77.5	56,565	65.8
	ロ 特定複合用途 防火対象物	192,042	119,603 (137,555)	62.3 (71.6)	93,966 (109,582)	48.9 (57.1)
(十四)	イ 一般複合用途 防火対象物	31,924	21,606 (24,918)	67.7 (78.1)	17,422 (19,606)	54.6 (61.4)
	ロ 地下街	62	51	82.3	46	74.2
(十五)	イ 文化財	944	789	83.6	701	74.3
(十六)	ロ 計	903,602	665,595	73.7	569,094	63.0

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第 1 による区分であり、施設の名  
称はその例示である (以下の表について同じ)。  
2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の  
選任又は消防計画書の作成をしている場合のみ計上している。( ) 内は、部  
分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

平成 6 年 3 月 31 日現在の全国の共同防火管理実施状況をみると、地下街、  
準地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。  
このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際  
に的確な対応が期待できないので、消防機関は、これらの管理権原者に対し  
て、積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている (第 1 - 55  
表)。

第 1 - 55 表 全国の共同防火管理実施状況

(平成 6. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火対象物数	協議事項届出数	届出率 (%)
(一)	イ 劇場等	12	10	83.3
	ロ 公会堂等	58	22	37.9
(二)	イ キャバレー等	47	22	46.8
	ロ 遊技場等	64	29	45.3
(三)	イ 料理店等	201	115	57.2
	ロ 飲食店	1,864	830	44.5
(四)	イ 百貨店等	420	241	57.4
(五)	イ 旅館等	114	63	55.3
(六)	イ 病院等	35	16	45.7
	ロ 社会福祉施設等	57	18	31.6
(七)	イ 幼稚園等	17	2	11.8
	ロ 特殊浴場	20	14	70.0
(八)	イ 特定複合用途 防火対象物	56,236	29,681	52.8
	ロ 一般複合用途 防火対象物	8,475	4,602	54.3
(九)	イ 地下街	73	56	76.7
(十)	イ 準地下街	6	6	100.0
(十一)	イ 高層建築物	4,303	2,180	50.7
	ロ 計	72,002	37,907	52.6

第1-56表 防火対象物数 (平成6. 3. 31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	
全 国	3,466	54,119	1,705	16,126	6,959	63,840	107,737	86,109	762,971	53,359	
13 大都市	430	3,578	261	2,453	961	10,241	12,804	7,382	257,332	7,862	
割合 (%)	12.4	6.6	15.3	15.2	13.8	16.0	11.9	8.6	33.7	14.7	
防火対象物の区分	(六)		(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		
	社会福祉施設等	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	
全 国	44,140	20,472	127,235	4,931	1,569	8,042	3,508	46,106	514,949	298	
13 大都市	4,526	3,435	20,712	543	649	2,950	1,171	7,851	61,199	132	
割合 (%)	10.3	16.8	16.3	11.0	41.4	36.7	33.4	17.0	11.9	44.3	
防火対象物の区分	(十三)		(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)		
	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	計	
全 国	32,212	527	286,818	356,429	324,982	258,632	63	7	5,835	3,194,559	
13 大都市	8,276	67	42,375	98,004	109,218	152,880	47	4	967	818,153	
割合 (%)	25.7	12.7	14.8	27.5	33.6	59.1	74.6	57.1	16.6	25.6	

(注) 消防法施行令別表第一(一)項から(十六の三)項に掲げるもので、延べ面積150㎡以上のもの並びに(十七)項及び(十八)項に掲げるもの。

## 2 消防用設備等の規制

### (1) 防火対象物の実態

平成6年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(十六の三)項に掲げるもので、延べ面積150㎡以上のもの並びに(十七)項及び(十八)項に掲げるもの。第1-56表において同じ。)は319万4,559件である。また、13大都市の防火対象物は81万8,693件で、全国の防火対象物数の25.6%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(74.6%)、一般複合用途防火対象物(59.1%)、準地下街(57.1%)等である(第1-56表)。

地下街及び準地下街については、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難であるうえ、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高いことから、消防庁をはじめとする5省庁により策定された基本方針に基づき、公益上の必要性の少ないものについては新設又は増設は厳に抑制することとしている。

### (2) 消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために必要なものである。

消防法では、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとしている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成6年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率95.2%(前年95.1%)、スプリンクラー設備の設置率99.4%(同99.4%)となっている(第1-57表)。また、過去5年間の主な用途別防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第1-58図のとおりである。

スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパン火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、防火基準適合表示制度をより推進

第1-57表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(平成6. 3. 31現在)

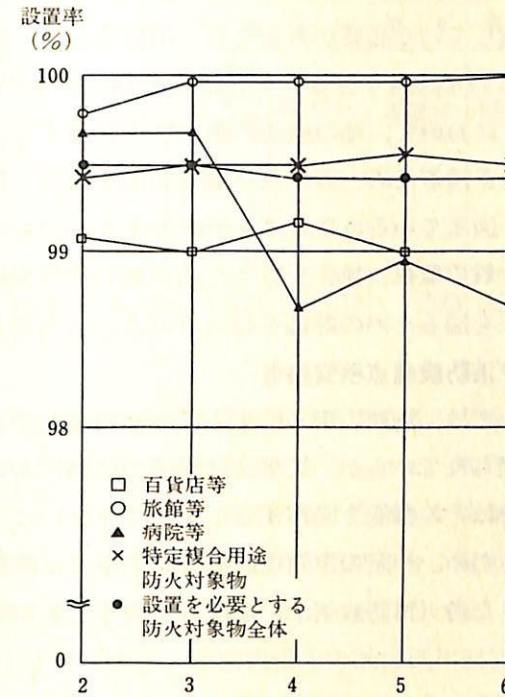
消防用設備 事項 防火対象物区分	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
劇場等	1,804	1,770	34	98.1	421	421	0	100.0
公会堂等	4,868	4,691	177	96.4	444	443	1	99.8
キャバレー等	59	50	9	84.7	2	2	0	100.0
遊技場等	1,239	1,162	77	93.8	315	312	3	99.0
料理店等	656	560	96	85.4	7	7	0	100.0
飲食店	1,486	1,286	200	86.5	74	71	3	95.9
物品販売店舗等	10,445	9,266	1,179	88.7	3,195	3,163	32	99.0
旅館等	14,715	14,051	664	95.5	1,371	1,371	0	100.0
病院等	9,298	9,146	152	98.4	2,795	2,759	36	98.7
社会福祉施設等	4,603	4,503	100	97.8	3,673	3,672	1	100.0
幼稚園等	2,054	1,952	102	95.0	67	67	0	100.0
特殊浴場	135	130	5	96.3	14	14	0	100.0
特定複合用途防火対象物	18,447	17,900	547	97.0	4,940	4,917	23	99.5
地下街	61	61	0	100.0	58	58	0	100.0
準地下街	0	0	0	0	6	6	0	100.0
計	69,870	66,528	3,342	95.2	17,382	17,283	99	99.4

(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講じるよう指導している。

また、自ら避難が困難な者が多数入所又は入院する社会福祉施設及び病院並びにスーパーマーケット等の物品販売店舗等についてもスプリンクラー設備の設置対象を拡大したところであるが、その設置状況は、平成6年3月31日現在、社会福祉施設等では、94.3%の設置率であるが、病院にあっては37.1%、物品販売店舗等にあっては49.0%となっている(第1-59表)。

第1-58図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の件数

第1-59表 社会福祉施設等及び物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の設置状況

(平成6. 3. 31現在)

消防用設備 事項 防火対象物区分	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置 必要数	設置数	未 設置 数	設置率 (%)	設置 必要数	設置数	未 設置 数	設置率 (%)
社会福祉施設等	1,464	1,306	158	89.2	2,530	2,385	145	94.3
病院	—	—	—	—	3,229	1,198	2,031	37.1
物品販売店舗等	—	—	—	—	1,454	712	742	49.0

(注) 設置が必要となった病院及び社会福祉施設等については、平成8年3月31日までに、物品販売店舗等については、平成6年11月30日までに設置が完了するよう経過措置が設けられている。

次に、近年増加しつつある高層建築物、大規模建築物等については、最新の技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの整備を推進していく必要があるため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優良性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を設け、技術開発の促進とその適用の推進を図っている。さらに、平成5年6月からは、消防用設備等を含む防災設備全般の監視、操作を行うための総合操作盤についても、一定以上の性能の確保を図るための評価を行っているところである。

**(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者**

消防用設備等については、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備欠陥があれば消防用設備等はその機能を発揮することができないことから、このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士免状の交付を受けた者（消防設備士）に限って行うことができることとしている。

また、消防用設備等は、いついかなるときでも機能を発揮できるようにするため日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、消防用設備等については点検制度が設けられ、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。

特に、消防用設備等の点検を法令に基づき適正に行った証として点検済票を消防用設備等に貼付する消防用設備等点検済表示制度（点検済ラベル貼付制度）を導入し、点検実施についての責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行に対する認識の高揚を図っているところである。

さらに、維持管理の前提となる点検には消防用設備等についての知識や技能が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者（消防設備点検資格者）に行わせなければならないこととしている。

第1-60表 消防設備士の数

(平成6. 3. 31現在)

類別 種別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	漏電火災警報器	
甲種 (工事)	(人) 84,249	23,652	20,265	185,546	15,473	—	—	329,185
乙種 (整備)	(人) 19,616	5,863	5,472	33,012	7,983	113,473	129,274	314,693

これらの消防設備士及び消防設備点検資格者の資質の向上を図るために、再講習の受講率の向上を図る必要がある。また、業務を誠実にを行うよう指導するとともに、これらの者が消防法令に違反した場合においては、平成4年7月に策定された「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」に基づいて免状の返納命令を的確に実施することとしている。

平成6年3月31日現在、消防設備士の数は延べ64万3,878人となっており（第1-60表）、また、消防設備点検資格者の数は第1種（機械系統）7万5,395人、第2種（電気系統）7万1,366人となっている。

**(4) 防災規制**

**ア 防災物品の使用状況**

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品を燃えにくいものにしておき、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建築物、地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物や劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者やいわゆる災害弱者が利用する防火対象物等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防災対象物品）又はその材料には、所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することを義務付けている。

平成6年3月31日現在、防災規制の対象となる防火対象物数は、76万

第1-61表 防災規制の対象となる防火対象物（防災防火対象物等）の数及び防災物品の使用状況

防火対象物の区分	防災防火対象物等の数	カーテン・ドレン帳等を使用	左のうち防火物品を全部使用しているもの		じゃうたじんを使用	左のうち防火物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防火物品を全部使用しているもの	
			適合率	数		適合率	数		適合率	数
劇場等	3,334	2,201	91.6	2,016	1,372	1,249	91.0	226	201	88.9
公会堂等	53,089	35,065	83.3	29,216	17,389	13,769	79.2	1,693	1,192	70.4
キャバレー等	1,666	972	75.3	732	937	691	73.7	28	25	89.3
遊技場等	15,701	6,216	85.3	5,305	4,851	4,013	82.7	309	248	80.3
料理店等	7,030	4,594	78.1	3,590	3,744	2,761	73.7	138	98	71.0
飲食店	63,666	33,544	80.0	26,843	23,983	18,224	76.0	992	706	71.2
百貨店等	106,560	40,738	80.0	32,886	26,657	20,208	75.8	3,034	2,187	72.1
旅館等	84,447	70,559	87.0	61,414	57,470	48,758	84.8	1,995	1,253	62.8
病院等	52,817	42,183	89.0	37,557	20,811	17,636	84.7	1,103	859	77.9
社会福祉施設等	43,662	36,103	89.2	32,204	19,524	16,194	82.9	1,020	754	73.9
幼稚園等	20,080	16,091	87.0	13,993	7,674	6,204	80.8	517	388	75.0
特殊浴場	1,480	1,172	86.6	1,015	1,264	1,093	86.5	30	19	63.3
テレビスタジオ	293	147	94.6	139	122	110	90.2	99	84	84.8
特定複合	288,616	135,548	77.3	104,752	95,853	70,520	73.6	5,869	4,423	75.4
一般複合	3,330	1,165	79.9	931	748	517	69.1	126	90	71.4
地下街	64	54	85.2	46	53	47	88.7	16	15	93.8
地下街	7	6	66.7	4	5	4	80.0	0	0	-
準地下街	16,385	8,816	79.0	6,963	8,396	7,085	84.4	778	685	88.0
高層建築物	762,227	435,174	82.6	359,606	290,853	229,083	78.8	17,973	13,227	73.6
合計										

2,227件であり、適合率は漸増傾向にある。また、近年高層建築物の増加が多くなっている（第1-61表）。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を附すこととしている。

平成6年3月31日までの防災表示者の認定数は2万6,535業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.0%を占めている。）で、前年同期と比較すると358業者（1.4%）の増加となっている。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

なお、平成5年度は、ガソリンスタンドの宣伝用のぼりなどにも防災製品が数多く普及し、防災製品全体の販売件数は422万8,025件であり前年度に比べ約30%の増となっている（第1-62表）。

第1-62表 防災製品の認定件数及び販売件数

（平成5年度）

防災製品の種類	ふとん類							布張家具等		自動車・オートバイ等のボディカバー	合計	
	側地・敷布・カバー類	わた・プラスチック発泡体等	ふとん・座ぶとん・ベッド・マットレス・枕	毛布・ベッドスプレッド・タオルケット	テント・シート類・幕類	非常持出袋	防災頭巾	衣服類	完成品			側地
認定件数	85	21	160	20	46	0	2	13	3	30	6	386
販売件数	273,067	400	282,351	584,242	2,699,716	115,514	214,300	55,255	0	580	2,600	4,228,025
（平成4年）販売件数	302,639	610	262,429	623,231	1,828,267	45,212	172,700	32,036	0	819	2,031	3,289,974

### 3 防火基準適合表示制度

「防火基準適合表示制度」は、旅館・ホテル、劇場、公会堂、百貨店の表示対象物について立入検査を通して審査し、一定の防火基準に適合する表示対象物に対して消防機関が「適マーク」を交付する制度であり、その対象物の防火に関する状況を広く国民に対して情報提供することにより、対象物関係者の防火に対する認識を高め、防火安全に関する不備事項の是正促進に大きな効果を挙げている。

また、平成2年3月の長崎屋尼崎店火災を教訓として、同年8月、適マーク交付基準に避難施設等の自主チェック体制等を加えるとともに、適マーク返還に関する規定の整備を行うほか、2年以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する制度（「適継続章」の交付）の改善充実を図ったところである。

#### (1) 「適マーク」交付状況

平成6年3月31日現在の防火基準適合表示制度の対象とされた表示対象物は全国で4万9,693件であり、そのうち、立入検査を完了した表示対象物数は4万7,794件（調査率96.2%）である。立入検査を終えた表示対象物のうち適マークを交付された表示対象物数は、3万4,683件（交付率72.6%）である（第1-63表）。

なお、平成6年3月31日現在、2年以上表示基準に適合していると認められ、その旨の表示（適継続章）がなされた防火対象物は2万8,090件である。

また、既に適マークの交付を受けている防火対象物であっても、その後において、表示基準に合致しなくなった場合、火災が発生した場合等の適合状態の維持が困難になったことにより、適マークを返還した防火対象物数は平成6年3月31日現在558件となっている。

#### (2) 表示基準への適合の状況

表示基準に基づく点検項目は、26項目である。このうち、適合率が低い項目は、消火・避難訓練の実施（該当する表示対象物全体の81.5%）、防火管理体制指導マニュアルの実施（該当する表示対象物全体の83.9%）、自主チェ

第1-63表 表示制度の実施状況

	表示対象物数 (A)	左のうち、立入 検査を完了した 表示対象物数 (B)(B/A)	「適マーク」 が交付された 表示対象物数 (C)(C/B)	
(一) 項イ (劇場、映画館等)	平成2.3.31現在	2,625	2,589 [98.6%]	1,506 [58.2%]
	平成3.3.31現在	2,638	2,603 [98.7%]	1,581 [60.7%]
	平成4.3.31現在	2,491	2,397 [96.2%]	1,533 [64.0%]
	平成5.3.31現在	2,755	2,646 [96.0%]	1,709 [64.6%]
	平成6.3.31現在	2,793	2,666 [95.5%]	1,791 [67.2%]
(一) 項ロ (公会堂又は集会場)	平成2.3.31現在	4,728	4,631 [97.9%]	2,924 [63.1%]
	平成3.3.31現在	4,750	4,640 [97.7%]	2,955 [63.7%]
	平成4.3.31現在	4,405	4,172 [94.7%]	2,800 [67.1%]
	平成5.3.31現在	4,835	4,585 [94.8%]	3,098 [67.6%]
(四) 項 (百貨店等)	平成6.3.31現在	4,966	4,666 [94.0%]	3,240 [69.4%]
	平成2.3.31現在	14,067	13,787 [98.0%]	7,502 [54.4%]
	平成3.3.31現在	14,599	14,315 [98.1%]	7,969 [55.7%]
	平成4.3.31現在	13,942	13,369 [95.9%]	7,711 [57.7%]
	平成5.3.31現在	15,761	15,007 [95.2%]	8,868 [59.1%]
(五) 項イ (旅館、ホテル等)	平成6.3.31現在	15,915	15,063 [94.6%]	8,817 [58.5%]
	平成2.3.31現在	25,436	25,055 [98.5%]	19,652 [78.4%]
	平成3.3.31現在	25,565	25,164 [98.4%]	19,745 [78.5%]
	平成4.3.31現在	24,900	24,076 [96.7%]	19,186 [79.7%]
	平成5.3.31現在	26,599	25,742 [96.8%]	20,820 [80.9%]
合 計	平成6.3.31現在	26,019	25,399 [97.6%]	20,835 [82.0%]
	平成2.3.31現在	46,856	46,062 [98.3%]	31,584 [68.6%]
	平成3.3.31現在	47,552	46,722 [98.3%]	32,250 [69.0%]
	平成4.3.31現在	45,738	44,014 [96.2%]	31,230 [71.0%]
	平成5.3.31現在	49,950	47,980 [96.1%]	34,495 [71.9%]
	平成6.3.31現在	49,693	47,794 [96.2%]	34,683 [72.6%]

第1-64表 点検項目別適合率

(平成6. 3. 31現在)

点 検 項 目		適 合 率 (%)				
		1項イ	1項ロ	4項	5項イ	合 計
防 火 管 理 等	1 防 火 管 理 者	94.7	95.4	92.1	97.6	95.5
	2 消 防 計 画	91.2	92.6	88.7	96.5	93.3
	3 自主チェック体制	86.5	88.5	80.7	93.9	88.8
	4 消火・避難訓練	76.1	77.3	71.0	89.0	81.5
	5 共同防火管理協議事項	89.8	94.1	91.3	97.1	93.4
	6 防火・避難施設等	94.4	94.8	87.0	97.2	93.6
	7 裸 火 使 用	98.3	99.4	96.9	99.9	98.4
	8 防 炎 対 象 物 品	92.1	92.3	91.6	96.9	94.6
	9 点 検 報 告	90.0	94.6	88.0	94.3	92.1
	10 防火管理体制指導マニュアル	—	—	77.7	92.9	83.9
消 防 設 備 等	1 消 火 器	96.7	98.0	96.2	98.7	97.7
	2 屋内(屋外)消火栓設備	94.5	96.0	90.1	97.0	94.4
	3 スプリンクラー設備	95.4	97.4	94.3	98.9	96.1
	4 自動火災報知設備	92.8	95.6	92.0	97.2	95.2
	5 漏電火災警報器	93.5	99.1	95.4	98.3	97.8
	6 非常ベル・サイレン	97.0	98.3	96.9	99.0	98.2
	7 放 送 設 備	96.6	97.6	97.4	99.6	98.1
	8 避 難 器 具	95.9	96.7	93.0	98.4	96.9
	9 誘 導 灯	92.7	94.2	91.2	97.5	94.9
危 険 物 施 設 等		96.2	95.2	95.2	96.2	95.9
少量危険物・指定可燃物		95.9	97.6	96.2	98.0	97.5
火気使用設備・器具		98.5	98.8	98.4	98.8	98.7
電 気 設 備		98.2	99.2	98.8	99.6	99.2
建 築 構 造 等	建 築 構 造 (不 適 格 数)	93.0 (66)	96.9 (43)	91.4 (230)	94.9 (403)	93.9 (742)
	防 火 区 画 (不 適 格 数)	90.0 (112)	91.7 (194)	88.5 (398)	94.9 (550)	92.4 (1,254)
	階 段 (不 適 格 数)	95.7 (50)	97.5 (54)	94.5 (155)	97.5 (285)	96.5 (544)

ック体制の整備（該当する表示対象物全体の88.8%）等となっている。

全体的にみると、防火管理面における適合率が低い。また、各用途ごとにみると、劇場・映画館等及び旅館・ホテル等では消火・避難訓練の実施が、百貨店等では防火管理指導マニュアルの実施が他の適合率に比べ低くなっている（第1-64表）。

#### 4 消防同意及び予防査察等

##### (1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と

第1-65表 消防同意事務処理状況

(平成5年度)

内 訳 申請要旨	同 意			不 同 意				計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		他
新 築	432,695	302,657	130,038	19	7	8	5	2	432,714
増 築	71,672	48,383	23,289	12	3	9	0	1	71,618
改 築	5,865	4,686	1,179	1	0	1	0	0	5,866
移 転	276	202	74	0	0	0	0	0	276
修 繕	77	34	43	0	0	0	0	0	77
模 様 替	118	59	59	0	0	0	0	0	118
用途変更	1,350	548	802	0	0	0	0	0	1,350
そ の 他	15,823	13,607	2,216	0	0	0	0	0	15,823
計	527,876	370,176	157,700	32	10	18	5	3	527,908

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合計数と不同意の件数は一致しない場合がある。

連携の強化を図っている。

平成5年度の全国における消防同意事務処理状況は、52万7,908件であり消防同意した申請のうち15万7,700件(29.9%)について消防機関により指導が行われている(第1-65表)。

(2) 予 防 査 察

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。

平成5年度に全国の消防機関が行った予防査察件数は、119万5,686件であり、防火対象物数(319万4,559件)の37.4%について指導を行っている(第1-66表)。

第1-66表 火災予防査察実施状況

(平成5年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,442	24,147	597	8,922	3,523	31,267	66,035	67,188	
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	244,925	29,872	28,528	11,782	57,735	2,539	940	3,467	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	
査察回数	1,804	17,204	170,474	214	12,408	229	84,805	113,287	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山 林		舟 車
査察回数	144,017	57,942	173	12	5,272	685	0	2,251	1,195,686



防火対象物火災予防査察(札幌市消防局)

(3) 違反状況の改善

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命じることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき、火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合には、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

予防査察等を行った結果、消防法令違反を発見した場合は、消防長又は消防署長による警告、命令等が適正に行われ、法令に適合したものとなるよう指導している。

平成5年度における消防法の規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第1-67表、第1-68表、第1-69表のとおりである。



第1-68表 消防用設備等に関する命令

設備の種類	防火対象物の区分		(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)				
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	施設等 社会福祉施設	幼稚園等
消火設備	消火器具	{命令 是正}		2			1	2				2
	屋内消火栓	{命令 是正}		2		1	4	1				2
	スプリンクラー	{命令 是正}					1	1				
	水噴霧	{命令 是正}										
	泡	{命令 是正}										
	二酸化炭素	{命令 是正}										
	ハロゲン化合物	{命令 是正}										
	粉末	{命令 是正}										
	屋外消火栓	{命令 是正}						1				
	動力消防ポンプ	{命令 是正}							1			
小計 (A)	{命令 是正}		4		1	5	4					2
	{命令 是正}					1	4					2
警報設備	自動火災報知設備	{命令 是正}	2	1	1	3	6					
	ガス漏れ火災警報設備	{命令 是正}				1	6					
	漏電火災警報器	{命令 是正}					1					
	消防機関通報設備	{命令 是正}						1				
小計 (B)	{命令 是正}		2	1	1	4	7					
	{命令 是正}					2	7					
避難設備	避難器具	{命令 是正}		1	1	1	3					
	誘導灯・誘導標識	{命令 是正}		2	2	2	6					4
	小計 (C)	{命令 是正}		2	2	3	9					4
(A)+(B)+(C) 計	{命令 是正}		8	3	5	12	20					6
						3	20					6

(注) 是正件数欄の数値は、平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間に発せられた計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

等(消防法第17条の4)の状況

(平成5年度)

(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	高層建築物	計				
学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院	工場等	テレビスタ	ジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財		
												2							9
												2							6
3						2							3						16
													1						3
													5						5
														1					2
													1						1
													1						1
																			1
																			1
3						2						4	9						34
1							1					4	1						12
1												1	3						19
												1							9
																			1
																			1
3													1						5
																			1
4												1	4						25
1									1			1							11
11													2						19
2																			5
1													2						20
																			10
12													4						39
2																			15
19									3			5	17						98
3												5	1						38

た命令に基づき、平成6年3月31日までに是正された件数(平成6年3月31日現在、

第1-70表 特定違反対象物の改善状況の推移

区 分	年度当初の 違反対象物数 (a)	年度内違反 是正対象物数 (b)	是正率 < % > (c = b / a × 100)
平成元年度	208	65	31.3
平成2年度	181	45	24.9
平成3年度	164	40	24.4
平成4年度	149	38	25.5
平成5年度	144	37	25.7
平成6年度	162	—	—

(注) 年度当初の違反対象物数は、各年度とも前年度終了時(3月31日現在)の数値である。

特に、1,500㎡以上の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が過半にわたって未設置である特定違反対象物に対しては、昭和59年以来重点的に是正推進を図っているところであり、平成5年度当初144件であった特定違反対象物のうち、37件が改善(改善率25.7%)されている(第1-70表)。

### 5 消防用機械器具等の検定等

#### (1) 検 定

検定対象機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

検定の対象となる検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める14品目である。

この検定は、「型式承認」(形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認)と「個別検定」(個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定)とからなっている。なお、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が自治省令で定める技

第1-71表 検定申請状況

(平成5年度)

種別	区分	型式試験		
		型式試験	型式変更試験	個別検定
① 消 火 器	{ 大 小 型 型	件 1 26	件 2 19	個 13,428 3,717,922
② 消 火 器 用 劑	{ 大 小 型 型	0 1	— —	22,169 1,256,990
③ 泡 消 火 薬 劑		9	—	130,270
④ 消防用ホース	{ ゴム引 濡れ 保形	40 0 2	25 0 0	433,967 240 41,679
⑤ 結 合 金 具		25	12	918,612
⑥ 火災報知設備	{ 感知器 発信機	131 4	17 8	6,522,416 375,112
⑦ 中 継 器		27	7	301,162
⑧ 受 信 機		29	13	207,336
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		0	2	89,902
⑩ 閉鎖型スプリンクラー ヘッド		18	0	3,088,470
⑪ 流 水 検 知 装 置		15	17	15,951
⑫ 一 斉 開 放 弁		14	1	42,181
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		15	4	174,345
⑭ 緩 降 機		11	0	11,814
計		368	127	17,363,966

術上の基準に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、自治大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの機械器具等の技術革新が進むよう、検定制度の整備充実を図っている。

また、個別検定については、昭和63年12月に提出された臨時行政改革推進審議会答申等の指摘を踏まえ、一括抜取りの範囲の拡大、検査項目の省略・削減を中心とした簡素合理化を実施している。

平成5年度の検定申請状況は、第1-71表のとおりである。

## (2) 自己認証

自己認証とは、国の定める技術上の基準に適合していることを製造業者等が自ら検査し、所定の表示を付すことができる制度であり、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として定めている。

自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示を付そうとする製造又は輸入を業とする者からの届出は、平成6年3月31日現在まで、動力消防ポンプにあっては889件、消防用吸管にあっては39件である。

## 6 火災予防行政の課題

### (1) 違反対象物への違反是正指導の推進

消防法は、不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存の防火対象物でも現行の基準を適用するなど、特に厳しい義務付けを行っている。しかしながら、繰り返しの指導にもかかわらず、消防法の規定に違反し消防用設備等の整備が十分でないものがあることから、これらの違反対象物については、措置命令等必要な措置を講じることにより、早急に違反状態の是正を図る必要がある。

### (2) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、火災の際に有効に機能するよう設置した後においても、定期的な点検を実施する等十分な維持管理を行うことが極めて重要である。

### (3) 防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策

防火基準適合表示制度は、劇場・映画館、旅館・ホテル、百貨店等の利用

者に対する情報提供のための「適マーク」として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実に大きな成果をあげていることから、今後ともこの制度を一層推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の推進を図っていく必要がある。

また、生活様式の変化等に伴い、火災原因が多様化しており、原因不明とされる事例も多いため、火災原因の調査体制の一層の充実を図り、原因究明の成果を今後の火災予防行政に的確に反映させていく必要がある。

## (4) 自動通報システムの構築

火災による被害を最小限に抑えるためには、できる限り早期に消防機関に通報し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにすることが重要である。

これからの消防防災対策を考える場合、従来の119番通報のような、関係者からの通報を前提とした受動的なシステムと併せて、住宅を含む全防火対象物の火災情報等を通信回線等を介して消防機関が積極的に把握するとともに、機動的に対応することができる自動通報システムを構築することが必要である。

特に、本格的な高齢化社会の到来を迎え、火災・救急業務のより一層適切かつ迅速な実施を図るため、高齢者、身体障害者等のいわゆる災害弱者との間に119番通報に代わる新たな消防緊急通報システムを構築する必要がある。

このため、実際にこれらのシステムを導入する際の仕組み、点検・維持管理の方法等の検討を更に進めるとともに、システムの仕様の具体化を図り、自動通報システムの構築に係るガイドラインを作成して、普及の促進を図ることが必要である。

なお、救急業務に係る緊急通報システムについては、平成元年度から「災害弱者緊急通報システムモデル事業」を創設し、その普及促進に取り組んでいるところである。

### (5) 建築物の大規模化・高層化・深層化に対応した総合的な防火安全対策の推進

近年、土地の高度利用を図るため建築物が大規模化する傾向にあり、これとともに用途も複雑化し、その利用形態も多様化している。また、都市の再開発により、大規模建築物群が出現しており、これらの建築物は、相互に関連して利用される傾向にある。このような建築物においては、防災上の情報量及び情報相互の関連の重要性が増大するとともに、多用途に伴う利用形態の複雑化が進行しており、日常時の防火管理はもとより火災等の災害時において要求される対応も高度化・複雑化している。また、地下利用技術の開発等に伴い、深層地下空間に駐車場等を設置することが各地で計画されているが、このような深層地下空間においては、ひとたび火災が発生すると熱及び煙が急激に拡大する可能性が高く、総合的な防火安全対策の確立が望まれているところである。

このため、最新の技術を活用し、建築物の形態に応じ、建物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの高度化を推進するとともに、これらに係る機能を確保するために、消防防災システム及び総合操作盤に係る評価制度の活用を積極的に推進する必要がある。これらのハード面の対応と併せ、防災センターにおいて業務を行う要員に対し適切な教育・訓練を行い、防災センターの機能を十分に発揮させるためのソフト面の対応が重要であり、防災センター要員に係る講習制度について整備を図る必要がある。

また、現在、開発・製品化されている避難誘導に資する設備・機器についても、防火対象物の規模、利用形態等に対応し、在館者を安全かつ適切に避難させるために、これらの設備・機器を有機的に結合させた総合的かつ高度な避難誘導システムの構築を検討することが必要である。

さらに、ターミナル施設においても、大規模化、利用形態の多様化が著しく、コンコース等に滞留する利用者が多く、施設の実態に応じた防火管理体制及び消防防災設備等の面での一層の充実を図っていく必要がある。

また、このような防火対象物においては、管理体制が複合し複雑化するため、防火安全性を確保するためには、防火対象物の複合する用途の状況、管

理権原の範囲の状況に応じた適切な共同防火管理の実施について、ポイントをとらえた効果的な指導を行い、防火安全対策の推進を図ることが重要である。

このため、複雑多様化する防火対象物の実態に即した共同防火管理の協議事項の作成及び個々の管理権原ごとの消防計画の作成に係る指導指針を作成する必要がある。

### (6) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進及び文化財保護のための防火安全対策の推進

物品販売店舗をはじめ病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等において火災が発生し、拡大した場合には大きな混乱が懸念されるため、消防用設備等の適正な設置、維持・管理、防火管理体制の充実、整備等が特に重要である。今後とも、これら施設における防火安全対策の充実を図るため、消防用設備等の設置を促進する必要がある。特に物品販売店舗等及び病院等の、スプリンクラー設備に係る遡及対象物について、その設置状況の把握に努めるとともに、未設置の防火対象物については、個々に指導を行うよう消防機関を指導しているところである。さらに、防火管理体制の充実を図り、物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等の用途別に作成された防火管理体制指導マニュアルを活用し、自主防火管理体制の強化を指導していくことが必要である。

また、国民共通の財産である文化財を火災による焼失等から保護し、次代に残すことは極めて重要な課題である。伝統的建造物の多くは木造の大規模建造物であるとともに、その利用の形態、建造物の構造、立地条件等は多種多様であり、従来の防火安全対策のみでは、きめ細かな防火対策を実施することに限界がある。

このため、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等、警防活動等についての調査研究を行い、文化財建造物に係る総合的な防火安全対策のあり方についての指針を作成することが必要である。

### (7) 災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策の推進

視聴覚障害者等の身体障害者、高齢者等いわゆる災害弱者は、火災等の災

害発生時において、状況に応じた迅速・的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。そのため、一人でも操作できる屋内消火栓設備や非常通報装置の基準の整備を図り、その設置の推進を図っていくことが必要である。

さらに、防火管理上特に問題点の多い夜間における防火管理体制の整備を目的として作成された「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき指導を強化するなど、ソフト面の充実に努めるとともに、「防火管理体制指導マニュアル」による検証をシミュレーションにより評価する手法を活用し、当該施設の計画段階から防火安全対策を検証し、推進することが必要である。

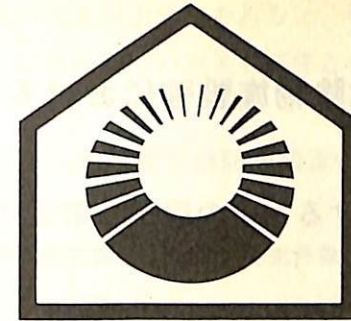
また、現在、火災が発生した場合に、必要な情報を伝達し、避難誘導を円滑に実施する手段として設置されている自動火災報知設備、放送設備及び誘導灯は、視覚又は聴覚に障害を持つ者に対しては必ずしも十分な機能を有しているとはいえない状況にある。これらを踏まえ、視聴覚障害者等に対する火災情報の伝達、避難誘導をより迅速かつ円滑に行うことのできる消防用機器のあり方等について検討するとともに、有効に火災情報等を伝達することのできる機器の開発及び普及の促進を図り、災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策の推進を指導していくことが必要である。

さらに、外国人に対する防火・防災に関する情報伝達に係るガイドラインを作成し、関係機関を指導することが必要となっている。

#### (8) 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者は、建物火災による死者のおおむね9割を占め、特に、高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い現状にある。今後、人口の高齢化がますます進展することから、総合的な住宅防火対策を推進し、住宅火災の発生と、これによる死者の発生を抑えることが、現下の消防行政の極めて重要な課題である。

このような状況にかんがみ、消防庁では、平成3年3月、「住宅防火対策推進に係る基本方針」を定めており、今後ともこれに基づいて関係行政機関、関係業界団体等との連携の下に、住宅防火対策を積極的に推進していく



住宅防火安心マーク

ことが必要である。

具体的には、①住宅防火対策の必要性について周知徹底を図り、国民の防火意識を高揚させるためのポスター、パンフレット、ビデオ等を活用した広報活動の実施、②パソコンを活用し、居住者に住宅の安全性の現状及び効率的な改善方法を示す住宅防火診断の実施、③住宅防火対策に資する防災機器等の開発促進と「住宅防火安心マーク」(略称「安心マーク」)を活用した優良住宅用防災機器等推奨制度等を通じた防災機器等の普及促進、④居住者の住宅防火対策に係る負担軽減のための融資、保険等の充実の関係機関への働きかけ、⑤住宅防火対策の成果の把握と今後のあり方を検討するための統計、調査研究等の実施などである。

さらに、住宅防火対策の一層の充実強化のために、①市町村広報の積極的活用等広報の強化、②住宅防火対策モデル地区事業の援助、③火災情報等の自動通報システムをはじめとする住宅用防災機器等の普及促進、④都道府県及び政令指定都市における住宅防火対策推進協議会の設置について推進していくことが必要である。

## 第2節 危険物施設等における災害対策

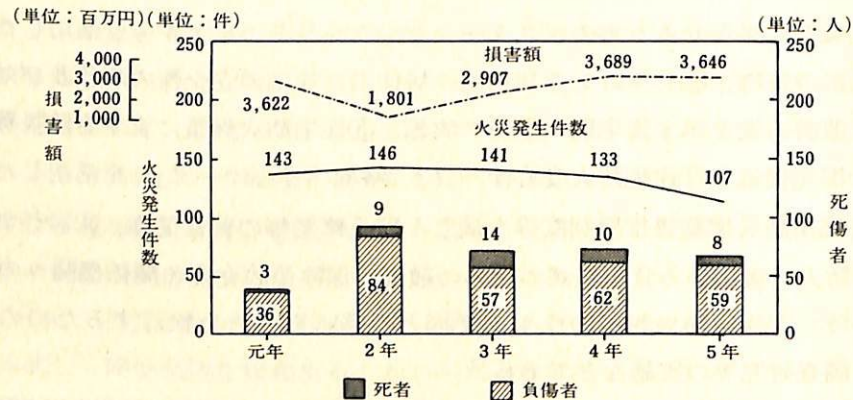
[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]

### (1) 火 災

#### ア 火災件数と被害

危険物施設における平成5年中の火災の発生件数は107件（前年133件）、損害額は36億4,631万円（同36億8,935万円）、死者及び負傷者は、それぞれ8人（同10人）、59人（同62人）となっている（第2-1図）。

第2-1図 危険物施設における火災の発生件数と被害状況



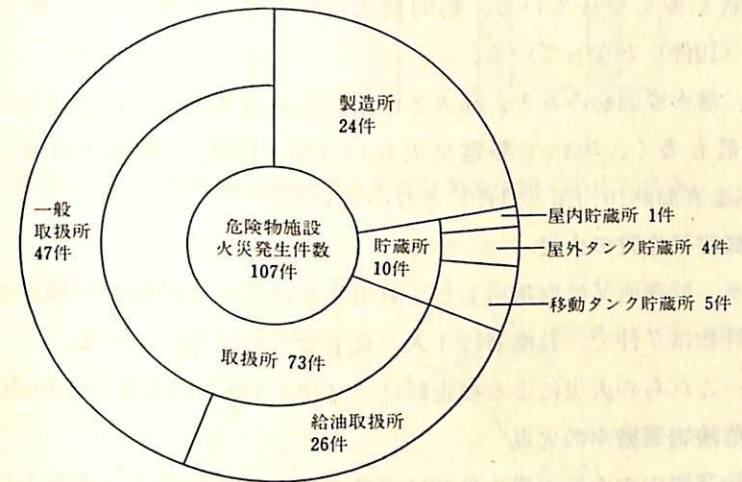
火災発生件数は、前年より26件減少し、火災による被害は、7月に愛媛県新居浜市のエポキシ樹脂製造工場の爆発火災により、死者1人、負傷者3人を出すなどしたが、前年に比べ死者数は2人、負傷者数は3人減少している。損害額は、前年に比べわずかに減少している。

また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、105件（他の施設から類焼した2件を除く。）の火災のうち95件（90.5%）が当該危険物施設のみでの火災にとどまっている。残る10件（9.5%）が他の施設にまで延焼した火災となっている。

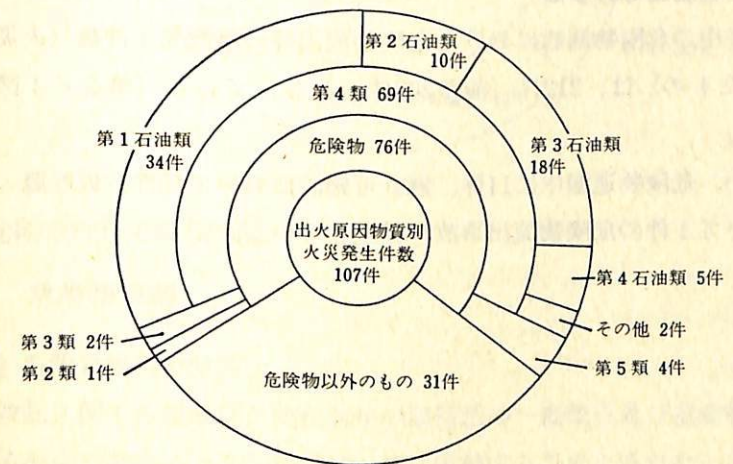
次に、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が73件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が47件と全体の半数近くを占めている（第2-2図）。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分する

第2-2図 危険物施設別火災発生件数（平成5年中）



第2-3図 出火原因物質別火災発生件数（平成5年中）



と、107件の火災のうち76件（71.0％）が危険物が出火原因物質となっており、品名別では、第4類第1石油類34件、第4類第3石油類18件、第4類第2石油類10件等の順となっている（第2-3図）。

### イ 火災の発生原因及び着火原因

平成5年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が55.1％（59件）と最も多くなっている。物的要因は18.7％（20件）、その他の要因は17.8％（19件）となっている。

また、着火原因をみると、裸火と衝撃による火花がともに13.1％（14件）ずつで最も多く、次いで静電気火花12.1％（13件）、電気火花10.3％（11件）、高温表面熱10.3％（11件）となっている。

### ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は7件で、負傷者は4人（死者なし）となっている。

なお、これらの火災による損害額は、2億6,483万円となっている。

### エ 危険物運搬中の火災

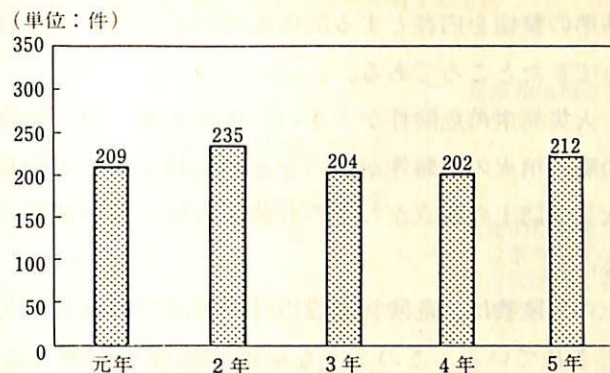
危険物運搬中の火災の発生件数は5件で、負傷者は2人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は2,859万円となっている。

### （2）危険物流出等の事故

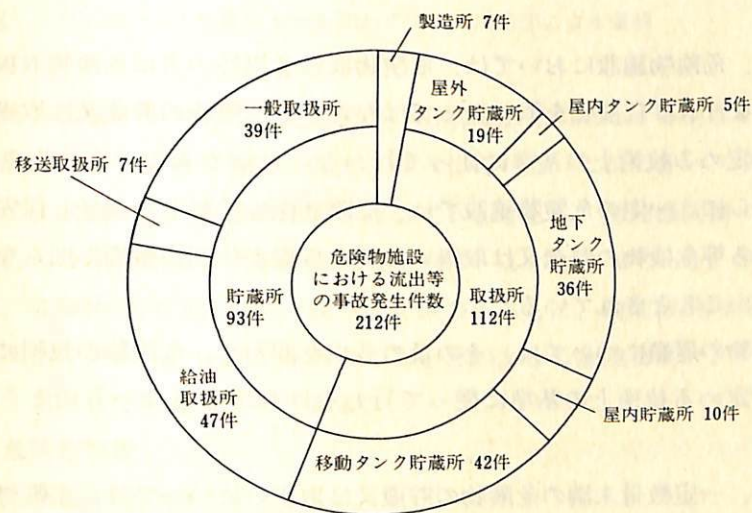
平成5年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至らなかったもの）は、212件（前年202件）となっている（第2-4図、第2-5図）。

このほか、危険物運搬中に11件、無許可施設において10件、仮貯蔵・仮取扱中において1件の危険物流出事故が発生している。

第2-4図 危険物施設における流出等の事故発生件数



第2-5図 危険物施設別流出等事故発生件数（平成5年中）



## [危険物行政の現況]

### 1 危険物規制

#### (1) 危険物規制の体系

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされた。それ以来、

危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきたところである。

消防法では、火災発生の危険性が大きい、燃焼速度が速く燃焼の危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならないとされている。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。

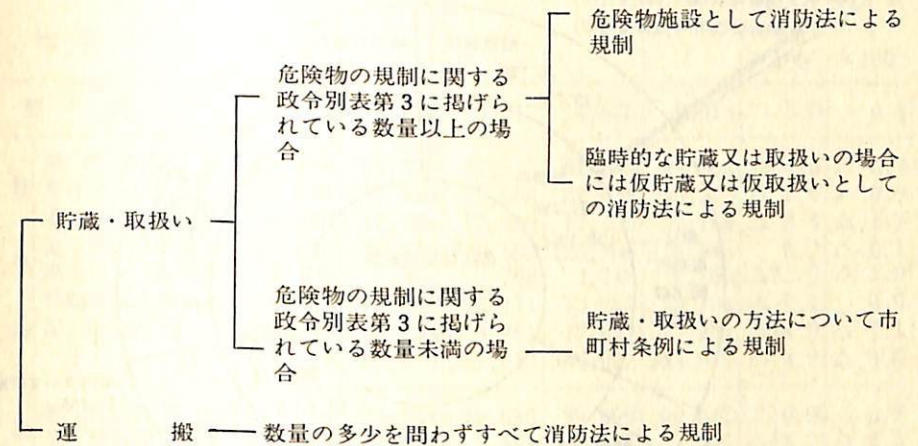
また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。さらに、一定の危険物施設では、危険物保安監督者を選任し保安監督を行わせる等危険物の貯蔵又は取扱いに関する保安体制の整備を図らなければならないこととされている。

危険物の運搬については、その量の多少を問わず、危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。

なお、一定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で貯蔵・取扱いに関する基準を定め規制することとされている。

一方、国際的には、国際連合の経済社会理事会において、国際間の危険物輸送に関する規制内容の統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等についての検討、勧告が行われている。特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法に関する勧告が一部を除き実施されている。こうした国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考慮し、さらには科学技術及び

・危険物 消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの



産業経済の進展に伴う新たな危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、試験による危険物の判定の方法を導入している。これに伴い、事業者等においては試験により物品の性状を確認するとともに、消防機関側においては、これらの性状に基づき危険物の判定を行うこととなっている。消防庁としては、危険物判定の公正性、統一性を保つとともに、消防機関の行う危険物判定業務の簡素化、合理化を図ることを目的として危険物データベースを構築し、運用しているところである。

## (2) 危険物施設

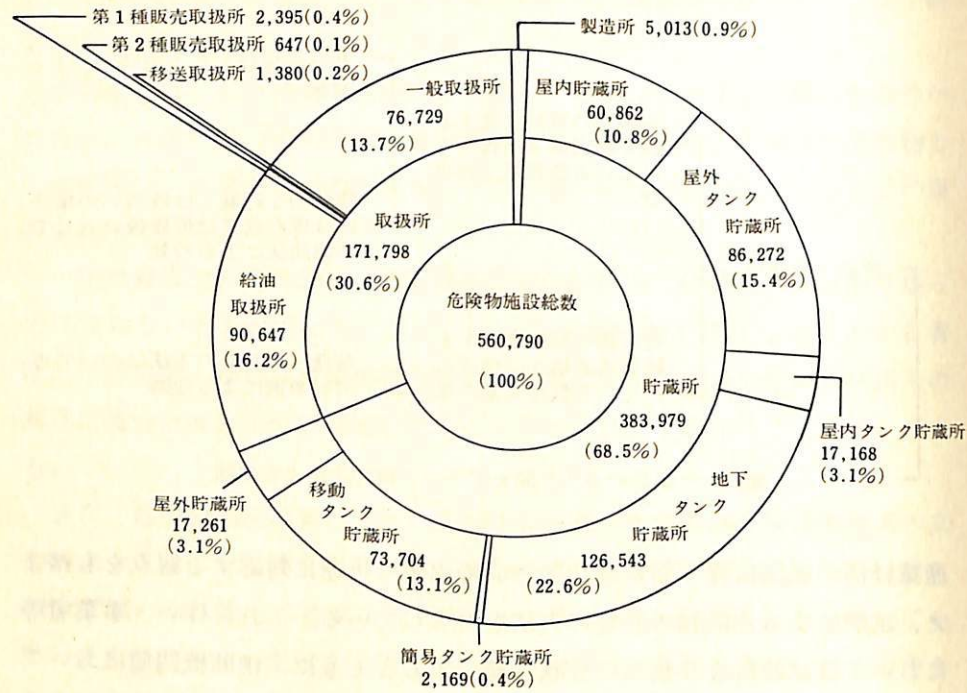
### ア 危険物施設の数

平成6年3月31日現在における危険物施設の総数は、56万790施設で前年同期(56万2,250施設)に比べて1,460施設(0.3%)減少した。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が、12万6,543施設(全体の22.6%)と最も多く、次いで給油取扱所の9万647施設(16.2%)、屋外タンク貯蔵所の8万6,272施設(15.4%)等となっている(第2-6図)。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は55万1,378施設と全体の98.3%を占めている。

第2-6図 危険物施設数の状況 (平成6.3.31現在)



危険物施設数の最近における推移についてみると、製造所、給油取扱所はわずかに増加しているが、その他の施設は変化はみられないか、又は減少傾向にある (第2-7表)。

イ 危険物施設の規模別構成

平成6年3月31日現在における危険物施設総数の規模別 (貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの) の構成は、第2-8図のとおりである。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は甲種、乙種及び丙種に区分されており、危険物の取扱いは、危険物に関する安全確保のため、危険物取扱者自ら行うか、あるいは甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないこととされている。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が平成6年3月31日現在470万6,577人と広く国民の間に定着してきており、広く危険物に関す

第2-7表 危険物施設数の推移

施設	年	2 (A)	3	4	5 (B)	6 (C)	増減率 (%)	
							(C/A - 1) × 100	(C/B - 1) × 100
製造所		4,775	4,774	4,917	4,975	5,013	5.0	0.8
貯蔵所	屋内貯蔵所	63,426	61,350	61,522	61,285	60,862	△ 4.0	△ 0.7
	屋外タンク貯蔵所	92,778	87,950	87,550	87,038	86,272	△ 7.0	△ 0.9
	屋内タンク貯蔵所	18,955	17,999	17,710	17,459	17,168	△ 9.4	△ 1.7
	地下タンク貯蔵所	125,630	125,874	126,599	126,706	126,543	0.7	△ 0.1
	簡易タンク貯蔵所	3,199	2,354	2,266	2,212	2,169	△ 32.2	△ 1.9
	移動タンク貯蔵所	79,308	71,596	73,111	73,699	73,704	△ 7.1	0.0
	屋外貯蔵所	20,281	18,852	18,261	17,623	17,261	△ 14.9	△ 2.1
小計	403,577	385,975	387,019	386,022	383,979	△ 4.9	△ 0.5	
取扱所	給油取扱所	89,814	89,388	89,616	89,996	90,647	0.9	0.7
	第一種販売取扱所	2,696	2,630	2,554	2,464	2,395	△ 11.2	△ 2.8
	第二種販売取扱所	776	657	640	652	647	△ 16.6	△ 0.8
	移送取扱所	1,360	1,373	1,369	1,377	1,380	1.5	0.2
	一般取扱所	79,913	76,387	76,865	76,764	76,729	△ 4.0	△ 0.1
小計	174,559	170,435	171,044	171,253	171,798	△ 1.6	0.3	
計	582,911	561,184	562,980	562,250	560,790	△ 3.8	△ 0.3	

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

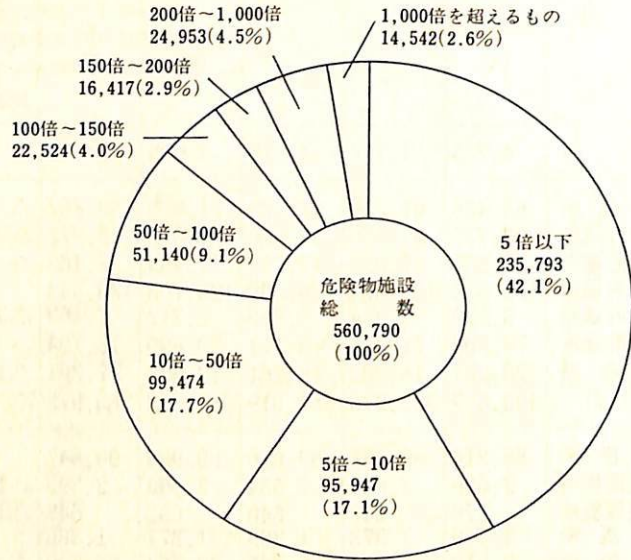
る知識、技能の普及を図っているところである。今後とも、危険物の安全の確保に大きな役割を果たす危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を推進していくこととしている。

ア 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。

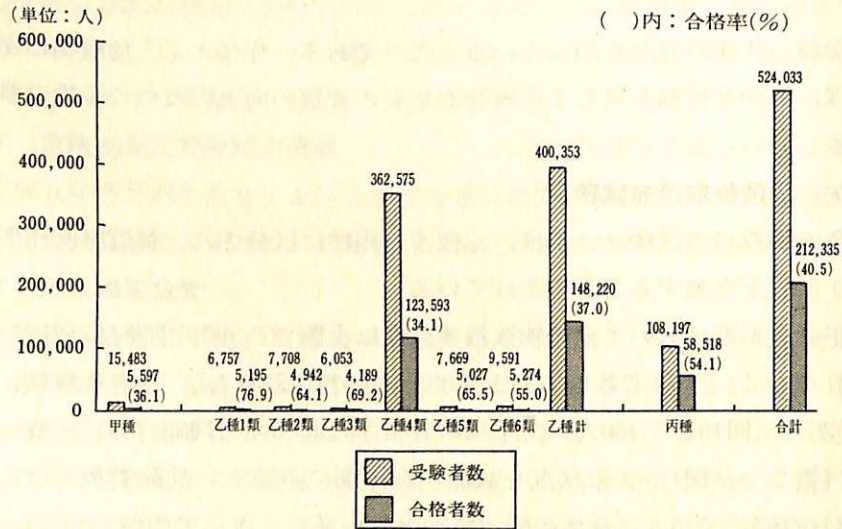
平成5年度において危険物取扱者試験は全国で255回 (前年度252回) 実施されている。受験者数は、52万4,033人 (同51万331人)、合格者数は、21万2,335人 (同19万7,460人) で平均の合格率は40.5% (同38.7%) となっている (第2-9図)。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第4類が36万2,575人 (全体の69.2%) と最も多く、次いで丙種の10万8,197人

第2-8図 危険物施設の規模別構成比（平成6.3.31現在）



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第3で定める指定数量で除して得た数値である。

第2-9図 危険物取扱者試験実施状況（平成5年度）



(同20.6%)となっており、この両者で全体の89.8%を占めている。合格者数でも乙種第4類が12万3,593人(全体の58.2%)、丙種が5万8,518人(同27.6%)となっており、この両者で全体の85.8%を占めている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱い作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

平成5年度において、保安講習は、全国で延べ1,373回(前年度1,279回)実施され17万3,015人(同17万1,850人)が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第2-10表のとおりである。

第2-10表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分	受講者数	乙種							丙種	種類別総計	
		甲種	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
元	120,018	7,453	3,717	3,525	2,922	102,409	1,779	9,191	123,543	11,763	142,759
2	164,645	9,526	4,893	4,466	3,969	138,593	2,550	11,317	165,788	18,868	194,182
3	174,869	10,433	4,752	4,152	4,403	147,253	3,156	11,141	174,857	20,391	205,681
4	171,850	9,682	4,520	3,875	4,542	148,933	3,479	9,945	175,294	20,920	205,896
5	173,015	10,802	5,255	4,266	4,765	150,323	4,173	10,237	179,019	21,247	211,068

(4) 事業所における保安体制の整備

事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の所有者等で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、危険物保安監督者の選任、自衛消防組織の設置、危険物施設保安員等の指定又は予防規程の作成が義務付けられている。さらに、一定数量以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等の所有者、管理者又は占有者には、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

平成6年3月31日現在における事業所総数26万9,831のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数の状況は、第2-11表のと

おりである。なお、危険物施設の許可の際の要件が維持されていない等の場合については、許可の取消し等ができることとされている。また、著しく不適任と判断される危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対しては、消防機関が解任を命ずることができることとされている。

第2-11表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

年	区分	危険物保安統括管理者を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	自衛消防組織を要する事業所
平成	2	255	1,737	69,152	58
	3	216	1,678	68,331	35
	4	222	1,630	68,622	35
	5	221	1,636	68,939	34
	6	223	1,663	69,653	33

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。

平成5年度に実施された保安検査は364件（前年度359件）であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは355件（前年度350件）、特定移送取扱所に関するものは9件（前年度9件）となっている。

(6) 立入検査及び措置命令

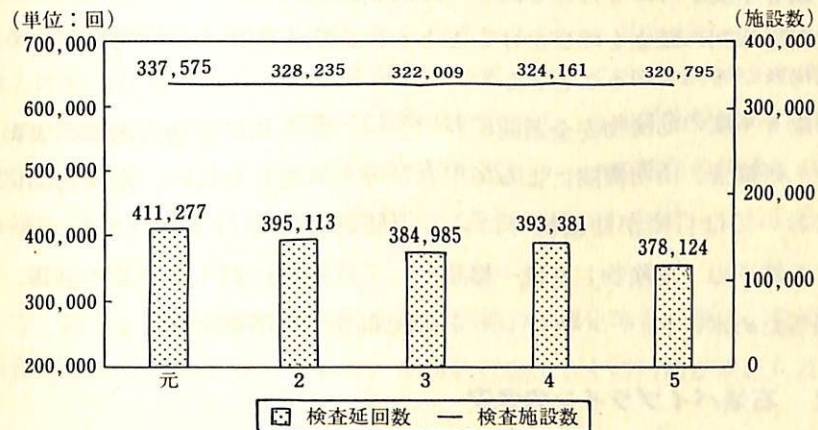
市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

平成5年度においては、32万795（前年度32万4,161）の危険物施設について、延べ37万8,124回（同39万3,381回）の立入検査が行われている（第2-12図）。



危険物施設立入検査（千葉市消防局）

第2-12図 危険物施設に対する立入検査の実施状況



立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

平成5年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、334件（前年度496件）となっている（第2-13表）。

第2-13表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分 年度	危険物の貯蔵取扱いに関する措置命令（法第11条の5）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法第12条第2項）	製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	計
元	139	310	27	79	58	613
2	71	281	5	85	45	487
3	103	253	16	82	73	527
4	155	209	9	53	70	496
5	53	143	11	53	74	334

### （7）危険物に関する意識の高揚

平成2年度からは6月第2週を「危険物安全週間」とし、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図ることとした。

平成6年度の危険物安全週間においては、危険物保安功労者等の表彰、講演会・研修会、消防機関による集中査察等を実施したほか、危険物関係事業所においては自衛消防組織等による消防訓練等を行った。また、「一瞬のすきも許さぬ 危険物」を統一標語として危険物に対する意識の高揚、啓発を図るためポスター・パンフレットの配布等広報活動を行った。

## 2 石油パイプラインの保安

### （1）石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインについては、その安全を確保するため、石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって自治大臣の意見を聞かなければならないこととされている。また、自治大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこととされている。

石油パイプライン事業法の適用を受けているのは、現在、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけである。

なお、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプライン以外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

### （2）石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインの保安については、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

## 3 危険物行政の課題

### （1）科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進

科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、危険物の流通形態の変容、石油プラントや国家石油備蓄基地に見られるような危険物施設の大規模化、多様化、複雑化など、危険物行政を取り巻く環境は大きく変ぼうしており、こうした状況に的確に対応するため、保安基準の整備や国際基準との整合化を行うなど、適切な安全対策を図ってきた。平成6年度においては、特定屋外タンク貯蔵所の実態にかんがみ、その保安検査の時期を安全性の程度に応じて定めるとともに、特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の一層の安全を確保するため、技術上の基準の見直しを行ったところである。

一方、近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、公的規制の緩和が大きな課題となっており、危険物行政にもその対応が求められている。

消防行政に関する規制は、いわゆる社会的規制に属するものであり、国民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重要なものであるため、規制緩和の趣旨を踏まえるとともに、安全性の確保の観点に十分配慮しながら対応していくことが必要である。

こうした観点から、危険物規制に係る分野について、「緊急経済対策」（平

成5年9月16日経済対策閣僚会議決定)において、タンクローリーの容量制限の緩和等6項目について規制緩和の措置を講ずることとされたほか、「今後における行政改革の推進方策について」(平成6年2月15日閣議決定)に基づく許認可等の整理の一環として、危険物取扱者試験の受験資格の認定制度を廃止することとされた。

また、「今後における規制緩和の推進等について」(平成6年7月5日閣議決定)において、セルフサービス方式の給油取扱所について、安全性の確保に配慮しつつ技術上の基準等について検討すること等4項目についての措置が決定された。

### (2) 危険物施設における保安体制の確立

危険物施設における火災等の事故を見ると、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するものが多く見受けられる。このため、法令による技術基準の整備と併せ、危険物施設の維持管理面での安全対策の一層の充実を図る必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有している。このため、保安要員の適正な配置、従業員の保安教育の実施等を行う等保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかなければならない。

## 第3節 石油コンビナート災害対策

### [石油コンビナート災害の現況と最近の動向]

平成5年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は50件で、前年に比べ3件(5.7%)減少しているが、このうちの7件の事故により、死者3人、負傷者12人が発生している。損害額は20億2,494万円で、前年度と比較して死者、負傷者、損害額とも減少している。事故原因を見ると管理面や操作面などの要因が多く、設備の劣化や故障などの要因を上回っている。また、需要の変化などに伴い、危険物等の貯蔵、取扱い形態の複雑化、新しい危険物の出現など災害の発生要因が多様化する要素もある。

平成5年中の主な事故としては、平成5年7月4日、愛媛県新居浜地区の住友化学工業(株)愛媛工場において、特殊エポキシ樹脂製造プラントの溶媒回収ドラムで異常反応が起こり、可燃性ガスが噴出、爆発から火災に至り、死者1名、負傷者3名が発生した事故があった。

#### (1) 災害件数と被害

過去の主な石油コンビナート災害の件数は第3-1表、事故事例は第3-

第3-1表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		62		63		元		2		3		4		5	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災	危険物等の火災	23	33.3	21	33.3	6	13.0	13	20.7	11	19.6	8	15.1	16	32.0	
	その他の火災	18	26.1	8	12.7	11	24.0	14	22.2	15	26.8	16	30.2	11	22.0	
爆発		6	8.7	7	11.1	8	17.4	8	12.7	10	17.9	4	7.5	1	2.0	
危険物等の漏えい		19	27.5	20	31.8	15	32.6	21	33.3	17	30.3	21	39.7	16	32.0	
その他		3	4.4	7	11.1	6	13.0	7	11.1	3	5.4	4	7.5	6	12.0	
計		69	100.0	63	100.0	46	100.0	63	100.0	56	100.0	53	100.0	50	100.0	

第3-2表 主な石油コンビナート災害 (単位：人、百万円)

発年	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	11	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海	チソン石油化学(株)直江津工場	プラント爆発火災	2	12	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	江 臨	信越化学工業(株)水島製油所	タンク爆発火災	1	1	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨	三菱石油(株)四日市製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50.2.16	四日市臨	大協石油(株)四日市製油所	タンク爆発火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫 路	日本触媒化学工業(株)姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙 台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー—陸洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	3	2	200	接触水添脱硫装置
56.1.6	京 臨	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	2	6	128	係留中のタンカー—第5豊和丸
57.3.31	鹿 島	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	—	3,000	重油脱硫装置 (負傷者6人には負傷後48時間以上経過して死亡した3人を含む)
58.5.26	秋 田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.3.5	岩 国	三井石油化学工業(株)岩国大工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水 島	三菱石油(株)水島製油所	タンカー爆発	2	1	111	係留中のタンカー—第6明和丸
62.5.26	海 臨	東京電力(株)大井火力発電所	タンク爆発火災	4	13	60	原油中継タンク
63.8.1	品 川	関西電力(株)尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	—	245	ボイラー—空気で予熱器のホッパー部
平元.3.6	水 島	日本鉱業(株)水島製油所	タンク爆発火災	—	1	480	重油脱硫装置
元.7.10	和歌山臨海	大岩石油(株)青岸油槽所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
2.2.6	阿 部	日本電工(株)徳島工場	電気炉ガス漏えい	1	8	—	一酸化炭素による中毒
3.6.26	京葉臨海	フレイオ(株)千葉工場	プラント爆発火災	2	10	850	メタノール精留塔
4.10.16	京葉臨海	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	プラント爆発	9	8	2,800	熱交換器
5.7.4	新 居	住友化学工業(株)愛媛工場	プラント爆発火災	1	3	1,500	ジメチルスルフォキシド溶解回収

2表のとおりである。

(2) 災害の特徴

ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が44件(うちレイアウト規制対象事業所34件)と全体の88.0%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.145件と最も高い(第3-3表)。

イ 特定事業所の業態別事故発生件数

特定事業所の事業所業態別事故発生件数は、化学工業関係13件(26.0%)、鉄鋼業関係12件(24.0%)、石油製品・石炭製品製造業関係14件(28.0%)、繊維・機械器具・建築材料等卸売業関係6件(12.0%)、その他5件(10.0%)

第3-3表 特定事業所区分別災害件数

(平成5年中)

事業所種別	事業所数(A)	事故件数(B)	全体数に対する割合(%)	1事業所当たりの災害件数(B/A)
第1種事業所	494	44	88.0	0.089
うちレイアウト規制対象事業所	235	34	68.0	0.145
第2種事業所	392	6	12.0	0.015
計	886	50	100.0	0.056

(注) 事業所数は平成5年4月1日現在とした。

第3-4表 業態別事故発生件数

(平成5年中)

業 態	事故件数	割合(%)
化学工業関係	13	26.0
鉄鋼業関係	12	24.0
石油製品・石炭製品製造業関係	14	28.0
繊維・機械器具・建築材料等卸売業関係	6	12.0
そ の 他	5	10.0
合 計	50	100.0

となっている（第3-4表）。

### [石油コンビナート災害対策の現況]

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、

- ・危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る災害の発生防止について定めた消防法
  - ・高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について定めた高圧ガス取締法
  - ・労働災害防止について定めた労働安全衛生法
  - ・海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- による各種規制措置等に加えて、各施設のレイアウト、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

## 1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

### (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

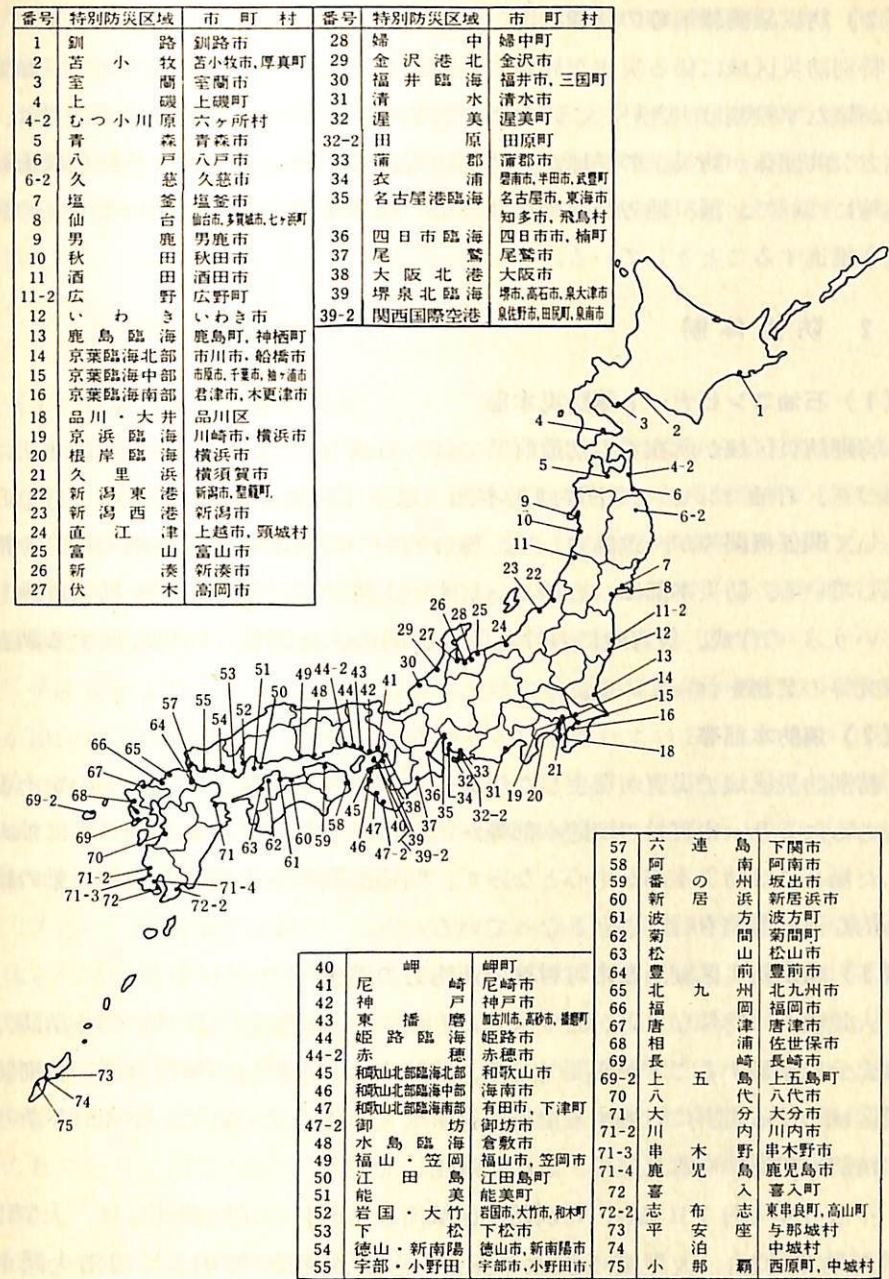
一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域として、現在、34都道府県の85地区が指定されており、最近では、平成6年8月5日に関西国際空港地区が指定されたところである（第3-5図）。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業者は、平成6年4月1日現在、第一種事業所が492事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は236）、第二種事業所が392事業所となっている。

なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等について

第3-5図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況（平成6.8.5現在）



は、附属資料23のとおりとなっている。

## (2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担によりその設置を推進することとしている。

## 2 防災体制

### (1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して、総合的かつ計画的に防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の業務を行っている。

### (2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

### (3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正して、これを強化している。

平成6年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車103台、大型高所放水車88台、泡原液搬送車104台、泡消火薬剤3,679kl、消防艇34艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備23基、泡放水砲18基等が整備されている。

消防庁は、特別防災区域所在市町村における大型化学消防車等の整備について補助を行っており、この補助を受けて平成5年度までに、78団体で、大型化学消防車82台、大型高所放水車81台、泡原液搬送車84台が整備されている。

## 3 自衛防災組織等

### (1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成などを義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）の設置について定めている。

平成6年4月1日現在、884の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか101の共同防災組織、62の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時6,585人の防災要員、197台の大型化学消防車、154台の大型高所放水車、164台の泡原液搬送車、20台の大型化学高所放水車、48隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置しなければならないこととされている。平成6年4月1日現在、流出油等防止堤が217事業所に、消火用屋外給水施設が664事業所に、非常通報設備が884の事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに防災設備が設置されている。

### (2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける消防活動は困難な場合が多く、また大規模化の

可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による的確な消防活動が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」をとりまとめるとともに、これら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

また、特定事業所における異常現象の通報については、石油コンビナート等災害防止法において義務付けをしているところであるが、必ずしも徹底されていない傾向にあるので、消防機関への迅速かつ的確な通報を徹底するよう指導を行っているところである。

### (3) 防災要員に係る教育訓練の充実

石油コンビナート等の防災体制については、防災資機材等の高度化など総合的な防災対策の推進の一環として、防災要員に対する教育訓練の充実を図るために防災要員教育訓練指針及び訓練用ビデオを作成している。また、個々の事業所では実施が困難な大規模実消火訓練等を行うための訓練体制の



製油所における防災訓練（京葉臨海中部地区）

整備についても検討を進めることとしている。

## 4 事業所のレイアウト規制

### (1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、事業所全体として災害防止の観点から対策を講じることが必要である。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高压ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は236事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高压ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては57.5%（石油備蓄基地を除いた場合は69.8%）、高压ガスにあっては97.9%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

### (2) レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況

平成5年度における事業所の新設及び変更の届出件数は16件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、届出された計画に適合しているかどうかについて確認を行わなければならないこととされている。平成5年度における確認件数は38件であった（第3-6表参照）。

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度に「レイアウト規制に係る審査指針」を作成し、また、届出を要しない軽微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

第3-6表 レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況

区分	件数 年度	新設・変更届出件数						確認件数						
		62	63	元	2	3	4	5	62	63	元	2	3	4
新設	3	4	1	1	4	1	0	1	1	4	1	1	2	2
変更	39	41	42	48	36	29	16	30	39	38	35	35	46	36
計	42	45	43	49	40	30	16	31	40	42	36	36	48	38

## 5 石油コンビナート災害対策の課題

### (1) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県には石油コンビナート等防災本部が設置され、各特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されるとともに、一の特別防災区域に所在する特定事業所は共同して石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置している。これらの自衛防災組織等には所定の防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されるとともに、防災要員が配備されている。また、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備を図っている。

消防庁では、石油コンビナート等の防災対策に関し、学識経験者等より構成される「石油コンビナート等防災体制検討委員会」等において、防災資機材の高度化、防災要員の資質の向上等について検討してきたところであり、その結果を踏まえ、より合理的で効果的な総合的防災対策の推進を図っていく必要がある。さらに、防災行動力の向上を図るため、防災活動時における支援システムの在り方や、実大規模のタンク火災等、実際の災害と同様の環境のもとで訓練が実施できる施設の整備について検討を進めることとしている。

### (2) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、昭和53年以降、石油公団法に基づく国家備蓄

が開始された。1990年代の中ほどまでには、民間タンクの借り上げを含め5,000万klの石油備蓄を行うことを目標として、各地に大規模な備蓄基地の建設が進められている。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、地中タンク、海上タンク、岩盤タンクといった新しい方式も導入されている。

そのため、これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきている。また、全備蓄基地の完成は平成8年の予定であるが、これらの備蓄基地の中には既に備蓄が開始されているものもあり、今後、備蓄の態様に応じたソフト面での対策を一層推進する等適切な対応策を講じていく必要がある。

## 第4節 林野火災対策

### [林野火災の現況と最近の動向]

平成5年中の林野火災の件数は3,191件（前年2,262件）、焼損面積は3,260ha（同2,323ha）であり、前年より増加している。また、損害額も28億6,377万円（同3億2,123万円）であり、前年より大幅に増加している。しかし、林野火災の発生件数、焼損面積、損害額とも、長期的にみれば減少傾向にある。

平成5年は、春先を中心に全国的に大規模な林野火災が相次いで発生した。特に4月中旬から下旬にかけては、焼損面積が20ha以上の大規模な林野火災だけでも17件が発生し、とりわけ広島県吉田町及び高知県物部村では焼損面積が200haを越す火災が発生するなど多大な被害をもたらした。全国的に晴天が続き、乾燥注意報が連日発令され続けるといった気象条件の下で、各地で林野火災が続発したものである。

また、平成6年は8月中に高温少雨の気象条件の下、瀬戸内海沿岸地域を中心にして、焼損面積が20ha以上の大規模な林野火災が6件発生した。

例年、林野火災は春先を中心に発生しており、このことは、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜取りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加することなどによるものと考えられる。

### [林野火災対策の現況]

#### 1 林野火災特別地域対策事業

##### (1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を

推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、平成5年度までに、37都道府県の904市町村にわたる213地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

#### (2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に林野火災用消防施設等（防火水槽、自然水利利用施設、空中消火等補給基地、消防無線、林野火災用工作機器、可搬式消火機材及び小型動力ポンプ付水槽車）の整備に対して補助を行っている。

平成5年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況は第4-1表のとおりである。

第4-1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	防火水槽	自然水利利用施設	空中消火等補給基地	消防無線		林野火災用工作機器	可搬式消火機材			小型動力ポンプ付水槽車
				消防専用電話装置	受令機		可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ	
数量	3,089基	19施設	10基	1,424台	61組	117台	451組	134組	95組	12台

#### 2 広域消防体制の整備

##### (1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損面積が広く、ときには隣接市町村、隣接都府県に

及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及びヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めている。

その一環として林野火災発生時の広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等が「林野火災活動マニュアル」としてまとめられている。

### (2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、従来、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施される例が多かったが、消防庁では昭和61年5月「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、これに基づき、都道府県の要請により、消防機関及び都道府県が保有している消防・防災ヘリコプターの応援出動による空中消火が実施されている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第4-2表のとおりである。

第4-2表 空中消火の実施状況

年	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5
実施件数	51	26	36	35	39	19	16	10	23	33

また、昭和57年度以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況を見ると、香川県11件、北海道8件、広島県7件、長野県6件の順である。

### 3 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ及び火あそびによるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対

策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講じるに当たっては、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

- ① 林野周辺住民、入山者等の防災意識のかん養を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

なお、平成4年3月に、前年3月の茨城県日立市の林野火災において大きな被害が生じたことにかんがみ、林野火災特別地域対策事業の推進、消防水利の確保、空中消火の活用、自主防災体制の強化及び情報通信体制の整備に関する留意事項を取りまとめ、地方公共団体に対し指導したところである。

### 4 林野火災に係る調査研究

消防庁では、これまで、林野火災延焼シミュレーションモデルの開発、異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方についての検討（林野庁と共同）、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムの開発、空中消火をより有効に活用するためのマニュアルの作成、レクリエーションによる入山者の増大・多様化に対する効果的な林野火災対策に関する検討、林野周辺の住宅地開発の増加に伴う延焼拡大防止対策に関する調査（林野庁と共同）、消防水利のあり方に関する調査を行ってきている。

### 5 林野火災対策の課題

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであ

ること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがあること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、3でのべた出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を今後積極的に講じる必要がある。

- ① 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接して立地し、林野火災発生時に住宅への延焼危険性が認められる地域においては、火災時における機能の確保及び市街地の水利状況に留意した水利の整備を図ること。
- ② 林野火災が大規模に拡大した場合を想定し、近隣の市町村に対する応援の要請、自主防災組織等との連携をとった活動の実施など火災拡大防止のための体制の強化を図ること。  
特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火は極めて効果的であるので、広域航空消防応援の要請について検討しておくとともに、ヘリコプターの活動を円滑に行うための活動拠点の整備促進を図ること。  
なお、活動拠点の整備に当たっては、安全に離着陸し、効率よく水利を確保できるだけでなく、平常時においては地域住民にも多目的に活用されるよう配慮する必要がある。
- ③ 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定、効果的な部隊の運用と情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図の整備・充実を図ること。
- ④ 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大を考慮した有効な情報通信体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。

## 第5節 風水害対策

### [風水害等の現況と最近の動向]

#### (1) 平成5年中の災害

平成5年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震、火山噴火を除く）による死者・行方不明者は203人（前年19人）、負傷者は767人（同217人）であり、前年より大幅に増加している。また、住家被害をみると全壊は961棟（前年58棟）、半壊は1,983棟（同189棟）、一部損壊は7万6,839棟（同1万1,321棟）であり、いずれも前年より大幅に増加している（第5-1表）。

なお、主な風水害の状況は、以下のとおりである。

#### ア 平成5年5月13日から7月25日までの間の暴風雨及び豪雨（梅雨前線豪雨）

平成5年5月13日から7月25日までの間の梅雨前線豪雨により、ほぼ日本

第5-1表 風水害等による被害状況

区 分		単 位	平成5年	平成4年	増 減
人	死 者	人	198	19	179
	行方不明者	人	5	0	5
	負 傷 者	人	767	217	550
住 家	全壊・流出	棟	961	58	903
	半 壊	棟	1,983	189	1,794
	床上浸水	棟	23,564	1,718	21,846
	床下浸水	棟	70,779	15,461	55,318
	一部破損	棟	76,839	11,321	65,518
非住家被害	棟	12,988	2,554	10,434	
り災世帯数	世帯	27,395	1,892	25,503	
り災者数	人	71,016	5,398	65,618	

(注) 地震、火山噴火による被害を除いた数値である。

全国で被害が発生し、死者・行方不明者26人、負傷者37人、住家の全壊58棟、半壊64棟、床上浸水1,025棟の被害が発生した。

これに対し、延べ12県337市町村で災害対策本部が設置された。

**イ 平成5年7月26日から7月30日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第5・6号を含む）**

平成5年7月26日から7月30日までの間の暴風雨及び豪雨により、ほぼ日本全国で被害が発生し、死者・行方不明者14人、負傷者22人、住家の全壊24棟、半壊17棟、床上浸水400棟の被害が発生した。

これに対し、延べ3県154市町村で災害対策本部が設置された。

**ウ 平成5年7月31日から8月29日までの間の暴風雨及び豪雨（平成5年8月豪雨、台風第7・11号を含む）**

平成5年7月31日から8月29日までの間の西日本を中心とした暴風雨及び豪雨により、死者・行方不明者93人、負傷者219人、住家の全壊525棟、半壊425棟、床上浸水1万6,496棟の被害が発生した。

これに対し、延べ11県516市町村で災害対策本部が設置された。

特に7月31日から8月7日までの平成5年8月豪雨では、鹿児島県において、土砂災害等により死者・行方不明者72人が生じたほか、河川が氾らんし多数の住家が浸水した。

8月6日の豪雨では、鹿児島市竜ヶ水地区で土砂崩れが発生し多数の者が孤立したため、海上から救出する事態が生じた。

**エ 平成5年9月1日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第13号等）**

上陸時の中心気圧が930hpaを記録するなど、非常に強い勢力を持った台風第13号により九州南部を中心とした暴風雨及び豪雨のため、死者・行方不明者48人、負傷者396人、住家の全壊336棟、半壊1,448棟、床上浸水3,770棟の被害が発生した。

これに対し、延べ10県693市町村で災害対策本部が設置された。

特に鹿児島県では金峰町、川辺町で発生した土砂災害等により死者33人が生じたほか、強風等により、多くの住家が損壊した。



鹿児島市の豪雨災害（平成5年8月6日）

**(2) 平成6年上半期の災害**

平成6年2月12日の大雪により、埼玉、千葉、東京、神奈川の各県において、負傷者544人、その他の被害が発生した。

**[風水害対策の現況]**

**1 風水害対策の現況**

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴うがけ崩れ、土石流等の土砂災害により、多くの人的被害が生じている。

このように、近年の風水害対策については、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報収集伝達・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化

を図るため、土砂災害時の警戒避難体制及び情報収集伝達体制等について検討し、その結果を踏まえて、主に次のような項目について地方公共団体に対し指導を進めている。

### (1) 防災体制

都道府県及び市町村においては、積極的に地方防災会議を開催し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域防災計画の内容の見直しを行い、防災活動の円滑かつ確実な実施を確保する必要がある。なお、平成6年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している市町村は77団体である。

また、災害時において、迅速かつ確実な応急対策を実施するためには、あらかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実を図っておく必要があり、特に、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている(第2章5節、2参照)。

さらに、日ごろの防災訓練が、災害時に大きな成果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、平成5年度中には、都道府県では33団体で53回、市町村では風水害を想定した防災訓練を延べ830回実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成強化に努めている。

### (2) 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかし、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら指定区域以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に対

して周知徹底を図っている。

なお、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

### (3) 警戒避難体制の確立

#### ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えてきており、今後こうした体制の一層の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に警戒を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

#### イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、特に、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路を再検討し、これらを地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底することが極めて重要である。この際、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者など自力避難の困難ないわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講じる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁ではその整備促進に努めているところである。

#### (4) 二次災害防止対策の強化

台風、集中豪雨等に伴うがけ崩れ、土石流等の土砂災害の発生が予想され、住民が避難したが、豪雨もおさまりに、住民が帰宅した後に土砂災害が発生し人的被害が生じた事例や、被災現場での救出活動中において、一刻も早い救出を実施するため、危険な状況下で活動が継続され、二次崩壊が発生し、更に甚大な被害に拡大した事例が見られるところである。

消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も引き続き気象情報、災害現場の地理的状況の変化等について十分に留意して警戒監視を行うとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等必要な措置を講じ、安全が確認されるまで避難指示の発令を継続すること、特に、行方不明者の搜索、応急復旧対策の実施に当たっては、十分な警戒、監視を行うなど、土砂災害時における二次災害防止対策の強化について指導している。

## 2 風水害対策の課題

### (1) 防災体制の整備

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、防災関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、気象予警報、雨量、河川の水位状況等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等さまざまな広報媒体により住民への周知の徹底を図り、被害の軽減に努める必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

### (2) 土砂災害対策の推進

昭和57年の長崎豪雨、昭和61年の鹿児島市における梅雨前線豪雨、昭和63年の広島県加計町における土石流、平成元年の川崎市におけるがけ崩れ、平

成2年6月下旬から7月上旬にかけての九州地方を中心とした梅雨前線豪雨、平成3年9月の豪雨及び暴風雨、さらに平成5年8月の豪雨などに伴うがけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策の中でも特に土砂災害の防止、被害の軽減を図ることが緊急の課題となっている。

このため、昭和63年3月15日、中央防災会議において、「土砂災害対策推進要綱」が決定され、国の関係省庁、地方公共団体及び関係公共機関等が一体となって総合的な土砂災害対策に取り組むこととされ、消防庁としても、同日付で「土砂災害対策の強化について」の長官名通知を発し、地方公共団体に対し、人命の安全の確保を最重点として土砂災害対策の充実強化に努めるよう指導しているところである。

さらに、平成5年は梅雨期の多雨・長雨に続き、南九州地方を中心とした記録的な集中豪雨及びその後の台風等により、近年にない、土砂災害による多くの犠牲者を出したことにかんがみ、人命尊重の観点から特に重点的に推進すべき事項について関係省庁により「土砂災害対策推進連絡会議重点申し合わせ事項」を申し合わせ、これに基づいて具体的な施策の推進を図っているところである。

土砂災害の発生するおそれのある地方公共団体においては、これらの要綱、通知及び重点申し合わせ事項の趣旨を踏まえ、地方防災会議の充実等の総合的な土砂災害対策推進体制の整備、土砂災害危険箇所及び避難場所等の周知徹底、降雨状況や避難の指示等に係る情報収集・伝達体制の整備、警戒・避難基準の設定等による警戒避難体制の強化、二次災害防止対策の強化など、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

## 第6節 火山噴火災害対策

### [火山噴火災害の現況と最近の動向]

#### (1) 雲仙岳噴火災害

長崎県の雲仙岳は、平成2年11月17日に198年ぶりに噴火し、平成3年6月には、死者・行方不明者43人が生じるなど周辺地域に甚大な被害をもたらしている。平成4年中においては、8月中旬の土石流及び火砕流の発生により、住家等に被害が生じている。

平成5年においても、火山活動の活発な状態が続き、平成5年4月下旬以降、大規模な土石流及び火砕流が頻発し、死者1人、負傷者1人の人的被害及び住家等に多大な被害が生じるとともに、被災地域がさらに拡大し、その被害総額は630億円を超えるものとなっている。

平成6年10月1日現在もなお、火山活動は消長を繰り返しながらも依然として予断を許さない状態にあり、島原市と深江町では火砕流に対する警戒区



雲仙岳噴火災害（水無川方面）



雲仙岳噴火災害（中尾川方面）

域の設定及び避難の勧告の措置が継続中であり、土石流に対しても避難の勧告等の措置が気象状況に応じとられている。

#### (2) その他の火山の災害

昭和30年以降噴火が恒常化している桜島では、平成5年中に臨時火山情報が6回発表され、91回爆発し、車両の破損被害が1件生じたほか、降灰により、約87億円の被害が発生した。

このほか、平成5年中には、伊豆東部火山群、伊豆大島、阿蘇山、霧島山においても、臨時火山情報が発表され、関係地方公共団体では、立入規制等、警戒監視体制を強化する措置がとられた。

### [火山噴火災害対策の現況]

#### 1 火山噴火災害対策の現況

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地

域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに伊豆大島の大島町及び十勝岳の美瑛町に対し、ヘリコプター離着陸用広場、退避壕及び退避舎といった避難施設整備に要する費用の一部を補助している。

雲仙岳が平成2年11月に噴火して以降、活発な活動を続けていることから、平成3年9月には島原市及び深江町の一部が、同法に基づく避難施設緊急整備地域に指定され、消防庁としても、避難施設緊急整備計画に定められたヘリコプター離着陸用広場の整備のため、その費用の一部を平成4年度において補助している。なお、長崎県においては、平成4年度、防災ヘリコプターを導入し、消防庁はその費用の一部を補助している。

また、雲仙岳噴火災害における貴重な体験を基に、平成4年度から、住民の避難、救出救助及び災害情報の収集伝達等の活動のために使用する耐熱装甲型救助活動車及び火山噴火災害特殊避難車を補助対象に加え、火山噴火災害に対する消防の対応力の強化を図るとともに、火山を有する都道県及び市町村が自らの手により噴火災害に強いまちづくりを推進できるように、火山活動情報教育施設、大規模避難宿泊施設、避難休憩施設、火山活動情報表示施設などの火山対策施設を、防災まちづくり事業の対象に加えている。

さらに、火山を有する関係地方公共団体に対し、①地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的に実践的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

#### (1) 地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山噴火災害に関する地域防災計画を整備しているところであり、都県で6団体、市町村で22団体が整備している。

また、整備済みの団体においては、最新資料（危険予測結果等）の活用等

により適宜見直しが行われているところである。

#### (2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署や大学等、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

#### (3) 広域的な連絡・協力体制

周辺に地方公共団体が複数ある火山にあつては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、雲仙岳、草津白根山、有珠山、十勝岳、北海道駒ヶ岳の7火山の関係市町村で防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

#### (4) 避難体制

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがある場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を伝えるよう、その伝達体制の整備が進められている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災関係機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な避難誘導が行えるように配慮されている。

また、平成4年度、消防庁において火山噴火災害時における住民避難対策のあり方に関する調査研究を行い、火山災害発生の際における災害発生前、災害発生時とその後について、住民の安全を確保するための避難対策を実施するに当たり、配慮すべき事項（長期大量避難体制の確保等）及び地域防災計画の見直しの推進についての検討を行っている。

#### (5) 観光客対策

観光客、登山者の立入りが多い火山にあつては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

#### (6) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実践的な訓練

が行われ、平成5年度は噴火災害を想定した防災訓練を都県3団体、市町村17団体において実施されている。その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

## 2 火山噴火災害対策の課題

我が国は、現在83（北方領土を含む。）の活火山があり、近年、伊豆東部火山群、伊豆大島、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島等活発な火山活動が続いている。火山噴火災害の態様は、溶岩の流出をはじめとして、爆発、火砕流、噴石、ガスの流出、降灰、土石流、泥流など多岐にわたっている。

このため、活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸施策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐには、火山観測監視体制の強化とともに、地域防災計画の整備充実、警戒・避難・誘導體制の充実、消防防災用施設・資機材等の整備、観光客対策の整備並びに実践的な防災訓練の実施等に努めることが必要である。また、周辺に地方公共団体が複数ある火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

## 第7節 震災対策

### [地震災害の現況と最近の動向]

#### (1) 平成5年中の災害

平成5年中の有感地震は、1,301回（前年1,981回）で、前年より減少しているが、伊豆半島東方沖で1月10日から1月18日にかけて38回、5月27日から6月16日にかけて175回の群発地震活動があった。

また、震度4以上を記録した地震は24回（前年50回）と前年より半減したが、大きな被害をもたらす地震が相次いで発生した。

#### ア 平成5年（1993年）釧路沖地震

1月15日、釧路沖を震源とするマグニチュード7.8、震源の深さ101kmの地震が発生した。この地震で釧路で震度6、浦河、帯広などで震度5を記録し、死者2名、負傷者967名を出したほか、住家全壊53棟をはじめ、農林水産施設、商工施設、公共土木施設及びライフライン施設等にも多くの被害が発生した。

#### イ 能登半島沖を震源とする地震

2月7日、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.6、震源の深さ25kmの地震が発生した。この地震で輪島で震度5を記録し、負傷者30名を出したほか、農林水産施設、商工施設、公共土木施設及びライフライン施設等に多くの被害が発生した。

#### ウ 平成5年（1993年）北海道南西沖地震

7月12日、北海道南西沖を震源とするマグニチュード7.8、震源の深さ34kmの地震が発生した。この地震で、江差、小樽などで震度5を記録し、津波、地すべり及び火災等により、震源に近い北海道の奥尻島を中心に死者202名、行方不明者28名を出したほか、北海道の日本海沿岸をはじめ各地に甚大な被害をもたらした。

## (2) 外国の災害

外国において平成5年中に発生した大きな被害を生じた地震の主なものをあげると、1月27日に発生した中国雲南省を震源とする地震、3月20日に発生したチベット自治区を震源とする地震、3月26日に発生したギリシャ南部を震源とする地震、9月30日に発生したインド南部を震源とする地震、10月13日に発生したニューギニア島東部を震源とする地震がある。

また、1994年（平成6年）1月17日に発生した米国カリフォルニア州ノースリッジ地区を震源とした地震では、死者61名、負傷者9,000名を超える大きな被害を出した。

### 〈平成5年（1993年）北海道南西沖地震の概要〉

平成5年7月12日22時17分頃、北海道南西沖で、震源の深さ34km、M7.8の地震が発生し、江差、小樽、深浦、寿都で震度5を記録しました。また、この地震に伴い発生した津波・地すべり等により、北海道の日本海側を中心に大きな被害をもたらし、死者202名、行方不明者28名が出ました。

この地震の震源域は、長い間地震が起きていない空白域で、日本海での地震としては最大級（M7.8）であり、地震による死者が、200名を超えたのは、1948年の福井地震（M7.1、死者3,848名）以来45年ぶり、大津波警報が発令されたのは、1983年の日本海中部地震以来10年ぶりでした。

特に、奥尻島においては地震発生後5分程度で津波が襲来するとともに、地すべり、火災等の災害が発生し、複合災害の恐ろしさを見せつけられました。

#### \* 主な被害状況

- 1 死者 202名
- 2 行方不明者 28名
- 3 負傷者 323名（重傷 83名、軽傷 240名）
- 4 住家被害 6,499棟（全壊 601棟、半壊 408棟、一部破損 5,490棟）

## [震災対策の現況]

### 1 震災対策の推進

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画（震災対策編）、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発等震災対策に関する調査研究等の施策を推進している。

特に、平成5年（1993年）北海道南西沖地震等の経験にかんがみ、津波情報伝達体制の整備、消防広域応援体制の確立等地域防災計画の見直しを含む地震・津波対策の推進についての指導を強化しているところである。

また、地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、危険物に関する規制の強化、消防用設備の技術上の基準の強化、消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備による消防力の充実等の施策を実施するとともに、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等大震火災対策施設等の整備を推進している。

平成5年度末までの補助事業による大震火災対策施設等の整備状況は第7-1表のとおりである。

なお、国庫補助事業のほか、公益法人による避難標識、応急仮設テント等に対する助成事業が行われている。

#### (1) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定された。同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域（第7-3図）に指定された6県167市町村においては、予想される東海地震の発生に備え、県及び市町村の地方防災会議等が地震防災強化計画を、病院、百貨店、劇場及び鉄道事業等地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者が地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策・各種施設

第 7 - 1 表 大震火災対策施設等の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～平成5年度		左のうち平成5年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽 (60m³)	806 (648)	2,248 (1,912)	89 (64)	263 (204)
〃 (100m³)	4,212 (723)	13,129 (3,122)	136 (20)	521 (108)
〃 (飲料水兼用60m³)	5 (3)	25 (17)	2 (1)	10 (6)
〃 (飲料水兼用100m³)	210 (90)	1,118 (605)	15 (10)	103 (80)
〃 (飲料水兼用1,500m³)	36	2,650	2	158
可搬式小型動力ポンプ	5,820 (2,142)	2,316 (1,136)	115 (41)	55 (26)
電源車 (大型)	51	451	0	0
〃 (小型)	25	89	3	11
起震車	76	225	1	3
防災指導車	21	148	1	8
震災救援車	8	39	0	0
備蓄倉庫	31	460	1	4
多重情報処理車	3	29	1	10
震災工作車	1	11	0	0
救護所用資機材	3	16	3	16
その他	8	223	0	0
計	—	23,177 (6,792)	—	1,162 (424)

(注) 1 ( ) 内の数値は、地震防災対策強化地域分の内数である。  
 2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

整備等それぞれの地域の実情に即した地震防災に関する事項を計画的、総合的に推進している。

消防庁では、この地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、計画策定のための指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体のすべてが作成済みであり、地震防災応急計画は、約4万4,000の対象事業所のうち約8割の事業所において作成済みとなっている。

また、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災対策の推進を図っている。

地震防災対策強化地域における地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。この特例措置の対象となる消防用施設は、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽であり、国の負担割合が2分の1 (通常は3分の1) とされている。また、これらの施

第 7 - 2 表 地震対策緊急整備事業計画の内容 (消防用施設関係)

(単位：億円)

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	126
小 型 動 力 ポ ン プ	8
防 火 水 槽	161
消 防 専 用 電 話 装 置	3
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	13
耐 震 性 貯 水 槽	110
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	21
そ の 他	64
計	506

(注) 「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用対象外の施設である。

設整備の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

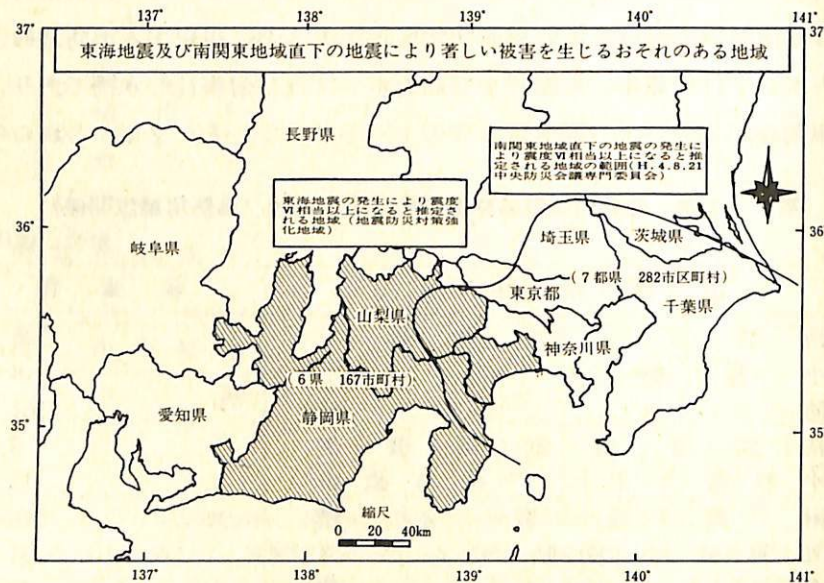
なお、この法律の有効期限は、2回延長され平成7年3月31日までとなっており、地震対策緊急整備事業計画も平成6年度までの15年間に計画変更されている。地震対策緊急整備事業計画の事業は、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関するもので、15年間計画の総事業費は、7,703億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第7-2表のとおりである。

### (2) 南関東地域における震災対策

南関東地域は、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、大規模な地震が

第7-3図 東海地震及び南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域



#### 備考

南関東地域直下の地震については、一つの地震の発生によりこのラインの内側が同時に震度VI相当以上になるものではない。一つの直下の地震が発生した時に震度VI相当以上になると推定される地域の範囲は概ね半径30km程度であるが、更に局地的になることも考えられる。

発生した場合には、被害が甚大かつ広範なものとなるおそれがあるため、中央防災会議において昭和63年12月6日に「南関東地域震災応急対策活動要領」が、平成4年8月21日に「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が決定された。

この活動要領及び同大綱の趣旨を踏まえ、震災対策用施設・設備の整備の促進、都市型地震災害の防止・軽減対策の推進、広域応援体制の整備充実、緊急輸送の確立、救助・救急体制の確立、情報伝達及び広報体制の確立、災害応急対策の強化、防災意識の啓発、周辺地域と一体となった防災訓練の実施など震災対策の充実を図るよう指導している。

### (3) その他の地域における震災対策

大規模な地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域及び南関東地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施などの震災対策に万全を期すよう指導している。

### (4) 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定、並びに東海地域及び南関東地域に大規模地震が発生したとの想定の下に、防災週間の主たる行事として平成6年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、25指定行政機関、19指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の11都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の災害応急対策訓練を行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防



総合防災訓練（埼玉県）

応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県との情報伝達訓練等を実施した。

#### （5）震災対策に関する研究

これまでに、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画上震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定める必要があることから「震災対策計画策定マニュアル」を作成して、地域防災計画の震災対策編の策定を指導するとともに、大規模地震による被害を軽減するための諸方策について、各年ごとにテーマを決め調査研究を行ってきた。

また、南関東地域に係る大規模な地震対策について、人口、諸機能が集中している南関東地域の特性に応じた地震対策並びに広域的な地震対策の検討を行っており、平成5年度においては、「自主防災組織の育成及び活動に当たってのポイント」について検討を行ったところである。

## 2 地方公共団体における震災対策

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策をより推進するため、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、物資の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策の策定等について積極的に取り組んでいる。

平成5年度における都道府県及び市区町村を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

### （1）地域防災計画（震災対策編）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが35都道府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが11県、「その他災害等」として扱っているものが1県という状況となっている。

次いで市区町村においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが439市区町村、「節」等を設けているものが1,555市区町村、「その他災害等」として扱っているものが175市区町村となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で21団体、市区町村で252団体となっている。

### （2）避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、平成6年4月1日現在、市区町村において6万4,355箇所が指定されている（第7-4表）。

また、避難路の指定については、179市区町村が指定している。

### （3）震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

平成5年度においては、36都道府県と840市区町村が総合防災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、市区町村にあつては、総合訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い（第7-5表）。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、36都道府県及

第7-4表 市区町村における避難場所の指定状況

(平成6.4.1現在)

指定箇所数	総面積 ha	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積 ha	用途	箇所数	面積 ha
64,355	305,441	20ha以上	785	29,636	学校 (校庭・グラウンド)	28,097	243,170
					保育所・幼稚園の広場	3,928	1,702
					公園・広場	12,875	25,944
		20ha未満 10ha以上	986	38,862	河川敷	320	4,600
					グラウンド (学校以外)	2,941	5,800
		10ha未満	62,584	236,943	神社・寺院の境内等	2,889	9,383
その他	13,305				14,842		

第7-5表 市区町村における震災訓練の実施状況

(平成5年度) (単位:回、人、団体)

区分	総合訓練	個別訓練							
		職員参 集訓練	情報伝 達訓練	消火訓練	避難誘 導訓練	救急救 助訓練	給食・ 給水訓 練	応急物 資輸送 訓練	その他 の訓練
訓練実施 延回数	984	171	406	1,520	523	596	214	13	369
参加人員	4,210,820	21,332	80,162	150,324	190,751	74,514	29,935	9,004	101,224
団体数	840	145	227	73	100	47	31	9	46

び1,089市区町村において、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

(4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な物資の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

第7-6表 主な備蓄物資の状況

(平成6.4.1現在) (団体数)

区分	公 的 備 蓄												
	乾 パン	ト 麺類	イ ン ス タ ン	米	缶 詰		水	ロ ー ソ ク	懐 中 電 灯	毛 布	テ ン ト	担 架	簡 易 ト イ レ
					主 食	副 食							
都道府県数	9	1	3	3	3	2	9	2	29	10	8	9	
市区町村数	347	9	90	169	75	141	218	735	735	656	439	204	
区分	流 通 在 庫 備 蓄												
	乾 パン	ト 麺類	イ ン ス タ ン	米	缶 詰		水	ロ ー ソ ク	懐 中 電 灯	毛 布	テ ン ト	担 架	簡 易 ト イ レ
					主 食	副 食							
都道府県数	5	3	4	0	0	0	1	0	3	1	1	1	
市区町村数	32	26	129	11	39	19	33	38	86	17	5	5	

平成6年4月1日現在、主な物資の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7-6表のとおりである。

これらの物資を備蓄するため、44都道府県において1,265棟、2,150市区町村において1万1,631棟の備蓄倉庫を設置している。

また、備蓄倉庫等の借上げは、11都道府県において123棟、90市区町村において322棟となっている。

(5) 震災対策施設等の整備事業

平成5年度において、震災対策施設等の整備促進のため、都道府県が国庫補助事業として実施した事業費は354億8,741万円(6団体)、単独事業として実施した事業費は1,237億61万円(14団体)である。

また、震災対策施設等の整備促進のため、市区町村が国庫補助事業で実施した事業費は163億2,899万円(280団体)、単独事業として実施した事業費は453億9,303万円(777団体)である。

このうち、単独事業として実施したものは第7-7表のとおりである。

第7-7表 単独事業として実施した震災対策施設等整備事業

(平成5年度) (単位:百万円)

事業名	都道府県数	事業費	市区町村数	事業費
避難地・避難路整備事業	1	94,893	128	5,811
防災行政無線整備事業	8	5,000	408	12,654
備蓄倉庫整備事業	1	8	131	5,504
防災センター整備事業	4	5,186	35	6,733
防災用資機材等整備事業	4	290	286	3,492
耐震性貯水槽整備事業	1	1	268	3,726
大震用車両整備事業	1	29	24	82
地震観測機器整備事業	3	206	16	47
備蓄物資整備事業	7	5,505	276	3,310
その他	1	12,582	63	4,034
合計	14	123,700	777	45,393

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の主な応援協定の締結状況は、第7-8表のとおりである。

第7-8表 震災時相互応援協定の締結状況

(平成6. 4. 1現在)

名称	都道府県名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)

第7-9表 地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況

(平成6. 4. 1現在) (団体数)

区分	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定
都道府県数	46	27	5	7
市区町村数	35	231	94	136

また、地方公共団体と公共的機関等との応援協定等の締結状況は、第7-9表のとおりである。

3 震災対策の課題

(1) 震災予防体制の整備

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域に指定された県、市町村は、地震防災強化計画に基づき、震災予防体制の整備を進めている。

南関東地域においても防災訓練の励行等の応急対策の強化及び都市型地震災害の防止・軽減対策の推進、初動期防災体制の充実強化等を図っている。

また、これらの地域以外の地域においても、震災対策施設の整備、防災知識の普及活動、防災訓練の実施等各般の施策が推進されている。

今後は、さらに地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

特に防災訓練については、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会を含めた地震防災体制の確立を図るよう、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

震災対策のための消防用施設等の整備強化については、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設等の整備について補助を行い、特に、地震防災対策強化地域については、国の負担又は補

助の割合の特例措置等を講じ財政負担の軽減が図られている。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、防災行政無線等の整備も進められている。

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、今後ともなお一層の消防用施設・設備等の整備強化を図っていくことが必要である。

### (3) 津波対策の推進

平成5年(1993年)北海道南西沖地震における津波災害の経験等にかんがみ、平成5年11月、津波警報関係省庁申し合わせ「沿岸地域における津波警戒の徹底について」(昭和58年7月)の見直しを行い、津波警戒の一層の徹底に努めているところである。

今後、離島・沿岸地域の市町村においては、避難路、避難場所の整備を図るとともに防災アセスメント等に基づく地域防災計画の見直し、オンラインシステム等を用いた高度な情報通信体制の充実を図り、また、各地方公共団体においては区域を越えて消防機関が広域的に対処できるよう消防広域応援体制の確立を図っていく必要がある。

## 第8節 特殊災害対策

### [ガス災害対策]

#### 1 ガスによる災害の現況と最近の動向

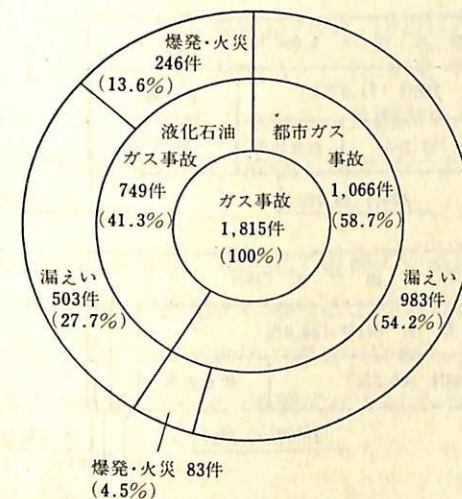
##### (1) 事故の発生件数

平成5年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故(以下「ガス事故」という。)の総件数は、1,815件(前年1,842件)である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの1,066件(同1,000件)、液化石油ガスに係るもの749件(同842件)となっている。

##### ア 事故の態様別発生件数

事故を態様別にみると、漏えい事故が81.9%、爆発・火災事故が18.1%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が92.2%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が67.2%、爆発・

第8-1図 ガス事故の態様別発生件数(平成5年中)



火災事故が32.8%である（第8-1図）。

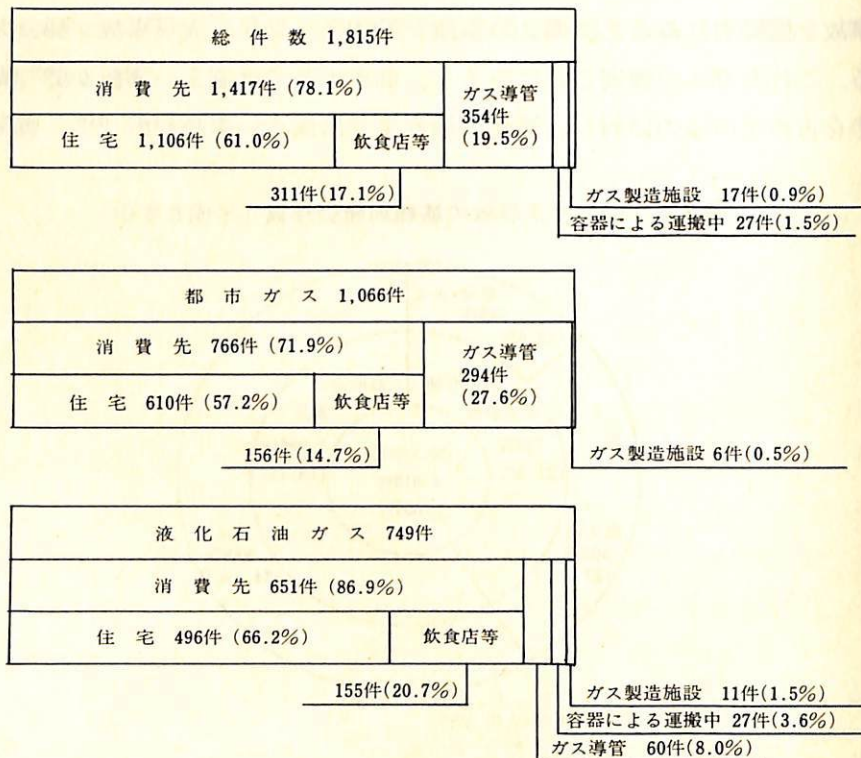
**イ 事故の発生場所別発生件数**

事故を発生場所別にみると、消費先におけるものが78.1%と大半を占め、ガス導管等消費先以外におけるものが21.9%となっている（第8-2図）。

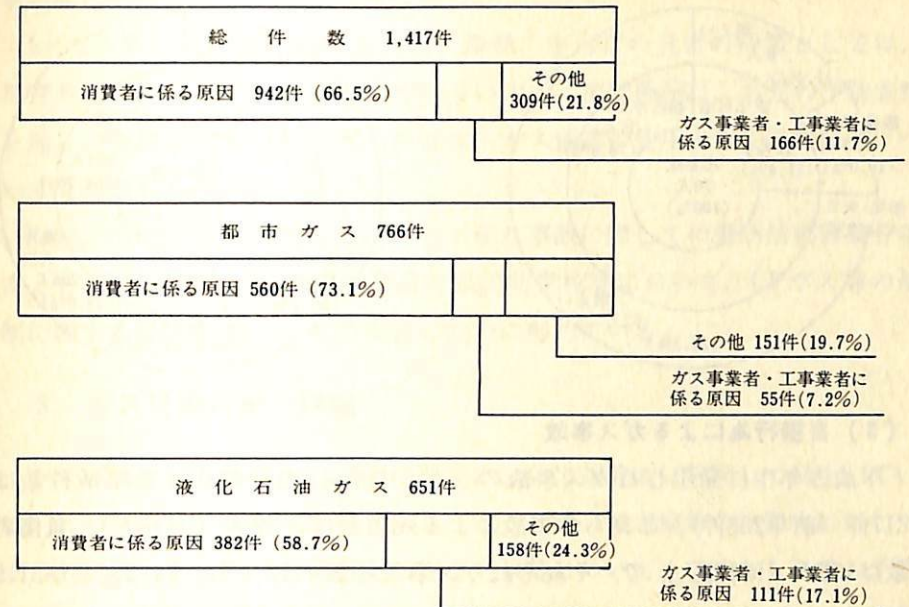
**ウ 事故の発生原因別発生件数**

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると、コックの誤操作・火の立ち消え等発生原因が消費者に係る場合が66.5%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても、発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは73.1%、液化石油ガスでは58.7%といずれも大半を占めている（第8-3図）。

第8-2図 ガス事故の発生場所別発生件数（平成5年中）



第8-3図 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数（平成5年中）



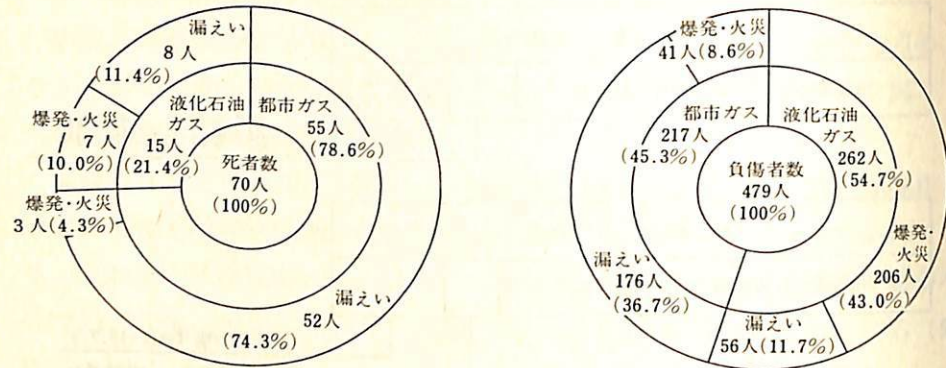
**(2) 事故による死傷者数**

平成5年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は70人（前年54人）、負傷者数は479人（同517人）である。死者のうち、都市ガスによるものは55人（同34人）で78.6%、液化石油ガスによるものは15人（同20人）で21.4%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは217人（同182人）で45.3%、液化石油ガスによるものは262人（同335人）で54.7%を占めている。

死傷者を事故の態様別にみると、死者数では漏えい事故によるものが85.7%を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが48.4%、爆発・火災事故によるものが51.6%となっている（第8-4図）。

なお、死者、負傷者とも91.4%が、消費先における事故によるものである。

第 8 - 4 図 ガス事故による死傷者数 (平成 5 年中)



### (3) 自損行為によるガス事故

平成 5 年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故件数は 217 件 (前年 238 件)、これらの事故による死者数は、52 人 (同 38 人)、負傷者数は 153 人 (同 182 人) で、それぞれガス事故総数の 12.0%、74.3% 及び 31.9% である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、漏えい事故にとどまったものは 186 件 (前年 195 件) で 85.7%、爆発・火災事故に至ったものは 31 件 (同 43 件) で 14.3% ある。

## 2 ガス災害対策の現況

消防機関は、ガスの爆発火災事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具に係る火災予防を指導している。また、ガス災害の予防の一環として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、LPガスの販売業者が事業の許可を受ける際には消防機関の意見書を添付しなければならないこととされている。このほか、関係行政庁はLPガス等に係る事業許可等を行った場合には消防機関に通報しなければならないこととされている。

また、昭和 55 年 8 月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分に

については、ガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

## 3 ガス災害対策の課題

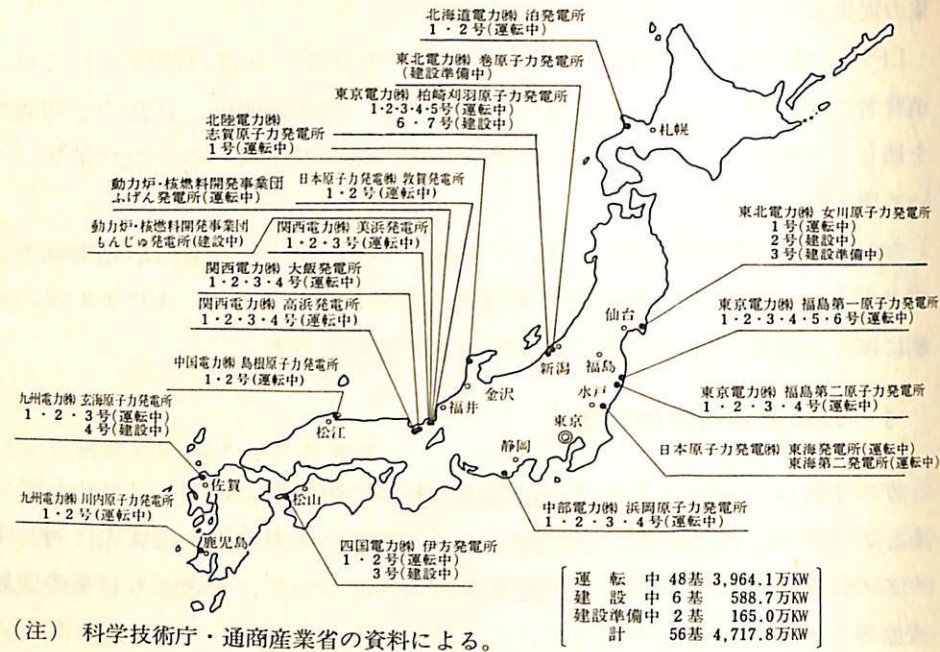
ガス事故は、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。

### [原子力災害対策]

#### 1 原子力災害の現況と最近の動向

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所等原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている (第 8 - 5 図)。

第8—5図 原子力発電所立地図（平成6.8.11現在）



## 2 原子力災害対策の現況

### (1) 原子力発電所等の防災対策

原子力防災対策は、従来から災害対策基本法に基づいて、国、地方公共団体等において防災計画を定める等の措置が講じられていたが、昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」、「緊急時環境放射線モニタリング指針」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の14道府県と59市町村は、地域防災計画において緊急時環境放射線モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備え

るとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めている。

### (2) 放射性物質輸送の安全対策

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素(RI)の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしているほか、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において放射性物質輸送の事故時安全対策に関して取るべき措置がまとめられているところである。消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図っているほか、放射性物質輸送中の事故に際し、消防機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知している。

## 3 原子力災害対策の課題

昭和61年4月26日、旧ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。また、当該事故については、原子力安全委員会に設置された「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」において調査、検討が進められ、昭和62年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見い出されないと結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

同委員会の報告書の指摘を踏まえ、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を推進していく必要がある。

[海上災害対策]

1 海上災害の現況と最近の動向

平成5年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが平成5年1月1日から平成5年12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）120港における海上災害で消防機関が出動したものは52件あり、このうち火災によるものが32件（61.5%）、爆発、油の流出によるものがそれぞれ3件（5.8%）ある。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が42件で80.8%を占めている（第8-6表）。

第8-6表 主要港湾における消防機関の出動状況

（平成5年中）

事故種別件数				事故発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数				
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000t 未 満	1,000t 以 上 1 万 t 未 満	1 万 t 以 上 10 万 t 未 満	10 万 t 以 上
					修理・ 解体中	荷役中	その他				
32	3	3	14	14	10	5	23	42	6	4	0

2 海上災害対策の現況と課題

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生危険性が増大しており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難であるため、消防庁においては、船舶火災時における消防活動上の留意事項、有効な資機材、外国船に係る留意事項等を取りまとめた「船舶火災対策活動マニュアル」を作成し、関係消防本部を指導しているところである。消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているところである。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律によっても、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備されている。

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」（略称SAR条約）が昭和60年に発効したことなどを踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

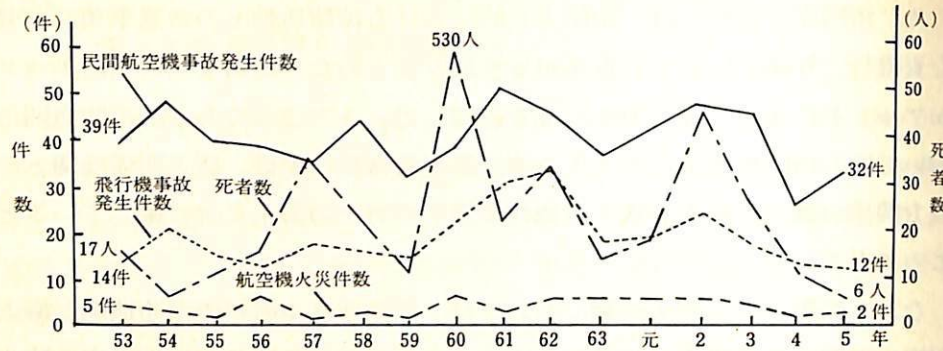
[航空機災害対策]

1 航空機の災害の現状と最近の動向

平成5年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は32件発生し、死者は6人となっている（第8-7図）。

また、平成5年中に民間航空事故等で消防機関が出動したものは61件あり、このうち飛行場内が57件、飛行場外が4件となっている。なお、消火活動及び救助活動を実施したものは6件で、残りの55件は空港からの要請を受

第 8 - 7 図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

けて空港で待機したが、消火活動及び救助活動は実施しなかったものである。

最近の主な飛行機事故としては、平成5年4月18日に岩手県花巻空港で日本エアシステム機が強風にあおられて着陸に失敗し、炎上した事故がある。

この事故では、地元消防機関は、化学消防車、救助工作車、救急車等、27隊、174名の消防隊員及び消防団員により、消火活動を行った。乗員・乗客は全員自力脱出したが、そのうち負傷者19名を救急隊により搬送した。

また、平成6年4月26日には、中華航空機が愛知県名古屋空港で着陸に失敗し、墜落、飛散炎上、死者264名、負傷者7名を出した事故が発生した(142頁参照)。

## 2 航空機災害対策の現況

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書(救難及び消防業務)に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備が行われているが、消防庁では、関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体

制の整備に資するとともに、空港所在市町村が行う、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行うなど、空港及びその周辺における消防力の整備に努めている。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成6年4月1日現在、空港所在市町村の81消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部(RCC)と消防庁との間に昭和62年8月専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、昭和63年4月21日航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に関係機関として参加している。

なお、平成6年9月4日に開港した関西国際空港には、泉佐野市消防本部の空港分署が設置され、航空機事故等、空港での災害に対して消火、救助、救急活動に即座に対応できるよう化学車、水槽付消防ポンプ車、泡原液搬送車、水難救助車、大型救急車等7台が配備されている。また、航空機災害に際して円滑な消防活動を実施するため、泉佐野市と関西国際空港株式会社は「関西国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」を締結し、さらに、大阪市を含んだ周辺11消防機関と関西国際空港株式会社とが「関西国際空港消防相互応援協定」を締結している。

## 3 航空機災害対策の課題

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520人を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4人が救出されたものの、事故現場の搜索、生存者の救出等は困難を極めた。

この事故を教訓として、航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消

防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

また、航空機事故のほぼ4割は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要であるが、空港の消防力は、特に地方公共団体の管理する空港において、年々改善されてきつつあるものの、いまだ満足すべき状態にない空港もあり、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を推進するとともに、周辺市町村からの応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

— 〈名古屋空港中華航空機墜落炎上事故〉 —

平成6年4月26日20時16分頃、中華航空機エアバスA300B4-622R、台北発名古屋行き140便が名古屋空港に墜落し、大破、炎上しました。

事故の連絡を受けた地元4消防本部をはじめ各消防機関は、直ちに化学消防車、救助工作車、照明電源車、救急車等を出動させ、118隊、534名の消防隊員及び消防団員により消火、救出救助活動を行いました。

消防隊員等の懸命な努力により16名を救助しましたが、救助後搬送先の病院で亡くなった9名を含め乗客乗員264名が死亡し、昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し死者520名を出すという事故に次いで、我国航空史上2番目の大惨事となりました。

名古屋空港では、昨年の5月に関係機関が総合的な航空機災害訓練を実施しました。今回の事故においては、この訓練の成果もあり、応援消防本部、関係機関、医療関係者等が統制のとれた活動を行うことができました。

消防庁としては、このような大事故であってもよりの確に消防活動が行えるよう、空港周辺消防機関の消防力の充実、広域消防応援体制の確立をより一層推し進めていきます。



名古屋空港中華航空機墜落炎上事故（平成6年4月26日）

[地下施設等の災害対策]

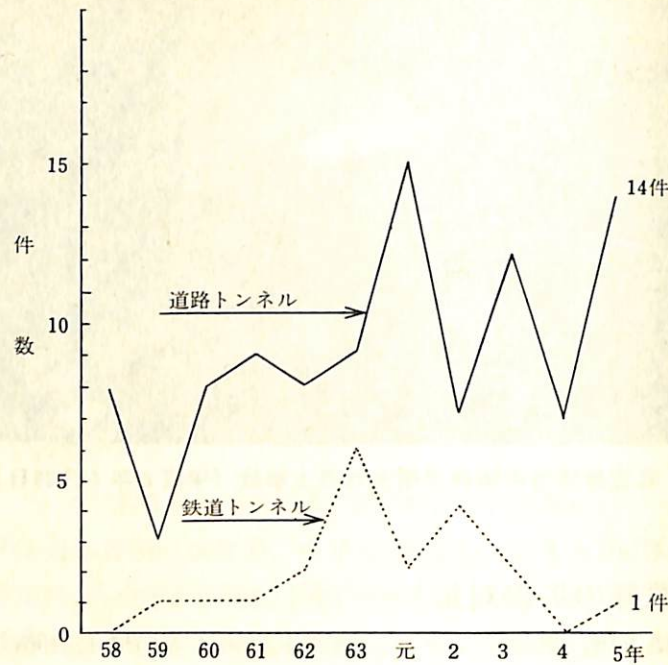
一般に、地下街、鉄道トンネル、道路トンネル等の地下空間は、地上への出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなる。

1 鉄道トンネル及び道路トンネルの防災対策

鉄道トンネルに関しては、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策を示すことにより、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図っている。また、青函トンネルについては、特に長大トンネルの防災対策を取りまとめ、関係消防機関に対して所要の指導を行っているところである。

道路トンネルに関しては、昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、関係省庁とも協力して、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」、「道路トンネル非常用施設の設置基

第 8 - 8 図 トンネルにおける火災事故の推移



準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。平成5年度中における道路トンネル火災は14件、鉄道トンネル火災は1件となっている。第8-8図にトンネルにおける火災事故の推移を示す。

## 2 大深度地下空間の防災対策

大深度地下空間の利用については、その利用に必要な技術開発等の研究が各方面において進められているところである。地下空間の公的利用については、昭和63年6月28日閣議決定された「総合土地対策要綱」において指摘されている。また、平成3年1月25日閣議決定された「総合土地対策推進要綱」においては、「大深度地下の公的利用に関する制度につき、その利用推進を図るため、法律面、安全面、環境面等の種々の観点から慎重に検討を進める。」とされている。

大深度地下空間の利用形態の中でも、鉄道トンネルや道路トンネルについ

ては、災害が発生すると地下の深部に多数の利用者が取り残される可能性があり、消防活動や救助活動が従来の施設と比較して極めて困難になることが予想されている。

このようなことから、大深度地下空間の利用については、その特性に応じた防災対策を講じるとともに、個々の施設等の位置、構造、設備、用途、規模、収容人員等に応じた特別の防災対策を講じる必要がある。

## 3 消防活動阻害物質の災害対策

消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法第9条の2の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

平成5年中に消防機関が出動した消防活動阻害物質に係る事故のうち、圧縮アセチレンガスの火災事故件数は23件（前年30件）と減少したが、死傷者は4人（同1人）と増加している。また、毒劇物事故件数は31件（同22件）、死傷者は43人（同21人）であり、前年に比べて件数、死傷者数ともに増加している。毒劇物事故の形態としては、漏えいが15件と最も多く、概ね半数以上を占めている。

事故発生の際に消火、救急救助、事故の拡大防止の措置等に従事する消防機関としては、消防活動阻害物質の事故の実態の把握を含めて、今後ともその災害対策を講じていく必要がある。

## 第 2 章

### 消防防災体制

## 第2章 消防防災体制

### 第1節 消防体制

#### 1 消防組織

##### (1) 常備消防機関

平成6年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が931本部、消防署が1,615署、出張所が3,207所、消防職員が14万4,885人となっている。

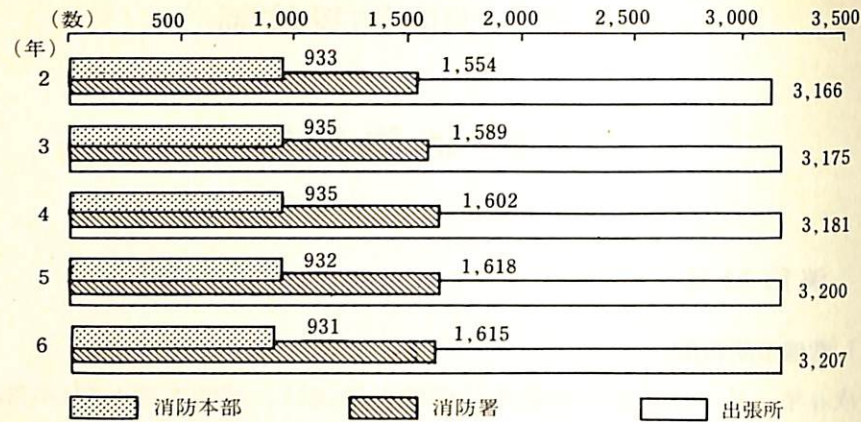
前年と比較すると消防署は3署減少し、消防職員は3,482人増加している(第1-1表)。

常備化の進展に伴い、消防署所数は増加してきており、消防職員数もこの10年間で12%増となっている(第1-2図、第1-3図)。

第1-1表 市町村の消防組織の現況

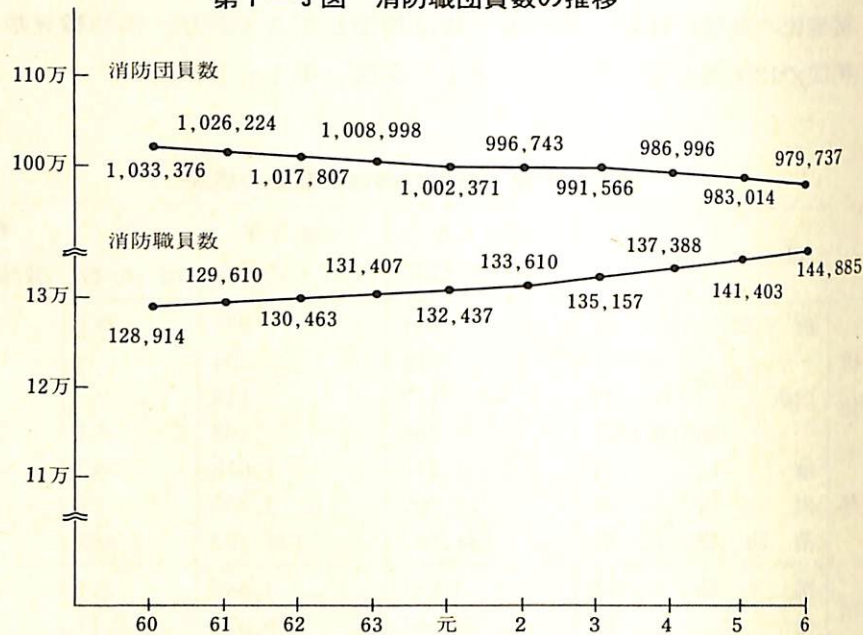
区分	平成6年 4月1日現在	平成5年 4月1日現在	比較	
			増減数	増減率%
消防本部	931	932	△1	△0.1
消防内訳	市	354	—	—
	町・村	112	—	—
	一部事務組合	465	466	△1
消防署	1,615	1,618	△3	△0.2
出張所	3,207	3,200	7	0.2
消防職員数	144,885	141,403	3,482	2.5
消防団	3,641	3,642	△1	△0.0
分団	25,561	25,575	△14	△0.1
非常勤消防団員	979,718	982,996	△3,278	△0.3
消防団常備部	1	1	—	—
常勤消防団員	19	18	1	5.6

第 1 - 2 図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

第 1 - 3 図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

### ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署をおかなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

平成 6 年 4 月 1 日現在、常備化市町村は、3,078 市町村（うち 4 町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で 95.1%（市は 100%、町村は 93.9%）に達し、人口の 99.4% が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

### イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近は、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、消防事務を市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第 284 条第 1 項）又は事務委託（第 252 条の 14 第 1 項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第 21 条第 2 項）によるものがある。

一部事務組合によるものは、消防事務を 2 以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は平成 6 年 4 月 1 日現在、465 組合に達しており、その構成市町村数 2,442 市町村（285 市、1,690 町、467 村）は

常備化市町村数全体の79.3%に相当する。

次に、事務委託によるものは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。平成6年4月1日現在、事務委託市町村数は170市町村（25市、121町、24村）に達している。

また、消防相互応援協定によるものは、市町村相互間で応援協定を締結し、それに基づいて消防についてそれぞれの市町村が相互に応援する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に応援を受けて対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このような、消防体制の広域化が鋭意進められているところであるが、消防庁ではさらに、消防相互応援の考え方を活用した都道府県単位のより広域的な消防防災体制を確立するため、消防広域応援基本計画の策定及び当該計画に基づく消防広域応援体制の整備を指導しているところである。

### (2) 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあつては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍



消防団主催の地域交流事業（横浜市）

しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

平成6年4月1日現在、消防団は3,641団、消防団員は97万9,737人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。また、団員数は減少傾向にあり、昭和60年4月1日現在に比べ5万3,639人（5.2%）減少している。この間、女性消防団員数は、3,696人増えて4,939人となっている。

なお、消防団員の年齢構成は、第1-4表のとおり40歳以上の団員が30.8%を占め、また、平均年齢は35.8歳となっており、その高齢化が進んでいる。

第1-4表 消防団員の年齢構成

(平成6. 4. 1現在)

区分	年齢	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	計	平均年齢
消防団員数(人)		5,253	252,856	420,618	220,477	64,473	16,060	979,737	35.8
構成比(%)		0.5	25.8	42.9	22.5	6.6	1.7	100.0	

## 2 消防施設

### (1) 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。消防活動において基本となる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等を中心に整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車、無線機等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

第 1 - 5 表 消防機械の保有数  
(平成 6. 4. 1 現在) (単位: 台、艇、機)

区 分	消防本部	消防団	計	比 較	
				増 減 数	増減率(%)
消防ポンプ自動車	4,475	14,396	18,871		
水槽付消防ポンプ自動車	3,371	705	4,076		
はしご付消防自動車	1,258	1	1,259		
化学消防自動車	1,009	8	1,017		
救急自動車	4,901	41	4,942		
指揮車	1,925	557	2,482		
消防艇	53	3	56		
救助工作車	934	0	934		
林野火災工作車	41	51	92		
電源・照明車	164	44	208		
小型動力ポンプ積載車	445	28,866	29,311		
手引動力ポンプ	19	1,455	1,474		
小型動力ポンプ	3,219	51,067	54,286		
その他の消防自動車	6,282	890	7,172		
ヘリコプター	25	0	25		

(注) 消防団は消防団常備部を含む。

## (2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。

消防水利の種類には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割をはたしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、消火栓が73.9%を占めており、防火水槽の割合は24.8%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている(第1-6表)。

第 1 - 6 表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	平成 6 年 4 月 1 日現在	平成 5 年 4 月 1 日現在	比 較	
			増 減 数	増減率(%)
全国の現有数	1,601,507 (100.0)	1,557,811 (100.0)	43,696	2.8
消 火 栓	1,183,176 (73.9)	1,148,788 (73.7)	34,388	3.0
防 火 水 槽	398,012 (24.8)	388,643 (25.0)	9,369	2.4
20~40m <sup>2</sup> 未満	105,477	105,809	△332	△0.3
40m <sup>2</sup> 以上	292,535	282,834	9,701	3.4
井 戸	20,319 (1.3)	20,380 (1.3)	△61	△0.3
20~40m <sup>2</sup> 未満	9,622	9,518	104	1.1
40m <sup>2</sup> 以上	10,697	10,862	△165	△1.5

(注) ( ) 内は構成比を示し、単位は%である。

## (3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

### ア 119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、平成6年4月1日現在、全国の消防機関に1万3,443回線が設置され、逐年増加している(第1-7図)。

なお、火災報知器は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、平成6年4月1日現在、全国で、受信装置が142基、発信機が703基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

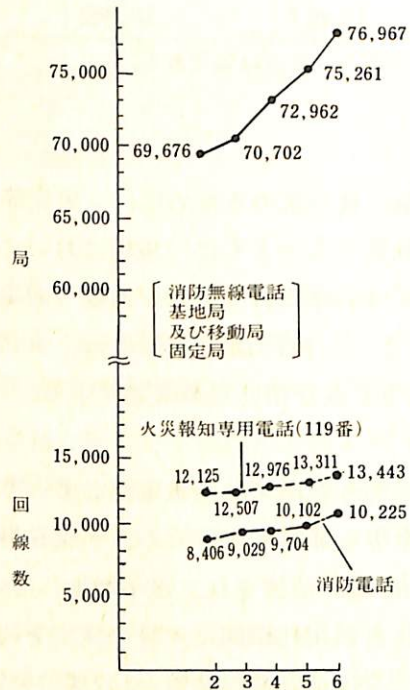
### イ 消防緊急通信網

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の

伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活躍する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。また、消防緊急通信指令施設やヘリコプターテレビ伝送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

第 1 - 7 図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも 4 月 1 日現在の数値である。

### 3 教育訓練等

#### (1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、その前身である「消防講習所」が、昭和23年4月に国家消防庁の内部組織として設置され、その後、昭和34年4月に発展的に解消され、「消防大学校」となったものである。

消防大学校の任務は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県及び政令指定都市の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことである。

#### ア 教育訓練

##### (ア) 教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である(第1-8表)。

##### (イ) 教育訓練の実施状況

消防大学校(消防講習所を含む)の卒業生は、平成5年度末現在で2万2,049人となっており、平成6年度の計画人数は783人である(第1-9表)。

また、平成5年度には3名の外国人研修生(中国2名、韓国1名)を受け入れた。

##### (ウ) 実務講習会

###### a 火災調査講習会

火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって消防における火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査について指導的立場にある者を対象として火災調査講習会を実施している。

###### b 防災講習会

地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識の修得と地方公共団体の防災体制の強化に資するため、都道府県及び政令指定都市の防災責任者及び防災担当者又は消防学校において防災に関する講義を行っている

第 1 - 8 表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総合教育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6 月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3 月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1 月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5 月以内
専科教育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2 月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3 月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3 月以内
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2 月以内

教員に対し防災講習会を実施している。

c はしご自動車等講習会

はしご自動車の操作員の安全確保のための教育の必要性が提言されたことに伴い、消防学校等でこれに係る教育訓練を行う教官に対しての実務講習を平成3年度から実施している。

第 1 - 9 表 教育訓練の実施状況

部	学 科	卒 業 生			左のうち平成5年度卒業生		平成6年度計画	
		昭和23.6~昭和34.3 消防講習所	昭和34.4~平成6.3 消防大学校	合 計	実 施 回数	人 数	実 施 回数	人 数
総合教育	本 科	796	2,006	2,802	1	52	1	54
	幹部研修科	—	871	871	2	112	2	109
	上級幹部科	668	2,550	3,218	2	81	2	91
	消防団長科	453	1,208	1,661	1	37	1	44
	小 計	1,917	6,635	8,552	6	282	6	298
専科教育	警 防 科	—	3,776	3,776	2	140	2	142
	予 防 科	386	3,613	3,999	2	140	2	139
	救 急 科	—	2,263	2,263	2	111	2	106
	救 助 科	—	1,231	1,231	2	99	2	98
	小 計	386	10,883	11,269	8	490	8	485
その他	危険物保安科	—	327	327	—	—	—	—
	教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
	専修科等	817	840	1,657	—	—	—	—
小 計	817	1,411	2,228	—	—	—	—	
合 計	3,120	18,929	22,049	14	772	14	783	

(注) 「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

イ 消防学校等に対する技術的援助

(ア) 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

(イ) 消防学校長研修会

複雑多様化する各種災害に的確に対処するため、消防職団員の教育訓練の多様化、専門化が進んでおり、これら消防職団員の教育訓練に携わる消防学校の学校長等に対し、学校運営及び学校教育に係る研修会を平成4年度から実施している。

(ウ) 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請により、予防、警防、救急、救助等の消防行政・消防技術についての講師の派遣又はあっせんを行っている。

(エ) 教員用指導資料等の作成及び視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに40種類を作成しているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改定作業を行っている。

また、消防学校の初任者用教科書の編集、作成について指導を行っており現在までに29種類が配布されている。

さらに、視聴覚教育の重要性にかんがみ、視聴覚教材の整備を進めている。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている(消防組織法第26条)。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されており、全国に54校ある。

イ 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職

員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第1-10表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第1-11表のとおりであり、平成5年度は、53校が消防学校の教育訓練の基準に定める6か月以上の教育訓練を実施している。

新規採用者の初任教育受講状況をみると、平成5年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、5,107人で前年度に比べ725人増加しているが、受講率については88.0%と前年度より1.4%低くなっている(第1-12表)。

第 1-10表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成 4 年度	平成 5 年度
初 任 教 育	4,382 ( 16.5)	5,472 ( 20.4)
専 科 教 育	13,206 ( 49.8)	13,076 ( 48.6)
警 防 科	1,566 ( 5.9)	1,437 ( 5.3)
予 防 科	2,032 ( 7.7)	1,462 ( 5.4)
機 関 科	193 ( 0.7)	311 ( 1.2)
救 急 科	7,895 ( 29.8)	8,555 ( 31.8)
救 助 科	1,520 ( 5.7)	1,311 ( 4.9)
幹 部 教 育	2,852 ( 10.8)	3,566 ( 13.3)
特 別 教 育	6,078 ( 22.9)	4,760 ( 17.7)
計	26,518 ( 100.0)	26,874 ( 100.0)

第 1-11表 初任教育期間別消防学校数

教育の期間	平成 4 年度	平成 5 年度
6 か 月 以 上	53	53
5 か 月	1	—
4 か 月	—	1
計	54	54

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを 1 校としてとらえ、計上している。

第 1-12表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成 4 年度	平成 5 年度
初任教育を受けた者	6 か 月 以 上	4,305 ( 87.8)
	5 か 月	77 ( 1.6)
	4 か 月	—
	小 計	4,382 ( 89.4)
初任教育を受けなかった者	522 ( 10.6)	699 ( 12.0)
計	4,904 ( 100.0)	5,806 ( 100.0)

エ 教職員の状況

平成 5 年度の消防学校教職員数の状況は第 1-13表のとおりである。専任教員 481 人のうち派遣職員が 165 人に及んでいる。これは、消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点からその育成と確保を行っていく必要がある。

第 1-13表 消防学校教職員数

(平成 6. 4. 1 現在)(単位：人)

教 員					事 務 職 員			そ の 他			計
専 任		兼 任		小 計	専任	兼任	小 計	専任	兼任	小 計	
実員	派遣	実員	派遣								
316	165	38	4	523	114	6	120	82	2	84	727

(3) 救急救命士養成のための教育訓練

救急隊員が救急救命士(第 2 章第 3 節参照)の資格を国家試験により取得するための養成所として、平成 5 年 10 月に(財)救急振興財団が救急救命東京研修所(年間 400 人規模)を開校した。これに引き続き、平成 7 年 4 月には救急救命九州研修所が開校予定である。また、大都市の消防機関等でも救急救命士養成所を設置しており、平成 6 年度には、全国で 900 人以上の消防職員が救急救命士の資格取得のための教育を受けている。

救急救命士養成所では、「救急救命士学校養成所指定規則」(平成 3 年文部省・厚生省令第 2 号)に基づき、835 時間以上の講義及び実習が行われている。

(4) 全国消防救助技術大会の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国



全国消防救助技術大会

の消防職員が日ごろ練成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第23回大会は、平成6年8月25日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた215チーム、939名が参加して京都市で開催された。

#### 4 消防職団員の活動状況と処遇

##### (1) 活動状況

平成5年中における全国の消防職団員の活動状況をみると、火災等（火災、救助活動、特別警戒、風水害等の災害、遭難、誤報等及びその他（警察との協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は72万4,232回で、前年78万2,413回を下回り、また、出動延人員では635万3,186人である。1日当たりの出動回数は1,984回、44秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が29.5%で一番多く、次いで火災出動が14.0%となっている（第1-14表）。

##### (2) 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

平成5年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出勤し、職務遂行中に死亡した消防職団員は5人、同じく負傷したものは2,569人である。前年に比べて殉職者は5人、負傷者は46人それぞれ減少している。

負傷原因を出勤形態別にみると、火災によるものが31.5%と最も多く、次いで演習訓練によるものが26.4%、救急によるものが6.1%となっている（第1-15表）。

##### (3) 安全衛生体制の整備

消防には、原則としてその業務の性格から労働安全衛生法が規定する安全管理者及び安全委員会の設置を義務づけた規定は適用されないが、消防庁では公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実にかつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整備についての準則並びに訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防本部の安全管理体制の整備の促進と事故防止の徹底を指導している。

また、消防の衛生管理については、労働安全衛生法の規定が適用され、常時50人以上の職員を有する事業所は衛生管理者、衛生委員会、産業医を選任又は設置することとされているが、消防職員の勤務体制や職務内容からして、職員の健康管理には特に配慮する必要があるため、消防庁としては、昭和58年3月に消防衛生管理規程のマニュアルを示すなど、衛生管理体制の整備の徹底を図っているところである。

##### (4) 処 遇

###### ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性に配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

第 1 - 14 表 消防職員及び

区 分	火 災		救 急		救 助	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
消 防 職 員	59,297	1,094,466	2,898,378	8,618,194	52,429	520,861
消 防 団 員	42,420	1,677,506	2,546	7,470	1,012	25,376
計	101,717	2,771,972	2,900,924	8,625,664	53,441	546,237
構成比(%)	1.6	9.0	46.7	27.9	0.9	1.8

区 分	演 習 訓 練		警 防 調 査		予 防 査 察	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
消 防 職 員	429,639	2,432,699	510,213	1,718,916	1,164,982	2,263,945
消 防 団 員	126,867	4,450,692	25,626	367,454	5,518	26,863
計	556,506	6,883,391	535,839	2,086,370	1,170,500	2,290,808
構成比(%)	8.9	22.2	8.6	6.7	18.8	7.4

第 1 - 15 表 消防職員及び消防

区 分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消 防 職 員	2	1,549	-	382	-	9	2	157
消 防 団 員	3	1,020	1	429	-	26	-	-
計	5	2,569	1	811	-	35	2	157
構 成 比 (%)	100.0	100.0	20.0	31.5	-	1.4	40.0	6.1

消防団員の活動状況

(平成 5 年中) (単位: 回、人)

特 別 警 戒		風 水 害 等 の 災 害		遭 難		誤 報 等	
回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
129,532	889,187	10,163	49,772	2,659	19,895	30,920	302,592
84,348	1,952,997	5,461	254,428	1,115	45,236	6,199	94,030
213,880	2,842,184	15,624	304,200	3,774	65,131	37,119	396,622
3.4	9.2	0.3	1.0	0.1	0.2	0.6	1.3

広 報 ・ 指 導		火 災 原 因 調 査		そ の 他		計	
回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
236,531	951,651	57,076	239,752	205,075	765,397	5,786,894	19,867,327
36,037	721,064	46	160	93,602	1,433,415	430,797	11,056,691
272,568	1,672,715	57,122	239,912	298,677	2,198,812	6,217,691	30,924,018
4.4	5.4	0.9	0.8	4.8	7.1	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(平成 5 年中) (単位: 人)

演 習 訓 練		特 別 警 戒		避 難		そ の 他	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
-	367	-	-	-	-	-	634
1	310	1	31	-	2	-	222
1	677	1	31	-	2	-	856
20.0	26.4	20.0	1.2	-	0.1	-	33.3

(ア) 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。

消防職員の平均給料月額、平成4年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢37.8歳で28万7,585円であり、一般行政職員の場合は平均年齢39.4歳で29万3,885円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が9万825円であり、一般行政職員は6万9,386円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

(イ) 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。

2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の消防本部でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせる勤務する制度であり、東京消防庁、京都市消防局をはじめ一部の本部で採用されているほか、業務の実態を勘案し、通信指令部門等一部の部門において採用している本部もある。

完全週休二日制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてその導入が進められたところであり、消防職員についても、一般行政職員への完全週休二日制の実施状況を勘案しつつ、順次実施が進められたところである。なお、週40時間勤務制へは、一般行政職員と同様平成6年4月1日に移行したところである。

(ウ) 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、社会経済情勢の著しい変化の中で業務内容も複雑多様化しており、これに即応し、勤務の特殊性や職務の危険性の実態に配慮しつつ適切な

改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

(エ) 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な給付等を受けることができる。

また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について特殊公務災害の補償として100分の50以内を加算することとされている。

平成5年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について1,733件である。ちなみに、警察職員は4,835件である。

イ 消防団員の処遇改善

(ア) 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の公務員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、条例の改正等により、支給額の引き上げ等の適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

平成6年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出勤手当等について、第1-16表のとおり改善措置が講じられた。

(イ) 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第1-17表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、

第 1 - 16 表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	5	6
報酬			
団員(年額)		25,500	26,500
団長(年額)		70,500	72,500
出動手当(1回当たり)		5,400	5,500
県内出張旅費(1回当たり)		7,190	7,190
公務災害補償負担金			
人口1人当たり		3	3
団員1人当たり		1,900	1,900
退職報償金負担金			
団員1人当たり		14,800	14,800

第 1 - 17 表 消防団員の公務による死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年	元	2	3	4	5
死者		7	7	22	2	3
負傷		1,052	1,091	1,051	1,028	1,020
計		1,059	1,098	1,073	1,030	1,023

条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第 1 - 18 表のとおり逐次その適正化が図られている

第 1 - 18 表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
4	団長、副団長	11,570	12,440	13,300
	分団長、副分団長	9,840	10,700	11,570
	部長、班長、団員	8,100	8,970	9,840
5	団長、副団長	11,870	12,740	13,600
	分団長、副分団長	10,140	11,000	11,870
	部長、班長、団員	8,400	9,270	10,140
6	団長、副団長	12,140	13,020	13,900
	分団長、副分団長	10,370	11,250	12,140
	部長、班長、団員	8,600	9,490	10,370

第 1 - 19 表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年度	元	2	3	4	5
死者		1	4	1	1	1
負傷者		146	145	119	118	72
計		147	149	120	119	73

ところである。

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第 1 - 19 表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）消防協力者等の災害補償内容は、補償基礎額が取入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

(ウ) 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施

設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

(エ) 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数5年以上10年未満の団員で10万5千円、勤務年数30年以上の団長で87万円となっている(第1-20表)。

第1-20表 退職報償金支給額  
(平成6年度) (単位:円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	150,000	255,000	370,000	505,000	685,000	870,000
副 団 長	140,000	240,000	340,000	445,000	620,000	805,000
分 団 長	130,000	225,000	320,000	420,000	570,000	750,000
副 分 団 長	125,000	210,000	295,000	385,000	535,000	715,000
部長及び班長	115,000	190,000	265,000	345,000	475,000	640,000
団 員	105,000	175,000	245,000	320,000	430,000	600,000

(オ) 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の2分の1であったものが全額となった。

平成6年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している関係市町村の数は、公務災害補償業務については、2,954市町村(契約対象市町村の91.29%)、退職報償金の支払業務については3,223市町村(契約対象市町村の99.78%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の平成5年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第1-21表のとおりであり、福祉施設の実施に状況は第1-22表のとおりである。

消防基金の平成5年度の退職報償金の支給額は、6万2,543人に対し149億1,394万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

第1-21表 消防基金の公務災害補償費の支払状況  
(平成5年度)

補 償 の 種 類	支払人員(人)	支払額(千円)
療 養 補 償	1,298	235,362
休 業 補 償	468	93,861
傷 病 補 償 年 金	7	14,981
障 害 補 償	139	237,102
遺 族 補 償	498	825,796
葬 祭 補 償	3	1,980
計	2,413	1,409,082

(5) 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位・叙勲及び褒章、閣議了解に基づく内閣総理大臣表彰、自治大臣表彰要領に基づく自治大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、

第 1 - 22 表 消防基金の福祉施設の実施状況

(平成 5 年度)

福祉施設の種類	支払人員 (人)	支払額 (千円)
外科後処置費	0	0
補装具費	2	624
リハビリテーション費	1	50
アフターケア費	10	3,966
休業援護金	451	30,798
介護料	10	6,367
奨学援護金	81	18,849
就労保育援護金	10	861
傷病特別支給金	0	0
障害特別支給金	11	4,970
遺族特別支給金	2	6,000
障害特別援護金	4	6,250
遺族特別援護金	2	15,200
傷病特別給付金	5	2,906
障害特別給付金	128	50,234
遺族特別給付金	383	149,118
計	1,100	296,193

消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体等を対象として行われている。

**ア 叙位**

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

**イ 叙勲**

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春（4月29日）と秋（11月3日）に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

**ウ 褒章**

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は公同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のため私財を寄付した者に授与される。

**エ 閣議了解に基づく内閣総理大臣表彰**

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

(ア) 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ、又は功績があった部外の個人及び団体に授与される。

(イ) 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった消防機関等に授与される。

**オ 自治大臣表彰**

消防団活動に従事している者で広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について尽力して功績顕著な者に授与される。

**カ 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰**

積年にわたる功労に対し毎年定例的に表彰する定例表彰と、事案発生の都度表彰する随時表彰とがある。

(ア) 定例表彰

a 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施についてその成績特に優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては、消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては、消防団長の階級に、消防教育職員にあっては、消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で（消防吏員及び消防団員にあってはこれに準ずる者



平成 5 年度消防功労者表彰式

を含む。)、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。

b 永年勤続功労章

25年以上勤務し、その勤務成績特に優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。

c 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で、既に竿頭綬が授与されている機関に授与される。

d 竿頭綬

表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与される。

e 表彰状

「国民安全の日」及び「防災の日」に際し、閣議了解に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な部外の個人又は団体等に授与される。

(イ) 随時表彰

a 特別功労章

災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる

消防吏員又は消防団員等に授与される。

b 顕功章

災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員又は消防団員等に授与される。

c 功績章

災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員又は消防団員等に授与される。

d 国際協力功労章

「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され救助活動に従事し、功労顕著な消防吏員等に授与される。

e 顕彰状

職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員等に授与される。

f 表彰状

災害現場において功労顕著な者で上記 a、b、c の三章を授与するに至らない者、功労顕著な消防機関及び消防作業に協力し功労顕著な部外の個人又は団体等に授与される。

g 賞状

災害において消防作業に従事し、功労顕著な消防隊に授与される。

(ウ) 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員等がその功労により特別功労章、顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。

殉職者賞じゅつ金は、功労の程度に応じ410万円から2,100万円まで、障害者賞じゅつ金は同じく160万円から1,720万円までの範囲内で支給される。

第 1 - 23 表 消防関係者の表彰者数等

(単位：人)

年度 表彰 等の種類	63	元	2	3	4	5
叙位	98	109	114	138	134	142
叙勲						
特別叙勲	124	118	122	178	145	179
生存者叙勲	831	799	801	814	805	840
銀杯	—	—	—	—	—	—
木杯	1	—	—	—	—	—
褒章						
紅綬褒章	—	—	—	—	—	—
(元. 4. 29)	(2. 4. 29)	(3. 4. 29)	(4. 4. 29)	(5. 4. 29)	(6. 4. 29)	
黄綬	—	2	2	2	1	2
(元. 4. 29)	(2. 4. 29)	(3. 4. 29)	(4. 4. 29)	(5. 4. 29)	(6. 4. 29)	
藍綬	59	59	61	57	62	60
紺綬	25	16	20	16	21	19
総理大臣表彰						
安全功労章	5	6	5	6	6	6
防災功労章	3	5	2	11	8	1
自治大臣表彰	10	10	15	14	13	10
消防庁長官表彰						
安全功労章	26	27	30	35	33	36
防災功労章	3	5	2	34	13	1
消防庁長官表彰 (随時)						
特別功労章	1	3	2	12	—	—
頭功章	2	—	3	2	1	1
功績章	3	4	15	37	1	2
※国際協力功労章					—	11
顕彰状	1	—	6	2	2	1
表彰状	—	—	1	2	—	1
賞状	—	—	4	4	—	4
消防庁長官表彰 (定例)						
功労章	175	175	175	175	185	199
永年勤続功労章	2,348	2,349	2,346	2,349	2,550	2,846
表彰旗	47	47	47	47	46	52
竿頭綬	68	65	60	60	58	54
賞じゅつ金	4人	6人	6人	15人	2人	3人
	3,180万円	6,090万円	4,970万円	22,130万円	1,540万円	1,920万円
報賞金	2人	—	4人	4人	2人	2人
	170万円	—	180万円	270万円	80万円	100万円
退職消防団員報償						
1号報償	7,046	8,037	7,286	7,332	7,424	7,050
2号報償	15,664	18,936	17,424	17,827	17,532	17,146

(注) ・ 「安全功労」、「防災功労」、「表彰状」は個人及び団体を含み、「表彰旗」、「竿頭綬」は団体(機関)、「賞状」は隊である。

・ ※は、平成4年度改正により新設した。

b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡した消防吏員又は消防団員等がその功労により特別功労章を授与されたときに、殉職者特別賞じゅつ金として2,500万円が支給される。

c 報賞金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(エ) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の職務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状がそれぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第1-23表のとおりである。

5 消防財政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計(公営事業会計以外の会計をいう。)における消防費の状況は第1-24表のとおりである。平成4年度の消防費歳出決算額は1兆5,773億円(前年度1兆4,944億円)で、前年度に比べ829億円(5.5%)の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額46兆8,907億円(前年度43兆3,815億円)に占める消防費決算額の割合は3.4%(前年度3.4%)となっている。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成4年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万6,616円(前年度3万5,198円)であり、住民1人当たりでは1万2,725円(前年度1万2,092円)となっている(第1-24表)。

第1-24表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに  
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当たり 消 防 費 (円)	住民1人当たり 消 防 費 (円)	(B)/(A)×100 (%)
2	40,211,410	1,381,921	33,062	11,211	3.4
3	43,381,489	1,494,384	35,198	12,092	3.4
4	46,890,725	1,577,309	36,616	12,725	3.4

(注) 1 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。  
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

ウ 経費の性質別内訳

平成4年度消防費決算額1兆5,773億円の性質別内訳は、人件費1兆1,083億円(全体の70.3%、前年度70.0%)、物件費1,330億円(同8.4%、前年度8.2%)、普通建設事業費2,703億円(同17.1%、前年度17.6%)、その他657億円(同4.2%、前年度4.2%)となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が624億円(6.0%)、物件費が101億円(8.2%)、普通建設事業費が73億円(2.8%)それぞれ増加している(第1-25表)。

第1-25表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成2年度		平成3年度		平成4年度		対前年度比較	
	金 額	構成比	金 額 (A)	構成比	金 額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
人 件 費	9,783	70.8	10,460	70.0	11,083	70.3	624	6.0
物 件 費	1,135	8.2	1,229	8.2	1,330	8.4	101	8.2
普通建設事業費	2,313	16.7	2,631	17.6	2,703	17.1	73	2.8
補助事業費	375	2.7	415	2.8	419	2.7	4	1.1
{ 単独事業費	1,935	14.0	2,211	14.8	2,278	14.4	67	3.0
受託事業費	3	0.0	5	0.0	6	0.0	1	25.6
そ の 他	588	4.3	624	4.2	657	4.2	32	5.2
計	13,819	100.0	14,944	100.0	15,773	100.0	829	5.5

(注) 単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

平成4年度の消防費決算額の財源内訳を見ると、一般財源等(地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源)が1兆3,847億円(全体の87.8%、前年度89.8%)、次いで地方債1,393億円(同8.8%、前年度6.6%)、国庫補助金155億円(同1.0%、前年度1.0%)となっている(第1-26表)。

第1-26表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成2年度		平成3年度		平成4年度		対前年度比較	
	金 額	構成比	金 額 (A)	構成比	金 額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
決 算 額	13,819	100.0	14,944	100.0	15,773	100.0	829	5.5
一 般 財 源 等	12,469	90.2	13,423	89.8	13,847	87.8	424	3.2
{ 国庫補助金	142	1.0	154	1.0	155	1.0	1	0.9
特 定 財 源	847	6.1	991	6.6	1,393	8.8	402	40.6
{ 使用料、手数料	35	0.3	40	0.3	37	0.2	△ 3	△ 6.3
{ そ の 他	325	2.4	337	2.3	341	2.2	4	1.1
源 計	1,350	9.8	1,521	10.2	1,926	12.2	405	26.6

(注) 単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定しており、第1-27表のとおり逐年増加している。平成5年度の単位費用は9,060円(対前年度伸び率7.0%)、基準財政需要額は1兆5,229億円(対前年度伸び率5.8%)であったが、平成6年度は、週40時間勤務体制に向けて消防力充実・確保のための消防吏員の2名増員、また、救急業務の高度化のための所要備品等を充実するとともに、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進するための経費の充実が図られたほか、消防団の活性化に資するため、消防団員の報酬額が引き上げられたこと等に

第 1 - 27 表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単位費用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
2	7,440	6.4	1,264,871	7.4
3	7,960	7.0	1,354,348	7.1
4	8,470	6.4	1,439,971	6.3
5	9,060	7.0	1,522,920	5.8
6	9,330	3.0	1,559,135	2.4

より、単位費用は9,330円（対前年度伸び率3.0%）に引き上げられ、基準財政需要額は1兆5,591億円（同2.4%）に増加している。

ウ 国庫補助金

市町村の消防防災施設等整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助により、市町村等（一部都道府県を含む。以下同じ。）の消防防災施設等の整備について、補助基準額の3分の1以内の補助を行っている。なお、国の特別法等において、補助率の引き上げが規定されているものがある。人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は10分の4、地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の町村に対しては3分の2、地域改善対策地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内の補助を行っている。

平成5年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防防災施設・設備の整備状況は、附属資料29、30のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設等である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、コンビナート火災等のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、人命救助のための救助工作車等の整備が進んでいる。

市町村等に対する国庫補助金予算額については、国の厳しい財政状況の中ではあるが平成元年度以来増加しており、平成6年度においては前年度に比

べて4.0%増の167億1,126万円（前年度160億6,847万円）となった。平成6年度の補助金については、効果的で迅速な消防活動に必要な災害情報を直接把握する消防用高所監視施設を新たに補助対象としたほか、消防団拠点施設等整備事業、救急業務高度化資機材緊急整備事業、化学消防ポンプ自動車、消防緊急通信指令施設等についてそれぞれ数量の増を図った。

エ 地方債

消防防災施設等整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村等における消防防災施設等整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第1-28表のとおりである。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム、災害弱者緊急通報システムモデル事業等の消防防災施設整備、避難路（防災車両の進入のための道路を含む）、避難地及び避難休憩施設の防災基盤整備並びに震災対策特別事業として拠点避難地整備、地域防災無線整備、公共施設の耐震化、ヘリコプター離着陸場の整備及び災害情報システム整備がある。

また、平成2年度から地域づくり推進事業の活用等により、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業を推進している。地域づくり推進事業に要する経費等については、地域総合整備事業債の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関係する財源として、入湯税、航空機燃

第1-28表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移  
(一般単独事業、指定都市及び市町村分)

(単位：百万円、%)

区 分	平成2年度	平成3年度 (A)	平成4年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	14,966	21,557	30,931	9,374	43.5
共済組合資金	6,569	9,929	9,639	△ 290	△ 2.9
損保資金	11,843	9,870	7,246	△ 2,624	△ 26.6
市有物件資金	5,463	6,005	5,433	△ 572	△ 9.5
全国自治協会資金	2,358	2,912	2,863	△ 49	△ 1.7
共済農協連資金	0	1,000	1,000	0	0
その他の	15,606	11,763	21,362	9,599	81.6
小計	56,805	63,036	78,474	15,438	24.5
地域総合整備事業債 (防災まちづくり事業)	24,595	26,592	31,103	4,511	17.0
合計	81,400	89,628	109,577	19,949	22.3

料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況を見ると、平成4年度における歳出決算額は1,016億4,700万円であり、平成4年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.21%である(第1-29表)。その内容は、危険物及び高压ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

平成4年度における補助金の総額は100億4,800万円で、前年度に比べて7億4,500万円(8.0%)増加している。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、

第1-29表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

(単位：百万円、%)

年 度	普通会計 決算額 (A)	消防防災費 決算額 (B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
2	43,453,751	55,194	0.13	8,780	92
3	45,801,635	82,033	0.18	9,303	102
4	47,439,741	101,647	0.21	10,048	90

(注) 地方財政統計年報による。

第1-30表 平成6年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位：千円、%)

事 項	平成6年度 予算額 (A)	平成5年度 予算額 (B)	増△減 (A)-(B)	前年度 対比 (A)/(B)
〔主要事項〕				
1 消防防災施設整備に必要な経費	5,146,637	4,948,524	198,113	104.0
(1) 市町村消防施設整備費補助金	3,691,893	3,498,334	193,559	105.5
(2) 特殊災害用消防施設整備費補助金	275,805	306,227	△ 30,422	90.1
(3) 大震火災対策施設等整備費補助金	1,178,939	1,143,963	34,976	103.1
(ア) 一般分	678,638	613,581	65,057	110.6
(イ) 地震強化分	500,301	530,382	△ 30,081	94.3
(ウ) 火山分	0	0	0	-
2 消防防災設備整備に必要な経費	11,564,619	11,119,947	444,672	104.0
(1) 市町村消防設備整備費補助金	10,002,940	9,583,336	419,604	104.4
(2) 特殊災害用消防設備整備費補助金	114,750	95,165	19,585	120.6
(ア) 石油コンビナート分	55,284	36,789	18,495	150.3
(イ) 林野分	59,466	58,376	1,090	101.9
(3) 大震火災対策設備等整備費補助金	1,446,929	1,441,446	5,483	100.4
(ア) 一般分	94,549	90,873	3,676	104.0
(イ) 地震強化分	67,700	67,700	0	100.0
(ウ) 消防防災無線分	1,284,680	1,230,473	54,207	104.4
(エ) 火山分	0	52,400	△ 52,400	皆減
〔主要事項計〕	16,711,256	16,068,471	642,785	104.0
〔その他の経費〕	2,590,785	2,485,903	104,882	104.2
【合計】	19,302,041	18,554,374	747,667	104.0

消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率若しくは定額の補助又は国庫補助の嵩上げ補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は9,000万円で、前年度に比べて1,200万円 (11.7%) 減少している。

#### (4) 国の消防費

消防庁の平成6年度予算額は、前年度より4.0%増の193億204万円となっている (第1-30表)。

総額のうち167億1,126万円 (対前年度比104.0%) は、消防防災施設整備費補助金及び消防防災設備整備費補助金に充てられている。

### 6 消防体制の整備の課題

#### (1) 消防力の重点的整備

##### ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。このため、24時間常時出動可能な常備消防体制が全国の市町村で逐次整備され、平成6年4月1日現在、常備化市町村数は3,078を数え、全国市町村数に対する常備化率は95.1%に達している。

加えて、最近の急激な高齢化社会の進行等の地域社会の変化に伴い消防需要は大きく変化しており、近年は、救急業務の高度化の要請が高まってきているほか、高層建築物、危険物施設の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、はしご付消防自動車や化学消防自動車等高度な設備と予防査察体制の一層の整備充実等が必要となってきた。

市町村は、これらの新たな消防需要に対応し消防体制の一層の整備充実を図り、全国いずれの地域においても等しく生活の安全が確保されるよう、住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していかなければならない。

しかしながら、全国の消防本部の組織体制は、消防本部により大きな差異

があり、職員規模で見ても、50人未満のものから1,000人以上のものまで極めて多様であり、また、どちらかといえば小規模な消防本部が多数を占めている現状にある。

これらの、規模の小さな消防本部の場合、一般に、財政基盤や人員、施設装備の面で十分でなく、今後これらの消防需要に十分対応できるようにするため、小規模消防の広域再編など組織面での消防の対応力の強化方策を推進することが必要である。

また、都道府県においては、関係市町村間の連絡協調を図り、計画的に県内の小規模消防本部の広域再編を推進するとともに、組合消防本部の人事、財政面での運用改善を促進するなど、消防の対応力強化に向け積極的な役割を果たすことが期待される。

#### 〈小規模消防の広域再編の推進〉

今日の消防需要は、複雑多様化する各種災害への対応、救急業務の高度化の要請等質的に大きく変化し、量的にも拡大しています。また、地域開発の進行等により、全国的に高層建築物の増加、危険物施設の進出等への対応も求められています。消防は、これらの消防需要に対応して、全国どの地域においても等しく生活の安全が確保され、住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していかなければなりません。

しかし、平成5年4月1日現在全国に932ある消防本部の組織体制の現状は、職員規模で見ても、大小極めて多様で、しかも、50人未満の消防本部が24.9%、100人未満の消防本部が60.5%と、どちらかといえば規模の小さな消防本部が多数を占めており、これら小規模消防では、一般に、財政や人員、施設装備の面で十分でないなど消防本部の規模が小さいことに伴う問題を有しています。このため、最近では富山県のように県をあげて小規模消防の広域再編を検討している例や長野県松本広域消防局のように中核的な都市を中心として19市町村の消防の広域再編を実施した例など消防を広域化することにより消防の対応力を強化する動きが顕著になってきています。

小規模消防が有する問題は、消防本部の規模が小さいことに伴うもので

あるため、消防本部の規模の拡大が、その解決に資する面が大きく、今後21世紀に向けて消防が市町村の重要な事務として有効に機能して行くためには、小規模消防の広域再編は、避けて通れない道であると考えられます。その反面、行政の管轄範囲とそれを前提とした組織を見直すことは、様々な困難を伴うことが予想されます。従って、小規模消防の広域再編が全国的に推進されるようにするためには、先導的に消防の広域再編を図ろうとする市町村等がモデル的な広域消防として整備され、他の小規模消防本部に波及して行くような施策と、広域再編が計画的かつ円滑に進められていく施策が必要になると考えられます。

消防庁としては、このような観点から、平成6年度から、モデル広域消防の指定と支援、都道府県消防広域化基本計画の策定指導等の事業に取り組んでいます。

### イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は消防力の整備のあり方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処するため、はしご付消防自動車、化学消防自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図る必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、必要な情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急通信指令施設について重点的に整備を推進する必要がある。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進するこ

とが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより、水利の多元化を一層推進する必要がある。

次に、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、平成6年4月1日現在で14万4,885人となっており、その充実強化が図られているが、今後とも地域の実情に即して、一層効果的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図る必要がある。

消防団員は、平成6年4月1日現在で97万9,737人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会に対し、広報活動や交流活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

### ウ 消防財源の強化

消防力は逐年整備されているものの、大規模化、複雑多様化している災害への対応力を強化するためには、その整備を一層推進する必要がある。

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額を逐年増額するとともに、国庫補助金や地方債資金の確保等なお一層その充実を図っていく必要がある。

### (2) 消防職団員の教育訓練と処遇

#### ア 消防職団員の教育訓練

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について平成5年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が88.0%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るために

は、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保と消防学校の教育訓練の基準の見直しを図っていく必要がある。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校に対する教育需要は教育訓練課程をはじめとして一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。

また、近年の災害の複雑多様化等に対応しつつ的確に消防活動を展開していくためには、消防職団員に対し実大規模の訓練を実施していくことが適当であり、このため、災害現場での活動に即応した総合的な教育訓練体制を整備していく必要がある。

#### イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、消防業務の性格を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図る必要がある。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする事、②仮眠室、食堂等の施設の整備等執務環境の改善を促進すること、③消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、④安全衛生管理体制の整備を図り、事故防止と健康管理に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞給、つ金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

#### (3) 消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の年齢構成は、平成4年4月1日現在35歳～39歳と40歳～44歳の階層が、それぞれ15%以上を占める構成となっており、今後ますます高齢化していくことが予想されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題が生じている。

このため消防機関においても、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理など職員の高齢化対策を推進する必要がある。

また、消防職員の高齢化対策の一環として、職員がその能力を最大限に発揮できるよう中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力錬成を計画的に推進する必要がある。

今後、さらに職員の能力開発、適正な人事配置、市町村長部局との人事交流等に取り組み、消防装備の軽量化・動力化・安全化、高齢化の影響の少ない消防戦術の検討等、総合的な対策を推進し、活力ある消防組織体制を確立する必要がある。

#### (4) 消防団の活性化対策の推進

消防団は、通常は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した場合には消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動に大きな役割を果たしている。又、近年は地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等の分野でも地域防災のリーダーとして活躍しているが、他面、都市化による住民の連帯意識の希薄化の傾向、過疎地域における若年層の減少及び国民の就業形態の変化等近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、団員数の減少、団員の高齢化、サラリーマン化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

このため、平成5年度においては、①消防団員の待機室に加え研修施設も併設し、住民との交流活動も可能な施設として、地域における消防団の活動拠点となる消防団拠点施設等への補助事業を新設するとともに、消防団員の高齢化に伴う省力化、安全化に資する無線機器や安全装備品等の消防団に必

要な設備の総合的な整備に助成する「消防団活性化総合整備事業」及び地域住民の消防団活動への積極的な参加、協力を推進するための活動に必要な設備、備品に対して助成する「ふるさと消防団活性化助成事業」を引き続き推進する、②消防団員の高齢化、消防団活動の多様化等の諸条件の変化に対応し、活発な消防団活動を保障するとともに公務災害の発生を抑制するため、消防団の健康管理のあり方について検討を行う、③消防団員の労苦に報いるため、指導員手当を新設するなど処遇の改善を図る、等の措置を講じたところである。今後も地域における消防団活動の一層の充実を図るため、青年層、女性層の団活動への積極的な参加の促進及び消防団活動の安全の確保に努めるとともに、団員の処遇改善を一層進める等、引き続き消防団の活性化を推進していく必要がある。

## 第2節 航空消防防災体制

### 1 航空消防防災体制の現況

都市化の進展や都市構造の変化、高速交通機関の発達等の中で、消防の任務を的確に遂行し、国民の信頼と期待に応えていくためには、上空からの消火や人命の救助、災害状況の把握、ヘリコプターによる救急患者の搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な消防防災体制の整備が不可欠である。

平成元年3月に、消防審議会は「消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方」に関し、21世紀初頭において各都道府県の区域に消防・防災ヘリコプターを1機以上配置することを基本方針とする答申を行っている。この答申の内容を踏まえて、平成5年度に各都道府県は、ヘリコプターの導入、ヘリコプターの運用体制及びヘリコプターの運用関連施設の整備に関する基本的な方針を内容とする航空消防防災体制整備計画の策定を行い、同計



ヘリコプターによる消火活動（東京消防庁）

第2-1表 ヘリコプターの保有状況

平成5年度末配備状況 18都道府県

ア 消防機関保有ヘリコプター 25機 (東京消防庁及び全政令指定都市の13団体)

イ 都道府県保有ヘリコプター 10機 (10道県)

※ 未配備都道府県数 29県

ア 消防機関保有ヘリコプター

団体名	保有機数
札幌市消防局	1
仙台市消防局	1
千葉市消防局	1
東京消防庁	6
川崎市消防局	2
横浜市消防局	2
名古屋市消防局	2
京都市消防局	2
大阪市消防局	2
神戸市消防局	2
広島市消防局	1
福岡市消防局	2
北九州市消防局	1
計 (13団体)	25

イ 都道府県保有ヘリコプター

団体名	保有機数
北海道	1
宮城県	1
埼玉県	1
岐阜県	1
静岡県	1
三重県	1
兵庫県	1
島根県	1
香川県	1
長崎県	1
計 (10団体)	10

画に基づきその体制整備に取り組んでいるところである。

平成6年4月1日現在、消防・防災ヘリコプターは、東京消防庁及び12政令指定都市の消防局において計25機、都道府県においては、10道県で10機が整備されており、既配備都道府県は、まだ18都道府県にとどまっている (第2-1表)。

導入されたヘリコプターは、平成5年7月の北海道南西沖地震災害における奥尻島での救済・物資輸送活動や、東京都、北海道などにおける離島等か

らの救急搬送、平成6年8月以降瀬戸内海沿岸地域等に頻発した林野火災の際の消火活動等の消防防災活動において大きな役割を果たしているところである。

2 航空消防防災体制の課題

ヘリコプターについては、その購入及び維持管理に多額の経費を要するため、平成5年度からは地方交付税において、都道府県が整備するヘリコプターの機体及び関連資機材の整備費並びに維持管理費についても措置したところである。また、ヘリコプターの離着陸場の整備事業に対しては、これまでの国庫補助事業制度に加え、平成5年度から地方債措置が講じられているところである。各都道府県においては、これらの制度を活用して、全国的な航空消防防災体制の整備を一層推進するため、ヘリコプターの積極的かつ計画的な整備を早急に進める必要がある。

また、ヘリコプターはその性格上、点検整備のため年間相当日数の運航不能期間が生じることを踏まえ、いかなる時期においても、ヘリコプターを消防防災活動に活用し得る体制を整備する必要がある。

長期的には、消防・防災ヘリコプターの活用を積極的に推進し、消防活動の迅速性、機動性を高めていくためには、高層建築物の屋上や高次医療機関における離着陸場の整備の推進、広域的な救急システムの整備確立、ヘリコプター搭乗要員の養成方法等を検討していく必要がある。

### 第3節 救急体制

#### 1 救急業務の実施状況

##### (1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

平成5年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数293万1,663件（対前年7万352件増、対前年比2.5%増）、搬送人員285万3,339人（同5万9,844人増、同2.1%増）である（第3-1表）。

第3-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
元	2,656,934	4.3	2,593,753	5.1	645,783	24.3	1,297,379	48.8
2	2,764,951	4.1	2,700,458	4.1	638,965	23.1	1,389,341	50.2
3	2,829,248	2.3	2,765,836	2.4	645,397	22.8	1,428,145	50.5
4	2,861,311	1.1	2,793,495	1.0	638,585	22.3	1,467,345	51.3
5	2,931,663	2.5	2,853,339	2.1	632,164	21.6	1,522,365	51.9

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

これは、全国で1日平均8,032件（前年7,818件）、10.8秒（前年11.1秒）に1回の割合で救急隊が出場したことになり、国民の43人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっており急病は漸増しているのに対して、交通事故は漸減している（附属資料25）。

また、急病と交通事故の割合を13大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている（第3-2表）。

第3-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

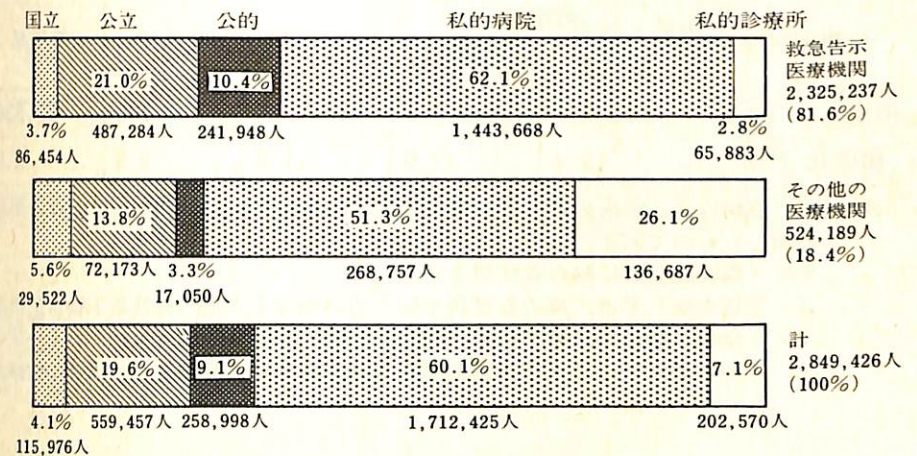
区分 年	13大都市				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に 対する割 合 (%)	件数	全件数に 対する割 合 (%)	件数	全件数に 対する割 合 (%)	件数	全件数に 対する割 合 (%)
元	442,663	52.4	179,745	21.3	854,716	47.1	466,038	25.7
2	473,791	54.0	174,540	19.9	915,550	48.5	464,425	24.6
3	489,253	54.3	174,807	19.4	938,892	48.7	470,590	24.4
4	517,491	55.0	178,417	19.0	949,854	49.5	460,168	24.0
5	528,973	55.2	176,064	18.4	993,392	50.3	456,100	23.1

(注) 13大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区（事務委託団体に係るものを含む。）をいい平成4年からは千葉市を含む（第3-4表についても同じ。）。

##### (2) 医療機関別搬送人員の状況

平成5年中の搬送人員285万3,339人のうち、医療機関に搬送された救急患者は、284万9,426人であり、その81.6%に当たる232万5,237人が救急告示医療機関へ、残り18.4%に当たる52万4,189人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されており、救急告示医療機関への割合が漸増している（第3-3図）。

第3-3図 医療機関別搬送人員の状況（平成5年中）



第 3 - 4 表 傷病程度別

事故種別	区分 傷病程度	13 大 都 市					そ の	
		死亡	重症	中等症	軽症	計	死亡	重症
急病		6,501 (1.3)	45,714 (9.4)	190,797 (39.4)	241,418 (49.8)	484,430 (100.0)	29,376 (3.1)	151,646 (16.1)
交通事故		602 (0.3)	7,293 (3.9)	34,189 (18.1)	146,559 (77.7)	188,643 (100.0)	5,427 (1.0)	43,934 (8.2)
一般負傷		345 (0.3)	5,053 (4.8)	28,006 (26.4)	72,812 (68.6)	106,216 (100.0)	1,989 (1.0)	24,723 (12.0)
その他		1,033 (0.9)	22,377 (20.0)	52,904 (47.3)	35,640 (31.8)	111,954 (100.0)	4,133 (1.5)	96,969 (35.4)
計		8,481 (1.0)	80,437 (9.0)	305,896 (34.3)	496,429 (55.7)	891,243 (100.0)	40,925 (2.1)	317,272 (16.2)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。  
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。  
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。  
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。  
 5 ( )内は構成比を示し、単位は%である。

第 3 - 5 表 急病に係る疾病

分類項目別	循環系		消化系	呼吸系	精神系
	脳疾患	心疾患等			
搬送人員 (人)	220,537	183,894	164,394	141,790	77,836
構成比 (%)	15.4	12.9	11.8	9.9	5.5

- (注) 1 急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病については初診時における医師の類したものである。  
 2 「脳疾患」とは脳血管疾患をいう。  
 3 「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びその他  
 4 「症状・徴候・診断不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい等の疾  
 5 「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病分類

搬送人員の状況

(平成5年中)

他の市町村			全 体				
中等症	軽症	計	死亡	重症	中等症	軽症	計
377,245 (40.0)	384,953 (40.8)	943,220 (100.0)	35,877 (2.5)	197,360 (13.8)	568,042 (39.8)	626,371 (43.9)	1,427,650 (100.0)
125,362 (23.4)	359,975 (67.3)	534,698 (100.0)	6,029 (0.8)	51,227 (7.1)	159,551 (22.1)	506,534 (70.0)	723,341 (100.0)
61,004 (29.6)	118,543 (57.5)	206,259 (100.0)	2,334 (0.7)	29,776 (9.5)	89,010 (28.5)	191,355 (61.2)	312,475 (100.0)
115,295 (42.0)	57,802 (21.1)	274,194 (100.0)	5,166 (1.3)	119,346 (30.9)	168,194 (43.6)	93,442 (24.2)	386,148 (100.0)
678,906 (34.7)	921,273 (47.0)	1,958,376 (100.0)	49,406 (1.7)	397,709 (14.0)	984,802 (34.6)	1,417,702 (49.8)	2,849,619 (100.0)

分類別搬送人員の状況

(平成5年中)

感覚系	泌尿系	新生物	その他	症状・徴候・ 診断名不明確 の状態	計
70,701	50,509	17,909	190,123	305,957	1,427,650
5.0	3.5	1.3	13.3	21.4	100.0

診断に基づく症病名をWHO (世界保健機関) で定める国際疾病分類 (ICD) により分

の新生物をいう。  
 病名である。  
 の全てである。



救急活動（東京消防庁）

（3）傷病程度別搬送人員の状況

平成5年中の搬送人員285万3,339人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した284万9,619人の状況を見ると、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の50.2%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は49.8%となっている。なお、軽症患者の割合は大都市の方が高くなっている（第3-4表）。

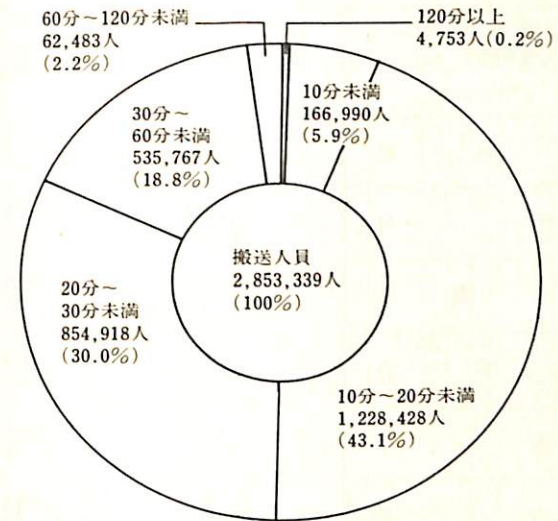
（4）急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

平成5年中の急病の内訳をWHO（世界保健機構）が定める国際疾病分類（ICD）の項目別にみると、症状・徴候・診断名不明確の状態（21.4%）、脳疾患（15.4%）、心疾患等（12.9%）の順となっている（第3-5表）。

（5）収容所要時間別搬送人員の状況

平成5年中の搬送人員285万3,339人の収容所要時間（救急隊の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）の状況は、10分～20分未満が122万8,428人（全体の43.1%）で最も多く、10分未満の16万6,990人（全体の5.9%）と合わせると全体の約半数となっている（第3-6図）。

第3-6図 収容所要時間別搬送人員の状況（平成5年中）



（6）転送の状況

平成5年中の転送の状況を見ると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.7%に当たる281万5,040人で、残りの1.3%に当たる3万8,299人が転送されており、転送なしの割合が漸増している。転送された人員の転送回数別の状況は、転送回数1回が3万7,634人と転送者全体の98.3%を占めており、転送の理由は処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている（第3-7、第3-8表）。

第3-7表 転送回数別搬送人員の状況

（平成5年中）

区分	転送なし	転送あり					計(B)	転送率(A)/(B) × 100 (%)
		1回	2回	3回	4回以上	小計(A)		
急病	1,407,463	21,047	343	8		21,398	1,428,861	1.5
交通事故	715,307	8,318	156	6		8,480	723,787	1.2
一般負傷	308,174	4,538	81			4,619	312,793	1.5
その他	384,096	3,731	69	2		3,802	387,898	1.0
計	2,815,040	37,634	649	16		38,299	2,853,339	1.3

第 3 - 8 表 医療機関別転送理由の状況

(平成 5 年中)

理由	収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
処置困難	11,665 (49.2)	9,223 (60.5)	20,888 (53.6)	
専門外	4,889 (20.6)	2,994 (19.6)	7,883 (20.2)	
ベッド満床	3,828 (16.1)	1,053 (6.9)	4,881 (12.5)	
医師不在	490 (2.1)	185 (1.2)	675 (1.7)	
手術中	661 (2.8)	101 (0.7)	762 (2.0)	
その他	2,186 (9.2)	1,698 (11.1)	3,884 (10.0)	
計	23,719 (100.0)	15,254 (100.0)	39,973 (100.0)	

(注) ( ) 内は構成比を示し、単位は%である。

(7) 救急隊員の行った応急処置の状況

平成 5 年中の搬送人員 285 万 3,339 人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は 170 万 3,950 人 (搬送人員の 59.7%、前年は 57.3%) であり、前年に比較し、10 万 3,907 人 (6.5%) 増加している。その内容は毛布等による保温が最も多く、次いで酸素吸入、ガーゼ等による被覆の順となっている。また、平成 3 年 8 月の「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和 57 年消防庁告示第 2 号) の改正により拡大された応急処置の件数は、64 万 5,779 件であり、前年の約 4.5 倍となっている (第 3 - 9 表)。

第 3 - 9 表 救急隊員の行った応急処置の状況

(平成 5 年中 単位:人)

事故種別 応急処置対象搬送人員	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
処置項目	891,107	367,348	209,766	235,729	1,703,950
止血	6,444 (0.4)	78,066 (13.7)	42,408 (13.3)	21,719 (5.7)	148,637 (5.1)
固定	5,240 (0.3)	67,699 (11.9)	37,871 (11.9)	22,400 (5.8)	133,210 (4.5)
人工呼吸	50,018 (3.0)	5,722 (1.0)	3,789 (1.2)	6,829 (1.8)	66,358 (2.3)
酸素吸入	270,067 (16.2)	25,957 (4.6)	11,410 (3.6)	73,766 (19.2)	381,200 (13.0)
保温	559,572 (33.5)	89,143 (15.6)	66,606 (21.0)	108,196 (28.2)	823,517 (28.0)
被覆	6,283 (0.4)	170,218 (29.9)	84,123 (26.5)	40,283 (10.5)	300,907 (10.2)
心肺蘇生	45,348 (2.7)	5,000 (0.9)	3,372 (1.1)	5,629 (1.5)	59,349 (2.0)
※うち自動式心マッサージ器	247	26	27	41	341
※在宅療法	3,597 (0.2)	38 (0.0)	99 (0.0)	131 (0.0)	3,865 (0.1)
※ショックパンツ	34 (0.0)	69 (0.0)	23 (0.0)	36 (0.0)	162 (0.0)
※血圧測定	192,951 (11.6)	27,648 (4.8)	15,851 (5.0)	20,309 (5.3)	256,759 (8.7)
※心音・呼吸音聴取	81,883 (4.9)	10,284 (1.8)	6,511 (2.0)	7,946 (2.1)	106,624 (3.6)
※血中酸素飽和度測定	167,253 (10.0)	24,711 (4.3)	13,016 (4.1)	23,399 (6.1)	228,379 (7.8)
※心電図測定	27,756 (1.7)	1,835 (0.3)	1,145 (0.4)	3,976 (1.0)	34,712 (1.2)
うち伝送	1,153	79	51	137	1,420
気道確保	106,458 (6.4)	12,661 (2.2)	7,468 (2.4)	17,535 (4.6)	144,122 (4.9)
※うち経鼻エアウェイ	5,651	847	471	797	7,766
※うち喉頭鏡、鉗子等	2,058	176	835	241	3,310
※うちラリゲアルマスク等	1,860	86	95	150	2,191
※除細動	711 (0.0)	24 (0.0)	20 (0.0)	53 (0.0)	808 (0.0)
※静脈路確保	710 (0.0)	32 (0.0)	42 (0.0)	78 (0.0)	862 (0.0)
その他	143,745 (8.6)	51,089 (9.0)	23,990 (7.6)	31,470 (8.2)	250,294 (8.5)
計	1,668,070 (100.0)	570,196 (100.0)	317,744 (100.0)	383,755 (100.0)	2,939,765 (100.0)
※拡大された応急処置等	484,711	65,776	38,135	57,157	645,779

(注) 1 1 人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。  
 2 ( ) 内は構成比を示し、単位は%である。  
 3 ※は拡大された応急処置等の項目である。

## 2 救急業務の実施体制

### (1) 実施市町村

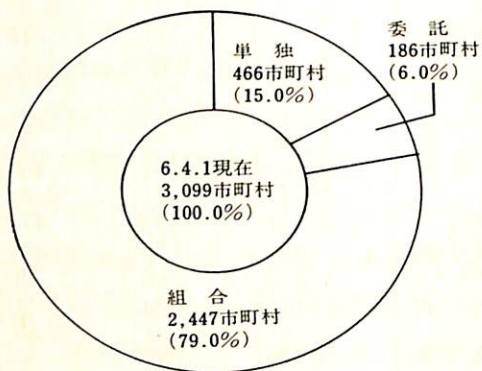
救急業務実施市町村数は、平成6年4月1日現在、3,099市町村（664市、1,929町、506村）で前年と比較して増減なしとなっている（第3-10表）（東京特別区は、1市として計上している。以下同じ。）。

第3-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	2	3	4	5	6
市町村数		214	3,054	3,066	3,067	3,099	3,099
対前年増加数		45	17	12	1	32	0
対前年増加率(%)		23.6	0.6	0.4	0.0	1.0	0.0
指数		100	1,427	1,433	1,433	1,448	1,448

(注) 実施市町村は、昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

第3-11図 救急業務実施形態の内訳



この結果、全市町村3,236のうち、95.8%（前年95.7%）に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の99.5%（前年99.4%）がカバーされることとなった（附属資料24）。なお、救急業務形態の内訳は単独が466市町村、委託が186市町村、組合が2,447市町村となっている（第3-11図）。（人口は平

成2年の国勢調査人口による。以下同じ。）

また、実施市町村のうち、3,074市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、25町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

### (2) 救急隊数及び救急隊員数

救急隊は、平成6年4月1日現在、4,331隊（対前年度32隊増、対前年度比0.7%増）設置されている（第3-12表）。

第3-12表 救急隊数の推移

区分	年	2	3	4	5	6
救急隊数		4,043	4,152	4,237	4,299	4,331
対前年増加数		88	109	85	62	32
対前年増加率(%)		2.2	2.7	2.0	1.5	0.7

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。平成6年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で8万3,122人となっており、このうち5万2,315人が、救急隊員として救急業務に従事している。また、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応して、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第1号）の改正により新設された救急標準課程又は救急II課程の修了者は、それぞれ救急標準課程1,279人、救急II課程1万4,934人となっている。

なお、平成6年8月1日現在、消防職員関係者の救急救命士合格者数は1,812人で、46都道府県の147消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。

### (3) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、平成6年4月1日現在、4,901台（対前年39台増、対前年度比0.8%増）である。そのうち、拡大された応急処置を行うために必要な高規格救急自動車は427台

配置されている。

#### (4) 高速自動車国道等における救急業務実施体制

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道（以下「高速自動車国道等」という。）における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成6年3月31日現在、総延長5,605.0kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは5,569.4kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは35.6km（中央自動車道恵那山トンネル24.5km、関越自動車道関越トンネル11.1km）である。また、同公団及び本州四国連絡橋公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財政措置を講じている。

### 3 救急業務の充実強化

#### (1) 救急業務の拡大等

近年、交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化等により、救急現場及び搬送途上において呼吸・循環不全に陥る傷病者が増加しているにもかかわらず、我が国のプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。）の現状は、医師が関与することが少なく、また、救急隊員の行う応急処置の内容が欧米諸国と比べて十分なものでないことが指摘されてきた。

こうした状況を改善するため、医療関係者及び救急業務関係者等で構成される救急業務研究会は、救急に対する国民のニーズの高まりに的確に対応するとともに、最近の医療機器の進歩等も踏まえつつ、プレホスピタル・ケアの充実を図るための具体的方策について、平成2年11月に基本報告を行った。

基本報告では、救急隊員に対して新たに行うこととなる教育訓練を前提としつつ、応急処置等の範囲を拡大するとともに、特に、心肺停止状態に陥つ

た傷病者に対する高度な応急処置については、救急隊員が新たに設けられる国家資格を得て行うよう提言された。

この新たな資格制度については、平成3年4月救急救命士法（平成3年法律第36号）が制定され（同年8月15日施行）、医師の指示の下に、病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格が設けられた。

消防庁では、平成3年8月、救急救命士法の施行に先立って、「救急隊員の行う応急処置等の基準」を改正し、救急隊員の行う応急処置等の範囲を拡大した。これにより、心肺停止状態に陥った傷病者の蘇生等のために行う高度な応急処置（以下「救急救命応急処置」という。）については、救急隊員が救急救命士の資格を取得して行うこととし、その他の拡大された応急処置（以下「追加応急処置」という。）については、都道府県消防学校等で行う新たな教育訓練（救急II課程教育）を前提として行うこととした。この追加応急処置については、平成3年度から各地の消防機関で順次実施に移されており、一方、救急救命応急処置については、平成4年4月から年2回の救急救命士国家試験により、必要な資格を取得している。そして大都市消防本部を中心に、救急救命士の資格を活かした高度な救急業務が実施に移され、傷病者の救命に効果をあげている。

#### (2) 救急隊員の教育訓練の推進

救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、救急隊員に対する教育訓練の充実を早急に行うことが必要である。

まず、新たに拡大した救急隊員の行う応急処置等のうち、血圧測定、心電図伝送、自動式心マッサージ器を用いた心マッサージ等の追加応急処置が早期に実施できるよう、救急II課程教育を計画的に推進することが必要である。また、救急隊員は、救急II課程を修了し、及び5年あるいは2,000時間以上救急業務に従事したうえで、835時間以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格してはじめて救急救命士の資格が取得できる。現在、都道府県の共同出資により設立された財団法人救急振興財団及び大都市の消防機関等の養成施設（第2章第1節参照）で必要な教育訓練が行われており、

救急救命士の資格を有する救急隊員の養成を早急にすすめる必要がある。

### (3) 救急用資機材等の整備

救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、高度な応急処置を実施するために必要となる救急用資機材等の計画的な整備を進めなければならない。このため、平成5年度に「救急業務高度化資機材緊急整備事業」を創設し、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、心電図伝送装置等高度な応急処置等を行うために必要な装備等を整備する事業に対して助成し、資機材の整備の一層の促進を図っているところである。また、平成4年度からは地方交付税措置を講じ、各消防機関の自主的整備の促進を図っているところである。

### (4) 住民に対する応急手当の普及

救急事故の覚知から救急隊が現場に到着するまでに要した時間は、平成5年中の平均で約5.7分であるが、それまでに、救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果がある。したがって、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう実技指導の強化等に一層努力していくことが重要である。特に、心肺停止状態の傷病者の救命に資するCPR（心肺蘇生法）の修得に主眼を置き、かつ訓練用人形等を用いた住民体験型の普及啓発活動の積極的な推進が求められている。

消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、応急処置講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及等に努めてきたところであるが、今後さらに効果的な普及啓発活動の促進を図るために、消防庁においては、平成5年3月に、普及講習の標準的・効果的な実施方法、普及活動の実施体制の整備等を内容とする「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」を制定したところである。平成5年10月から、この要綱に基づいて、各消防機関が普及講習の指導者の認定や心肺蘇生法等の実技指導を中心とした住民に対する普及講習を行っているところである。

また、同時に、消防庁においては、財団法人救急振興財団等と協力しつつ、消防機関が応急手当の普及啓発活動を行う場合の指導者の確保策を検討

するとともに、蘇生訓練用シミュレーター等の普及啓発用資機材の全国的な配備を進めるなど、住民に対する応急手当の普及啓発体制の整備を推進している。

#### 〈プレホスピタルケアの充実に向けて〉

平成6年2月、早春の風がまだ肌には冷たく感じられる季節、都内でテニスを楽しんでいた初老の男性が、突然胸の痛みを訴えコートに倒れました。テニスコートは騒然となり、近くにいたスポーツセンターの2人の職員が、駆け寄って男性に声をかけましたが、既に意識はなく、心臓も呼吸も止まっていました。職員は直ちに119番するとともに、すぐさま人工呼吸と心臓マッサージを始めました。

まもなく、救急救命士を乗せた救急車が到着し、高度な応急処置が実施されました。職員の行った処置によって心臓に若干回復の兆しが表れたことを確認した救急救命士が、早速無線で医師の指示を受けてラリングアルマスクを使った人工呼吸を行うとともに、電氣的ショックによる心拍の再開を促す医療処置（除細動）を行ったのです。こうしたとっさの判断と適切な一連の処置が効を奏し、医療機関に向かう途中には確実な心拍の再開と呼吸の回復が確認され、到着した時には徐々に意識も回復し始めておりました。

男性は2日後にははっきりと会話もできるようになり、15日後からは病院内を歩ける状態にまで回復しました。今では、テニスが楽しめる程元気になっているとのことです。

これは、現場に居合わせた人の応急手当と救急救命士の高度な応急処置、そして救急医療機関へと救命のリレーがスムーズに行われたことで尊い命が救われた事例です。

プレホスピタル・ケアとは、けが人や急病人が病院にかつぎ込まれる前の、救急現場や搬送途上の医療や応急手当のことをいいます。欧米に比べ日本のプレホスピタル・ケアが立ち遅れていることが指摘されたことなどから、平成3年に救急隊員が行う応急処置が拡大されるとともに

救急救命士制度が発足し、救急隊の受け持つプレホスピタル・ケアはさらに充実したものとなりました。しかし、この事例のように、傷病者の近くに居合わせた人の応急手当、つまり救急隊到着前のプレホスピタル・ケアがあってこそ救急救命士の高い知識と技術が活かされ、尊い命が救えるのです。

消防庁としても、平成5年に統一的な応急手当の指導基準を設け、全国の消防機関とともに総力を上げて応急手当の普及に努めています。近くに居合わせた住民の応急手当から始まるプレホスピタル・ケアが円滑に実施されてはじめて、救急医療が充実したものになっていくのです。

#### (5) 救急業務における感染防止対策

救急隊員は、その職務の性質上、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務を通して他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、B型肝炎、AIDS（エイズ：後天性免疫不全症候群）の感染予防対策等について消防機関等を指導しているところである。

#### (6) 患者等搬送事業の指導育成

患者等搬送事業者については、昭和63年12月、運輸省において新たに患者等輸送に限定された一般乗用旅客自動車運送事業免許が与えられることとなったが、搬送中における患者等の容体急変時の対応や感染防止対策等が十分なされていないなどの患者の安全輸送の面から、その運用管理の問題点が指摘されていた。そのため、消防庁では、平成元年10月に「患者等搬送事業指導基準」を定め、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、消防機関が患者等搬送事業を指導する全国統一的な基準を設けるとともに、「患者等搬送事業認定基準」を定め、指導基準に適合する事業者を広く住民に周知す

るための消防機関の事務処理基準を設けたところである。消防機関による患者等搬送事業者の認定状況は、平成6年7月末現在で、53消防本部が106社、107事業所を認定している状況であるが、今後とも、利用者の安全及び利便性を確保するという観点から、消防機関による適切な指導を推進する。

#### 4 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成6年4月1日現在、全国で5,395箇所となっているが、今日の多様化した救急医療に対応するためには、診療科目等の面で一層の改善が必要である（附属資料27）。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、救急病院数は前年と同数、救急診療所数は漸減している（第3-13表）。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

##### ① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、平成6年4月1日現在513箇所が整備された。このほか在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

##### ② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、平成6年4月1日現在393地区が整備されている。

##### ③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、平成6年4月1日現在122箇所が整備されている。また、特に、広域熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応できる高度救命救急センターが、平成6年4月1日現在で4箇所整備されている。

その他、各救急医療施設の受け入れ体制に関する情報を常に把握し、傷病

第3-13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
2	4,303	1,301	5,604	474
3	4,378	1,214	5,592	473
4	4,401	1,210	5,611	475
5	4,356	1,046	5,402	457
6	4,356	1,039	5,395	456

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在の数値である。

者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報センターの整備が進められており、33都道府県に設置されている。

## 5 救急体制の整備の課題

### (1) 救急隊員の教育訓練の推進

今後、拡大された応急処置のうち追加応急処置が救急隊員により早急に実施されるよう、各都道府県消防学校等において行われる救急II課程教育を引き続き促進し、従来の救急I課程を合わせた救急標準課程に移行させていく必要がある。

また、救急救命士の養成については、全国の全ての救急隊に少なくとも常時1名の救急救命士が配置できるよう、救急振興財団の救急救命士養成所を中心に養成規模の拡大を図っていく必要がある。

### (2) 救急用資機材等の整備

今後とも引き続き、拡大された応急処置等を行うために必要な教育訓練の進捗状況とあわせて、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の早急な配備を促進するとともに、これらについて搬送途上における使用の実態を踏まえて検討を行い、所要の改善を図っていく必要がある。

### (3) 医療機関との連携の強化

救急業務の高度化を円滑に推進するためには、救急II課程教育等における

病院実習や救急救命士の就業前教育についての地域医療機関の協力が不可欠であり、また、救急隊と医療機関との間の情報連絡体制を確立することが必要である。したがって、今後は、医療機関との定期的な会議等を通じて連携体制を強化し、地域として一体的な救急医療体制の整備を図っていく必要がある。

### (4) 住民に対する応急手当の普及

消防機関による応急手当の普及啓発活動が計画的に、かつ、円滑に進むよう、全国的な水準の確保に配慮しつつ、応急手当指導員の養成や応急手当普及啓発用資機材の整備を引き続き推進していく必要がある。

### (5) 救急搬送におけるヘリコプターの活用推進

傷病者の救命効果をあげるためには、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効である。特に、地理的条件等により恒常的に救急搬送に長時間を要する地域における搬送時間の短縮には、ヘリコプターの活用が効果的である。今後は、すべての都道府県の区域にできるだけ早期に消防・防災ヘリコプターの配備を図るとともに、救急振興財団が実施する「消防ヘリコプター救急搬送試験事業」を支援すること等により、医療機関との連携体制等救急搬送にヘリコプターが有効に活用されるシステムの整備を研究し、積極的に推進していくことが必要である。

## 第4節 救助体制

### 1 救助活動の実施状況

#### (1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関の行う人命の救助とは、火災・交通事故・水難事故・自然災害や機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険を排除し、安全な場所に救助する活動をいう。

平成5年中における全国の救助活動実施状況は、救助活動件数2万8,103件（対前年4,071件増 対前年比16.9%増）、救助人員3万4,971人（同1万471人増 同42.7%増）であり（第4-1表）、交通事故、自然災害の多発が増加の主たる原因となっている。

第4-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減数 (%)	人員	対前年増減数 (%)
元	21,040	6.2	20,111	10.6
2	22,224	5.6	22,595	12.3
3	23,228	4.5	23,661	4.7
4	24,032	3.5	24,500	3.5
5	28,103	16.9	34,971	42.7

(注) 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。本節の以下のデータについても同じ。

#### (2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第4-2表のとおりであり、救助出動人員は、延べ85万867人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の75.9%、消防団員については、火災のみで77.7%を占め、水

第4-2表 事故種別救助出動及び活動の状況

(平成5年中)

区分	事故種別	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	計
		救助活動件数	5,215 (18.6)	16,259 (57.9)	1,146 (4.1)	267 (1.0)	772 (2.7)	1,642 (5.8)	98 (0.3)	9 (0.0)	2,695 (9.6)
救助人員	869 (2.5)	22,512 (64.4)	1,052 (3.0)	5,051 (14.4)	999 (2.9)	1,771 (5.1)	97 (0.3)	12 (0.0)	2,608 (7.4)	34,971 (100)	
消防職員	救助出動人員	253,854 (36.3)	276,446 (39.6)	28,019 (4.0)	4,937 (0.7)	17,064 (2.4)	32,149 (4.6)	3,200 (0.5)	387 (0.1)	82,484 (11.8)	698,540 (100)
	救助活動人員	93,975 (31.7)	139,411 (47.1)	14,290 (4.8)	3,387 (1.1)	6,683 (5.3)	14,391 (4.9)	1,043 (0.4)	90 (0.0)	22,923 (7.7)	296,193 (100)
消防団員	救助出動人員	118,291 (77.7)	2,982 (2.0)	7,269 (4.8)	11,100 (7.3)	79 (0.0)	123 (0.1)	151 (0.1)	82 (0.0)	12,250 (8.0)	152,327 (100)
	救助活動人員	7,489 (24.9)	1,180 (3.9)	5,952 (19.8)	9,999 (33.3)	3 (0.0)	15 (0.0)	0 (0.0)	7 (0.0)	5,386 (17.9)	30,031 (100)
一件当たりの救助活動人員		19.5	8.6	17.7	50.1	8.7	8.8	10.6	10.8	10.5	11.6

- (注) 1 ( )内は構成比(%)  
 2 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。  
 3 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。



救助活動 (三田市消防本部)

難事故、交通事故を含めると84.4%となっている。

また、救助活動人員は、延べ32万6,224人となっており、救助活動1件当たり11.6人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は自然災害の50.1人が最も多く、次に火災の19.5人で以下水難事故17.7人の順となっている（附属資料28）。

## 2 救助活動の実施体制

### (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

消防機関が行う救助活動を専門に実施する組織である救助隊は、救助活動に関する高度な専門教育を受けた隊員、救助活動に必要な資機材及びこれらの資機材を搭載した救助工作車等によって構成される。

平成6年4月1日現在、消防法第36条の2の規定並びに救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は866本部となっており、当該消防本部の構成市町村（受託市町村を含む。）は2,912市町村であり、前年と比較して9消防本部、30市町村に救助隊が新設されている（第4-3表）。

### (2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は866消防本部に1,439隊設置されており、救助隊員は2万1,415人となっている。1消防本部当たり1.7隊の救助隊が設置され、1隊に14.9人の救助隊員が配置されていることとなっている（第4-4表）。

第4-3表 救助隊の設置状況

区 分	救助隊設置 消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (平成2年国調)
平成6.4.1現在	866	2,912 (652市、1,787町、473村)	120,919,085
平成5.4.1現在	857	2,882 (648市、1,765町、469村)	120,433,612
対前年増減率(%)	1.1	1.0	0.4

第4-4表 救助隊数及び救助隊員数

区 分	救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計
自治省令第3条の規定による救助隊	428	1,011	1,439	5,904	15,511	21,415
うち 自治省令第4条の規定による救助隊	355	208	563	4,938	3,679	8,617

### (3) 救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が乗車する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、国庫補助により更に一層の整備促進を図ってきているところである（第4-5表）。

第4-5表 救助隊が乗車する車両及び主な資機材

乗車車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計						
		932	381	93	347	320	121	336	2,530					
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウインチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断機	可燃性ガス測定機	空気呼吸器			
		1,856	2,036	1,322	927	2,157	1,928	1,767	1,220	1,604	11,176			
省令別表第2	空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送排風機	酸素呼吸器				
	1,389	660	657	711	1,370	1,009	1,091	922	827	3,088				

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となってきており、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、消防職員の救助に関する教育訓練については、従来警防科の救助課程において90時間以上の教育訓練を行うこととされていたが、消防学校の教育訓練の基準を平成元年度に改正し、平成2年4月1日から専科教育の救助科として、146時間以上の教育訓練を行うこととした。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を樹立し、職場教育を定期的実施している（第4-6表）。

第4-6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区 分	体 力 錬 成 訓 練	ロ ー プ 基 本 応 用 訓 練	検 索 救 助 訓 練	各 種 救 助 器 具 取 扱 訓 練	各 種 救 助 事 象 想 定 訓 練	そ の 他 訓 練	計
実 施 延 回 数	232,839	85,363	69,345	71,001	32,919	38,559	530,026
実 施 人 員	1,353,608	510,170	441,686	398,758	222,130	214,041	3,140,393
実 施 延 時 間	323,916.2	196,453.3	185,764.4	134,048.6	78,295.9	95,637.8	1,014,116.2

3 救助体制の整備の課題

消防機関の行う救助活動は沿革的には火災時における人命救助を原点としてきたが、現在では、経済、社会活動の複雑多様化に伴い、交通事故、労働災害、爆発事故、水難事故、山岳遭難等幅広い災害、事故に及んでいる。これらの年々増加する多種多様な事故・災害に的確に対応するため、各種災害ごとの救助活動要領（平成3年度作成）により指導するとともに、救助体制の整備を推進するほか、救助用資機材の充実を図っていく必要がある。

第5節 防災体制

1 防災に関する組織・計画

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援等、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置の要求等が定められている。

## (1) 防災体制

### ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

平成5年度中の開催状況は、都道府県38団体(80.9%)で延べ41回、市区町村1,416団体(43.5%)で延べ1,668回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行うとともに、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、19団体が地震対策部会を、9団体が原子力防災部会を設置するなどにより防災体制の強化が図られている。

### イ 災害対策本部

平成5年中に、都道府県においては、15団体で延べ46回、市区町村においては、延べ2,187団体で災害対策本部が設置されている。

### ウ 防災主管部課

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課(室)を設置している県もある。特に近年、都道府県の防災上の役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の防災担当部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

### エ 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、実際に防災活動を行う組織、いわば実働部隊としての役割を期待されているものである。平成6年4月1日現在の自主防災組織数は、全国で6万7,951団体となっている。また、自主防災組織を有する

市区町村は2,082団体あり、自主防災組織が結成されている組織の地域の世帯数は1,881万9,978で、全世帯数に対する割合は43.1%となっている。

## (2) 地域防災計画

### ア 地域防災計画の現況

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

平成6年4月1日現在、都道府県地域防災計画は全都道府県において、また市町村地域防災計画も、ほぼすべての団体で作成されており、いずれも地域における総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、近年は35都道府県において震災対策計画が、14道府県において原子力災害対策計画が作成されるなど、一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画を作成する団体が増えている。

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされているが、平成5年度においては、主に災害応急対策計画・災害予防対策計画の見直し、災害発生危険箇所の追加等のために、都道府県では36団体が、市町村では延べ982団体が、それぞれ修正を行っている。

消防庁においては、地域防災計画の内容をより具体的、実践的なものとするとともに、その前提として地域の災害の危険性を総合的かつ科学的に評価する必要があると考えており、災害応急対策システムに関する調査研究、防災アセスメントに関する調査研究等の成果を踏まえ、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところである。

### イ 防災アセスメントの推進

防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷

などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業であり、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための前提となるものである。

そこで、消防庁においては、防災アセスメントの実施に関するマニュアルを作成するとともに、地方公共団体に対しその実施を指導しているところであり、平成5年度に、防災アセスメントを実施した上で地域防災計画を修正した地方公共団体は、都道府県で2団体、市町村で12団体となっている。なお、平成4年度から防災アセスメントの実施に係る経費の一部が特別交付税で措置されている。

#### ウ 地区別防災カルテの整備

地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわかりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の自主的な防災活動の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

消防庁においては、地区別防災カルテ作成のマニュアルを示すとともに、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するよう指導しているところであり、平成5年度に、地区別防災カルテの作成に伴って地域防災計画の修正を行った市町村は、14団体となっている。なお、昭和63年度から、地区別防災カルテの作成に要する経費の一部が特別交付税で措置されている。

#### (3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実践的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対し、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実践的な防災訓練を実施するよう指導している。

平成5年度においては、全都道府県で延べ225回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ6,200回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンピナ

ート災害、林野火災の順となっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的となっている（附属資料20）。

なお、防災訓練における住民の事故については、防火防災訓練災害補償等共済制度により、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立されている。平成6年3月31日現在、全国3,258市区町村のうち、2,698市区町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は9,207万人となっている。平成5年度中の防火防災訓練災害補償等共済てん補金の支払い状況は合計11件、702万円となっている。

## 2 情報通信体制

災害において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため、消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの強化を目指し、地方公共団体と一体となって、次のような情報通信体制の整備を推進している。

### (1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線網

消防庁は、災害に強い通信網の構築を図るため、都道府県とを結ぶ無線網について既に整備済みの地上通信系に加え衛星通信系の整備を進めているところである。

地上通信系は、消防庁と47都道府県とを地上系無線網で結ぶ通信網である。現在、消防庁所属の218局の無線局（建設省無線設備と共用）と各都道府県所属の無線局により構成されており、1道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリによる相互通信と消防庁からの一斉伝達を行っている。

衛星通信系は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に無線回線を集中して割り当てることができる通信網である。消防庁では、昭和58年度から国庫補助制度を設け東海地域及び南関東地域の各県地球局整備を図ってきた。現在、通信衛星「さくら3号」を利用して、消防庁と東海、南関東の8県との間で運用中であるが、同衛星の使用期限が平成6年度

末までのため、これに代わるものとして、全国の地方公共団体により構成される地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信系により行うこととしている。消防庁は、この地域衛星通信ネットワークを積極的に推進するために平成6年度中に消防庁地球局の整備をすることとしている。

## (2) 都道府県防災行政無線網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村、消防本部のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この無線網は、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から市町村等関係防災機関へ一斉伝達する機能を有し、災害時には、地域の情報を収集するための車両等との通信も可能である。

消防庁では、この整備事業に対し、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたところであり、現在はすべての都道府県において運用中である。

また、地域衛星通信ネットワークを導入した都道府県防災行政無線の衛星通信系の整備も進められており、平成6年4月末現在19都県において運用が行われている。消防庁では、この整備事業に対し平成5年度からふるさとづくり推進事業による整備を強力に推進しているところである。

## (3) 市町村の消防・防災無線網

### ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線網

市町村と集落等を結ぶ無線網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

同報系無線は、一方向の情報伝達手段として、市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる無線施設であり、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効である。また、移動系無線は、相互に通信できる無線施設のため、市町村の災害対策本部が集落の被災状況等を迅速かつ的確に把握するために有効であり、災害対策を効果的に行うためには、これら両施設の一体的整備が必要である。

消防庁では、特に台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等、防災対策の強化が急がれる地域の市町村に対して、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであり、平成6年3月末現在、同報系53.6%、移動系78.2%の整備率である。消防庁では、昭和61年度から新たに防災まちづくり事業によってもその整備が可能となったことに伴い、従来の国庫補助制度のほか、この事業による整備を強力に推進しているところである。

また、地域防災無線は、移動系を高度化したものとして、防災関係機関や生活関連機関に配置することにより、災害時において、より地域に密着した情報を収集・伝達することが可能となるものである。このため、消防庁では、平成元年度からはその整備を国庫補助対象とするとともに、平成5年度からは防災まちづくり事業の対象とし、既存のシステムとこのシステムとの有機的連携が図られる総合的な施設整備の促進に努めているところである。

### 〈市町村防災行政無線〉

市町村防災行政無線は、市町村が災害時の通信連絡を行う上で、最も効果的な手段であり、さらに、平常時には一般行政にも活用できるものとして整備するものです。

この市町村防災行政無線は、同報系、移動系及び地域防災無線に分類することができます。

#### 1 同報系無線

市町村役場に設置した親局から市町村内に設置した子局（受信装置）に対して通報を行うものであり、子局には、スピーカから音声を出す屋外拡声方式のものと、各戸ごとに受信機を設置する戸別受信方式とがあります。

使用周波数には60MHz帯（FMラジオの周波数相当）の周波数を使用し、親局から子局に対して一方向でかつ同一内容の通報を一斉に行います。

また、通報の内容によっては特定の地域に限定して通報することも

きます。

## 2 移動系無線

市町村役場に設置された基地局と市町村内の移動局の間で相互に通信を行うものであり、移動局には車両に積載する車載型、市町村職員が携帯する携帯又は可搬型があります。

使用周波数には400MHz帯又は150MHz帯（テレビの周波数相当）の周波数を使用し、プレストーク方式（ボタンを押すことにより送信を行う方式）にて送受信を行うものです。

なお、災害発生時において緊急な通信を優先させる必要がある場合、一般の通信を規制する機能を持たせたり、市町村役場内の各課に基地局を制御する遠隔制御装置を設けることもできます。

## 3 地域防災無線

移動系無線が行政と地域住民とを結ぶ縦の連絡網とするならば、この地域防災無線は、移動系無線を高度化したもので、住民の生活に密接な関係を持つ電気、ガス、水道等の生活関連機関との横の情報連絡網を確保するものです。

この無線機器の形状は移動系無線とほぼ同様ですが、移動系無線に比べ主に次のような特徴があります。

- (1) 使用周波数は800MHz帯（自動車・携帯電話の周波数相当）の周波数を使用し、マルチチャンネルアクセス（MCA）方式で複数波実装しているため、災害時に通信が輻輳しても、多数の通話チャンネルから空きチャンネルを自動的に選択して通信が行えます。
- (2) 地域防災無線協議会に加入しているすべての相手と任意に相互通信が可能です。
- (3) データ伝送装置等の付加装置を接続することにより、ファクシミリ、データ及び静止画の通信も可能です。

## イ 消防・救急無線網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うための無線網である。平成6年4月1日現在7万6,967局が運用されており、この一年間に1,591局が増加した。

このほか、一部の消防機関では、災害現場の映像をヘリコプターテレビ伝送システムを利用して消防本部に伝送したり、地図情報等を消防本部にファイリングしておき、火災現場等に画像伝送するなど機能の高度化が図られている。



通信指令室（新潟市消防局）

## (4) 全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク

全国の地方公共団体が共同して民間の通信衛星の中継器を借り上げ、衛星通信システムを導入することにより①都道府県防災行政無線の機能の拡充・強化、②行政情報伝送の効率化、③地域からの情報発信の活性化等を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワークが、平成3年12月から運用開始されている。

これに対応して、国（消防庁）及び地方公共団体が同ネットワークに加入

する地球局を整備すれば、消防庁と都道府県、都道府県と市町村を結ぶ無線網の多ルート化と多様化が図られ、災害時における通信網の信頼性が確保されることとなる。このため、消防庁では、消防庁地球局を平成6年度中に整備するとともに、国民の生命、身体の安全を守る立場から、早期に全国の消防・防災機関が同ネットワークに加入する衛星通信全国ネットワーク化が実現できるよう、地方公共団体に対し積極的に指導しているところである。

### (5) その他の防災通信

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場では、消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関がそれぞれ災害応急活動を行うこととなる。これら異なる組織が協力して効果的な防災活動を行うためには、異なる組織体相互間の情報交換のための通信が必要である。このため、これら防災関係機関相互間では、防災相互通信用無線（共通波）や有線による専用回線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村に対し、防災相互通信用無線施設を整備するとともに、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立しておくよう指導しているところである。

## 3 防災体制の整備の課題

### (1) 防災に関する組織・計画の整備

#### ア 地方防災会議の機能の充実強化

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、防災体制の一層の強化を図るため、地方防災会議の中に、震災対策部会、原子力防災部会、救急医療部会等の専門部会が設けられ、機能の充実、強化が図られているが、とりわけ災害時においては防災関係機関相互、地方公共団体内の部局相互の連携が極めて重要であることから、地方防災会議を積極的に開催するとともに、その総合調整機能の一層の強化が望まれる。

### イ 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画は、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、住民の防災活動の指針として、また、災害に強い安全な地域社会づくりや発災時の迅速かつ適切な応急対策の実施に大きな役割を果たすものであるが、その実効性を確保するためには、社会環境等の変化に対応して、常に点検を加え、必要に応じて修正することにより、常時具体的、実践的なものとしておく必要がある。

このため消防庁としては、地方公共団体に対し、地域防災計画の積極的な見直しを図るよう指導しているところであるが、今後、防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの一層の整備を促進するとともに具体的な項目について検証を実施するほか、災害危険区域の指定、見直しについても積極的に推進し、地域防災計画を常に現実に即した実効性のあるものにする必要がある。

### ウ 災害弱者対策の推進

地震、風水害などの自然災害や火災が起きたとき、障害者、高齢者等のいわゆる災害弱者を救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりするにはどうすればよいかは、安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題である。さらに、近年の高齢化の進展を考えるとその重要性は一層高まるものと思われる。

災害弱者対策を推進するには、まず、地域における災害弱者の状況を的確に把握したうえで、消防機関や社会福祉施設等の職員、それに自主防災組織が中心になって地域の実情に応じた支援体制をつくることが不可欠である。

そのため消防庁では、風水害対策の強化について地方公共団体を指導する際、特に、災害弱者の避難体制に十分配慮するよう指導し、災害弱者対策を地域防災計画にどのように取り入れるかのモデルプランを示している。なお、平成5年度には、財団法人消防科学総合センターと協力して子供防災カルタ及び在留外国人向け外国語版防災パンフレットを作成・配布したところであるが、国、地方公共団体を通じ、災害弱者対策の一層の推進が必要である。

## (2) 情報通信体制の整備

あらゆる災害に備え、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、次のような消防防災通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化を図るほか、情報収集伝達体制の強化を図ることが重要である。

### ア 消防防災通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線には、47都道府県すべてとを結ぶ地上通信系と一部の県とを結ぶ衛星通信系がある。衛星通信系については、大規模地震対策の一環として、通信網の信頼性向上等のため東海地域及び南関東地域の各県に対し整備を推進し、消防庁と8県との間で運用中であるが、利用する通信衛星「さくら3号」の使用期限が平成6年度末までのため、今後は、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークによる衛星通信系の全国的な整備を図っていく必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきた結果現在はすべての都道府県で運用中である。今後は、高度情報化に対応した、防災行政無線の機能の高度化や信頼性の向上を図るため、その再整備に当たっては、現在、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークの活用を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところである。特に、同報系については、平成6年3月末現在の整備率は53.6%であるので、今後一層その整備の促進を図る必要がある。また、屋外拡声方式のみで聞き取りにくい地域にあっては、屋外拡声方式のほか戸別受信方式の活用が望ましい。

また、市町村の消防機関の通信施設である消防・救急無線及び有線による専用回線等の通信施設については、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後は、高度情報化に対応して、その整備又は再整備に当たり、機能の高度化や信頼性の向上を図る必要がある。特に、緊急時における迅速かつ的確な処理を行うために消防緊急通信指令施設等の整備の促進を図る必要がある。

## イ 情報収集伝達体制の強化

災害時の応急対策を実施する上で、極めて重要となるものは、気象情報等の収集・伝達、住民に対する避難の勧告・指示の伝達、被害状況等の把握などである。これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるようにするためには、都道府県、市町村、消防機関、警察等の関係する各防災関係機関相互の連携を強化するとともに、防災行政無線、有線放送、サイレン、広報車、消防職団員の巡回等による住民への伝達手段についてハード・ソフト両面から絶えず点検を行う必要がある。特に、夜間・休日等における緊急時の情報連絡体制の強化を図る必要がある。

さらに、災害の発生に際し、住民に対して予警報、避難指示等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ住民への情報伝達の手段、手順、ルート等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、住民に周知徹底しておく必要がある。

## 第6節 住民の防災意識の高揚と自主防災体制

### 1 防災意識の高揚

平成5年中の火災を原因別にみると失火が全体の65.4%を占めていること、地震時において出火等の二次災害を防止したり風水害時において迅速に緊急避難等を行うためには、地域住民の一人ひとりが適切に行動することが基本となることなどから、災害に強い安全な地域社会を作るためには、国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きい。そのため、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に防災に関心を持つとともに、それぞれが災害を他人ごととは受けとめずに日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、的確に対処できるような基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、「防災週間」（8月30日から9月5日）、「119番の日」（11月9日）などあらゆる機会をとらえて、国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

また、防災に関する知識・技能を修得するため、災害の状況を再現し、その中で適切な対処の仕方を楽しみながらしかも実際に役立つ形で学ぶ体験型学習施設の整備を推進する必要がある。

今後とも国民の防災に関する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

#### (1) 火災予防運動

##### ア 全国火災予防運動

近年、建築物の高層化及び深層化並びに生活様式の変化等に伴い、火災等の災害の要因が多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を十分自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提案し、国民に対する防火意識の普及宣伝に努め、国民自ら、火災予防を実践するよう働きかけている。

##### a 秋季全国火災予防運動（平成5年11月9日～11月15日）

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、平成5年は「防火の輪 つなげて広げて なくす火事」を全国統一標語として、消防庁では各省庁、各都道府県及び関係団体の協力のもとに、各種広報媒体を通じて防火広報活動を行った。また、各地の消防機関においても、予防運動の主旨に基づき、防災フェアの開催、ポスターの公募や作成、展覧会、消防演習、防火講演会、避難訓練、各家庭に対する住宅防火診断等の防火指導及び消火器の取扱い講習など様々の行事を行った。

##### b 春季全国火災予防運動（平成6年3月1日～3月7日）

平成6年春季全国火災予防運動では、前年の秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から「異常乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進」に重点を置くとともに、「工場、倉庫等における防火安全対策の推進」を新たに加え、秋季同様、様々な行事を実施した。

##### イ 全国山火事予防運動（平成6年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁の共唱により、春季全国火災予防運動とあわせて同期間に実施している。

平成6年の全国山火事予防運動では、「小さな火 消す手が守る 大きな緑」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓蒙活動、駅、市役所・町村役場、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓蒙、消防訓

練、研究会等の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

**ウ 車両火災予防運動（平成6年3月1日～3月7日）**

車両火災は年々増加の傾向にあることから、平成5年の車両火災予防運動では、車両カバーの防炎化を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、車庫、駅舎等の対象物に対して査察指導を行い、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進した。また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

**エ 文化財防火デー（平成6年1月26日）**

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼損を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

平成6年の文化財防火デーは、第40回目に当たり、また、世界遺産一覧表に法隆寺や姫路城などが登録され、国内での文化財への関心も高まっているなかで広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

**（2）防災知識の普及啓発**

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ放送を利用して、火災予防や初期消火の心構え、風水害等

への心構え、地震発生時の対応等といった防災知識の普及啓発を行っており、平成5年度に行った普及啓発事業の内容は第6-1表のとおりである。

**第6-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況**

(平成5年度)

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ5分間番組 ご存じですか？ 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	隔週木曜日（22回） （4月から1年間）

**（3）119番の日**

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から毎年11月9日を「119番の日」として設定している。

平成5年の119番の日は、消防庁において防火講演会及び「わが家の防火対策」と題した住宅防火対策発表会を実施し、また、各消防本部では、防火パレード、119番通報訓練等の行事を実施したほか、ポスターの作成等の広報活動を行ったところである。

**2 自主防災体制**

**（1）地域の自主防災体制**

住民が防災活動を行う場合、地域の住民が一致団結し、組織的に行動することによりその効果が高められることが多い。したがって、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょう等は損壊し、電気・ガス施設、水道管等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集・伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食給水等

の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

また、近年、増加の傾向にある放火火災を予防するには、夜間、建物の周辺部に紙くず等の可燃物を放置しない、又は放置させないよう地域ぐるみで気を付け合うなど、家庭や地域が一体となった、放火されにくい環境を作るなどの自主防災活動の充実が重要である。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後、この制度を有効に活用していくことが必要である。

#### ア 地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されなければならない。

平成6年4月1日現在では、全国3,258市区町村のうち、2,082市区町村で6万7,951の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は、43.1%となっている。組織率の高いところは、静岡県98.2%、山梨県94.2%、岐阜県81.6%、神奈川県80.6%、愛知県80.2%、東京都73.8%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところも5県あり、地域によってその差が著しい（附属資料19）。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・

給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するために、延べ1,564市区町村において、防災用資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,395市区町村において、防災用資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は平成5年度で合計25億2,431万円に達している。消防庁としても、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている防災用資機材の購入に対する補助事業への協力、テレビ等による啓発、リーダー研修会の開催等を行っているところである。

自主防災組織の育成強化のためには、自主防災組織の活動を日常化させるとともに、防災に関する情報の積極的な提供、災害補償制度の充実、防災センターの整備の推進等により、自主防災活動の条件整備を図ることが重要である。

また、自主防災組織を地域福祉活動の主体の一つとして位置づけ、地域全般における福祉活動、ボランティア活動等から形成される「総合コミュニティ」として、自主防災組織の意義を明確にすることも有効である。

なお、消防庁においては、自主防災組織の活動拠点づくりについて、昭和60年度まで補助を行ってきたところであり、この結果、整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。

引き続き、昭和61年以降は、防災まちづくり事業により、整備を図っているところであり、事業実績については、第6-2表のとおりである。

第6-2表 防災まちづくり事業による防災センター整備事業実績（単位：箇所）

年度	61	62	63	元	2	3	4	5
事業実績	11	21	14	9	22	18	19	25

#### イ 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における防

火の分野では大きなウェイトを占める婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

なお、平成6年4月1日現在、全国の組織数は、1万4,894団体、247万人となっている。

### ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成されるもので、幼いころから火災を予防する方法や火についての問題を身近な生活の中に見い出すとともに、防火防災に関する研究発表会、ポスター等作成・掲示、実地見学等の活動を行っている。

また、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、毎年、少年消防クラブやその指導者のうち優良なクラブと指導者に対する表彰を行っており、平成6年3月には17クラブに対して表彰旗を、34クラブに対して表彰楯を、及び指導者11名に対して記念品を授与した。

なお、平成6年5月1日現在の組織数は、6,188団体、53万2,249人となっている。



少年消防クラブの活動（北九州市）

### エ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地づくりのため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成6年5月1日現在の組織数は、1万2,574団体、109万6,381人となっている。

## (2) 事業所の自主防災体制

### ア 自主防火管理体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、火災初期の適切な対応が重要であることから、消防用設備等の設置維持というハード面の対策とともに事業所の関係者が自らを守るというソフト面の対策である自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法では、一定の防火対象物に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

### イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。平成6年3月31日現在、その数は33組織あり、47台の化学消防自動車、184人の専任隊員が配置されている。

なお、石油コンビナート等災害防止法による特定事業所については、次に述べるように、同法に基づき総合的な防災組織である自衛防災組織が設置されることとされている。

### ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身

が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

### エ 事業所の自主防災組織

法令等により義務づけられていない事業所において、任意に自主防災組織が設置される場合が多くなってきており、その数は、平成6年4月1日現在、6,080組織となっている。

事業所の防災組織は、本来自らの施設を守るために設けられているものである。しかし、特に地震などの大規模災害の際、自主的に地域社会の構成員として防災活動に参加・協力できる体制の構築が図られるならば、地域の自主防災体制の充実に大きな成果をもたらすものと考えられる。

そこで、事業所の自主防災組織の重要性にかんがみ、平成4年度に「大規模災害における事業所の防災組織の活動に関する調査研究」を行った。この成果を報告書にまとめ、各地方公共団体に配布し、企業（事業所の防災組織）の地域社会での防災活動の促進を図っている。

今後、事業所の防災組織の活動を一層高めるため、事業所と地域社会との平常時からの協力関係の強化及び事業所の防災組織が参加・協力するに当たっての条件整備を進めていくことが必要である。

## 第7節 広域応援体制

### 1 広域消防防災応援体制

#### (1) 広域応援体制

##### ア 消防広域応援体制

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防力等の広域的な運用を図り、これらの災害に適切に対応できるよう地方公共団体間等の広域応援体制の強化を図る必要がある。

消防組織法においては、消防に関する市町村間の相互応援協定の制度のほか、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において緊急措置を講じる必要があるとき、都道府県知事は、市町村長等に対し、災害防ぎよ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。

市町村間等の消防相互応援協定の現況は、平成6年4月1日現在、都道府県内隣接市町村のみの協定数2,422、都道府県外を含む協定数459、全国協定数2,881であり、応援災害別分類（重複計上）では、火災2,674、風水害1,998、救急2,214、救助1,995、その他2,055であった。また、現在、39都道府県において都道府県下の全市町村が統一した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路（東名高速道路消防相互応援協定他）、港湾（東京湾消防相互応援協定他）、林野火災（四国西南地域消防相互応援協定他）や空港（関西国際空港消防相互応援協定他）において協定が結ばれている。また、消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、「林野火災活動マニュアル」、「風水害活動マニュアル」、「地震災害活動

マニュアル」及び「石油コンビナート等災害活動マニュアル」を作成し、各消防本部及び各都道府県を指導しているところである。

イ 広域防災応援体制

大規模、広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を超えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域防災応援体制の確立を図る必要がある。

地方公共団体間等の広域防災応援に係る制度としては災害対策基本法に基づく地方防災会議の協議会の設置、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対する応援の要求、地方自治法に基づく地方公共団体の長等相互間の職員の派遣の要求、消防組織法に基づく消防に関する市町村相互間の相互応援、水防法に基づく水防管理者から水防管理者等に対する応援要求等がある。

また、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等から指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要求、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛庁長官等に対する部隊等の派遣の要請等がある。

これらの制度のうち、都道府県間の広域防災応援に関しては、平成6年4月1日現在、政令市を含む延べ40団体間で6件の協定が締結されている。

(2) 広域航空消防応援

大規模・特殊災害をはじめ、林野火災時等の空中消火、救急業務や救助活動など消防防災分野全般において、ヘリコプターの活用が極めて有効である。消防組織法に消防庁長官が都道府県の区域を越えた消防応援の出動を要請する制度があるが、消防機関保有のヘリコプター応援要請に関し円滑な運用がなされるよう、昭和61年5月に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細則」を策定し、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図っている(第7-1表)。

さらに平成6年度から同要綱及び細目を改正し、都道府県が保有するヘリコプターについても広域航空消防応援の一翼を担うこととなった。

また、昭和62年度からは消防広域応援交付金制度を整備し、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われる消防広域応援について、応援市町村に対し広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなっている。平成5年度中に同制度の適用となった事例は6件であった(第7-2表)。

2 広域消防防災応援体制の整備の課題

(1) 広域応援体制の推進

ア 消防広域応援体制の推進

消防庁では、消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するように指導しており、平成6年4月現在16道府県がこうした整備を図っている。

消防広域応援を推進するため、都道府県下を統一した消防相互応援協定の締結の促進、全国的な広域航空消防防災体制の構築、無線通信運用体制の充

第7-1表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績

年	出動回数	出 動 種 別					
		林野火災	風 水 害	地 震	火山災害	救 急	航空機事故
61	3	1	1			1	
62	9	7				2	
63	8	7				1	
元	1	1					
2	2	1				1	
3	12	1			10		1
4	10	3			2	5	
5	8	4	1	1		2	
計	53	25	2	1	12	12	1

第7-2表 消防広域応援交付金制度適用事例

	受援市町村	応援消防本部	応援内容
山梨県勝沼町 林野火災 (5.4.3~5.4.4)	東山梨消防 組合消防本 部	東京消防庁 横浜市消防局 川崎市消防局	ヘリコプター4機空中消火 東京 2 横浜 1 川崎 1
岡山県和気町 林野火災 (5.4.8)	東備消防組 合消防本部	広島市消防局	ヘリコプター1機空中消火
広島県吉田町 林野火災 (5.4.18~5.4.19)	高田地区消 防組合消防 本部	神戸市消防局 福岡市消防局	ヘリコプター2機空中消火 神戸 1 福岡 1
高知県物部村 林野火災 (5.4.19~5.4.20)	山田消防組 合消防本部	大阪市消防局	ヘリコプター1機空中消火
大分県日田玖珠地域 豪雨災害 (5.6.19)	日田玖珠広 域市町村圏 事務組合消 防本部	福岡市消防局	ヘリコプター1機状況調査
北海道南西沖地震 (5.7.13~5.7.21)	檜山広域行 政組合消防 本部	東京消防庁	ヘリコプター3機災害救助

実等について今後検討していく必要がある。

### イ 広域防災応援体制の推進

災害発生時において、広域防災応援に係る制度を迅速かつ的確に運用するためには、関係機関と、あらかじめ協議し協定を締結することなどにより、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について具体的に定めておく必要がある。しかし、広域防災応援協定の締結状況をみると、都道府県間においては、いずれの協定にも関与していない団体が17府県にのぼっている。また、協定の内容が抽象的であったり、

事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも充実したものとはなっていない状況にある。さらに、自衛隊との協定を締結している都道府県は多いが、その他の防災関係機関との間の連絡調整、連携については必ずしも十分なものとなっていないこと、食糧や物資の供給、水道復旧、医療活動等の個別応援分野ごとの協定もごく一部の都道府県で締結されているにすぎないことなどの問題もある。

こうした状況の中、消防庁においては、望ましい都道府県間広域防災応援体制の在り方として応援マニュアルや応援協定のモデルを作成している。これを踏まえ、応援協定の内容を具体的なものとするなど、より一層の充実を図るとともに、未締結団体に対して適切な協定の締結を指導している。

なお、広域的な防災体制の強化に当たっては、今後、こうした広域応援体制の整備を推進するとともに、併せて必要資機材の備蓄、合同訓練の実施、無線通信体制の強化及び地震、風水害、火山噴火災害等の災害別の広域応援活動の具体的なマニュアルの充実等、発災時において広域応援の的確な運用を図る上で必要な対策を講じておく必要がある。

### (2) 広域航空消防応援の推進

ヘリコプターの消防防災分野における多目的、広域的な活用を推進するため、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び実施細目」の一層の周知徹底を図るとともに、消防・防災ヘリコプターの活動事例の収集をはじめ一層効率的な運航の支援を進める必要がある。

また、今後とも各都道府県の区域への消防・防災ヘリコプターの整備をさらに増強するとともに、配備されたヘリコプターの広域的で機動的な活用を図ることによって、全国的な広域航空消防応援体制を構築する必要がある。

### 第 3 章

## 国際協力の推進と地球環境の保全

## 第3章 国際協力の推進と地球環境の保全

### [国際協力・国際交流]

#### 1 国際協力・国際交流の現況

##### (1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政管理者研修、救急救助技術研修、消火技術研修、火災予防技術研修及び防災技術研修を実施している。消防行政管理者研修は、平成元年度から実施しているもので、消防行政管理者の養成に重点を置いた研修コースである。その受講状況は第1表のとおりである。また、消防に関する技術研修として救急救助技術研修を昭和62年度から、消火技術研修を昭和63年度から、火災予防技術研修及び防災技術研修を平成2年度からそれぞれ実施している。これまでの受講状況は、第2表から第5表のとおりである。

##### (2) 諸外国からの研修員受入

消防庁では、(1)の集団研修のほか諸外国から研修員の受入れを行っており、平成6年度には、財団法人日本消防協会の協力依頼に基づき3名の中国幹部消防職員を消防大学の警防科へ、また、韓国政府の要請に基づき1名の幹部消防職員を同じく消防大学の警防科及び予防科へそれぞれ入校させた。この他、外務省、国際協力事業団からの依頼に基づき、アジア・中南米諸国等の研修員を多数受け入れている。

##### (3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、国際協力事業団と協力し、ブラジルの首都のブラジリアの消防隊に対し、火災原因調査・分析、消火・防火教育の普及、防火基準の作成等を目的として平成4年10月から平成6年10月まで消防の分野では初の長期(2年間)の専門家派遣を実施したほか、消火技術研修フォローアップのた

第1表 消防行政管理者研修受講状況

(単位：人)

年 度	昭 和	平成										計				
		45~55	56	57	58	59	60	61	62	63	元		2	3	4	5
(アジア地域)																
1	3	1	1	—	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	10
2	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
3	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	9
4	14	—	1	2	1	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—	22
5	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
7	11	1	1	—	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	21
8	3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	5
9	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
10	12	1	1	1	—	—	—	—	1	—	—	1	1	1	—	19
11	12	1	1	1	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	18
12	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	5
13	7	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	12
14	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
15	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
16	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1	1	—	11
18	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	—	1	1	—	—	6
19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	2
(中近東地域)																
20	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
21	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	1	1	7
22	5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
23	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
24	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	3
25	2	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	4
26	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
27	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
28	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	3
29	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
30	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2
(アフリカ地域)																
32	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
(中南米地域)																
33	6	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	—	—	—	24
34	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
35	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
36	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
37	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—	5
38	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
39	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
40	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
(オセアニア地域)																
42	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	5
43	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
44	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
計	108	11	12	12	12	11	10	10	9	8	10	8	8	8	8	245

(注) 昭和63年度までは、消防行政集団研修の実績である。

第2表 救急救助技術研修受講状況

(単位：人)

年 度	昭 和	平成				計						
		62	63	元	2		3	4	5	6		
(アジア地域)												
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
2	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4
3	1	1	1	1	1	—	1	1	—	1	1	7
4	—	1	1	1	—	1	1	—	1	1	—	5
5	—	1	—	1	—	2	1	1	—	—	—	6
6	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
7	—	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	4
(中近東地域)												
8	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
9	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	2
(中南米地域)												
10	2	3	3	3	1	—	—	—	—	—	—	12
11	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
12	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2
13	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
14	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
15	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
16	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	2
(オセアニア地域)												
17	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
18	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
計	6	10	8	8	6	6	5	6	5	6	55	

第3表 消火技術研修受講状況

(単位：人)

年 度		昭和 63	平成 元	2	3	4	5	6	計
(アジア地域)									
1	ミヤンマー	2	—	—	—	—	—	—	2
2	インドネシア	1	—	—	—	—	—	—	1
3	フィリピン	1	2	1	—	—	—	1	5
4	タイ	1	—	1	—	—	—	—	2
5	マレーシア	—	—	1	1	—	—	1	3
6	ブルネイ	—	—	—	1	—	—	—	1
7	中国香港	—	—	—	—	1	1	1	3
8	ネパール	—	—	—	—	—	—	1	1
9	スリランカ	—	—	—	—	1	—	—	1
10	パキスタン	—	—	—	—	1	—	—	1
11	モルデ	—	—	—	—	1	1	—	2
12	モルデ	—	—	—	—	—	—	1	1
(中近東地域)									
13	トルコ	1	—	—	—	—	—	—	1
14	ジョルダ	—	—	1	—	—	—	—	1
15	エジプト	—	—	—	1	2	—	—	3
16	アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	1	—	1
17	クウェイト	—	—	—	—	—	—	1	1
(アフリカ地域)									
18	ケニア	—	1	—	—	1	—	—	2
19	セネガル	—	—	1	1	—	1	—	3
20	レソト	—	—	—	—	—	1	—	1
(中南米地域)									
21	パラグアイ	1	1	—	—	—	—	—	2
22	ブラジル	—	—	2	—	—	—	1	3
23	チリ	—	—	—	1	1	—	—	2
24	トリニダッド・トバゴ	—	—	—	—	—	1	—	1
25	ウルグアイ	—	—	—	—	—	1	1	2
(ヨーロッパ地域)									
26	ブルガリア	—	—	—	—	—	—	1	1
(オセアニア地域)									
27	パプア・ニューギニア	1	1	1	—	—	—	—	3
28	西サモア	—	—	—	—	—	1	—	1
29	ミクロネシア	—	—	—	—	1	—	—	1
計		8	5	8	5	9	8	9	52

第4表 火災予防技術研修受講状況

(単位：人)

年 度		平成 2	3	4	5	6	計
(アジア地域)							
1	ブルネイ	1	1	1	1	1	5
2	マレーシア	1	1	1	—	—	3
3	シンガポール	1	1	1	1	—	4
4	パキスタン	—	1	—	—	—	1
5	インドネシア	—	—	1	—	1	2
6	タイ	—	—	1	—	—	1
7	スリランカ	—	—	1	—	—	1
8	インド	—	—	—	—	1	1
(中近東地域)							
9	バハレーン	—	1	—	—	—	1
10	エジプト	—	—	1	—	—	1
(アフリカ地域)							
11	ガナ	—	—	—	1	—	1
(中南米地域)							
12	ブラジル	1	1	1	1	1	5
13	ペルー	1	—	—	—	—	1
14	ウルグアイ	—	—	—	1	—	1
15	トリニダッド・トバゴ	—	—	—	—	1	1
(オセアニア地域)							
16	マーシャル諸島	—	—	—	1	1	2
計		5	6	8	6	6	31

第5表 防災技術研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年 度	平成 2	3	4	5	6	計
(アジア地域)							
1 フ イ リ ピ ン		1	—	—	—	—	1
2 バ ン グ ラ デ シ ュ		—	1	—	1	1	3
3 中 国		—	1	1	—	1	3
4 タ イ		—	1	—	—	—	1
5 パ キ ス タ ン		—	—	—	1	1	2
6 ベ ト ナ ム		—	—	—	1	—	1
7 マ レ イ シ ア		—	—	—	—	1	1
8 ア ー タ ン		—	—	—	—	1	1
(中近東地域)							
9 ジ ョ ル ダ ン		—	1	—	—	—	1
(アフリカ地域)							
10 モ ロ ッ コ		—	—	1	—	—	1
(中南米地域)							
11 ブ ラ ジ ル		1	—	—	—	—	1
12 ペ ル ル		1	1	—	—	—	2
13 セ ン ト ル シ ア		1	—	—	—	—	1
14 コ ロ ン ビ ア		—	1	1	1	—	3
15 ジ ヤ マ イ ア		—	—	1	—	—	1
16 グ ア テ マ ラ		—	—	1	—	—	1
17 ベ ネ ズ エ ラ		—	—	—	1	—	1
(オセアニア地域)							
18 マ ー シ ャ ル 諸 島		—	—	—	—	1	1
計		4	6	5	5	6	26



救急救助技術研修で救急実技に取り組む海外研修員

めの専門家派遣、防災試験のための専門家派遣等を実施した。

これらの開発途上諸国への消防協力案件は、各国における消防の発展に大きな成果をあげているところである。

#### (4) 国際交流

義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、設立されており、我が国では、財団法人日本消防協会がこれに加盟している。その活動として、平成6年9月30日から同年10月2日にかけてエジプトにおいて第3回ヨーロッパ・アフリカ地域総会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立されており、平成6年10月18日から同年10月22日にかけて我が国において第18回総会が開催された。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

## 2 国際協力・国際交流の課題

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を超えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

また、我が国は、世界有数の地震国であるとともに台風、火山等の災害多発地帯であり、さらには、狭い国土、急峻な地形等様々な地理的条件を有する中、活発な経済活動を展開してきており、消防防災活動においてもハード、ソフトの両面にわたり高度なシステムを発達させている。一方、開発途上諸国は、今、人口の増大と都市集中、産業活動の拡大等かつて日本が経験した歴史と同様の状況に直面しており、国民の生活水準を向上させ、今後とも着実に経済の発展を続けていくためには、消防の分野をはじめ、様々な分野の技術とノウハウの移転が求められている。

我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、

消防に関する技術協力を積極的に推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきた。

このような発展途上諸国への技術とノウハウの移転に際しては、我が国の経験に基づく適切な移転となるよう配慮するとともに、気候、風土、経済社会システム等その国固有の状況を十分調査し、その国に適した形で実施することが重要であり、人的交流を通じた技術・意見の交換を積極的に行っていく必要がある。

また、近年の在日外国人の増加等、急速な国際化の進展に的確に対応できるよう、消防における国際化対応能力の向上を図ることが重要であると考えられる。このため、平成6年度から、消防実務に必要な語学研修等を行う消防職員研修コースが全国市町村国際文化研修所に新設された。

今後は既存の研修等の充実と併せ、開発途上諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実態に沿ったきめ細かな技術協力を継続的に行い、消防技術協力の一層の推進を図る必要がある。

## [国際消防救助隊]

### 1 国際消防救助隊の現況

昭和60年11月14日（現地時間13日）に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では、大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが、同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

その後、政府においては、外務省を中心に、海外で大災害が発生した場合のための国際緊急援助体制の整備を進めてきたが、昭和62年9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）が公布施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模

災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、救助活動を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。

また、この法律において、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対しては、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなった。

国際緊急援助隊の一部を構成する国際消防救助隊（International Rescue Team of Japanese Fire-Service 略称“IRT-JF”愛称“愛ある手”）は、世界のトップレベルの救助技術を有する全国各地の市町村消防機関の救助隊員から構成されており、これまで第6表のとおり過去に6回海外において救助活動や支援活動を行っているが、最近では平成5年12月のマレーシアのビル倒壊被害において、隣接ビルの倒壊危険が伴う中、音響地中探知機等の最新救助資機材を駆使して、倒壊建物からの救助活動を行ったところである。

現在、40の消防本部、501名の救助隊員が国際消防救助隊員として消防庁に登録され、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一員として出動する体制を整えている。

### 2 国際消防救助隊の課題

消防庁では、国際消防救助隊の派遣に協力を表明した消防本部等をメンバーとする「国際消防救助隊派遣体制の整備に関する研究会」を設置し、市町村の消防機関の職員を派遣するための具体的な手続のあり方、携行資機材の輸送方法、研修及び訓練等について積極的に検討を進め、その結論を踏まえて、昭和62年9月19日「国際消防救助隊の出動体制の基本を定める要綱」を制定し、現在、その派遣体制は、ほぼ整備されているところである。

しかしながら、いついかなる事態においても適切かつ迅速な対応が行えるよう国際消防救助隊の出動体制を整備するためには、外務省や国際協力事業

第6表 国際消防救助隊派遣実績

派遣期間	災害名	被災地	被害状況	派遣実績、活動概要等
昭和 61.8.27 ～9.6	ニオス湖 有毒ガス 噴出災害	カメルーン共和 国 ニオス湖周辺	死者 1,700名以上	国際消防救助隊員1名 有毒ガスの再噴出に備 え調査団に対する呼吸 保護器の指導
昭和 61.10.11 ～10.20	エル・サル バドル 地震	エル・サルバド ル共和国 サンサルバドル市	死者 1,228名 倒壊家屋3万戸	国際消防救助隊員9名 倒壊ビルからの救助
平成 2.6.22 ～7.2	イラン地震	イランイスラム 共和国 カスピ海沿岸	死者 80,000名以上	国際消防救助隊員6名 倒壊家屋からの救助
平成 2.7.18 ～7.26	フィリピン 地震	フィリピン共和 国 ルソン島中北部	死者 1,600名以上	国際消防救助隊員11名 倒壊ビルからの救助
平成 3.5.15 ～6.6	バングラデ シュサイク ロン災害	バングラデシュ 人民共和国	死者 約13万人	国際消防救助隊員38名 及びヘリコプター2機 を派遣し、被災民への 救援物資の輸送等を実 施
平成 5.12.13 ～12.20	マレーシア ビル倒壊 被害	マレーシア クアラルンプ ール郊外 ウルクラン地区	死者48名 倒壊ビル1棟	国際消防救助隊員11名 倒壊ビルからの救助

(注) 平成2年以降は、国際緊急援助隊の一員としての派遣である。

団等と連携を図りながら、次のような課題にも継続的に取り組んでいかなければならない。

被災国にとっては、先進国の高い水準の救助技術に期待する面が大きいので、世界のトップレベルの救助技術を維持するためには、常に最新の救助資機材を装備しておかなければならない。

また、国際消防救助隊としての合同訓練は、昭和61年4月に東京都、昭和63年7月に鹿児島市、また平成元年10月及び平成3年1月に東京都において

実施したところであるが、国際消防救助隊の技術向上や連帯感を醸成するためにも定期的、継続的に実施する体制の整備を図っていかなければならない。

一方、国際救助活動を行うに当たっては、現地対策本部、各国救助隊との連携協力が不可欠である。そのためには、英語、仏語、スペイン語等の語学能力や発展途上国の風俗、習慣等の異文化理解がなければならない。これまでに、国際協力事業団が主催する英会話研修（昭和62年12月から8回実施し、計66名受講）、リーダー研修及び機材習熟訓練に参加してきたところであるが、今後も隊員の研修訓練の充実等に努めていく必要がある。

## 「国際防災の10年」

### 1 国際防災の10年の現況

#### (1) 国連等の動き

昭和62年（1987年）12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年（International Decade for Natural Disaster Reduction）」とする決議案が、全会一致で採択され、さらに、平成元年（1989年）12月の第44回国連総会において、国際防災の日（毎年10月第2水曜日）及び本10年に関する国際行動の枠組み等に関する決議案が全会一致で採択された。

また、平成6年には、国際防災の10年の中間年として、これまでの本10年に係る活動の総括を行うとともに、あわせて本10年後半の活動の方向を定めることを目的として、横浜市で「国際防災の10年世界会議」（5月23日から27日まで）が国連主催で開催された。

#### (2) 我が国の対応

平成元年5月19日に、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、国際協力の総合的かつ効果的な推進を図るため「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定された。さらに、その第1回会議（平成元年11月6日）において基本方針が決定され、各省庁とも、国際的な会議や広報活動等国際防災の10年

関連施策を推進しているところである。

我が国においても、毎年国際防災会議を開催しているところであり、平成5年は、「国際防災会議あいち・なごや'93」（11月1日から4日まで）が「21世紀に向けての大都市圏防災」をテーマとして開催され、世界の45か国、9の国際機関から防災関係者約1,100人が参加した。また、平成6年には、「国際防災の10年世界会議」の開催、運営等に対しホスト国として支援を行った。

### （3）消防庁の対応

消防庁においても、平成元年12月25日に「自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会」を設置し、国際防災の10年事業を積極的に推進しているところであり、各種広報活動をはじめ、平成2年5月31日には、アジア諸国の災害の実態、消防防災体制の現状及び問題点、国際協力の進め方等について参加各国の消防長等と意見交換等を行うことを目的とした国際防災の10年アジア消防名古屋会議を開催し、世界14カ国から、1,000人を超える参加者を得た。平成3年度には、「開発途上国向け防災ビデオ」の制作、平成4年度には、「開発途上国向け防災対策教材・日本の自主防災体制」の作成、平成5年度には、「開発途上国における代表的な災害事例集」の作成など多彩な事業展開を行い、国際協力の一層の推進に努めている。

## 2 国際防災の10年の課題

国際防災の10年においては、国際防災の課題として、世界各国が国際協調活動を通じ、全世界特に開発途上国における自然災害による人命の喪失、財産の損失及び社会的・経済的混乱等の被害の軽減に取り組むことを掲げている。このためには、自然災害に対する防ぎよ施設等のハード面の整備もさることながら、防災ビジョンの確立、各防災関係機関の資質の向上等ソフト面での対策も重要であると考えられる。

この点を踏まえながら、我が国は防災分野での先進国として、今後も研修員の受け入れ事業、研究者の交流事業の実施等防災分野における国際交流をはじめとする諸活動を積極的に推進していく必要がある。

## [基準・認証制度]

### 1 基準・認証制度の現況

昭和55年4月、ガット東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、諸外国からの市場アクセス改善要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策—最近の決定と今後の政策方向—」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来 of 検定制度の対象となっていた検定対象機械器具等の一部を、新しく創設した自己認証制度の対象となる自主表示対象機械器具等とし、所定の性能等を確保しつつ規制の緩和を図ることとした。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

## 2 基準・認証制度の課題

国際化を更に推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを受け入れていくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO（国際標準化機構）等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、今後とも、国際規格の策定に積極的に参加し、協力することにより、防火安全対策面で国際的に大きく貢献できるよう努力を傾注していくこととしている。

### [地球環境の保全]

#### 1 ハロン消火薬剤の使用抑制及び代替消火設備の普及促進

ハロン消火薬剤（ハロン1211、1301及び2402）は、高絶縁性、低毒性、低汚損性等多くの利点を有する消火薬剤であり、コンピュータ室、通信機器室等に広く使用されているところであるが、オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき昭和62年9月に採択されたモントリオール議定書においてオゾン層を破壊する規制物質として指定されるとともに、平成2年6月の第2回モントリオール議定書締約国会合において平成12年までに生産等を全廃することが決定された。

これらの情勢を踏まえ、消防庁では、平成2年7月に「ハロン抑制対策検討委員会」を設置し、ハロンの使用抑制に取り組むとともに、平成3年8月に、特定の用途の建築物におけるハロンの使用抑制方針を策定し、指導の徹底を行ってきた。

また、平成4年11月に開催された第4回モントリオール議定書締約国会合において、ハロンの生産等の全廃時期を平成6年に繰り上げること、ハロンの回収、再利用等の促進を図るためのハロンバンクマネジメントを確立すること等が決定された。

この決定を踏まえ、平成5年7月に、ハロンの回収、再生及び再利用を効率的、かつ、的確に行うことにより、大気中へのハロンのみだりな放出を防止し、地球環境の保全に寄与することを目的として、関係業界により「ハロンバンク推進協議会」が設立され、平成6年3月から、ハロンの回収、再生及び再利用に係る運用を開始している。

#### 2 低公害車の導入に伴う給油取扱所の技術基準の整備等

地球環境保全対策の一環として、低公害車の普及が推進されているが、これに合わせて、低公害車用の燃料供給施設の設置が推進されようとしている。

このため、平成5年度において、メタノール給油取扱所の技術基準について整備を行ったほか、低公害車用の燃料供給施設を早期に整備するためには既存の給油取扱所を活用する方式が現実的であるため、現在、天然ガス（CNG）充てん所及び電気充電所を既存の給油取扱所に併設する場合の安全性の検討を進めているところである。

## 第 4 章

### 消防の科学技術の研究

## 第4章 消防の科学技術の研究

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

最近においては、研究内容の高度化、多領域化に対応するため、組織及び施設の整備に努め研究の充実を図っている。

消防防災に係る科学技術の基礎的研究としての経常研究を行っているほか、特別研究として社会的行政的要請の高い課題について、期限を定め計画的に研究を行っている。

その他、国際間のあるいは産学官の協力を図るため、外国の研究機関、国内の大学あるいは企業との共同研究を積極的に進めている。

なお、平成5年度においては、職員数51人（うち研究職員35人）、当初予算額6億7,556万円（科学技術庁からの移し替えによる科学技術振興調整費1,756万円を含む）で、総合経済対策の一環としての補正による研究所の施設等整備に係る予算の増額46億4,449万円となっている。

### [研究体制]

#### 1 機 構

消防研究所の平成6年4月1日の研究体制の現況は3研究部13室となっている。第一研究部は、主として防火の科学技術に関する研究、第二研究部は、主として消火の科学技術に関する研究、第三研究部は、主として消防の用に供する設備の科学技術に関する研究を行っている。

また、平成3年度から消防防災の技術に関する研究の高度化を推進するため、外部の消防防災の学識経験者からなる消防防災技術高度化委員会を設け、消防防災の科学技術に関し長期的かつ総合的視野から検討を行っている。

さらに、消防防災の科学技術の研究の国際的協調を目的として、米国国立標準技術研究所建築・火災研究所及び英国健康安全庁爆発火災研究所と昨年度から、科学技術振興調整費による共同研究を行い研究者の交流等を行っている。

## 2 施 設

近年においては、消防防災の実験研究も総合化、大規模化が求められると同時に環境問題にも配慮する必要がでてきた。このため、昭和60年に延べ面積1,654㎡の排煙処理装置付き消火実験棟を建設し、大気中にばい煙を放出することなく石油類の火災あるいは消火の実験ができるようになり、多くの成果をあげている。さらに平成3年には材料実験棟が建設され、はしご車等の大型の消防機器の開発や石油タンクの機械的強度等の安全性を調べる実験ができるようになっている。

### [研究活動]

#### 1 特別研究

特別研究（科学技術振興調整費による研究を含む。）は社会的および行政的要請に応じて実施する必要がある研究で、（1）国民を火災から守るため新しい方式の建物・施設等の火災性状やそこで用いる消防設備に関する研究を行う「火災安全技術の高度化に関する研究」、（2）消防機関が用いる機器の開発の様に消防活動を援助するための研究開発を行う「消防活動技術の高度化に関する研究」、および（3）危険物を安全に使用できるように危険物が持つ危険性や危険物を安全に貯蔵するための施設についての研究を行う

「危険物災害の防止に関する研究」からなっている。

平成5年度に実施した研究は次のとおりである。

#### (1) 火災安全技術の高度化に関する研究

##### ア 火災性状把握システムに関する研究

建物内の火災性状及び在館者の居場所を把握し、迅速かつ効率的な避難誘導・救助が行えるシステムを開発するため、火災による熱と煙の進展状況のコンピューターシミュレーションのための要素開発を行うとともに、在館者把握手法として人体赤外線PIRセンサーによる方法と一斉電話応答システムの研究開発を行った。また、信号伝送線等の耐熱化のための基礎資料として、信号伝送エラーに及ぼす加熱の影響に関する知見を得た。さらに、当該システムのサブシステムである火災性状把握システムの信頼性の一層の向上を図るため、性能実証試験用システムを作成し、実建物に設置して火災・非火災データの収集を行った。

##### イ 住宅火災の高度防火技術に関する研究

りん系難燃剤は環境にやさしいことなどにより近年、注目を集めているが、これらの新しい種類の難燃剤が燃焼した時の有毒ガスの発生特性に関するデータがないのが現状である。そこで、これらの難燃剤の火災に関連するデータを得るために、赤りん難燃材等を含む種々のプラスチックの有毒ガスの発生特性を管状炉を使って測定し、検討した。赤りん難燃剤を含んだプラスチックの燃焼により、一酸化炭素、シアン化水素、塩化水素等の有毒ガスに混じってホスフィンが生成していることが確かめられた。このホスフィンの毒性の割合は、一酸化炭素、シアン化水素及び塩化水素の毒性に比較して小さいことがわかった。

##### ウ 地下利用の特殊空間内における火災性状に関する研究

地下空間における火災時の人命安全の確保、消防活動等の対策のための基礎資料を得るため、傾斜角の変えられる小型地下空間模型を用いた火災実験を行った。

その結果、燃焼速度と換気風速との関係、火源風下における煙層の形成、煙の火源風上への遡上に及ぼす影響などが明らかになった。

さらに、既存の熱流体解析用コンピュータソフトにより、実大の地下空間における火災性状をシミュレートするために必要な知見を得た。

### エ 代替ハロンの消火性能と毒性の評価方法に関する研究

ハロン代替物質の消火性能と毒性の評価方法を確立し、ハロン代替消火剤の採用の適性化を検討し、併せて地球環境保全に資するため、各種バーナーを用いた消火性能評価方法について研究し、また毒性安全評価方法に関する検討を行っている。

### オ 吹き抜け空間内の火災気流の数値予測に関する研究

吹き抜け空間を有する建物の火災時の特性を明らかにし、避難の確保・救助活動の安全を図ることに資するために、相似模型を用いて火災実験を行い、火災気流及び換気の挙動を明らかにして、解析結果を比較した。解析手法については、種々のシミュレーションモデルの火災現象への適用可能性を検討し、簡易圧縮性のモデルが適用可能であることを明らかにした。

## (2) 消防活動技術の高度化に関する研究

### ア 消防活動の機動化のための消防装備の軽量化・自動化等に関する研究

狭あいな道路に面し送電線、電話線等の架線や街路樹等が直近に存在する建物に対しても支障なく架梯できる特殊小型はしご付き消防自動車を開発するため、当該自動車に要求される機能を充たす最適機構を研究開発し、設計を行った。設計に基づき梯体、ターンテーブル及びこれらの駆動装置の模型を作成し、機能性、操作性、安全性、軽量化、経済性などの観点から設計の妥当性を検討した。

## (3) 危険物災害の防止に関する研究

### ア 自己反応性物質の危険性評価方法の標準化に関する研究

自己反応性物質の危険性評価方法は、国際的に規格化の動きにあるので、評価方法の研究開発を行い、その成果を国際規格化に資することを目的として、熱分解の激しさを試験する改良型密閉式容器試験方法を開発した。

### イ 長周期地震動の地域特性に関する研究

地震時における石油タンクの挙動は長周期地震動の特性と密接な関係がある。わが国において比較的タンクが多く設置されている地域毎にその長周期

地震動の特性を明らかにし、その地域に最も影響を及ぼす震源の特定と最大期待地震規模の地震に対する長周期地震動の予測を行うため、気象庁1倍強震計の過去40年の記録に着目し、この解析を開始した。初年度として大阪と大分を取り上げ、記録の数値化・実地動評価を行い、地域構造区分に基づく長周期地震動特性評価を行い、増幅度を周期の関数として与えた。さらに、この結果をもとに大阪、大分地域について潜在的危険度の高い震源の特定と長周期地震動予測を行った。また、長周期地震動の波動伝播特性を明らかにするため、新潟平野の2地点で長周期地震動の観測を開始した。

## 2 経常研究

以上の特別研究のほか、消防防災に係わる科学技術の基礎的研究として経常研究をおこなっている。

平成5年度に実施した研究は次のとおりである。

- 林野火災の出火・拡大の危険性評価に関する研究
- 消火たん白泡の改良に関する研究
- 出火源から見た火災に関する研究
- 石油の火災性状に関する研究
- 屋外防災スピーカーの音声競合による聴取障害の排除に関する研究
- 難引火性液体の引火点測定に関する研究
- 水と液化二酸化炭素の併用による消火効率の向上に関する研究
- 消防ポンプの自動化運転付加装置の実用化に関する研究
- 早期津波予測システムの改良に関する研究
- 地震時における消防水利施設の被害予測に関する研究
- 原油環境中における石油タンク材料の疲労破壊強度に関する研究
- 消火設備用配管及び管継手の性能等の評価手法に関する研究
- 空中消火用大型水のうに関する研究

## [外部の研究機関等との協力]

### 1 国際協力

火災等災害は我が国固有のものでなく、多くの国々が同様な災害に遭遇している。このため、災害の情報や研究の成果等を相互に公開し研究を効率的に進める必要がある。また、大量な危険物等が国境を越え流通しているので、それらの安全に関する国際規格を作成するためにも研究の国際的協力が必要である。

このため、二国間の共同研究、研究者等の交流を積極的に推進している。

#### (1) 国際共同研究

平成5年度に国際的な共同研究を行ったものには以下の3研究がある。

ア 米国国立標準技術研究所建築・火災研究所と原油の燃焼性状に関する共同研究を行い、原油火災の種々の特性を明らかにした。

イ 英国健康安全庁爆発火災研究所と自己反応性物質の危険性評価に関する共同研究を行い、自己反応性物質の危険性評価法の国際規格化に必要な基礎データを得た。

ウ 中国科学技術大学火災科学研究所と火災時における熱と煙の進展挙動の予測に関する研究を行い、避難誘導システムの一要素技術として火災のコンピュータシミュレーション・モデルを構築した。

その他、外国の研究者と協力関係のある研究として「建物火災の用途・構造別等による人的・物的損害の国際比較分析」および「タンク内帯電油の電荷減衰機構に関する研究」がある。

#### (2) 外国研究者の受け入れ

火災関連の外国人研究者を受け入れ国際的に関心のある課題について協力して研究を行っている。平成5年度は中国人研究者を1名受け入れている。

### 2 大学及び民間企業との共同研究

消防防災の研究をより効率的に進めるため積極的に産官学の共同研究を進めている。このため、消防用機器の開発に当たっては、民間企業にその開発

内容を明示し公募を行い共同研究を行っている。また、基礎的研究に関しては消防防災と関連のある研究を行っている大学の研究室と共同研究を行っている。昭和59年度から平成5年度までの10年間に行った共同研究は延べ36件でその内訳は、民間企業関係が延べ20件、大学関係が延べ12件、その他団体が延べ4件である。

平成5年度に実施した共同研究は以下の7研究である。

#### (1) 大学との共同研究

##### ア 火災時の有毒ガス発生に関する研究

横浜市立大学医学部と共同研究を行い、住宅火災時に発生する有毒ガスの人体に与える影響を調べるため、動物実験を行い心電図や脳波の変化を測定した。

##### イ 難燃物品の燃焼時の有毒ガス発生に関する研究

杏林大学医学部と共同研究を行い、住宅火災時に発生する一酸化炭素とシアン化水素のそれぞれの単独ガス及び混合ガスの毒性危険性を動物実験を行い各種有毒ガスの血液中の濃度を測定し、動物の死亡時間等からこれらの有毒ガスが混合したときの危険性の増加を確かめた。

##### ウ 大容積屋内空間内における火災煙の流れのシミュレーションの研究

東京大学生産技術研究所計測開発センターと共同研究を行い、アトリウム内での火災をシミュレーションするための数値計算モデルの条件設定に関する検討を行った。

##### エ ハロン代替物質の消火性能の評価と毒性評価方法に関する研究

横浜国立大学工学部と共同研究を行い、ハロン代替物質の消火時に発生するガスの毒性評価方法について詳細に調べた。

#### (2) 民間企業との共同研究

##### ア 火災性状把握システムに関する研究(2次)

公募に応じた消防防災関連メーカーと共同で赤外PIRセンサーによる人体検知の精度向上に関する研究を行った。

##### イ 消防ポンプの自動化運転付加装置の実用化に関する研究

わが国の消防ポンプメーカー3社からなる共同研究開発グループと共同し

て、単独の消防ポンプおよび連結された複数の消防ポンプを最適な条件のもとに自動的に運転できる装置の開発を行った。

### ウ 赤りん難燃剤を含んだ製品の有毒ガスの発生に関する研究

防災剤開発メーカーと共同して赤りん難燃剤を含んだ各種のプラスチック製品の有毒ガスの発生特性の研究を行った。

## 3 自治体消防機関との協力等

### (1) 自治体消防機関による消防科学技術の研究

#### ア 自治体消防機関の研究体制

消防科学技術の研究は研究部門を持つ自治体の消防機関においてもなされている。組織上消防科学技術の研究部門を持つ消防機関は札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、北九州市消防局の8本部であり、消防機関の組織上それらは部、課、係に対応し、その規模には大きな違いがある。

研究部門に所属する職員の定員は4人から52人と組織の規模により大きく異なり総計99人(内研究員83人)、平均1機関当たり12人である。

また、平成5年度の研究費は330万円から8,294万円と規模により大きな違いがあり、その総計は1億6,858万円である。

#### イ 自治体消防機関の研究内容

主な研究の内容はほとんどの機関で消防装備等の開発研究、危険物の判定等の試験研究、火災性状の把握等の応用研究を行っており、2,3の機関では火災原因究明も行っている。

また研究の成果の発表の場として定期刊行物を発行している機関は6機関で200部から900部を発行している

### (2) 自治体消防機関との協力等

昭和28年以来、毎年全国の消防技術者を対象に「全国消防技術者会議」を開催し、全国の消防機関と本研究所から消防科学技術等に関する研究発表、情報交換を行っている。平成5年度は10月に、第41回全国消防技術者会議を開催し、約600名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な

意見交換及び討論を行った。

また、研究部門を持つ自治体消防機関の連絡会である「指定都市消防防災研究機関連絡会議」にも参加し、消防防災の科学技術について意見の交換を行っている。

さらに、内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等により情報交換を活発に行い、研究開発の効果的な推進を図っている。

### [消防の科学技術研究の課題]

消防防災に関する研究開発は基礎から応用、開発に及ぶ広範な分野にわたるものであるから消防研究所のみならず、大学、民間企業、自治体消防が各々の役割、分担に応じた研究を進めるとともに相互に有機的に連携し総合的、効率的に進めることが必要である。特に、消防防災の研究は基礎科学が重要であるにもかかわらず、その遅れが目につくので大学と協力を一層緊密にする必要がある。

産、学、官が消防防災に関する共同研究をより一層推進するために、消防研究所はその中心的かつインターフェース的役割を果たさねばならない。

さらに、火災等災害は各々の国固有のものでなく、全世界的なものであるため、消防防災の研究は、二国間協力、多国間協力、国際機関の諸活動を通じて共同研究、現地調査、研究者等の交流、専門者会議等の開催等を通して積極的に推進する必要がある。

また、消防科学の研究開発においては国内外で時を選ばず発生する災害に即応して調査研究ができるような体制づくりが必要である。

防災の科学技術研究の面でも速やかな情報の伝達が重要であるため、各研究機関、大学、自治体等との情報を高速に伝達するためのネットワーク作りをしておく必要がある。

最後に、消防防災に関する研究開発は、広い領域の研究者の努力の蓄積により成果を挙げるものであり、境界領域の研究課題も多い。このため、時代

の要請に応じた研究を担う優れた研究者を養成する必要がある。また、研究者の教育、研修等の充実等に努め、その資質の向上を図る必要がある。

## 第 5 章

### 今後の消防防災行政の方向

## 第5章 今後の消防防災行政の方向

我が国は、これまで幾多の災害を経験しているが、近年は、都市化の進展、社会経済情勢の変化等により、災害の態様も複雑多様化、大規模化してきており、こうした状況に適切に対処し、国民生活の安全を確保していくためには、技術革新の成果を積極的に取り入れながら、諸情勢の変化に即応した消防防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

### (1) 消防体制の充実強化

複雑多様化する各種災害に適切に対処し、国民生活の安全性の向上を図るため、消防施設の充実強化を重点的に推進するなど消防力の計画的な整備を進めるとともに、消防の対応力の強化を図るため、モデル広域消防の事業に対する支援など所要の施策を推進する必要がある。

消防の施設、装備の面では、建築物の高層化等の進展、危険物品の増加、危険物施設の多様化、救急業務の高度化等に対応して、はしご付き消防自動車、化学消防自動車、ヘリコプター、高規格救急自動車等の整備を促進していくことが重要である。さらに、消防本部と消防署所、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、消防緊急通信指令施設の整備を早急に進めるなど、消防機関の通信体制を強化する必要がある。

また、最近の災害の複雑多様化と科学技術の高度化等の中で、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等消防防災に関する科学技術の研究開発は、ますます重要になっている。このため、研究内容の高度化、多領域化を進めるとともに外国の研究機関、国内の大学、企業との共同研究も積極的に進める必要がある。

### (2) 消防の対応力の強化

新たな消防需要に対し、全国いずれの地域においても住民の期待と信頼に応える高度な消防サービスを提供していけるようにするため、小規模消防の広域再編を行い消防の対応力の強化を図ることが必要である。

このため、都道府県において、消防広域化基本計画を策定し、計画的かつ円滑に消防の広域再編が進められるよう指導するとともに、先導的に消防の広域再編を図ろうとする市町村等をモデル広域消防として指定し、その再編を行財政上重点的に支援することにより当該地域の消防力の全体のレベルアップを図り、全国的に小規模消防本部の広域再編を進めていく契機としていくこととする。このため、都道府県に対し、消防広域化基本計画策定指針を示すとともに、モデル広域消防推進要領を定め、モデル広域消防の指定と支援を進める。

### (3) 救急・救助業務の充実強化

救急業務については、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応した救急業務実施体制の充実強化を図ることが、当面の大きな課題である。そのため、拡大された応急処置等について、できるだけ早期に全国の消防機関で実施できるよう、消防学校における必要な教育訓練を促進するとともに、救急振興財団を中心に救急救命士の養成規模の拡大を図っていく必要がある。さらに、これと併せて、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の配備を促進するとともに、救急隊と医療機関との間の情報連絡体制の強化を図っていくことも必要である。

また、早期の応急手当の実施が傷病者の救命率の一層の向上に資することから、一般住民より心肺蘇生法等の応急手当の修得を図ることが重要である。このため、応急手当の指導者の養成、普及啓発用資機材の配備等を推進するとともに、平成5年10月に施行された「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、消防機関の行う応急手当の普及啓発活動を積極的に推進していく必要がある。

救助業務については、市町村における救助隊の計画的な配置及び救助工作車等救助用資機材の整備を促進するとともに、救助事象の多様化、新しい救助用資機材の開発等の社会情勢の変化に対応して、救助体制の充実を図っていく必要がある。

### (4) 大規模災害対策の推進

地震、噴火、風水害等の大規模災害に的確に対応していくためには、災害

時の警戒・避難・誘導體制、災害対策本部の運用体制、関係機関との連携体制、広域的な応援体制等の充実、関係消防防災用施設、資機材等の整備、実践的な防災訓練の実施等各般の対策を一層推進していくとともに、国、都道府県、市町村及び住民を結ぶ災害情報の収集・伝達手段として消防防災無線通信ネットワークを整備するほか、災害状況の総合的な把握、効果的な消火・救助活動を行うために消防・防災ヘリコプターを整備していくことが重要である。

このため、総合的な災害対策の基本となる地域防災計画を常に見直し、地域の実情に即したより具体的・実践的なものにしていく必要がある。

特に、大規模地震災害対策については、北海道南西沖地震災害等の貴重な経験を踏まえ、津波対策等の一層の充実強化に努めるとともに、引き続き東海地震の発生に備え、震災予防体制を計画的、総合的に推進し、南関東地域やその他の地域においても、震災対策用施設・設備の整備をはじめ、各種対策を一層推進していく必要がある。

また、平成5年8月豪雨及び台風第13号をはじめとした風水害により、大きな被害が発生したことを踏まえ、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等風水害対策を一層強化していく必要がある。

なお、火山噴火災害対策については、雲仙岳噴火災害の貴重な経験をいかして、活動火山周辺地域の地域防災計画を、各火山の活動特性等に応じ、より一層充実させていく必要がある。

### (5) 消防防災通信ネットワークの強化

消防防災通信ネットワークは、国、都道府県、市町村及び住民を結ぶ災害情報の収集・伝達手段として極めて重要な役割を果たすものである。このうち、国と都道府県を結ぶ消防防災無線及び都道府県防災行政無線については、今後、地上系と合わせ、地域衛星通信ネットワークを活用した無線網の整備を推進することにより、通信機能の高度化と信頼性の向上を図り、有機的、総合的な消防防災通信ネットワークを構築していく必要がある。また、市町村防災行政無線については、災害情報を直接住民に伝達できる同報無線について、戸別受信方式の導入も図りながら、引き続き整備を促進すると

もに、学校、電気・ガス事業者、金融機関等の生活関連施設との通信連絡をも行うことができる地域防災無線の整備を促進する必要がある。

#### (6) 航空消防防災体制の整備

林野火災や風水害などの災害状況の総合的把握、効果的な消火・救助活動、離島、山間地域等からの重度傷病者の迅速な搬送等を行うため、消防・防災ヘリコプターを活用した機動的かつ広域的な航空消防防災体制を確立することが重要である。このため、すべての都道府県の区域内に消防・防災ヘリコプターが早期に配備されるよう、未配備県における整備を計画的・積極的に推進するなど、体制の充実を図る必要がある。さらに、運航要員の確保や点検整備期間中への対応等の面で、効率的な運用を支援する体制を整備していく必要がある。

#### (7) 防火安全対策の推進

物品販売店舗、旅館・ホテル等の不特定多数の者が利用する施設及び社会福祉施設・病院等の災害弱者が利用する施設については、その安全確保のため、スプリンクラー設備等の初期消火設備の設置、避難誘導等の初動体制の確立、防火基準適合表示制度の普及、火災発生時に視聴覚障害者等への情報伝達を容易にする警報設備等の普及等ハード、ソフト両面の防火安全対策の徹底を図る必要がある。

また、近年建築物の大規模化、高層化、深層化及び機能の多様化に対応するため、最新の技術等を活用して消防防災システムの高度化を推進するとともに、大規模建築物等における防災センターの機能を充実することや消防計画を用途、規模に応じてより一層効果的かつ効率的なものとするなど、総合的な防火安全対策を推進していく必要がある。

また、建物災害による死者数のうち約9割を住宅災害によるものが占めており、火災による死者数の低減を図るためには、住宅防火対策を充実することが重要である。このため、今後とも、国民の防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、効果的な住宅用防災機器等の開発・普及等総合的な住宅防火対策を関係行政機関・民間との幅広い連携のもとに積極的に推進していく必要がある。

なお、生活様式の変化等に伴い、火災原因が多様化しているため、火災原因の調査体制の一層の充実を図り、原因究明の成果を今後の消防行政に的確に反映させていく必要がある。

#### (8) 災害弱者の安全の確保

放火自殺者を除く火災による死者数の約6割は、高齢者、障害者等によって占められているが、今後、高齢者が増加するとともに、障害者の社会参加が進展し、また、日本の言葉や生活習慣に不慣れな外国人が増加する中で、これら災害弱者に対する安全対策の充実がますます重要になってきている。

このため、火災発生時に視聴覚障害者等への情報伝達を容易にする警報設備、避難誘導システム等の開発・普及を図るとともに、独り暮らしの高齢者、障害者等が容易に火災・救急情報を通報できるシステムの普及、消防機関が通信回線等を介して火災情報等を迅速かつ効率的に把握し、機動的に対応していくことができるシステムの整備、外国人に対する防災知識の普及啓発等を進めていく必要がある。

#### (9) 危険物施設等の安全の確保と特殊災害対策の推進

危険物施設の安全確保については、引き続き危険物データベースの充実等を図り、試験による危険物の判定の公正かつ円滑な実施を進めるとともに、新しい貯蔵、流通、取扱い形態等に対処するための技術基準の整備を進めるほか、自主保安体制の強化を図る必要がある。

また、石油コンビナート等の防災対策については、危険物施設等の経年劣化、新しい危険物の出現等も踏まえ、防災活動支援システムの研究、防災要員の教育訓練に資する施設の整備、防災資機材の高度化など総合的な対策を推進する必要がある。

さらに、航空機災害、船舶火災、長大トンネル内の自動車火災等の災害や、現在各方面で検討されている大深度地下空間を利用する施設等の地下施設の災害は万一発生すれば大惨事を招く恐れがある。このため、関係機関との連携を強化し、事業者等との役割分担を明確にしたうえで、施設自体の防火対策を充実するとともに、大規模災害用資機材を計画的に整備し、消防機関の保有する装備・人員等を広域的に活用できる体制を強化する等、特殊災

害の種別毎に地域の実情と災害の特性を踏まえた総合的な防災対策を講じていく必要がある。

#### (10) 国際化等への対応

「国際防災の10年」の趣旨を踏まえ、我が国の消防の高度な技術・経験をいかしつつ、開発途上国の消防職員の集団研修の実施、個別研修の受け入れ、消防専門家の派遣等の事業を行ってきているが、引き続き、各国のニーズも考慮しながら施策の充実を図る必要がある。また、大規模災害時に被災国の要請に応じて派遣される国際消防救助隊について、海外の被災地における救助活動が、より迅速かつ円滑に行われるよう、関係省庁や関係機関等との密接な連携を図っていく必要がある。

また、ISO（国際標準化機構）が行っている消火器、スプリンクラー設備等の消防用機器に係る国際規格の策定作業において、引き続き重要な役割を果たしていくとともに、国連危険物輸送専門家委員会における危険物についての国際的な整合化への動き等に対応していくことが必要である。

次に、ハロンは、消火薬剤として幅広く使用されているところであるが、オゾン層を破壊する規制物質として、第4回モントリオール議定書締約国会合において、その生産等は平成6年1月1日以降全廃することが決定されたところである。これを踏まえ、我が国においても、火災からの人命の安全、財産の保護を考慮しつつ、ハロン消火剤の使用量の抑制を図るとともに、ハロンバンクの円滑な運用を図り、新たに開発される消火薬剤についての消火性能及び毒性の評価を行い、適正な設置を図っていく必要がある。

さらに、大気汚染対策の一環としての低公害車の普及を推進するため、メタノールスタンドの技術基準を整備したところであるが、加えて既存の給油取扱所に天然ガス自動車等に対する燃料供給施設を併設する場合の技術基準の整備など、地球環境の保全に資する施策を推進する必要がある。

#### (11) 消防団の活性化と安全な地球づくり

地域における安全を確保するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、自主防災体制を確立することが極めて重要である。しかしながら、都市化の進展、国民意識の変化等により、地域

の連帯意識の希薄化、住民の防災意識の低下等の傾向がみられる。このため、消防団の活性化をはじめ、地域住民、民間事業所等の自主防災活動の活発化により、地域ぐるみの防災体制の確立を図る必要がある。

消防団は、常備消防とともに、地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要ともなっているが、団員数が減少し、また、団員が高齢化する等の問題を抱えており、消防団の活性化を図ることが重要な課題となっている。このため、今後とも、施設、装備の拡充、教育訓練の充実等を図り、消防団の活動能力を高めていく必要がある。また、地域の諸団体との交流活動及び地域住民への広報活動を積極的に実施することにより、地域における消防団に対する理解と認識を深めるとともに、青年層、女性層の積極的な加入促進を図っていくことが必要である。

また、住民の自主的かつ積極的な防災活動を推進するためには、町内会、自治会等を活用した自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブの育成強化や、自主防災組織の活動拠点となる施設及び防火防災に関する知識、技能の普及を効果的に行うための体験学習施設の整備を推進するとともに、「春秋の全国火災予防運動」、「防災週間」等の行事及び防災訓練等の機会も積極的に活用しながら、防災意識の高揚を図る必要がある。

なお、民間事業所についても、自らの事業所の防災対策に万全を期すことはもとより、地域社会の一員として、地域全体の防災活動の強化に積極的に寄与することが期待されている。

さらに、基盤的施設の整備の面からも災害に強い安全な地域づくりを進めることが重要であり、防災まちづくり事業等も積極的に活用して、避難地、避難路、備蓄施設等の防災基盤の整備を一層推進する必要がある。

## 附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

-又は空欄	: 皆無 (該当なし)	0	: 単位未満
△	: 負数	...	: 不明
- 3 「13大都市」とは、札幌市、仙台市、千葉市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

### 附属資料1 平成5年度の法令の制定

平成5年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）	6.10.1	行政手続法の制定にあたり、消防法における弁明手続等を定める規定を削除することとした。
消防施設強化促進法の一部を改正する法律（平成6年法律第17号）	6.3.31	人口急増市町村に対する国庫補助率の特例措置（2分の1以内）の適用年度を5年間延長し、平成10年度までとすることとした。

平成5年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第170号）	5.6.25	一定の耐火性能を有する木造建築物等について、従来の耐火構造及び耐火建築物に準じた性能基準として、準耐火構造及び準耐火建築物の規定が創設されたことに伴い、消防法施行令第19条及び第27条のうち「簡易耐火建築物」を「準耐火建築物」に改めた。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成5年政令第268号）	5.7.30	危険物に係る防災技術の向上等にかんがみ、地下タンク貯蔵所及び給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について所要の改正を行った。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成6年政令第37号）	6.4.1	危険物の貯蔵、取扱い及び移送の実態の変化等にかんがみ、移動タンク貯蔵所及び給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準等の改正を行った他、最近の経済情勢等にかんがみ、製造所等の許可等に係る手数料の額を引き上げた。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第39号）	6.4.1	石油コンビナート等特別防災区域における第一種事業所の新設等に係る確認手数料及び特定防災施設等に係る検査手数料の額を引き上げた。

附属資料 2 平成 5 年中の主な火災

月 日	事 項
1. 1	埼玉県越谷市の倉庫より出火。損害額 3 億 1,139 万円。
1. 3	千葉県千葉市の車両火災。死者 3 人。
1. 7	京都府長岡京市の倉庫より出火。損害額 11 億 4,413 万円。
1. 9	北海道赤平市のクリーニング工場より出火。損害額 9 億 384 万円。
1. 11	東京都台東区の作業場より出火。損害額 3 億 6,403 万円。
1. 13	神奈川県相模原市の工場より出火。損害額 3 億 1,873 万円。
1. 22	秋田県秋田市の住宅より出火。死者 3 人。負傷者 1 人。
2. 1	東京都江東区その他の火災（隧道）。死者 4 人、負傷者 1 人。
2. 9	佐賀県諸富町の倉庫より出火。損害額 3 億 3,819 万円。
2. 14	東京都新宿区の工事中の建物より出火。損害額 3 億 8,160 万円。
2. 14	愛知県豊橋市の店舗より出火。損害額 3 億 5,496 万円。死者 1 人。負傷者 3 人。
2. 14	福岡県北九州市の住宅より出火。死者 3 人。
2. 16	兵庫県姫路市の住宅より出火。死者 4 人。
2. 26	神奈川県横浜市の倉庫より出火。損害額 3 億 1,297 万円。
2. 26	茨城県三和町の倉庫より出火。損害額 4 億 2,868 万円。
2. 28	北海道上磯町の精神薄弱者更生施設より出火。死者 3 人。負傷者 1 人。
3. 3	東京都中野区の店舗併用建物より出火。死者 3 人。負傷者 1 人。
3. 12	福岡県前原市の車両火災。死者 3 人。
3. 19	和歌山県上富田町の工場倉庫より出火。損害額 4 億 5,000 万円。
3. 24	大阪市大正区の共同住宅より出火。負傷者 20 人。
4. 3	東京都中央区の店舗事務所より出火。損害額 5 億 3,056 万円。
4. 14	大阪府堺市の倉庫より出火。損害額 3 億 8,678 万円。
4. 16	神奈川県相模原市の倉庫より出火。損害額 3 億 7,075 万円。
4. 16	富山県魚津市の住宅より出火。死者 4 人。
4. 17	広島県吉田町の林野火災。焼損面積 250ha。
4. 17	新潟県長岡市の製紙工場倉庫より出火。損害額 3 億 7,791 万円。
4. 18	岩手県花巻市の航空機火災。負傷者 26 人。
4. 18	高知県物部村の林野火災。焼損面積 476ha。損害額 12 億 9,933 万円。
4. 18	愛知県豊明市の事務所より出火。損害額 3 億 2,457 万円。
4. 25	福岡県春日市の紡績工場より出火。焼損面積 8,200m <sup>2</sup> 。損害額 17 億 3,661 万円。
5. 9	東京都新宿区の事務所より出火。損害額 4 億 6,822 万円。
5. 19	東京都板橋区の店舗併用住宅より出火。負傷者 10 人。
5. 21	埼玉県大宮市の工場より出火。損害額 3 億 4,365 万円。

月 日	事 項
5. 25	埼玉県横瀬町の寺院より出火。損害額 4 億 9,598 万円。
5. 28	東京都江東区の住宅より出火。死者 4 人。負傷者 3 人。
6. 3	埼玉県越谷市の倉庫より出火。損害額 9 億 3,543 万円。
6. 6	大阪府茨木市の倉庫より出火。損害額 5 億 2,218 万円。
6. 13	静岡県沼津市の工場より出火。損害額 4 億 1,841 万円。
6. 21	群馬県新町の工場より出火。損害額 3 億 2,499 万円。
6. 28	京都府京都市の住宅より出火。死者 3 人。負傷者 2 人。
6. 29	栃木県小山市の店舗併用住宅より出火。死者 3 人。
7. 4	愛媛県新居浜市の化学工場より出火。損害額 11 億円。
7. 12	北海道奥尻町、北海道南西沖地震。焼損面積 18,973m <sup>2</sup> 。損害額 12 億 4,429 万円。
7. 13	山形県米沢市の飲食店より出火。負傷者 11 人。
7. 18	滋賀県秦荘町名神高速道路の車両火災。死者 4 人。負傷者 2 人。
7. 23	茨城県つくば市の車両火災。死者 3 人。
8. 9	北海道留辺蘂町の工場より出火。焼損面積 4,328m <sup>2</sup> 。
9. 5	三重県四日市市の漁網工場より出火。焼損面積 3,684m <sup>2</sup> 。
9. 11	愛知県犬山市の住宅より出火。死者 3 人。負傷者 2 人。
9. 12	熊本県鹿央町の倉庫より出火。損害額 4 億 245 万円。
9. 13	北海道広島町の倉庫より出火。損害額 4 億 2,015 万円。
9. 18	岐阜県岐阜市の住宅より出火。死者 3 人。
9. 23	秋田県能代市の小学校より出火。焼損面積 3,078m <sup>2</sup> 。
10. 3	茨城県北浦村の店舗併用住宅より出火。損害額 3 億 4,931 万円。
10. 11	熊本県菊陽町の紡績工場より出火。焼損面積 8,723m <sup>2</sup> 。損害額 8 億 8,170 万円。
10. 17	静岡県沼津市の酒造工場より出火。損害額 8 億 2,550 万円。
11. 10	兵庫県神戸市の作業場より出火。死者 3 人。
11. 10	京都府京都市の寄宿舎より出火。死者 6 人。負傷者 6 人。
11. 16	神奈川県川崎市の住宅より出火。死者 6 人。
11. 28	茨城県下館市の住宅より出火。死者 3 人。
12. 6	千葉県沼南町その他の火災（危険物）。死者 3 人。負傷者 2 人。
12. 12	東京都目黒区の住宅より出火。死者 4 人。負傷者 2 人。
12. 13	岡山県芳井町の住宅より出火。死者 3 人。
12. 21	滋賀県長浜市の工場より出火。焼損面積 3,686m <sup>2</sup> 。損害額 5 億 9,006 万円。
12. 24	大阪府八尾市の共同住宅より出火。死者 3 人。負傷者 2 人。
12. 28	茨城県高萩市の店舗併用共同住宅より出火。死者 3 人。
12. 31	栃木県藤岡市の住宅より出火。死者 3 人。負傷者 1 人。

附属資料 3

都 道 府 県 別

都道府県	区分	出 火 件 数						
		計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道		2,193	1,622	47	255	15	0	254
青森		583	437	58	33	2	0	53
岩手		464	320	47	38	0	1	58
宮城		1,190	683	89	82	3	0	333
秋田		429	290	44	34	0	0	61
山形		468	323	36	38	0	0	71
福島		996	578	155	89	0	0	174
茨城		1,649	864	113	191	4	0	477
栃木		1,105	612	78	114	0	0	301
群馬		755	510	58	94	0	0	93
埼玉		2,861	1,635	59	364	0	0	803
千葉		2,592	1,395	119	340	6	1	731
東京都		6,883	3,989	30	726	6	0	2,132
神奈川県		2,884	1,715	23	473	3	0	670
新潟		817	576	32	84	3	0	122
富山		234	179	0	36	0	0	19
石川		342	246	18	36	0	0	42
福井		268	185	18	35	1	0	29
山梨		428	220	46	56	0	0	106
長野		1,030	598	96	70	0	0	266
岐阜		1,119	602	104	93	1	0	319
静岡県		1,981	979	113	204	3	0	682
愛知県		3,510	1,734	147	448	4	0	1,177
三重		866	445	79	99	2	0	241
滋賀		455	297	20	62	3	0	73
京都		631	431	22	103	0	0	75
大阪		4,101	2,644	65	676	5	0	711
兵庫県		2,760	1,535	184	361	5	0	675
奈良		343	244	24	46	0	0	29
和歌山		329	206	26	34	1	0	62
鳥取		231	172	9	28	0	0	22

火 災 損 害 状 況

(平成 5 年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建物 (㎡)	林野 (a)
2,058	655	293	1,110	113,257	15,072
643	258	92	293	40,357	17,744
487	228	57	202	34,121	2,434
942	279	62	601	38,845	12,954
416	166	34	216	30,130	2,244
423	147	40	236	23,155	1,403
799	317	57	425	45,238	6,481
1,298	522	93	683	56,919	2,213
874	337	61	476	40,128	1,482
802	292	82	428	40,193	13,536
2,319	512	200	1,607	73,263	979
1,900	493	150	1,257	58,465	1,017
5,462	483	375	4,604	58,984	562
2,364	366	171	1,827	47,585	611
851	241	88	522	51,803	1,063
213	46	28	139	8,233	0
329	78	26	225	16,964	684
262	78	23	161	13,153	763
350	127	37	186	14,604	9,598
814	278	85	451	39,525	7,342
773	177	86	510	32,894	2,504
1,364	368	111	885	50,615	2,481
2,253	413	200	1,640	69,322	7,794
615	171	59	385	27,587	2,228
377	84	32	261	15,331	427
636	157	70	409	25,682	667
3,506	340	256	2,910	76,772	1,196
1,997	313	139	1,545	57,727	7,479
359	122	42	195	19,971	8,214
285	93	29	163	16,025	806
226	74	28	124	11,881	239

附属資料 3

都 道 府 県 別

都道府県	区分	出 火 件 数						
		計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
島 根		389	226	47	23	3	0	90
岡 山		892	525	118	97	2	0	150
広 島		1,568	786	247	142	9	0	384
山 口		755	410	78	82	5	0	180
徳 島		368	252	39	25	1	0	51
香 川		427	260	46	41	2	0	78
愛 媛		611	450	44	44	1	0	72
高 知		416	279	37	38	1	0	61
福 岡		2,383	1,462	138	254	6	0	523
佐 賀		348	239	25	37	0	0	47
長 崎		635	416	35	55	6	0	123
熊 本		769	508	67	74	6	0	114
大 分		505	339	86	31	1	0	48
宮 崎		619	365	90	58	1	0	105
鹿 児 島		936	581	81	75	5	0	194
沖 縄		582	244	54	80	5	0	199
都道府県計		56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280
札 幌		460	336	6	63	0	0	55
仙 台		483	277	11	37	0	0	158
千 葉		395	207	19	69	1	0	99
東 京		4,980	3,032	0	537	5	0	1,406
川 崎		442	293	0	61	0	0	88
横 浜		937	553	0	188	1	0	195
名 古 屋		1,174	566	20	181	0	0	407
京 都		312	222	8	59	0	0	23
大 阪		1,511	1,018	0	279	3	0	211
神 戸		814	398	45	135	2	0	234
広 島		556	328	29	56	3	0	140
北 九 州		577	336	20	55	2	0	164
福 岡		446	334	12	53	3	0	44
13大都市計		13,087	7,900	170	1,773	20	0	3,224

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成5年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建物 (㎡)	林野 (a)
332	138	28	166	19,455	442
740	240	60	440	33,245	23,164
1,112	235	80	797	28,102	34,163
573	165	59	349	26,665	1,116
331	103	31	197	14,478	619
343	110	45	188	18,084	2,191
651	220	57	374	25,561	19,256
377	158	48	171	16,711	50,782
1,986	425	144	1,417	67,958	27,485
320	110	28	182	21,459	407
534	145	33	356	17,908	3,640
689	206	64	419	39,384	6,659
456	159	30	267	19,839	12,380
522	205	35	282	21,243	3,299
883	361	51	471	42,044	1,880
278	74	35	169	7,618	6,301
46,124	11,269	3,934	30,921	1,668,483	326,001
364	37	45	282	7,175	12
364	64	27	273	8,499	854
263	39	20	204	5,502	51
4,217	333	303	3,581	44,557	0
397	47	26	324	7,775	0
770	96	56	618	14,458	0
728	75	59	594	13,729	718
313	45	35	233	6,326	348
1,288	49	93	1,146	16,388	0
491	34	31	426	6,882	424
465	44	27	394	5,126	279
450	83	24	343	11,219	9,142
410	36	28	346	5,722	241
10,520	982	774	8,764	153,358	12,069

附属資料 3

都 道 府 県 別

区分	死 傷		り災世帯数				り 災 人員数	計
	死 者	負傷者	計	全 損	半 損	小 損		
北海道	106	268	1,404	435	214	755	3,742	9,233,954
青森	34	56	426	187	64	175	1,266	2,108,315
岩手	26	76	256	103	35	118	869	2,287,222
宮城	39	124	541	141	27	373	1,771	2,785,734
秋田	35	51	275	92	26	157	932	1,650,494
山形	24	63	236	70	25	141	854	1,443,271
福島	37	106	477	170	31	276	1,730	2,756,404
茨城	51	145	699	264	49	386	2,298	6,170,065
栃木	47	103	517	210	38	269	1,616	3,453,971
群馬	35	75	429	151	40	238	1,324	3,565,847
埼玉	69	341	1,595	382	113	1,100	4,750	10,302,260
千葉	84	260	1,297	312	103	882	3,757	6,489,286
東京都	135	1,012	4,501	663	482	3,356	10,694	17,466,874
神奈川県	85	444	1,902	412	160	1,330	5,161	7,144,731
新潟	42	129	557	163	56	338	1,860	3,552,852
富山	20	40	132	28	28	76	474	545,552
石川	21	33	210	49	15	146	703	1,094,178
福井	10	42	155	43	14	98	602	922,641
山梨	15	36	185	76	20	89	521	1,193,240
長野	42	139	475	137	63	275	1,447	2,839,448
岐阜	34	119	487	127	47	313	1,689	2,137,266
静岡県	48	173	748	187	53	508	2,485	5,352,485
愛知県	85	327	1,569	340	157	1,072	4,738	6,428,706
三重	25	74	335	76	40	219	1,079	2,787,723
滋賀	20	55	224	48	13	163	823	2,149,396
京都	31	144	469	121	46	302	1,069	3,030,055
大阪	111	628	3,331	788	214	2,329	8,572	9,686,073
兵庫県	96	293	1,513	306	105	1,102	4,364	5,936,623
奈良	15	74	261	110	26	125	764	2,310,000
和歌山	12	36	150	46	14	90	439	1,924,251
鳥取	11	27	134	41	16	77	436	776,470

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成 5 年中)

損 害 額 (千円)							
建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
建 物	収容物	小 計					
4,825,841	4,040,137	8,865,978	9,316	166,850	145,543	0	46,267
1,332,877	703,675	2,036,552	9,441	31,859	20,343	0	10,120
1,313,704	707,887	2,021,591	15,928	31,234	0	197,261	21,208
1,666,762	1,010,892	2,677,654	54,018	32,548	293	0	21,221
996,720	611,546	1,608,266	4,574	28,479	0	0	9,175
783,330	604,546	1,387,876	6,305	28,183	0	0	20,907
1,696,159	909,891	2,606,050	33,582	93,283	0	0	23,489
3,704,647	2,220,226	5,924,873	9,221	150,467	26,948	0	58,556
1,864,116	1,385,291	3,249,407	6,358	150,701	0	0	47,505
1,661,572	1,587,665	3,249,237	237,788	51,396	0	0	27,426
5,611,512	4,372,518	9,984,030	5,347	202,222	0	0	110,661
3,713,241	2,280,766	5,994,007	16,455	411,362	7,618	4,373	55,471
6,744,906	10,335,937	17,080,843	8,849	271,881	6,662	0	98,639
3,707,024	3,165,215	6,872,239	1,064	226,194	134	4	45,096
2,109,661	1,358,101	3,467,762	2,987	70,917	1,446	0	9,740
361,881	159,192	521,073	0	21,900	0	0	2,579
604,957	462,537	1,067,494	1,574	13,825	0	0	11,285
609,389	283,498	892,887	6,268	20,342	317	0	2,827
647,631	411,350	1,058,981	72,004	45,378	0	0	16,877
1,477,301	1,087,905	2,565,206	188,355	51,537	0	0	34,350
1,284,011	787,680	2,071,691	7,454	37,088	15	0	21,018
2,482,806	2,680,534	5,163,340	15,676	122,237	7,498	0	43,734
3,366,605	2,689,419	6,056,024	16,454	240,005	2,290	10	113,923
1,573,924	955,895	2,529,819	13,104	203,436	1,163	0	40,201
1,049,661	985,272	2,034,933	8,853	98,589	2,620	0	4,401
1,683,674	1,267,876	2,951,550	2,768	62,298	0	0	13,439
4,062,816	5,131,264	9,194,080	3,256	273,063	24,054	0	191,620
3,235,791	2,415,092	5,650,883	9,943	153,682	842	0	121,273
1,463,952	644,996	2,108,948	136,123	50,076	0	0	14,853
1,047,675	852,778	1,900,453	1,355	13,876	3,475	0	5,092
488,013	279,579	767,592	40	5,688	0	0	3,150

附属資料 3

都 道 府 県 別

都道府県	区分	死 傷		り災世帯数			り 災 人員数	計	
		死 者	負傷者	計	全 損	半 損			小 損
島 根		19	37	214	87	17	110	630	1,109,291
岡 山		30	114	502	162	39	301	1,457	2,838,945
広 島		34	171	695	135	39	521	1,966	2,653,894
山 口		20	92	373	107	37	229	1,003	1,751,924
徳 島		9	34	181	50	15	116	558	823,159
香 川		19	56	216	74	27	115	628	1,731,974
愛 媛		32	80	434	149	28	257	1,174	2,694,845
高 知		21	65	227	106	26	95	616	2,386,103
福 岡		74	267	1,372	336	113	923	3,880	5,758,175
佐 賀		10	56	195	73	14	108	667	1,919,014
長 崎		23	93	372	108	22	242	1,153	1,316,941
熊 本		27	87	469	161	24	284	1,449	3,185,584
大 分		10	60	265	85	22	158	813	1,185,508
宮 崎		16	60	297	111	17	169	936	1,369,127
鹿 児 島		33	115	566	231	28	307	1,477	2,506,098
沖 縄		19	15	177	47	23	107	589	737,737
都道府県計		1,841	6,895	32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706
札 幌		22	67	316	49	41	226	705	807,363
仙 台		18	61	235	39	11	185	645	829,642
千 葉		14	66	214	46	11	157	580	673,725
東 京		106	750	3,464	494	386	2,584	8,085	13,556,517
川 崎		20	73	379	106	24	249	913	1,098,320
横 浜		30	152	623	124	61	438	1,642	2,200,119
名 古 屋		23	111	669	155	63	451	1,765	1,399,189
京 都		22	81	255	52	26	177	391	587,953
大 阪		45	290	1,306	198	111	997	3,140	1,452,828
神 戸		22	78	414	75	24	315	1,007	924,784
広 島		6	67	353	49	13	291	915	681,804
北 九 州		11	60	354	93	18	243	979	695,205
福 岡		9	46	327	44	40	243	758	405,779
13大都市計		348	1,902	8,909	1,524	829	6,556	21,525	25,313,228

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成5年中)

損 害 額 (千円)							
建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
建 物	収容物	小 計					
626,632	429,492	1,056,124	486	16,477	31,022	0	5,182
1,472,160	1,089,883	2,562,043	65,266	79,265	1,833	0	130,538
1,165,062	1,041,986	2,207,048	195,675	122,484	27,909	0	100,778
1,121,525	556,799	1,678,324	1,289	58,914	909	0	12,488
552,045	220,996	773,041	5,149	24,261	237	0	20,471
826,793	867,290	1,694,083	6,706	23,280	495	0	7,410
1,318,793	1,169,571	2,488,364	121,847	23,753	323	0	60,558
636,967	378,160	1,015,127	1,306,206	46,654	487	0	17,629
2,784,563	2,846,593	5,631,156	7,341	79,097	2,798	0	37,783
1,054,938	835,209	1,890,147	2,573	15,776	0	0	10,518
741,660	540,125	1,281,785	911	23,285	7,104	0	3,856
1,655,686	1,252,664	2,908,350	197,280	43,040	11,240	0	25,674
719,020	426,523	1,145,543	13,769	9,795	110	0	16,291
824,605	477,698	1,302,303	27,171	31,911	2,644	0	5,098
1,264,327	1,193,386	2,457,713	3,489	25,416	5,773	0	13,707
448,460	233,314	681,774	4,154	20,685	6,968	0	24,156
84,385,395	69,948,849	154,334,244	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240
475,485	299,735	775,220	0	22,437	0	0	9,706
414,606	389,338	803,944	135	17,570	0	0	7,993
413,707	209,964	623,671	1,120	45,627	10	0	3,297
5,173,535	8,091,168	13,264,703	0	199,225	6,626	0	85,963
666,780	397,101	1,063,881	0	27,360	0	4	7,075
1,145,039	978,145	2,123,184	0	68,459	80	0	8,396
727,352	593,244	1,320,596	0	72,497	0	10	6,086
419,845	142,560	562,405	277	20,911	0	0	4,360
686,463	663,217	1,349,680	0	55,412	18,726	0	29,010
514,882	334,369	849,251	111	46,534	258	0	28,630
304,103	341,154	645,257	718	30,102	1,057	0	4,670
367,538	313,609	681,147	8	11,263	17	0	2,770
227,977	152,114	380,091	2,570	17,394	1,019	0	4,705
11,537,312	12,905,718	24,443,030	4,939	634,791	27,793	14	202,661

附属資料 4

月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
1 月	4,604	3,052	138	509	11	0	894
2 月	5,969	3,196	444	517	6	0	1,806
3 月	7,216	3,609	728	569	10	1	2,299
4 月	7,667	3,563	1,256	584	12	1	2,251
5 月	4,942	2,922	283	551	7	0	1,179
6 月	3,670	2,389	85	497	15	0	684
7 月	3,275	2,225	19	522	16	0	493
8 月	3,352	2,177	34	529	11	0	601
9 月	3,339	2,163	18	516	8	0	634
10 月	4,074	2,558	84	624	9	0	799
11 月	3,836	2,592	31	485	6	0	722
12 月	4,756	3,162	71	595	10	0	918
計	56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280

附属資料 4

月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数	計	
	計	全 損	半 損	焼 損		計	建 物
1 月	3,286	921	309	2,056	9,282	16,967,652	8,590,134
2 月	3,315	955	285	2,075	9,141	17,214,271	8,927,473
3 月	3,589	966	342	2,281	10,514	17,617,235	9,838,576
4 月	3,393	861	297	2,235	9,665	20,889,110	9,601,712
5 月	2,764	758	214	1,792	8,187	14,284,236	7,853,920
6 月	2,019	485	147	1,387	5,839	12,221,615	5,284,554
7 月	2,048	509	163	1,376	5,862	9,877,924	5,169,008
8 月	1,827	403	167	1,257	5,376	7,741,815	4,247,162
9 月	1,984	444	159	1,381	5,759	9,707,938	5,064,809
10 月	2,241	521	208	1,512	6,485	11,679,911	5,945,603
11 月	2,373	595	208	1,570	6,758	11,018,349	5,924,241
12 月	3,206	882	326	1,998	8,957	14,273,650	7,938,203
計	32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	84,385,395

損 害 状 況

(平成 5 年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	死 者	負 傷 者
4,191	1,011	382	2,798	161,878	4,137	223	714
4,512	1,160	394	2,958	167,313	38,054	212	685
5,040	1,304	453	3,283	187,730	39,080	242	813
5,223	1,523	424	3,276	204,635	224,076	203	758
4,115	1,052	321	2,742	148,971	10,847	132	616
3,175	725	232	2,218	117,285	1,897	90	489
3,002	711	234	2,057	97,665	137	82	410
2,790	589	235	1,966	91,590	3,595	84	383
2,854	596	235	2,023	99,578	162	85	390
3,356	772	269	2,315	127,744	2,167	109	465
3,623	861	358	2,404	115,675	705	153	484
4,243	965	397	2,881	148,419	1,144	226	688
46,124	11,269	3,934	30,921	1,668,483	326,001	1,841	6,895

損 害 状 況 (つづき)

(平成 5 年中)

損 害 額 (千円)						
建 物		林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
収 容 物	小 計					
7,797,352	16,387,486	16,733	279,413	61,990	0	222,030
7,678,219	16,605,692	104,015	294,486	37,217	0	172,861
7,205,526	17,044,102	73,896	339,744	13,192	4,373	141,928
7,864,705	17,466,417	2,606,537	330,849	12,532	197,261	275,514
5,956,382	13,810,302	39,077	298,237	2,406	0	134,214
6,423,393	11,707,947	11,853	295,730	20,335	0	185,750
4,332,653	9,501,661	766	282,507	27,807	0	65,183
3,068,571	7,315,733	3,708	318,349	5,813	4	98,208
4,115,730	9,180,539	641	371,546	24,102	0	131,110
5,035,322	10,980,925	4,745	585,430	5,267	10	103,534
4,711,302	10,635,543	653	310,436	8,662	0	63,055
5,759,694	13,697,897	1,148	297,962	131,790	0	144,853
69,948,849	154,334,244	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240

附属資料 5 出 火 原 因 別

区分	出火件数	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	損 害 額 (千円)
放 火	6,562	139,465	4,405	2,638	12,092,071
た ば こ	6,186	3,423,116	4,829	4,539	15,108,925
こ ん ろ	5,748	117,660	6,639	5,995	10,596,717
た き 火	5,059	8,350,742	1,578	389	3,897,152
放 火 の 疑 い	4,875	385,422	3,127	1,406	9,206,253
火 遊 び	3,390	713,583	2,043	1,239	3,719,550
ス ト ー プ	2,284	134,043	3,285	3,191	11,745,317
電灯電話等の配線	1,077	72,455	1,139	783	4,783,636
マッチ・ライター	994	410,925	653	510	1,455,662
風呂かまど	942	40,277	1,200	1,014	2,128,772
交通機関内配線	856	3,248	34	13	499,527
溶接機・切断機	830	571,020	638	147	2,241,837
電気機器	723	23,353	687	516	2,161,579
内 燃 機 関	595	26,222	74	19	528,900

附属資料 6 主 な 出 火 原 因

出火原因	昭 和 63 年			平 成 元 年			平 成	
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
			%			%		
放 火	4	5,052	8.5	3	5,016	9.0	3	5,284
た ば こ	2	6,319	10.6	2	5,565	10.0	2	5,846
こ ん ろ	1	7,101	11.9	1	6,905	12.4	1	6,633
た き 火	3	5,438	9.1	4	4,548	8.2	4	5,148
放 火 の 疑 い	6	3,860	6.5	5	3,938	7.0	5	4,131
火 遊 び	5	4,397	7.4	6	3,686	6.6	6	3,129
ス ト ー プ	7	2,858	4.8	7	2,389	4.3	7	2,314
電灯電話等の配線	11	972	1.6	11	978	1.8	9	1,089
マッチ・ライター	9	1,203	2.0	9	1,145	2.1	11	1,041
風呂かまど	8	1,682	2.8	8	1,485	2.7	8	1,166
交通機関内配線	14	699	1.2	14	657	1.2	13	778
溶接機・切断機	10	1,070	1.8	10	1,040	1.9	10	1,078
電気機器	12	819	1.4	12	713	1.3	12	786
内 燃 機 関	17	499	0.8	16	523	1.0	14	778
排 気 管	16	518	0.9	19	470	0.8	19	518
総 出 火 件 数		59,674			55,763			56,505

火 災 損 害 状 況 (平成 5 年中)

区分	出火件数	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	損 害 額 (千円)
排 気 管	556	3,193	65	26	559,159
灯 火	547	32,467	743	661	3,333,168
配 線 器 具	534	20,523	567	440	4,180,074
煙 突 ・ 煙 道	511	42,578	601	429	2,017,016
焼 却 炉	484	74,144	355	105	1,185,595
電 気 装 置	457	14,276	338	94	1,971,469
取 灰	354	26,795	399	177	1,013,291
衝 突 の 火 花	350	907	16	10	633,947
火 入 れ	269	2,236,136	52	7	212,187
ポ イ ラ ー	211	12,692	222	151	678,779
そ の 他	4,958	3,050,226	4,395	2,262	17,197,647
不 明 ・ 調 査 中	7,348	14,343,115	8,040	5,284	50,345,476
計	56,700	34,268,583	46,124	32,045	163,493,706

の 推 移

構成割合	平 成 3 年			平 成 4 年			平 成 5 年		
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
			%			%			%
9.4	3	5,320	9.4	3	5,723	10.5	1	6,562	11.6
10.3	2	5,945	10.3	1	6,197	11.3	2	6,186	10.9
11.7	1	6,156	11.7	2	5,778	10.6	3	5,748	10.1
9.1	4	4,609	9.1	4	4,793	8.8	4	5,059	8.9
7.3	5	4,276	7.3	5	4,584	8.4	5	4,875	8.6
5.5	6	3,167	5.5	6	3,021	5.5	6	3,390	6.0
4.1	7	2,426	4.1	7	2,203	4.0	7	2,284	4.0
1.9	8	1,169	1.9	8	1,146	2.1	8	1,077	1.9
1.8	11	980	1.8	10	932	1.7	9	994	1.8
2.1	9	1,106	2.1	9	967	1.8	10	942	1.7
1.4	13	773	1.4	12	754	1.4	11	856	1.5
1.9	10	992	1.9	11	886	1.6	12	830	1.5
1.4	12	808	1.4	13	704	1.3	13	723	1.3
1.4	15	584	1.1	15	538	1.0	14	595	1.0
0.9	18	517	0.9	16	533	1.0	15	556	1.0
		54,879			54,762			56,700	

附属資料 7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大倉	6	14	7,061,300	放	不明
" " 11月29日	大阪府高槻市	大和洋行	100	124	1,747,396	不	不明
昭和49年12月7日	大阪府高槻市	神奈川	1	5	192,400	不	疑
昭和49年7月17日	大阪府高槻市	神奈川	1	40	1,086,574	不	疑
昭和51年7月16日	大阪府高槻市	神奈川	1	1	247,000	不	不明
昭和51年11月22日	大阪府高槻市	神奈川	1	1	211,720	不	不明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	神奈川	1	4	213,266	不	不明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	神奈川	1	1	356,954	不	不明
平成元年12月23日	大阪府高槻市	神奈川	1	1	330,228	不	不明
平成2年3月18日	大阪府高槻市	神奈川	15	6	353,929	不	不明
昭和44年2月5日	福島県山形市	磐白	30	41	1,098,261	出	石油ストーブ
昭和44年5月18日	福島県山形市	磐白	16	16	2,321,732	不	不明
昭和46年1月2日	福島県山形市	磐白	6	15	216,637	不	不明
昭和48年10月11日	福島県山形市	磐白	4	5	14,919	不	不明
昭和50年3月10日	福島県山形市	磐白	7	64	99,477	不	不明
昭和53年6月15日	福島県山形市	磐白	45	24	60,116	不	不明
昭和55年11月20日	福島県山形市	磐白	33	22	533,751	不	不明
昭和57年2月8日	福島県山形市	磐白	11	8	1,726,126	不	不明
昭和58年2月21日	福島県山形市	磐白	24	2	472,780	不	不明
昭和61年2月11日	福島県山形市	磐白	3	56	308,563	不	不明
昭和63年12月30日	福島県山形市	磐白	3	1	112,810	不	不明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市	日本医療立	16	1	19,122	出	石油ストーブの消し忘れ
" " 3月19日	神奈川県横浜市	日本医療立	11	1	1,536	不	不明
" " 10月29日	神奈川県横浜市	日本医療立	5	5	2,270	放	不明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和39年3月30日	兵庫県神戸市	常秋	9	3	7,015	不	不明
昭和44年11月19日	兵庫県神戸市	常秋	6	5	10,908	放	不明
昭和45年6月29日	兵庫県神戸市	常秋	17	1	2,365	放	不明
" " 8月2日	兵庫県神戸市	常秋	5	1	2,793	放	不明
昭和46年2月2日	兵庫県神戸市	常秋	6	1	3,782	放	不明
昭和48年3月8日	兵庫県神戸市	常秋	13	3	57,593	不	不明
昭和52年5月13日	兵庫県神戸市	常秋	7	5	7,178	不	不明
昭和59年2月19日	兵庫県神戸市	常秋	6	1	1,328	不	不明

(社会福祉施設)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和30年2月17日	神奈川県横浜市	聖母の	99	9	15,340	出	いろいろの火の不始末
昭和43年1月14日	神奈川県横浜市	聖母の	6	1	2,793	出	アイロンの使用不適切
昭和45年3月20日	神奈川県横浜市	聖母の	4	1	不明	出	電気コンロの使用不適切
昭和48年3月14日	神奈川県横浜市	聖母の	2	6	234	不	不明
昭和61年2月8日	神奈川県横浜市	聖母の	8	1	5,352	放	不明
" " 7月31日	神奈川県横浜市	聖母の	3	1	56,702	放	不明
昭和62年2月11日	神奈川県横浜市	聖母の	17	25	14,807	放	不明
" " 6月6日	神奈川県横浜市	聖母の	17	25	71,666	放	不明

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	原因
昭和47年5月13日	大阪府大阪市	千日	118	81	1,649,693	出	ばこの疑
昭和48年12月19日	大阪府大阪市	千日	1	1	256,336	不	不明
昭和50年3月1日	大阪府大阪市	千日	5	17	57,789	不	不明
昭和51年12月4日	大阪府大阪市	千日	6	2	7,810	放	不明
" " 12月16日	大阪府大阪市	千日	3	1	10,270	放	不明
" " 12月26日	大阪府大阪市	千日	15	8	38,781	放	不明
昭和53年3月10日	大阪府大阪市	千日	11	2	10,483	放	不明
" " 11月19日	大阪府大阪市	千日	4	3	17,685	放	不明
昭和54年11月20日	大阪府大阪市	千日	4	2	48,988	放	不明
昭和55年8月16日	大阪府大阪市	千日	4	2	554,226	放	不明
昭和56年2月28日	大阪府大阪市	千日	3	2	140,964	不	不明
昭和59年11月15日	大阪府大阪市	千日	8	13	68,954	不	不明
昭和61年6月14日	大阪府大阪市	千日	3	1	1,786,895	不	不明

附属資料 8 昭和 21 年以降

区分 年	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
昭和21年	14,460	14,460	-	-	-	-	-
22	18,806	15,888	2,918	-	-	-	-
23	17,022	15,099	1,923	-	-	-	-
24	18,484	16,346	1,334	261	111	-	432
25	19,243	16,663	1,161	470	102	-	847
26	21,263	18,130	1,582	1,551			-
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	-
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	-
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	-
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	-
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	-
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	-
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	-
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	-
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	-
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	-
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	-
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	-
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	-
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	-
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	-
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	-
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	-
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491
50	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836
53	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454
54	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082
55	59,885	38,014	4,120	3,773	155	2	13,821
56	60,788	38,882	3,709	4,050	157	7	13,983
57	60,568	36,996	4,579	4,417	173	2	14,401
58	59,740	37,395	3,918	4,638	179	4	13,606
59	63,789	38,254	4,786	4,758	147	2	15,842
60	59,865	36,879	4,155	4,988	160	7	13,676
61	63,272	38,121	4,838	5,179	173	3	14,958
62	58,833	36,515	4,120	5,272	111	5	12,810
63	59,674	37,090	3,589	5,591	134	5	13,265
平成元年	55,763	35,186	2,894	5,744	138	4	11,797
2	56,505	34,768	2,858	6,173	148	4	12,554
3	54,879	34,263	2,535	6,207	123	3	11,748
4	54,762	33,532	2,262	6,281	139	1	12,547
5	56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の取扱  
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

計	焼損棟数			焼損面積		死傷者数	
	全焼	半焼	部分焼	建物 (m <sup>2</sup> )	林野 (a)	死者	負傷者
-	-	-	-	3,533,924	-	420	1,695
-	-	-	-	3,891,485	3,909,947	485	2,695
-	-	-	-	2,551,689	3,065,084	407	2,046
-	-	-	-	3,032,367	2,236,649	425	4,333
-	-	-	-	2,286,742	3,271,516	423	4,269
-	-	-	-	2,368,582	1,637,308	678	6,475
-	-	-	-	2,353,260	6,054,526	471	7,844
-	-	-	-	2,167,810	5,289,788	499	4,392
35,083	21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
36,231	20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
41,418	25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
37,705	20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
39,196	20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
41,446	17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
41,014	19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
46,265	23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
44,867	21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
42,930	19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
43,688	19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
45,116	20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
41,103	18,041	6,230	16,832	2,318,555	890,964	1,111	8,210
45,840	19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
43,864	17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
51,328	18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
55,266	19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
53,810	17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
51,900	15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
57,243	17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
52,539	15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
50,275	14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232
52,956	16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919	1,648	9,365
51,828	14,387	5,090	32,351	2,124,268	555,642	1,909	8,506
53,552	15,317	5,155	33,080	2,209,124	773,054	1,854	8,718
51,925	14,291	4,917	32,717	2,043,066	395,933	2,070	8,157
51,317	13,890	4,954	32,473	2,128,326	530,685	1,947	8,049
53,239	14,441	5,166	33,632	2,094,854	196,866	1,971	8,004
49,331	12,832	4,692	31,807	1,932,409	313,606	1,849	8,112
50,615	13,563	4,686	32,366	1,954,917	766,602	1,828	7,407
51,949	13,767	5,025	33,157	2,031,409	372,739	2,089	7,858
49,717	12,927	4,582	32,208	1,977,347	492,389	1,747	7,550
51,026	12,879	4,696	33,451	1,944,033	489,257	2,061	7,731
49,255	12,552	4,261	32,442	1,854,633	488,983	1,857	7,681
50,336	12,621	4,428	33,287	1,859,535	317,623	2,116	7,703
47,437	11,452	4,074	31,911	1,734,055	211,699	1,747	7,292
47,536	11,782	4,063	31,691	1,674,064	133,325	1,828	7,097
46,043	11,053	3,848	31,142	1,656,447	273,890	1,817	6,948
45,783	11,373	3,770	30,640	1,691,124	232,316	1,882	6,896
46,124	11,269	3,934	30,921	1,668,483	326,001	1,841	6,895

い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年以降

年	り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数	計	
	計	全 損	半 損	小 損		計	小 計
昭和21年	23,954	21,193	2,761		—	3,333,057	—
22	34,283	30,162	4,121		—	10,864,194	—
23	22,561	18,664	3,897		—	13,323,769	—
24	25,908	21,597	4,311		—	26,997,306	26,153,038
25	20,589	16,694	3,895		—	21,812,185	21,206,878
26	20,234	16,121	4,113		—	22,228,156	21,847,986
27	21,368	17,998	3,370		—	38,613,883	37,704,725
28	17,585	13,853	3,732		—	24,255,833	23,394,394
29	27,567	16,829	10,738		133,668	32,859,786	32,329,667
30	29,234	16,717	12,517		139,117	31,859,417	31,301,021
31	31,250	18,417	12,833		150,795	37,128,320	35,566,526
32	28,385	15,116	13,269		138,397	26,251,287	23,522,522
33	30,942	16,109	14,833		144,247	21,749,898	21,198,296
34	35,067	12,868	22,199		167,710	20,803,401	20,307,075
35	34,220	14,961	19,259		156,564	24,433,611	23,410,593
36	37,804	17,757	20,047		171,272	43,020,927	36,092,254
37	37,070	16,580	20,490		166,802	40,199,998	38,174,597
38	35,624	15,210	20,414		158,978	39,020,771	36,481,762
39	35,387	15,363	20,024		152,363	52,908,641	46,876,331
40	35,935	16,290	19,645		151,258	51,203,175	44,807,241
41	33,764	15,152	18,612		138,364	48,865,228	43,964,947
42	36,440	15,533	20,907		143,827	53,294,553	49,792,014
43	34,164	14,113	20,051		143,195	54,252,470	50,061,631
44	39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676
45	41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149
46	42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751
47	40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770
48	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401
49	40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973
50	39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660
51	40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191
52	39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	122,063,870
53	39,789	11,770	3,933	24,086	131,927	130,538,604	123,666,835
54	37,801	10,617	3,701	23,483	123,051	136,827,438	131,130,601
55	37,948	10,595	3,640	23,713	123,467	150,707,250	144,991,002
56	38,385	10,885	3,523	23,977	124,120	150,302,972	145,473,914
57	37,717	9,507	3,376	24,834	120,562	149,072,798	141,786,203
58	36,794	10,052	3,378	23,364	117,678	150,579,160	141,093,424
59	37,764	10,295	3,383	24,086	119,822	146,210,317	141,603,366
60	35,833	9,563	3,288	22,982	112,016	154,927,483	149,982,230
61	36,887	9,741	3,348	23,798	114,839	149,766,240	143,770,906
62	35,813	9,548	3,027	23,238	110,700	146,153,576	136,867,233
63	36,336	9,830	3,093	23,413	111,292	144,021,140	137,833,941
平成元年	33,564	8,427	2,971	22,166	102,147	140,494,183	134,576,632
2	32,853	8,164	2,960	21,729	98,878	148,457,654	142,087,731
3	32,317	8,098	2,703	21,516	96,882	161,419,745	149,928,061
4	32,171	8,272	2,770	21,129	93,513	156,874,370	149,628,622
5	32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	154,334,244

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から  
(3) り 災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

建 物		損 害 額 (千円)				
建 物	収容物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—
—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	280,845	—	—	—	—
—	—	198,128	68,676	365,300	212,164	
—	—	343,607	77,845	123,847	60,008	
—	—	152,172	227,993			—
—	—	731,901	79,564	64,708	32,985	
—	—	655,216	83,846	104,084	18,293	
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282	
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958	
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	
8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	153,518	
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	
14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958	
17,307,802	29,568,529	431,906	299,906	181,801	5,118,697	
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662
31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638
29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283
29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442
41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182
40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665
44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419
68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549
53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112
56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960
58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173
67,330,883	77,660,119	2,080,916	1,419,022	761,926	209	1,454,175
71,314,250	74,159,664	741,897	1,441,273	1,075,687	223,633	1,346,568
69,176,236	72,609,967	991,007	1,443,246	590,823	2,772,800	1,488,719
72,574,122	68,519,302	4,752,124	1,564,401	761,853	1,061,362	1,345,996
72,706,336	68,897,030	1,187,462	1,668,440	394,225	—	1,356,824
74,683,599	75,298,631	1,229,278	1,973,958	511,965	280,553	949,499
72,779,256	70,991,650	1,512,371	2,290,169	525,723	386,049	1,281,022
69,290,933	67,576,300	3,581,546	2,893,178	498,821	46,267	2,266,531
71,832,142	66,001,799	1,440,295	2,688,676	548,860	25,826	1,483,542
68,230,344	66,346,288	520,945	2,630,105	638,028	30,160	2,098,313
74,650,398	67,437,333	466,584	3,290,996	577,727	70,167	1,964,449
78,617,785	71,310,276	634,535	5,413,856	1,456,104	1,210,000	2,777,189
82,566,724	67,061,898	321,235	4,052,611	1,044,327	—	1,827,575
84,385,395	69,948,849	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240

建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火件数 指数	出火率 (指数)	死者指数	負傷者指数	損害額指数	出火件数構成比 (%)		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100	—	—	—
22	130	2.4(126)	115	159	326	—	—	—
23	118	2.2(116)	97	121	400	—	—	—
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	—
27	153	2.6(137)	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1,291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1,171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1,587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1,599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1,628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3,414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3,369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3,305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4,829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4,105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4,522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4,509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4,473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4,518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4,387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4,648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4,493	60.2	7.6	8.2
62	407	4.8(253)	442	453	4,385	62.1	7.0	8.9
63	413	4.9(258)	504	454	4,321	62.2	6.0	9.4
平成元年	386	4.6(242)	416	430	4,215	63.1	5.2	10.3
2	391	4.6(242)	435	419	4,454	61.5	5.1	10.9
3	380	4.5(237)	433	410	4,843	62.4	4.6	11.3
4	379	4.4(232)	448	407	4,707	61.2	4.1	11.5
5	392	4.6(242)	438	407	4,905	59.3	5.6	11.5

の火災損害比較

			火災損害額構成比 (%)						
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.6	2.3		96.9	0.7	0.3	1.4	0.8		
0.5	4.4		97.2	1.6	0.4	0.6	0.3		
7.1			98.3	0.7		1.0			
0.7	5.0		97.6	1.9	0.2	0.2	0.1		
0.7	4.9		96.4	2.7	0.3	0.4	0.1		
0.6	6.5		98.4	1.2	0.2	0.2	0.1		
0.6	7.0		98.2	0.7	0.7	0.3	0.1		
0.8	7.8		95.8	2.4	0.3	0.3	1.2		
0.7	8.6		89.6	6.5	0.3	0.8	2.9		
0.7	8.8		97.5	1.4	0.6	0.3	0.2		
0.9	9.2		97.6	0.6	0.5	0.5	0.7		
0.8	11.0		95.8	2.2	0.6	0.4	1.0		
0.8	13.1		83.9	13.5	0.4	0.4	1.7		
0.7	13.6		95.0	2.4	0.5	0.3	1.8		
0.7	13.9		93.5	2.8	0.7	0.4	2.6		
0.7	12.9		88.6	0.8	0.6	0.3	9.7		
0.7	13.8		87.5	6.6	0.6	0.6	4.7		
0.7	13.5		90.0	1.0	0.6	0.3	8.1		
0.6	14.5		93.4	3.5	0.8	0.7	1.7		
0.5	15.9		92.3	5.0	0.9	0.4	1.4		
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1	
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1	
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9	
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0	
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	—	0.8	
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0	
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9	
0.3	0.0	23.8	95.1	0.6	1.0	0.4	1.9	1.0	
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9	
0.2	0.0	24.8	96.9	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9	
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6	
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9	
0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6	
0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0	
0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.4	0.0	1.5	
0.3	0.0	22.2	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3	
0.2	0.0	21.4	92.9	0.4	3.4	0.9	0.7	1.7	
0.3	0.0	22.9	95.4	0.2	2.6	0.7	0.0	1.2	
0.2	0.0	23.4	94.4	1.8	2.4	0.2	0.1	1.1	

附屬資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2,412	515
3	飯田	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4,654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1,868	315
6	飯田	22年4月20日11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	北海道古平町	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238
12	山梨県谷村町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県海上市	24年5月13日2時30分	—	17	339	1,586	334
14	長野県上松町	25年4月13日17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461
15	長野県鷹巣町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3,400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1,583	376
18	松阪	26年12月16日23時30分	—	195	874	3,565	1,155
19	鳥取	27年4月17日15時ごろ	3	3,963	5,714	20,451	7,240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299
21	大館	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892
23	名瀬	30年12月3日4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361
24	能代	31年3月20日22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4,323	1,344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1,315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1,357	5,311	1,628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3,627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2,238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3,936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1,407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1,273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2,132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000㎡(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
㎡	千円				m	m	%
135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33,500	20,000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後曇	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	...
481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	...	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	たばこ	曇	SE	15.0	30.0	55
85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	3,914,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不明	晴	ENE	13.0	13.0	39
214,447	6,987,069	漏電	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	七りんこんろ	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物 72,498	建物 5,088,259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野 32ha	林野 143,000	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
156,984	4,022,041	不始末	晴	SSW	9.3	17.0	53
175,966	1,590,140	煙突	曇小雪	SW	7.4	...	82
36,274	360,000	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物 66,314	建物 1,000,000	かまど	晴	WSW	30.0	...	...
林野 600ha	林野 980	放火	晴	SW	14.2	...	60
建物 53,047	建物 2,155,350	たばこ	晴	W	5.5	...	72
林野 40,366ha	林野 3,784,596	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
51,752	774,317	不始末	晴	W	5.2	...	60
44,664	2,221,191	スバ	晴	NE	1.0	...	96
64,698	3,975,200	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
57,282	3,174,136	不始末	晴	W	22.0	25.0	53
34,116	300,000	スバ	曇	WSW	5.7	...	52
37,453	2,069,455	たばこ	晴	S	8.0	...	44
53,537	1,565,605	たばこ	曇	WSW	12.2	26.3	68
37,790	1,203,268	不始末	雨	WSW	12.2	26.3	68
33,846	2,321,732	不明	曇	E	0.0	...	83
152,105	40,500,000	不明	曇	E	0.0	...	83
47,871	2,199,457	不明	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 自然災害による

区分	人的被害(人)				建 物	
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全 壊 棟	半 壊 棟
			重 傷	軽 傷		
北海道	203	29	198	1,091	647	656
青森	1	—	3	3	1	1
岩手	2	—	—	1	—	2
宮城	—	—	1	2	—	1
秋田	5	—	7	1	—	—
山形	3	—	4	4	—	—
福島	1	—	3	10	7	12
茨城	2	—	—	—	6	3
栃木	—	—	—	—	—	1
群馬	1	—	—	—	—	4
埼玉	—	—	5	18	1	—
千葉	—	—	—	6	1	1
東京都	2	—	2	2	—	—
神奈川	—	—	—	3	—	—
新潟	3	—	10	10	—	1
富山	1	—	—	—	—	—
石川	—	—	1	31	2	20
福井	—	1	—	2	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	1	—
静岡県	—	—	—	—	—	1
愛知県	—	—	—	—	—	—
三重県	—	—	—	—	3	4
滋賀県	—	—	—	—	1	2
京都府	—	—	—	—	1	—
大阪府	1	—	—	—	1	—
兵庫県	1	—	—	4	—	3
奈良県	—	—	—	—	—	3
和歌山県	—	—	—	—	—	—
鳥取県	1	—	3	17	—	1
島根県	2	—	—	6	2	—
岡山県	—	—	2	—	—	2
広島県	5	—	2	4	12	9
山口県	11	1	7	11	11	6
徳島県	3	—	—	1	3	7
香川県	—	—	—	—	—	—
愛媛県	3	1	—	7	5	2
高知県	4	—	1	13	8	49
福岡県	1	—	2	3	1	10
佐賀県	1	—	—	7	—	—
長門県	3	—	5	16	440	105
熊本県	4	—	2	9	20	30
大分県	11	1	6	14	39	85
宮崎県	7	—	10	156	76	371
鹿児島県	120	1	48	302	730	1,087
沖縄県	2	—	7	9	24	242
合 計	404	34	329	1,763	2,043	2,721

(注) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象

都道府県別被害状況

(平成5年中)

被 害 (棟)				り災世帯数 (世帯)	り災者数 (人)
一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	非住家		
10,579	213	221	1,054	1,577	4,571
17	23	192	92	25	75
6	53	213	109	54	159
35	4	124	3	4	15
11	1	42	33	—	—
9	6	61	4	6	26
41	908	2,088	7	928	2,668
75	74	238	29	83	242
3	3	96	2	4	12
46	17	111	39	21	58
115	2,337	17,189	41	2,354	7,093
40	1,158	2,945	33	1,144	3,658
7	1,103	3,975	2,055	1,163	2,194
23	449	512	220	567	1,515
9	23	349	8	24	93
10	—	50	1	—	—
13	—	65	43	1	4
4	—	22	2	—	—
—	—	68	1	—	—
4	3	75	1	3	8
10	1	44	21	—	—
26	53	364	54	54	148
5	14	1,023	19	14	38
14	108	1,928	6	115	321
1	2	35	6	5	13
22	11	554	50	14	36
4	39	358	35	37	121
136	4	140	79	7	19
5	5	189	11	7	27
2	13	1,010	—	13	29
16	1	14	15	2	10
29	121	764	18	129	392
26	2	183	7	4	16
47	65	1,234	—	87	279
100	172	5,102	18	188	390
42	161	901	52	170	460
8	4	274	7	—	—
30	139	1,265	9	145	354
319	277	956	143	330	883
613	57	549	281	55	171
8	114	821	2	114	507
4,196	141	344	1,500	93	281
3,118	497	2,103	1,194	553	1,625
427	1,960	6,799	331	2,105	6,341
32,736	1,527	3,123	2,579	1,955	5,190
33,873	12,053	12,573	3,879	14,815	35,583
380	1	10	215	53	146
87,240	23,917	71,296	14,308	29,022	75,771

により生じた被害である。

附属資料11 自然災害による

区分	その				
	田 (ha)		畑 (ha)		道路 (箇所)
	流出・埋没	冠水	流出・埋没	冠水	
北海道	1	—	878	—	2,281
青森	—	869	—	266	295
岩手	—	—	—	—	548
宮城	7	149	—	67	133
秋田	—	608	—	—	190
山形	—	519	—	29	273
福島	21	99	33	95	550
茨城	595	1,862	284	436	80
栃木	—	—	—	—	195
群馬	—	—	—	—	96
埼玉	—	250	—	—	128
千葉	—	1,836	—	242	316
東京都	—	—	—	—	111
神奈川県	—	—	—	3	24
新潟	10	1,298	1	100	376
富山	27	—	—	—	163
石川	2	2,337	—	1	465
福井	—	—	—	—	31
山梨	7	—	4	—	69
長野	1	—	124	—	562
岐阜	52	1	15	—	158
静岡県	—	—	—	2	200
愛知県	—	256	5	12	559
三重	54	2,562	17	171	885
滋賀	—	—	—	8	64
京都	1	367	4	47	368
大阪	18	—	—	—	213
兵庫県	3	160	6	6	267
奈良	48	25	1	—	424
和歌山	5	—	—	—	743
鳥取	15	—	—	—	217
島根	—	—	—	—	2,204
岡山	—	—	—	—	1,262
広島	150	—	12	—	1,975
山口	27	—	17	—	2,052
徳島	—	13,350	—	8,270	1,017
香川県	—	—	—	—	201
愛媛	67	—	45	—	1,671
高知県	—	—	—	—	1,499
福岡	141	283	55	16	537
佐賀	161	—	53	—	633
長門	75	391	88	72	1,219
熊本	523	—	615	—	3,504
大分	1,317	1,264	138	2	3,785
宮崎	509	4,375	68	387	4,045
鹿児島	288	676	—	265	6,083
沖縄	—	1	—	1	10
合計	4,123	33,537	2,464	10,496	42,681

(注) 田、畑の被害面積は単位未満を四捨五入しているの、合計数値とその内

都道府県別被害状況(つづき)

(平成5年中)

他				
橋りょう (箇所)	河川 (箇所)	崖くずれ (箇所)	鉄道不通 (箇所)	被害船舶 (隻)
109	1,078	—	34	1,542
8	725	4	—	—
15	1,088	—	—	—
1	195	34	—	2
3	1,121	—	4	2
4	578	—	—	—
18	1,220	6	3	—
4	364	15	19	—
5	705	4	—	—
4	81	—	—	—
2	84	5	1	—
2	195	120	15	—
1	10	31	20	—
2	2	40	—	—
—	253	73	1	45
1	155	1	—	—
1	354	2	1	28
—	22	9	—	—
—	154	—	—	—
10	460	40	—	—
13	325	—	—	—
4	384	68	—	—
—	51	6	4	—
34	1,153	308	6	—
1	55	16	1	—
3	199	22	1	11
—	41	64	2	—
1	127	200	—	31
1	198	—	—	—
1	875	—	—	—
1	144	—	—	1
4	1,592	452	—	—
3	753	—	—	—
13	2,064	757	17	8
5	1,333	—	5	34
6	500	—	6	—
1	188	—	—	—
5	1,260	85	—	—
12	1,500	—	—	37
5	373	242	—	9
5	772	—	—	—
8	457	239	5	30
26	3,252	167	—	95
57	2,726	770	154	138
44	777	740	18	434
104	4,965	399	31	2
—	2	3	—	81
547	34,910	4,922	348	2,530

訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

附属資料11 自然災害による都道府県別被害状況 (つづき)

(平成5年中)

区分	災害対策本部等の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
	都道府県 (回)	市区町村 (団体)			
北海道	2	105	5	13,662	394,284
北海	—	—	—	2,917	126,741
道森	1	26	—	13,397	128,773
手城	—	15	—	5,072	3,958
岩宮	—	4	—	1,074	76,880
秋山	—	2	—	4,834	75,544
福形	—	43	1	17,649	107,817
茨城	—	10	—	4,325	5,256
栃木	—	—	—	558	69,725
群馬	—	—	—	44	2,175
埼玉	—	18	—	1,658	1,751
千葉	—	17	—	5,668	2,952
東京	—	7	—	271	16
神奈	—	1	—	—	—
新潟	—	1	—	—	59,530
富山	—	—	—	—	5,900
石川	—	2	—	1,924	23,123
福井	—	2	—	40	4,498
山梨	—	—	—	—	7,487
長野	—	2	—	2,105	47,633
岐阜	1	38	—	180	19,828
静岡	—	1	—	1,887	9,704
愛知	10	220	—	1,829	626
三重	12	511	—	1,262	29,088
滋賀	—	—	—	316	3,151
京都	—	9	—	2,248	9,265
大阪	—	10	—	—	2,221
兵庫	—	18	—	4,845	19,161
奈良	—	2	—	1,241	4,435
和歌	—	2	—	—	22,318
鳥取	—	13	—	870	8,527
島根	—	20	—	—	32,026
岡山	—	14	—	4,642	20,963
広島	—	39	—	13,517	44,579
山口	—	17	—	3,592	40,797
徳島	1	61	—	—	27,539
香川	1	21	—	4,195	3,863
愛媛	6	226	—	—	36,528
高知	3	80	—	—	37,338
福岡	2	111	—	7,063	14,562
佐賀	—	4	—	3,944	43,090
長崎	1	13	2	3,032	52,639
熊本	1	45	1	17,177	93,354
大宮	2	96	3	18,374	139,451
分崎	1	45	2	16,162	139,800
鹿島	2	294	13	32,932	309,516
沖繩	—	21	2	784	3,179
合計	46	2,187	29	215,290	2,311,591

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生日年月日	地震名等	規模 (マグニチュード)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12.9.1	関東大地震	7.9	128,266	447,128	868	576,262	142,807
" 13.1.15	丹沢山塊地震	7.3	1,298	—	—	1,298	19
" 14.5.23	北但馬地震	6.8	1,295	2,180	—	3,475	428
昭和2.3.7	北丹後地震	7.3	12,584	3,711	—	16,295	2,925
" 5.11.26	北伊豆地震	7.3	2,165	—	75	2,240	272
" 6.9.21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
" 8.3.3	三陸沖地震	8.1	2,346	216	4,917	7,479	3,008
" 10.7.11	静岡地震	6.4	814	—	—	814	9
" 14.5.1	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
" 18.9.10	鳥取地震	7.2	7,485	251	—	7,736	1,083
" 19.12.7	東南海地震	7.9	26,130	—	3,059	29,189	998
" 20.1.13	三河地震	6.8	12,142	—	—	12,142	2,306
" 21.12.21	南海地震	8.0	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432
" 23.6.28	福井地震	7.1	35,420	3,691	—	39,111	3,848
" 24.12.26	今市地震	6.2	873	—	—	873	10
" 27.3.4	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
" 35.5.23	チリ地震津波	8.5	1,571	—	1,259	2,830	139
" 36.2.2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
" 37.4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
" 39.6.16	新潟潟地震	7.5	1,960	290	—	2,250	26
" 43.2.21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
" 43.5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
" 49.5.9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
" 53.1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
" 53.6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1,383	—	—	1,383	28
" 57.3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
" 58.5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1,584	—	—	1,584	104
" 59.9.14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
" 62.3.18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
" 62.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2
平成5.1.15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.8	53	—	—	53	2
" 5.7.12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	601	—	—	601	死者202 行方不明28
" 5.10.12	東海道はるか沖地震	7.1	—	—	—	—	1

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。  
 2 死者には行方不明者を含む。  
 3 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。  
 4 大正12年から14年までの地震のマグニチュードについては、理科年表(東京天文台編)より抜すい。  
 5 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

附属資料13 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び  
南関東地域直下の地震対策に関する大綱対象地域

東海地震に係る地震防災対策強化地域 6 県 (167市町村)  
出典：昭和54年 8 月 7 日付け総理府告示第26号

県名	区分
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和54年 8 月 7 日における行政区域その他の区域によって表示されたものである。

- 注) 1 長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月 1 日に飯田市に合併。  
2 静岡県浜名郡可美村は、平成 3 年 5 月 1 日に浜松市に合併。  
3 長野県下伊那郡上郷町は、平成 5 年 7 月 1 日に飯田市に合併。

南関東地域直下の地震対策に関する大綱対象地域 7 都県 (282区市町村)  
出典：平成 4 年 8 月21日：中央防災会議専門委員会

都県名	区市町村名
茨城県 (30市町村)	土浦市、古河市、龍ヶ崎市、水海道市、取手市、岩井市、牛久市、つくば市、波崎町、麻生町、牛堀町、潮来町、江戸崎町、阿見町、荃崎町、新利根村、河内村、桜川村、東村、伊奈町、谷和原村、石下町、総和町、五霞村、三和町、猿島町、境町、守谷町、藤代町、利根町

埼玉県 (57市町村)	川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町、吹上町、大井町、三芳町、毛呂山町、嵐山町、川島町、吉見町、騎西町、川里村、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松伏町、吉川町、庄和町
千葉県 (80市町村)	全市町村
東京都 (52区市町)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、秋川市、羽村市、瑞穂町、五日市町
神奈川県 (37市町村)	全市町村
山梨県 (14市町村)	富士吉田市、都留市、大月市、勝沼町、御坂町、一宮町、八代町、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、上野原町
静岡県 (12市町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、伊豆長岡町、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町

附属資料14 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生日 年 月 日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)			
				死者	行方不明者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	23.9.11~12	水害	西日本	121	126	317	872	246	2,026
2	9.15~17	台風	関東、甲信、東北、特に岩手	512	326	1,956	12,127	44,867	75,168
3	24.6.18~22	台風	九州から北東部、特に鹿児島、愛媛	252	216	367	4,005	4,627	52,926
4	8.13~18	台風	九州、四国	154	25	213	1,966	33,680	68,314
5	8.31~9.1	台風	東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	92,161
6	25.1.10~14	台風	九州、北陸、関東	11	109	—	56	—	—
7	9.3~4	台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116
8	26.7.7~17	台風	中部以西、特に京都	162	144	358	727	13,532	89,766
9	10.13~15	台風	東北以西、特に山口	572	371	2,644	47,948	30,110	108,163
10	27.6.22~24	台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	89	4,020	35,692
11	7.10~12	水害	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	238	20,733	21,456
12	28.6.23~30	水害	九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2,720	11,671	199,979	254,664
13	7.16~25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277
14	8.11~15	水害	東近畿、特に京都	290	140	994	765	6,222	18,894
15	9.22~26	台風	全国、特に近畿	393	85	2,559	17,467	144,300	351,575
16	29.5.8~12	台風	北日本、近畿	172	498	59	1,471	—	23
17	9.10~14	台風	関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040
18	9.24~27	台風	全国、特に北海道、四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569
19	30.2.19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77
20	5.11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—
21	31.4.17~18	風害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1,087
22	32.7.25~28	水害(諫早水害)	九州、特に諫早周辺	586	136	3,860	2,802	24,046	48,519
23	33.1.26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	83	8	—	—	—

24	9.26~28	台風	近畿以東、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	34.8.12~14	台風	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
26	9.26~27	台風	全国(九州を除く)、特に愛知	4,697	401	38,921	80,838	113,052	157,858	205,753
27	35.5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	36.6.24~7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9.15~16	台風	全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10.25~28	台風	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
31	37.7.1~8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	38.1	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	39.7.17~20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
34	40.9.10~18	台風	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	41.9.23~25	台風	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	42.7.8~9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	42.8.26~29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	43.8.17	水害	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	47.7.3~15	台風	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	49.5.29~8.1	水害	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	51.9.8~14	台風	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	52.1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
43	54.10.17~20	台風	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
44	55.12~56.3	雪害	東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
45	57.7~57.8	集中豪雨	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
46	58.7.20~29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
47	58.12~59.3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1,366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料15 都道府県の防災

区分	回数	災害想定					
		台風等の 風水害	土砂災害	地震	コンピ ナ ート 災害	大火災	林野火災
北海道	9	5	—	2	1	—	1
青森	6	1	—	2	1	1	1
岩手	1	—	—	1	1	1	1
宮城	5	1	—	2	1	—	1
秋田	3	1	—	2	1	1	1
山形	2	—	—	2	1	—	—
福島	10	5	3	9	1	—	3
茨城	4	1	—	2	—	—	1
栃木	4	2	—	2	—	—	—
群馬	5	2	—	3	—	1	1
埼玉	5	4	—	1	—	—	1
千葉	7	—	—	3	3	—	1
東京都	67	1	—	2	—	—	—
神奈川県	7	—	—	3	4	—	—
新潟県	3	—	—	2	—	—	—
富山県	7	6	—	1	2	1	—
石川県	2	—	—	1	1	—	—
福井県	3	1	—	1	1	—	1
山梨県	2	1	—	3	—	—	—
長野県	2	1	1	2	—	1	1
岐阜県	1	—	—	1	—	—	—
静岡県	7	—	—	7	—	—	—
愛知県	3	—	—	1	1	—	1
三重県	2	—	—	1	—	—	1
滋賀県	5	1	1	1	—	—	1
京都府	1	1	—	1	—	—	—
大阪府	2	1	—	1	—	—	—
兵庫県	4	2	—	1	1	—	1
奈良県	2	—	—	1	—	—	1
和歌山県	2	1	—	1	1	—	1
鳥取県	1	—	—	1	—	—	—
島根県	1	1	—	1	—	1	—
岡山県	2	1	—	—	1	—	—
広島県	2	1	1	1	—	—	1
徳島県	2	1	—	—	1	—	—
香川県	2	1	—	—	1	—	1
愛媛県	3	1	—	1	1	—	1
高知県	2	1	—	2	—	—	—
福岡県	3	2	1	—	1	—	—
佐賀県	8	1	—	1	1	—	1
長門県	1	1	1	1	—	1	1
熊本市	1	1	—	—	—	—	—
大分県	1	—	—	—	1	—	—
宮崎県	1	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	3	1	1	2	—	—	1
沖縄県	6	1	1	1	3	1	—
計	1	—	—	—	1	—	—
合計	225	53	10	74	33	9	26

訓練の実施状況

(平成5年度)

原	定			訓 練 形 態			
	子	噴火災害	そ の 他	総 合 (実働)	図 上	通 信	そ の 他
災	2	—	—	1	1	3	4
害	1	—	1	5	—	1	—
	—	—	1	1	—	—	—
	1	—	—	5	—	—	—
	—	—	—	2	—	1	—
	—	—	—	1	1	—	—
	1	—	—	9	—	1	—
	—	—	—	2	—	2	—
	—	—	—	1	1	2	—
	—	—	1	3	—	2	—
	—	—	3	5	—	—	—
	—	—	63	7	—	—	—
	—	1	—	4	—	63	—
	—	—	—	5	—	—	2
	1	—	—	2	—	1	—
	—	—	—	2	—	5	—
	—	—	—	2	—	—	—
	1	—	—	3	—	—	—
	—	—	—	2	—	—	—
	—	—	—	2	—	—	—
	—	—	1	2	—	—	—
	—	—	—	1	—	—	—
	—	—	1	5	1	—	1
	—	—	—	3	—	—	—
	—	—	—	2	—	—	—
	—	—	1	2	—	3	—
	—	—	—	1	—	—	—
	—	—	—	2	—	—	—
	—	—	—	2	—	—	—
	—	—	—	3	—	1	—
	—	—	—	2	—	—	—
	—	—	—	2	—	—	—
	—	—	—	1	—	—	—
	—	—	—	1	—	—	—
	—	—	—	2	—	1	—
	—	—	—	2	—	—	—
	1	—	—	3	—	—	—
	—	—	—	1	—	—	—
	—	—	—	1	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	1	—	—	—
	—	1	1	1	—	1	—
	—	—	—	1	—	—	—
	1	—	—	5	—	—	1
	—	—	—	1	—	—	—
	10	3	74	119	4	94	8

附属資料16 都道府県

区分	消防本部						消防署	出張所
	計	市	町	村	組	合		
北海道	72	20	8	—	—	44	127	357
青森	16	1	2	—	—	13	36	52
岩手	14	3	1	—	—	10	20	55
宮城	12	3	—	—	—	9	28	74
秋田	17	2	1	—	—	14	21	68
山形	15	8	2	—	—	5	15	48
福島	12	2	—	—	—	10	26	73
茨城	29	9	6	—	1	13	64	56
栃木	15	4	1	—	—	10	17	56
群馬	12	2	—	—	—	10	29	53
埼玉	48	29	5	—	—	14	61	122
千葉	33	20	3	—	—	10	75	119
東京都	6(3)	3①	2(2)	1(1)	—	—	79	214
神奈川	28	19	7	—	—	2	55	202
新潟	36(1)	10	8(1)	—	—	18	42	81
富山	22	9	11	—	—	2	29	21
石川	12	3	3	—	—	6	19	42
福井	12	1	3	—	—	8	16	40
山梨	10	2	1	—	—	7	17	31
長野	19	6	2	—	—	11	53	39
岐阜	24	8	2	—	—	14	49	48
静岡	31	14	3	—	—	14	40	97
愛知	46	28	6	—	—	12	63	130
三重	15	8	1	—	—	6	24	50
滋賀	11	3	—	—	—	8	24	21
京都	17	9	4	—	—	4	31	61
大阪	33	24	5	—	—	4	73	172
兵庫	33	18	2	—	—	13	56	97
奈良	13	5	—	—	—	8	26	20
和歌山	21	7	6	—	—	8	29	15
鳥取	3	—	—	—	—	3	13	13
島根	11	1	1	—	—	9	13	41
岡山	14	5	—	—	—	9	22	60
広島	20	6	3	—	—	11	38	75
山口	16	7	1	—	—	8	26	31
徳島	12	3	—	—	—	9	21	14
香川	11	4	1	—	—	6	16	22
愛媛	16	4	—	—	—	12	20	33
高知	15	6	—	—	—	9	19	24
福岡	27	9	2	—	—	16	46	97
佐賀	10	3	—	—	—	7	15	19
長門	10	3	—	—	—	7	16	72
熊本	14	1	—	—	—	13	22	56
大分	15	4	1	—	—	10	19	35
宮崎	9	6	—	—	—	3	12	19
鹿児島	21	3	1	—	—	17	29	61
沖縄	23	9	3	—	2	9	24	21
計	931(4)	354①	108(3)	4(1)	—	465	1,615	3,207

(注) ( ) 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

○内は、東京消防庁（特別区）であり、内数である。

別市町村消防組織一覽

(平成6. 4. 1現在)

消防職員	消防団	分	団	消防団常備部				消防団員
				計	市	町	村	
8,759	232		1,090				29,033	
2,308	67		795				21,714	
1,722	59		492				25,977	
2,511	78		495				23,690	
1,810	67		604	1		1	21,378	
1,450	44		348				29,468	
2,185	90		622				39,518	
3,856	87		1,152				27,609	
2,105	49		349				15,947	
2,265	70		493				13,588	
7,028	89		602				15,493	
7,159	72		874				31,279	
18,128	99		717				24,790	
8,741	62		542				19,179	
3,026	112		789				46,851	
1,180	40		300				9,769	
1,391	39		241				5,209	
1,129	32		247				5,519	
980	64		246				18,273	
2,168	120		870				43,587	
2,311	101		535				23,200	
3,903	74		636				24,611	
6,985	360		784				27,780	
1,992	69		485				14,544	
1,271	50		202				9,371	
3,174	73		415				20,330	
9,494	39		395				9,810	
5,103	104		1,586				51,293	
1,562	47		346				10,005	
1,285	50		331				12,413	
673	39		249				5,715	
1,009	59		389				14,685	
1,991	78		471				32,261	
3,337	93		704				25,138	
1,647	56		531				14,831	
930	46		469				11,697	
1,123	43		271				7,726	
1,557	70		526				22,018	
1,053	53		292				8,480	
4,333	110		731				27,005	
1,009	49		207				22,321	
1,599	79		878				23,392	
1,984	94		811				40,131	
1,427	58		449				18,066	
975	44		148				16,424	
1,952	96		727				16,941	
1,305	35		125				1,678	
144,885	3,641		25,561	1		1	979,737	

附属資料17 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部				消 防 団				
	消防本部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和29年	328	6	423	638	30,493	9,337	…	120	2,023,011
30	360	6	454	683	31,194	5,951	…	106	1,944,233
31	383	6	465	713	31,864	5,332	…	101	1,830,222
32	406	6	488	735	32,745	4,484	…	107	1,737,319
33	429	6	507	778	33,729	4,304	…	104	1,677,555
34	438	6	533	831	35,168	4,153	…	93	1,633,792
35	445	3	562	833	36,627	4,016	…	102	1,591,053
36	461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45	756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53	887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54	895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55	906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56	914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57	923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58	927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59	932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63	930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4	935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料18 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和41年度	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1,004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1,392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1,896	632	1,264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2,250	644	1,606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2,464	644	1,820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2,528	644	1,884
51	37	—	73	—	1	△ 1	2,601	645	1,956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2,664	646	2,018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2,714	647	2,067
54	30	—	30	—	—	—	2,744	647	2,097
55	48	—	48	—	—	—	2,792	647	2,145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2,844	650	2,194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2,906	652	2,254
58	25	—	25	—	—	—	2,931	652	2,279
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2,958	652	2,306
60	5	—	5	—	—	—	2,963	652	2,311
61	15	—	15	△ 1	2	△ 3	2,977	654	2,323
62	11	—	11	△ 6	2 △ 1	△ 7	2,982	655	2,327
63	15	—	15	—	1	△ 1	2,997	656	2,341
平成元年	18	—	18	—	—	—	3,015	656	2,359
2	30	—	30	—	—	—	3,045	656	2,389
3	5	—	5	△ 6	1	△ 7	3,044	657	2,387
4	29	—	29	△ 3	6	△ 9	3,070	663	2,407
5	5	—	5	—	1	△ 1	3,075	664	2,411
6	20	—	20	△ 1	—	△ 1	3,094	644	2,430

(注) 消防組織法第18条の規定に基づき、特別区については、1の市とみなして計上している。

附属資料19 自主防災組織の

都道府県	区分 市区町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を有する市区町村数	組織されている地域の世帯数 (B)	組織率 (B/A) (%)	自主防災組織数	平常時の任務と活動項目別自主				
							防訓	災練	防知識の啓	災の発	防巡
北海道	212	2,223,599	102	395,817	17.8	827	291	361	179		
青森	67	500,884	46	98,359	19.6	220	95	141	64		
岩手	59	447,931	59	216,568	48.3	425	371	355	339		
宮城	71	745,210	68	526,648	70.7	2,509	2,089	2,283	1,654		
秋田	69	379,205	68	194,998	51.4	2,482	1,807	1,868	1,305		
山形	44	354,259	42	148,830	42.0	1,475	1,454	1,475	1,403		
福島	90	642,452	90	438,900	68.3	1,456	1,134	1,336	983		
茨城	87	904,794	54	156,578	17.3	745	595	501	473		
栃木	49	610,831	26	94,542	15.5	420	253	253	210		
群馬	70	629,587	26	99,213	15.8	311	129	64	76		
埼玉	92	2,232,078	48	752,776	33.7	1,377	1,171	1,090	845		
千葉	80	1,991,451	46	690,910	34.7	2,284	2,005	2,023	1,454		
東京都	64	5,003,985	52	3,690,614	73.8	5,174	4,848	4,309	2,157		
神奈川	37	3,071,925	37	2,476,065	80.6	6,526	3,836	3,599	1,218		
新潟	112	729,802	43	224,657	30.8	1,448	176	170	60		
富山	35	327,554	31	72,445	22.1	365	306	165	254		
石川	41	369,550	40	99,679	27.0	1,083	712	381	399		
福井	35	236,910	32	84,505	35.7	1,053	869	490	497		
山梨	64	281,522	64	265,333	94.2	2,554	2,545	2,199	691		
長野	120	686,037	65	357,183	52.1	2,059	1,702	1,501	892		
岐阜	99	622,693	74	508,072	81.6	3,337	2,185	1,253	935		
静岡	74	1,182,706	74	1,161,020	98.2	5,045	5,045	4,866	3,092		
愛知	88	2,269,790	62	1,819,908	80.2	7,896	7,799	6,944	1,232		
三重	69	589,512	56	240,896	40.9	1,215	682	565	578		
滋賀	50	377,565	48	184,753	48.9	1,472	1,100	960	910		
京都	44	932,204	29	528,778	56.7	745	469	338	273		
大阪	44	3,217,265	21	324,294	10.1	827	731	127	108		
兵庫県	91	1,922,941	56	565,577	29.4	1,382	825	843	485		
奈良	47	458,135	22	105,918	23.1	363	143	115	175		
和歌山	50	373,312	20	39,450	10.6	233	66	81	20		
鳥取	39	194,073	39	69,213	35.7	1,139	811	536	476		
島根	59	247,264	34	68,288	27.6	776	155	341	199		
岡山	78	656,481	74	166,143	25.3	1,033	517	565	193		
広島	86	1,050,416	28	515,674	49.1	1,882	1,854	1,848	1,844		
山口	56	570,562	33	48,509	8.5	404	250	168	144		
徳島	50	276,547	26	47,404	17.1	168	59	61	33		
香川	43	349,075	22	23,662	6.8	283	80	68	71		
愛媛	70	549,199	26	98,111	17.9	296	113	100	80		
高松	53	314,666	23	32,353	10.3	274	115	130	105		
福岡	97	1,751,128	44	618,864	35.3	624	439	394	334		
佐賀	49	266,333	11	22,138	8.3	123	12	111	3		
長崎	79	544,507	37	127,037	23.3	1,019	698	762	404		
熊本	94	618,465	32	50,732	8.2	225	73	31	32		
大分	58	434,566	44	142,349	32.8	1,083	843	916	764		
宮崎	44	424,146	41	86,664	20.4	673	400	354	368		
鹿児島	96	695,576	61	119,429	17.2	475	316	372	253		
沖縄	53	407,150	6	20,122	4.9	166	1	1	—		
全 国	3,258	43,665,843	2,082	18,819,978	43.1	67,951	52,169	47,414	28,264		

(注)組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(平成6.4.1現在)

されている 防災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
	三角バケツ 消火器等の 頒布又は共 同購	その他	災害危険 箇所等 の視	災害危険 箇所等 の情 報取 集	簡易 巡視 の情 報 伝 達	初 消 火	負傷者 救出・ 救	住民の 避難 誘 導	給 食 水	その他
45	77	176	289	175	77	191	112	52		
14	27	21	38	82	52	42	75	15		
188	145	25	75	215	110	98	264	1		
1,358	1,153	1,011	1,154	1,699	1,326	1,280	1,977	395		
694	226	976	1,074	1,692	588	1,065	1,190	—		
378	—	1,205	1,470	1,455	1,470	1,470	1,370	—		
162	27	806	1,202	1,250	1,049	1,162	1,087	—		
309	127	412	506	634	464	370	357	49		
205	9	20	237	266	225	237	208	181		
5	2	53	107	84	70	64	66	13		
420	89	416	1,023	1,237	1,003	971	947	64		
1,235	51	1,560	1,991	2,029	1,986	2,023	1,888	24		
1,075	821	2,949	4,534	4,528	4,517	4,511	4,499	731		
1,160	430	2,885	3,588	3,622	3,622	3,622	3,622	1,187		
32	2	38	20	195	92	29	110	1		
97	19	32	47	260	50	123	47	24		
58	226	36	33	484	54	83	63	34		
—	279	128	147	825	170	136	—	—		
536	365	1,821	2,437	2,466	2,320	2,466	1,656	350		
639	134	870	1,348	1,453	1,313	1,381	1,129	64		
374	67	1,116	1,727	1,814	1,681	1,807	1,752	39		
1,863	457	2,943	4,115	4,120	4,080	4,073	3,986	339		
1,073	4,467	1,491	6,771	7,545	7,055	7,260	6,564	5,500		
16	34	535	560	663	561	584	520	8		
244	215	417	323	1,074	544	517	261	79		
313	18	282	273	471	227	227	261	213		
26	35	—	74	124	77	83	73	—		
93	88	416	521	781	608	550	411	155		
101	—	35	95	190	115	130	5	—		
42	5	1	2	41	42	6	44	—		
62	88	288	378	897	261	411	210	—		
92	27	94	234	239	135	268	197	—		
107	41	139	152	664	98	95	184	—		
24	1,815	1,819	1,823	1,843	1,825	68	65	1,813		
12	48	21	41	256	86	97	48	17		
8	8	14	13	138	14	14	34	6		
17	39	48	46	90	52	46	45	41		
50	13	20	32	94	67	76	72	30		
11	3	73	76	118	65	155	6	3		
—	5	318	307	408	305	326	337	—		
—	—	84	106	113	85	85	107	—		
585	341	408	666	696	593	620	378	36		
10	6	22	55	51	19	22	19	4		
565	8	793	822	879	696	779	681	1		
134	38	306	313	344	357	406	307	21		
181	12	194	257	325	68	292	260	2		
—	—	—	1	1	1	1	—	—		
14,613	12,087	27,317	41,103	48,630	40,275	40,322	37,494	11,492		

附属資料20 事業所の自

区分	消防法施行規則第3条第1項に基づく自衛消防の組織数	左の内、地域自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	左の内、地域自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	左の内、消防活動する組織数	その他の消防法に基づく自衛消防の組織数	左の内、地域自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	左の内、消防活動する組織数
北海道	34,375	246	67	461	10	7	7
青森	13,652	8	—	45	—	—	—
岩手	8,573	7	3	—	—	—	—
宮城	13,669	153	69	47	3	1	1
秋田	5,885	47	1	14	—	—	—
山形	5,730	21	17	6	—	—	—
福島	12,070	14	2	22	—	—	—
茨城	12,361	4	2	169	—	—	—
栃木	8,791	59	4	—	—	—	—
群馬	8,933	8	2	142	11	—	—
埼玉	21,009	8	5	129	—	—	—
千葉	17,983	—	—	81	41	38	38
東京	77,168	579	44	2	2	2	2
神奈川	42,305	109	—	106	42	21	21
新潟	13,794	13	5	115	1	1	1
富山	5,210	9	7	219	—	—	—
石川	7,216	55	48	11	—	—	—
福井	5,304	80	31	5	—	—	—
山梨	6,243	323	13	2	—	—	—
長野	12,300	51	32	52	—	—	—
岐阜	7,734	67	6	27	—	—	—
静岡	19,235	34	26	134	—	—	—
愛知	34,746	11	11	209	—	—	—
三重	5,832	—	—	41	—	—	—
滋賀	5,718	51	21	—	—	—	—
京都	12,210	31	9	15	—	—	—
大阪	40,523	2	2	55	8	1	1
兵庫	27,157	14	5	52	29	28	28
奈良	4,013	64	2	—	—	—	—
和歌山	4,802	6	1	10	2	2	2
鳥取	2,320	86	17	—	—	—	—
島根	2,528	44	11	81	—	—	—
岡山	7,500	—	—	29	—	—	—
広島	14,879	47	26	18	—	—	—
山口	8,239	2	—	229	—	—	—
徳島	3,262	—	—	25	—	—	—
香川	4,841	4	2	131	1	1	1
愛媛	7,617	1	1	15	—	—	—
高知	3,304	159	—	—	—	—	—
福岡	23,855	185	185	62	36	36	36
佐賀	4,478	5	4	10	—	—	—
長崎	9,050	20	2	11	1	1	1
熊本	9,571	1	1	7	—	—	—
大分	5,771	10	2	337	—	—	—
宮崎	5,744	—	—	—	—	—	—
鹿児島	8,246	29	12	4	—	—	—
沖縄	2,248	4	—	6	—	—	—
合計	617,994	2,671	698	3,136	187	139	139

主防災組織の状況

(平成6. 4. 1現在)

市町村条例、規則に基づく自衛消防(防災)組織数	左の内、地域自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	左の内、消防活動する組織数	事業所において任意に設置している消防(防災)組織数	左の内、地域自主防災組織等と相互協力を定めている組織数	左の内、消防活動する組織数
—	—	—	34	8	8
—	—	—	15	—	—
—	—	—	34	—	—
1	—	—	11	9	9
—	—	—	7	—	—
—	—	—	13	—	—
—	—	—	1	—	—
—	—	—	15	1	1
—	—	—	2	—	—
—	—	—	2	—	—
—	—	—	35	—	—
5	1	1	33	1	1
562	2	1	2,065	103	5
97	—	—	167	—	—
2	—	—	85	—	—
—	—	—	20	2	2
—	—	—	2	—	—
—	—	—	28	—	—
—	—	—	58	20	1
—	—	—	87	3	2
—	—	—	142	13	13
—	—	—	877	—	—
27	—	—	90	—	—
—	—	—	37	17	2
—	—	—	14	—	—
130	—	—	120	—	—
—	—	—	821	—	—
—	—	—	2	—	—
1	—	—	11	—	—
—	—	—	31	—	—
—	—	—	4	3	3
—	—	—	12	3	3
—	—	—	2	—	—
—	—	—	17	—	—
1	1	1	67	2	2
—	—	—	2	—	—
—	—	—	1	—	—
—	—	—	292	—	—
—	—	—	11	5	5
75	—	—	11	9	9
—	—	—	—	—	—
—	—	—	5	—	—
1	1	1	—	—	—
—	—	—	6	—	—
—	—	—	790	—	—
1	1	1	1	—	—
—	—	—	—	—	—
903	6	5	6,080	199	66

附属資料21 危険物施

年	施設 合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484
41	190,122	2,899	126,597	32,344	45,010	7,605	19,553
42	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891
43	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243
44	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142
45	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852
46	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880
47	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132
48	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913
49	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423
50	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642
51	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906
52	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874
53	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734
54	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823
55	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193
56	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755
57	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398
58	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724
59	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715
60	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749
61	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254
62	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509
63	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374
2	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630
3	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874
4	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599
5	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706
6	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設数の推移

(各年3月31日現在)

所			取扱所					
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702	—	—	7,742
4,596	13,292	4,197	60,626	38,443	2,135	—	—	20,048
4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059	—	—	25,270
4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478	—	—	34,628
4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907	—	—	43,586
4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274	—	—	51,800
4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553	—	—	62,244
4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91	—	70,911
4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163	—	79,948
4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258	—	89,974
4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
2,354	79,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729

附属資料22 容量別、都道府県別

都道府県	容量	合計	1,000kl未満の屋外タンク貯蔵所	1,000kl以上の屋外タンク貯蔵所
北海道	道	3,712	3,038	674
	青森	911	713	198
	岩手	731	698	33
	宮城	1,071	889	182
	秋田	815	728	87
山形	山形	771	742	29
	福島	1,642	1,506	136
茨城県	茨城	3,256	2,997	259
	栃木	1,541	1,518	23
	群馬	2,182	2,163	19
	埼玉	1,956	1,923	33
	千葉	5,666	4,663	1,003
東京都	東京	1,040	970	70
	神奈川	4,855	3,646	1,209
新潟県	新潟	2,411	2,156	255
	富山	1,309	1,219	90
	石川	905	838	67
福井県	福井	801	722	79
	山梨	469	460	9
岐阜県	岐阜	1,861	1,839	22
	長野	2,002	1,999	3
	静岡	3,575	3,378	197
	愛知	5,546	4,991	555
滋賀県	滋賀	3,649	3,240	409
	京都	1,182	1,175	7
	大阪	476	449	27
兵庫県	兵庫	3,336	2,815	521
	奈良	4,074	3,598	476
	和歌山	302	302	0
鳥取県	鳥取	1,448	1,163	285
	島根	294	265	29
	岡山	640	632	8
	広島	2,864	2,325	539
徳島県	徳島	1,890	1,732	158
	香川	2,931	2,302	629
	愛媛	629	601	28
高知県	高知	749	632	117
	福岡	1,530	1,226	304
	佐賀	551	520	31
熊本県	熊本	2,793	2,527	266
	大分	592	580	12
	宮崎	1,029	936	93
	鹿児島	1,049	1,008	41
	沖縄	1,321	1,128	193
鹿児島県	鹿児島	787	734	53
	鹿儿岛	1,758	1,591	167
	沖縄	653	457	196
計		85,555	75,734	9,821
構成比 (%)		100.0	88.5	11.5

屋外タンク貯蔵所の施設数 (完成検査済証交付施設)

(平6. 3. 31現在)

1,000kl~ 5,000kl	左の内の訳				10万kl以上
	5,000kl~ 1万kl	1万kl~ 5万kl	5万kl~ 10万kl	10万kl以上	
323	140	103	18	90	
116	20	11	0	51	
22	8	0	0	3	
96	23	46	17	0	
48	10	15	0	14	
19	6	4	0	0	
78	14	20	20	4	
113	41	70	19	16	
23	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	
31	2	0	0	0	
443	266	168	106	20	
61	5	4	0	0	
586	287	262	71	3	
142	48	46	13	6	
46	11	26	7	0	
51	16	0	0	0	
45	0	0	4	30	
9	0	0	0	0	
22	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	
161	27	4	5	0	
244	139	118	40	14	
224	58	89	26	12	
7	0	0	0	0	
22	1	4	0	0	
212	125	149	30	5	
238	121	101	16	0	
0	0	0	0	0	
108	57	81	24	15	
26	3	0	0	0	
8	0	0	0	0	
282	111	114	17	15	
111	19	15	13	0	
300	123	154	38	14	
16	0	12	0	0	
33	48	29	0	7	
152	94	45	7	6	
31	0	0	0	0	
211	40	15	0	0	
9	0	0	3	0	
62	20	6	0	5	
39	1	1	0	0	
73	55	51	10	4	
49	4	0	0	0	
56	5	4	2	100	
48	31	40	25	52	
5,018	1,979	1,807	531	486	
5.9	2.3	2.1	0.6	0.6	

附属資料23 石油コンビナート等特別防災区

都道府県	特別防災区域	区域 面積 (万m <sup>2</sup> )	第1種 事業所	第2種 事業所	石油の 貯蔵・ 取扱量 (万kl)	高压ガス の処理量 (万Nm <sup>3</sup> )
北海道	釧路小川 苫室 上	22	7(1)	0	33	143
		1,728	12(5)	7	1,355	5,022
		708	2(2)	6	213	26,502
		44	2(0)	1	64	12
青森	4-2 むつ小川 5 青 6 八戸	249	2(0)	0	621	0
		12	5(0)	0	18	0
		160	9(2)	7	52	458
岩手宮	6-2 久慈 7 塩釜 8 仙台	132	1(0)	0	185	0
		30	8(5)	3	29	655
		460	3(1)	6	280	4,518
秋田	9 男鹿 10 秋田	161	2(1)	0	425	0
		171	4(0)	7	57	188
山形福島	11 酒田 11-2 広い 12 わ	335	4(0)	2	24	51
		131	1(0)	0	46	0
		746	11(2)	10	212	1,070
茨城千	13 鹿島臨海 14 京葉臨海北部 15 京葉臨海中部 16 京葉臨海南部	2,410	13(11)	10	749	44,295
		259	9(1)	5	51	805
		4,504	37(26)	30	2,147	215,682
東京神奈川	18 品川・大井 19 京浜臨海 20 根岸臨海 21 久里浜	29	2(0)	0	10	0
		3,500	50(27)	46	1,325	113,585
		634	4(1)	5	504	32,381
新潟	22 新潟東西港 23 新潟津 24 新直江	469	12(4)	2	238	13,192
		713	5(3)	7	162	8,404
		303	3(0)	2	9	67
		75	2(1)	3	121	3,398
富山	25 富山湊 26 新伏木 27 伏木中 28 伏木中	45	1(0)	0	25	0
		17	2(0)	1	9	89
		57	1(1)	0	1	4,514
		34	6(0)	4	30	481
		263	6(0)	1	408	0
石川福静	29 金沢臨海 30 福井水	114	3(1)	11	82	475
		108	1(0)	0	98	0
愛知	32 渥美 32-2 田原郡 33 蒲郡 34 衣浦 35 名古屋港臨海	114	0(0)	0	0	0
		17	2(0)	2	15	199
		1,027	5(2)	6	37	1,750
		2,641	33(9)	20	953	51,093
		1,102	17(15)	21	741	72,468
		80	2(1)	1	78	36
三重	36 四日市臨海 37 尾鷲	447	8(1)	15	60	319
		1,732	20(10)	25	684	100,655
		56	2(1)	0	29	3
大阪	38 大阪北港 39 堺北臨海 40 岬	447	8(1)	15	60	319
		1,732	20(10)	25	684	100,655
		56	2(1)	0	29	3

域の現況と防災資機材等の整備状況

(平成6年4月1日現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	大型化学 高所放 水車 (台)	その他 の消防車 (台)	泡消化 薬剤3 %換算 (kl)	オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張船 (隻)	油 回収船 (隻)
1	1	0	0	2	106	5,720	2	0
6	1	5	4	2	188	10,900	2	2
2	2	2	0	7	208	3,780	2	1
2	2	2	0	2	60	2,240	4	0
2	2	2	0	3	156	2,400	1	1
1	1	1	0	0	52	3,240	5	0
1	1	1	0	0	155	7,440	1	0
0	0	0	0	1	8	2,300	4	1
0	0	0	0	2	98	5,960	12	0
2	2	2	0	3	97	6,680	4	1
2	2	2	0	1	108	4,320	2	1
1	1	1	0	2	81	5,970	3	0
1	1	1	0	0	41	3,300	1	0
1	1	1	0	0	72	2,200	1	1
2	2	2	0	7	188	7,720	1	1
5	4	3	0	15	211	12,240	3	1
2	2	1	0	1	97	6,430	1	0
23	10	15	6	29	825	35,145	6	1
1	1	1	0	2	37	2,520	1	0
1	1	1	0	0	26	1,620	1	0
19	10	10	0	30	743	40,810	9	1
6	5	5	0	6	242	8,620	6	1
1	1	1	0	0	11	1,620	1	0
2	2	2	0	1	166	9,460	1	0
3	2	2	0	2	140	4,820	3	0
0	0	0	0	6	41	1,920	1	0
1	1	1	0	2	76	2,840	1	1
1	1	1	0	0	19	1,620	1	0
0	0	0	0	2	48	2,060	2	0
0	0	0	0	2	7	0	0	0
1	1	1	0	0	64	4,140	1	0
3	3	3	1	6	244	13,900	7	6
2	1	1	0	2	100	4,260	2	0
1	1	1	0	0	49	2,160	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	40	2,740	3	0
1	1	1	0	7	43	6,440	6	0
10	8	8	2	18	391	29,700	10	2
5	4	4	0	15	997	17,533	2	3
1	1	1	0	3	119	6,960	2	0
1	1	1	0	8	101	6,580	1	0
12	8	8	0	18	329	25,200	8	1
1	1	1	0	0	57	2,280	1	0

附属資料23 石油コンビナート等特別防災区

都道府県	特別防災区域	区域 面積 (万㎡)	第1種 事業所	第2種 事業所	石油の 貯蔵・ 取扱量 (万kl)	高压ガス の処理量 (万Nm <sup>3</sup> )
兵庫	41 尼崎	433	6( 3)	12	45	530
	42 神戶	287	9( 2)	5	92	2,451
	43 東播磨	1,098	6( 4)	10	44	6,481
	44 姫路臨海	1,920	10( 8)	10	390	16,176
	44-2赤穂	53	1( 1)	0	24	4
和歌山	45 和歌山北部臨海北部	617	3( 2)	0	13	1,678
	46 和歌山北部臨海中部	148	3( 3)	0	93	568
	47 和歌山北部臨海南部	308	3( 1)	0	570	12,898
	47-2御坊	34	1( 1)	0	34	4
岡山	48 水島臨海	2,558	15( 13)	10	1,009	110,530
広島・岡山	49 福島・笠岡	1,128	4( 2)	2	24	4,243
	50 江田島	19	1( 0)	1	27	0
広島	51 能美	39	1( 0)	0	88	0
	52 岩国・大竹	541	6( 5)	8	265	22,284
山口・広島	53 下松	273	2( 1)	3	122	137
	54 徳島・新南陽	810	11( 11)	9	431	28,535
	55 宇部・小野田	928	6( 5)	9	469	23,697
	57 六連島	5	1( 0)	0	25	0
	58 阿南	80	1( 0)	1	25	16
徳島	59 番の州	436	3( 2)	2	338	10,906
	60 新居浜	433	5( 3)	4	21	4,269
	61 波方	30	1( 1)	0	35	5,287
	62 菊間	80	2( 1)	0	304	8,727
	63 松山	250	4( 3)	1	121	10,688
福岡	64 豊前	47	1( 1)	0	18	1
	65 北九州	2,314	16( 9)	13	88	19,454
	66 福岡	46	9( 1)	14	32	690
佐賀	67 唐津	33	3( 1)	1	20	857
	68 相浦	22	1( 1)	0	18	1
	69 長崎	12	4( 0)	4	12	91
	69-2上五島	26	1( 0)	0	26	0
熊本	70 八代	16	5( 0)	1	14	0
	71 大分	1,122	11( 10)	5	327	53,666
鹿児島	71-2川内	44	2( 2)	1	13	476
	71-3串木	5	1( 0)	0	33	0
	71-4鹿野	10	3( 0)	0	15	0
	72 喜入	193	1( 0)	0	879	0
	72-2志布	196	1( 0)	0	538	0
	73 平座	419	3( 1)	0	786	6,752
沖縄	74 安泊	19	1( 1)	0	35	504
	75 小那覇	86	1( 1)	0	207	1,358
	合計	44,279	492(236)	392	19,924	1,057,288

域の現況と防災資機材等の整備状況 (つづき)

(平成6年4月1日現在)

大化学 消防車 (台)	大型 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	大型化 学高所 放水車 (台)	その他 の消防車 (台)	泡消 化薬 剤3 %換 算 (kl)	オイル フェ ンス (m)	オイル ス 展 張 船 (隻)	油 回 収 船 (隻)
1	1	1	0	6	72	6,320	8	0
2	2	2	0	5	103	8,900	5	0
1	2	1	0	16	76	9,940	9	1
4	5	4	3	16	209	16,450	10	1
1	1	1	0	0	17	1,620	1	0
1	1	0	0	7	55	4,980	4	0
3	2	2	0	2	89	6,320	4	0
4	5	4	0	4	242	6,900	4	1
1	1	1	0	0	0	1,800	2	0
4	5	9	0	28	276	24,630	12	2
0	0	1	0	5	76	4,360	6	0
1	1	1	0	0	31	4,350	2	0
1	1	1	0	0	23	4,420	3	0
3	1	3	2	15	185	10,060	4	1
1	1	1	0	1	85	3,860	2	0
5	3	2	2	14	176	10,700	8	1
3	2	2	0	9	157	7,000	3	1
0	0	0	0	0	29	1,620	1	0
1	1	1	0	0	19	2,380	2	0
3	3	3	0	5	107	12,540	4	2
2	1	1	0	2	100	4,540	2	0
1	1	1	0	0	30	3,720	2	0
2	2	2	0	1	38	4,700	3	1
2	1	1	0	5	71	5,940	4	1
1	1	1	0	0	12	1,740	1	0
4	4	3	0	11	180	13,320	9	0
2	0	2	0	2	102	8,540	4	0
1	1	1	0	3	20	3,860	2	0
1	1	1	0	0	16	1,620	1	0
0	0	0	0	1	68	3,301	5	0
0	0	0	0	1	130	4,240	2	1
1	1	1	0	0	64	3,240	1	0
4	4	4	0	12	243	7,940	5	1
1	1	1	0	0	20	1,620	1	0
0	0	0	0	1	38	2,300	7	1
0	0	0	0	2	93	3,780	6	0
1	2	2	0	2	157	8,340	4	2
1	1	1	0	2	1	2,900	1	1
2	2	3	0	6	68	5,610	4	1
1	1	1	0	0	27	2,020	1	1
2	2	2	0	1	114	2,600	1	1
197	154	164	20	392	10,455	572,809	286	48

附属資料24 都道府県別救急

都道府県	区分	市町村数	人口 〔平成2年 国勢調査〕	救急業務実施市町村数A		
				市町村数	人口 〔平成2年 国勢調査〕	
北海道	道	212	5,643,647	212	5,643,647	
	青森	67	1,482,873	67	1,482,873	
	岩手	59	1,416,928	59	1,416,928	
	宮城	71	2,248,558	71	2,248,558	
	秋田	69	1,227,478	68	1,219,443	
	山形	44	1,258,390	44	1,258,390	
	福島	90	2,104,058	90	2,104,058	
	茨城県	茨城	87	2,845,382	86	2,842,671
		栃木	49	1,935,168	49	1,935,168
		群馬	70	1,966,265	70	1,966,265
埼玉		92	6,405,319	90	6,398,906	
千葉		80	5,555,429	79	5,532,936	
東京都		42	11,855,563	36	11,845,858	
奈良		37	7,980,391	36	7,976,842	
新潟県		新潟	112	2,474,583	109	2,440,734
		富山	35	1,120,161	32	1,115,107
		石川	41	1,164,628	41	1,164,628
	福井	35	823,585	35	823,585	
山梨県	山梨	64	852,966	64	852,966	
	長野	120	2,156,627	109	2,094,824	
	岐阜	99	2,066,569	93	2,054,400	
	静岡	74	3,670,840	66	3,626,917	
	愛知	88	6,690,603	77	6,624,446	
三重県	三重	69	1,792,514	58	1,724,754	
	滋賀県	滋賀	50	1,222,411	50	1,222,411
		京都	44	2,602,460	44	2,602,460
大阪		44	8,734,516	41	8,687,531	
兵庫		91	5,405,040	90	5,397,210	
奈良県	奈良	47	1,375,481	41	1,361,155	
	和歌山	50	1,074,325	43	1,046,552	
	鳥取県	鳥取	39	615,722	39	615,722
島根		59	781,021	55	775,613	
岡山		78	1,925,877	76	1,911,898	
広島		86	2,849,847	75	2,785,463	
山口県	山口	56	1,572,616	55	1,553,729	
	徳島県	徳島	50	831,598	44	812,429
		香川	43	1,023,412	42	1,018,741
愛媛県	愛媛	70	1,515,025	69	1,506,911	
	高知	53	825,034	53	825,034	
福岡県	福岡	97	4,811,050	97	4,811,050	
	佐賀	49	877,851	49	877,851	
	長門	79	1,562,959	78	1,560,812	
	熊本	94	1,840,326	94	1,840,326	
	大分	58	1,236,942	58	1,236,942	
	宮崎	44	1,168,907	32	1,104,325	
鹿児島県	鹿児島	96	1,797,824	92	1,781,471	
	沖縄	53	1,222,398	41	1,202,200	
計	3,236	123,611,167	3,099	122,932,739		

業務実施状況

市町村数 (%)	実 施 率 人 口 (%)	救急出場件数		対 前 年 増 減 率 $\frac{C-B}{B}$ (%)	A内におけ る人口1万 人当たりの 救急出場件 数(件)
		4年中 B (件)	5年中 C (件)		
100.0	100.0	123,526	129,253	4.6	229
100.0	100.0	25,546	26,897	5.3	181
100.0	100.0	23,942	24,756	3.4	175
100.0	100.0	38,712	40,537	4.7	180
98.6	99.3	18,146	19,098	5.2	157
100.0	100.0	20,811	21,398	2.8	170
100.0	100.0	40,527	41,205	1.7	196
98.9	99.9	54,406	54,977	1.0	193
100.0	100.0	36,856	37,492	1.7	194
100.0	100.0	40,368	41,011	1.6	209
97.8	99.9	137,684	142,063	3.2	222
98.8	99.6	134,563	137,911	2.5	249
85.7	99.9	413,765	415,776	0.5	351
97.3	100.0	219,750	221,846	1.0	278
97.3	98.6	46,209	47,262	2.3	194
91.4	99.5	17,458	18,110	3.7	162
100.0	100.0	19,092	19,671	3.0	169
100.0	100.0	13,592	13,728	1.0	167
100.0	100.0	19,726	20,544	4.1	241
90.8	97.1	41,996	42,432	1.0	203
93.9	99.4	39,240	39,915	1.7	194
89.2	98.8	74,353	75,330	1.3	208
87.5	99.0	137,980	139,848	1.4	211
84.1	96.2	33,826	35,076	3.7	203
100.0	100.0	26,692	27,465	2.9	225
100.0	100.0	65,610	66,579	1.5	256
93.2	99.5	267,173	276,319	3.4	318
98.9	99.9	123,979	128,040	3.3	237
87.2	99.0	32,065	33,033	3.0	243
86.0	97.4	25,413	26,075	2.6	249
100.0	100.0	11,816	12,308	4.2	200
93.2	99.3	13,376	13,740	2.7	177
97.4	99.3	38,548	38,903	0.9	203
87.2	97.7	60,776	62,083	2.2	223
98.2	98.8	35,358	36,523	3.3	235
88.0	97.7	15,464	16,497	6.7	203
97.7	99.5	24,342	24,485	0.6	240
98.6	99.5	35,056	35,059	0.0	233
100.0	100.0	20,250	21,092	4.2	256
100.0	100.0	106,705	111,670	4.7	232
100.0	100.0	16,360	16,736	2.3	191
98.7	99.9	28,435	29,380	3.3	188
100.0	100.0	34,589	36,217	4.7	197
100.0	100.0	24,079	25,156	4.5	203
72.7	94.5	20,490	21,593	5.4	196
95.8	99.1	35,259	37,536	6.5	211
77.4	98.3	27,399	29,038	6.0	242
95.8	99.5	2,861,311	2,931,663	2.5	238

附属資料25 都道府県別事故

都道府県	区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	
北海道	道	973	123	148	19,532	2,089	1,262	14,130	
	青森	187	0	45	5,076	334	222	2,530	
	岩手	130	2	35	4,611	377	249	2,609	
	宮城	410	1	75	8,298	481	263	3,725	
	秋田	98	0	16	3,267	342	150	2,052	
	山形	100	2	15	4,154	344	175	2,318	
	福島	69	5	52	8,500	605	396	4,425	
	茨城県	茨城	309	4	122	16,238	876	434	4,941
		栃木	270	0	25	10,709	570	294	3,198
		群馬	61	2	29	10,996	678	318	4,275
埼玉		1,047	7	60	34,661	2,374	1,379	14,384	
千葉		908	7	115	31,657	1,879	931	15,036	
東京都		4,022	7	300	75,900	4,274	3,430	53,213	
神奈川		1,741	4	193	45,420	2,796	1,820	26,453	
新潟県		新潟	111	10	62	11,109	1,066	429	5,479
		富山	18	0	28	4,275	357	145	2,176
		石川	22	2	25	4,930	381	183	2,440
	福井	35	6	42	3,735	260	142	1,611	
山梨県	山梨	138	0	15	4,898	320	313	2,129	
	長野	187	2	50	8,702	769	430	5,366	
	岐阜	126	0	55	11,212	850	375	4,139	
	静岡県	406	3	129	18,400	1,394	657	8,103	
	愛知県	1,005	2	86	34,101	2,397	971	14,154	
滋賀県	滋賀	55	1	39	9,101	761	264	3,714	
	京都	137	5	45	7,451	619	307	3,111	
	大阪	258	1	59	18,902	800	625	7,235	
	兵庫県	2,795	6	106	52,496	3,586	1,566	31,930	
	奈良	538	8	106	26,937	1,834	990	15,484	
和歌山県	和歌山	109	2	16	7,862	609	296	3,944	
	鳥取	50	0	60	6,273	429	157	3,040	
	島根	56	1	44	2,579	175	118	1,400	
	岡山	20	2	45	2,808	293	186	1,674	
広島県	岡山	72	4	46	10,956	711	217	4,377	
	広島	177	15	60	14,258	1,038	456	7,377	
	山口	152	36	45	7,404	513	325	4,325	
	徳島	34	4	16	4,155	315	218	1,815	
香川県	香川	161	3	36	6,615	387	219	2,843	
	愛媛	147	5	52	8,678	591	258	4,075	
	高知	129	9	40	4,626	389	159	2,830	
	福岡県	福岡	663	11	144	22,981	1,400	762	11,965
佐賀		22	4	25	3,958	238	139	1,794	
長崎		43	7	58	4,423	361	241	3,472	
熊本		90	8	54	7,766	510	381	3,911	
大分		34	17	35	4,886	390	192	2,803	
宮崎		139	58	33	4,532	331	203	2,047	
鹿児島		183	162	64	6,644	593	311	4,091	
沖縄		110	7	96	5,492	228	298	3,353	
計		18,547	565	3,046	632,164	42,914	23,856	331,496	

種別救急出場件数

(平成5年中 単位：件)

加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資機材等送	その他	計
1,133	1,509	67,214	18,865	92	46	2,137	129,253
247	264	14,244	3,390	78	51	229	26,897
164	245	13,323	2,677	16	5	313	24,756
455	480	19,530	5,915	158	19	727	40,537
101	230	11,052	1,609	3	0	178	19,098
131	215	11,690	2,030	54	1	169	21,398
352	404	22,511	3,413	57	131	285	41,205
585	593	25,734	4,216	266	35	624	54,977
339	404	17,706	3,603	48	0	326	37,492
360	418	19,976	3,435	81	2	380	41,011
2,465	1,543	72,433	8,502	486	152	2,570	142,063
2,345	1,343	69,664	11,415	119	102	2,390	137,911
9,567	3,686	230,444	25,053	221	846	4,813	415,776
3,748	2,076	121,030	13,792	411	245	2,117	221,846
346	508	22,976	4,653	90	4	419	47,262
141	212	9,148	1,306	22	16	266	18,110
170	180	9,783	1,347	8	1	199	19,671
87	148	6,358	1,175	25	0	104	13,728
170	202	10,271	1,677	97	85	229	20,544
316	341	22,039	3,679	258	23	270	42,432
314	387	19,383	2,716	42	83	233	39,915
746	735	37,383	6,322	194	9	849	75,330
1,873	1,400	71,330	10,119	723	348	1,339	139,848
317	325	17,516	2,373	78	221	311	35,076
219	221	13,743	1,412	18	3	174	27,465
876	616	33,648	3,148	4	2	405	66,579
7,663	2,820	157,765	12,928	31	36	2,591	276,319
1,875	1,406	67,165	8,856	207	22	2,612	128,040
337	324	16,358	2,936	49	3	188	33,033
297	293	13,166	2,025	33	18	234	26,075
73	132	6,400	1,213	19	2	96	12,308
72	123	7,151	1,276	16	1	73	13,740
380	344	18,034	3,504	34	9	215	38,903
572	597	30,191	6,501	178	18	645	62,083
322	360	18,394	4,056	88	15	488	36,523
147	136	7,854	1,581	39	12	171	16,497
207	203	11,112	2,426	62	6	205	24,485
274	356	16,647	3,433	44	1	498	35,059
239	202	10,243	1,970	43	0	213	21,092
1,318	1,267	56,104	12,548	250	6	2,251	111,670
136	160	7,483	2,465	102	2	208	16,736
235	266	14,871	4,706	71	41	585	29,380
281	381	18,126	4,243	78	4	384	36,217
172	214	11,976	4,016	120	22	279	25,156
222	244	10,234	3,176	41	13	320	21,593
356	407	18,215	5,368	71	9	1,062	37,536
493	420	14,747	3,234	0	0	560	29,038
43,238	29,340	1,522,365	240,303	5,225	2,670	35,934	2,931,663

附属資料26 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	258	148	101	24,075	2,032	1,277
青森	55	0	37	5,865	333	224
岩手	26	2	27	5,487	373	262
宮城	99	1	59	9,403	473	267
秋田	23	0	8	3,899	335	154
山形	42	2	14	5,161	334	184
福島	64	5	43	10,209	598	424
茨城	84	0	82	20,030	865	455
栃木	74	0	18	13,106	554	311
群馬	51	0	15	13,508	662	334
埼玉	261	7	33	40,198	2,337	1,438
千葉	218	8	72	37,747	1,853	973
東京都	908	4	196	80,869	4,213	3,543
神奈川県	377	3	134	50,679	2,727	1,874
新潟	67	7	43	12,911	1,047	444
富山	24	0	18	5,097	353	144
石川	16	3	26	5,863	375	197
福井	25	5	37	4,612	256	146
山梨	28	0	12	5,898	311	328
長野	104	3	41	10,518	744	445
岐阜	87	0	39	14,158	836	395
静岡県	115	1	90	21,475	1,389	694
愛知県	301	2	62	39,831	2,348	1,009
三重	51	0	28	11,205	737	280
滋賀	40	6	42	9,030	612	326
京都	165	0	50	21,057	787	646
大阪	548	3	74	57,903	3,512	1,603
兵庫県	234	5	84	30,521	1,795	1,023
奈良	54	1	14	9,269	606	304
和歌山	34	0	56	7,124	426	168
鳥取	15	1	28	3,088	173	120
島根	19	2	36	3,385	284	194
岡山	74	4	38	12,461	694	230
広島	107	10	39	15,759	1,029	476
山口	62	35	33	8,237	508	332
徳島	24	0	12	4,802	318	241
香川	46	3	30	7,704	384	229
愛媛	56	4	44	9,719	583	267
高知	44	16	22	5,027	385	160
福岡	166	8	104	25,481	1,367	798
佐賀	23	3	19	4,636	232	147
長崎	41	8	52	4,750	355	248
熊本	55	7	40	8,672	502	392
大分	38	16	22	5,377	382	198
宮崎	32	58	30	4,980	333	204
鹿児島	89	181	41	7,094	579	309
沖縄	17	7	71	5,907	229	300
計	5,341	579	2,216	723,787	42,160	24,717

種別救急搬送人員

(平成5年中 単位：人)

一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
13,460	1,096	1,137	63,961	19,583	127,128
2,388	248	203	13,559	3,454	26,366
2,508	162	182	12,797	2,731	24,557
3,501	449	371	18,434	5,981	39,038
1,960	95	172	10,543	1,658	18,847
2,214	132	164	11,213	2,061	21,521
4,271	362	313	21,632	3,477	41,398
4,718	595	465	24,450	4,331	56,075
3,013	341	318	16,708	3,676	38,119
4,113	363	323	19,036	3,558	41,963
13,745	2,473	1,163	68,598	8,816	139,069
14,313	2,410	1,024	66,372	11,966	136,956
49,232	9,283	2,906	211,182	24,893	387,229
24,835	3,641	1,604	112,178	14,199	212,251
5,242	340	367	21,800	4,760	47,028
2,088	140	154	8,751	1,348	18,117
2,338	183	136	9,298	1,376	19,811
1,535	91	122	6,057	1,203	14,089
2,062	180	162	9,681	1,758	20,420
5,206	298	259	20,700	3,768	42,086
4,001	326	312	18,579	2,810	41,543
7,760	749	579	35,484	6,571	74,907
13,384	1,870	1,086	65,970	10,379	136,242
3,560	334	249	16,670	2,431	35,545
2,991	210	181	13,092	1,499	28,029
6,883	887	506	31,259	3,228	65,468
29,344	7,561	2,214	147,222	13,308	263,292
14,579	1,903	1,104	63,397	9,138	123,783
3,780	349	273	15,555	3,017	33,222
2,917	300	233	12,525	2,068	25,851
1,330	66	102	6,062	1,230	12,215
1,622	74	99	6,876	1,300	13,891
4,202	378	277	17,127	3,557	39,042
6,984	543	465	28,404	6,502	60,318
4,144	302	260	17,560	4,161	35,634
1,735	150	109	7,408	1,656	16,455
2,718	203	163	10,640	2,466	24,586
3,944	280	300	15,870	3,587	34,654
2,681	233	156	9,702	2,063	20,489
11,237	1,252	970	52,445	13,073	106,901
1,703	132	115	7,030	2,508	16,548
3,322	228	204	13,969	5,003	28,180
3,698	261	287	17,174	4,261	35,349
2,644	173	164	11,237	4,047	24,298
1,901	211	180	9,567	3,258	20,754
3,860	327	319	17,103	6,180	36,082
3,127	466	356	13,984	3,529	27,993
312,793	42,650	22,808	1,428,861	247,427	2,853,339

附属資料27 都道府県別経営主体別救急病院

都道府県	区分	病 院	診 療 所	計	国 及	
					病	
					国	国に準ず るもの
北海道	道	265	71	336	8	2
	青森	56	21	77	2	
	岩手	62	3	65	0	
	宮城	54	8	62	2	
	秋田	33	1	34	1	1
山形	山形	35	0	35	1	
	福島	55	0	55	1	1
茨城県	茨城	115	9	124	3	
	栃木	79	48	127	2	
	群馬	88	37	125	4	
	埼玉	218	34	252	3	
	千葉	147	20	167	4	1
	東京都	392	51	443	8	
	神奈川県	180	33	213	4	
新潟県	新潟	65	15	80	3	
	富山	55	37	92	2	
	石川	64	35	99	3	
	福井	58	30	88	3	
山梨県	山梨	36	16	52	2	
	長野	95	25	120	4	
	岐阜	78	16	94	2	
	静岡県	99	96	195	9	1
	愛知県	238	110	348	4	2
滋賀県	滋賀	70	30	100	4	
	京都	29	1	30	2	
	大阪	98	1	99	3	
兵庫県	兵庫	245	5	250	4	
	徳島	159	21	180	6	
	奈良	34	1	35	1	
	和歌山	59	19	78	1	1
鳥取県	鳥取	20	4	24	2	1
	島根	24	2	26	3	
	岡山	95	8	103	3	1
	広島	134	77	211	5	1
徳島県	徳島	77	15	92	5	1
	香川	40	4	44	1	
	愛媛	65	43	108	2	1
高知県	高知	56	3	59	1	1
	福岡	40	6	46	2	
福井県	福井	128	16	144	5	
	佐賀	53	18	71	4	
	長門	61	0	61	5	
	熊本	86	21	107	3	1
	大分	50	5	55	4	
	宮崎	57	3	60	2	
	鹿児島	88	20	108	3	
沖縄	鹿	21	0	21	1	
計		4,356	1,039	5,395	147	16

及び救急診療所告示状況一覽

(平成6年4月1日現在)

公 的 等				私 的		
地 方 公 共 団 体	公 的 等	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
23	7		32	24	21	45
38	2		40	22	3	25
20	2	1	25	30	7	37
9	11		22	11	1	12
20	1		22	13	0	13
7	5		14	41	0	41
6	9		18	97	9	106
1	11		14	65	48	113
9	4		17	71	37	108
12	9		24	194	34	228
25	3		33	114	20	134
20	14		42	350	51	401
13	17		34	146	33	179
19	12	1	35	31	14	45
11	5		18	37	37	74
16	4		23	41	35	76
3	6		12	46	30	76
14	3		19	17	16	33
22	16	1	43	53	24	77
17	9		28	50	16	66
20	13		43	56	96	152
31	15		52	186	110	296
15	9		28	42	30	72
11	4		17	12	1	13
16	6		25	73	1	74
11	7		22	223	5	228
26	7		39	120	21	141
9	3		13	21	1	22
10	3		15	44	19	63
7	3		13	7	4	11
7	6		16	8	2	10
17	2		23	72	8	80
18	9	1	34	101	76	177
14	10		30	47	15	62
6	5		12	28	4	32
11	5		19	46	43	89
8	5		15	41	3	44
9	4		15	25	6	31
13	7		25	103	16	119
8	4		16	37	18	55
17	2		24	37	0	37
12	4		20	66	21	87
5	3		12	38	5	43
19	2		23	34	3	37
10	2		15	73	20	93
7	1		9	12	0	12
719	320	4	1,206	3,154	1,035	4,189

附属資料28 都道府県別救助活

区分	火 災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	169	68	710	919	60	57	12	61	45	51
青森	21	2	165	201	19	11	--	--	6	6
岩手	64	4	109	134	16	22	1	1	5	5
宮城	109	14	246	291	32	23	--	--	10	11
秋田	26	5	118	143	2	--	1	--	6	6
山形	9	4	135	164	7	5	--	--	6	6
福島	51	2	218	252	14	15	4	15	10	10
茨城	44	5	405	510	37	29	6	7	14	15
栃木	65	5	260	300	8	8	--	--	7	7
群馬	20	--	208	236	19	16	--	--	12	12
埼玉	151	27	599	703	38	27	5	5	26	27
千葉	309	54	743	832	45	41	2	38	25	27
東京都	937	156	4,834	8,600	75	78	1	--	80	187
神奈川県	448	57	543	616	55	52	--	--	33	40
新潟	40	9	282	564	40	22	1	4	14	24
富山	20	6	122	145	23	30	--	--	9	10
石川	40	1	106	121	10	12	--	--	6	7
福井	47	7	121	150	6	4	--	--	8	11
山梨	45	1	117	167	5	4	1	1	4	4
長野	20	11	259	306	5	5	1	1	13	13
岐阜	28	36	245	285	23	26	--	--	13	13
静岡県	100	12	366	440	49	35	1	1	31	31
愛知県	321	48	579	666	55	47	1	2	47	47
三重	14	9	251	311	13	13	3	3	16	16
滋賀	81	8	172	199	12	7	2	14	10	13
京都	63	15	230	265	25	30	2	11	10	19
大阪	887	77	528	590	45	40	5	13	81	108
兵庫県	268	47	553	673	75	62	2	1	35	44
奈良	23	3	155	209	6	7	2	3	7	7
和歌山	21	10	149	174	29	37	--	--	8	8
鳥取	8	4	71	83	5	3	--	--	2	2
島根	19	2	115	128	9	8	1	2	3	3
岡山	24	12	228	279	11	9	--	--	9	11
広島	73	15	367	427	24	18	6	35	14	18
山口	63	18	200	234	13	12	18	26	8	10
徳島	18	11	68	93	10	26	5	12	8	8
香川	26	9	119	150	13	8	1	2	8	11
愛媛	62	15	172	209	17	19	4	2	12	12
高知	3	9	98	122	16	19	1	2	--	--
福岡	256	25	405	519	64	62	3	4	40	47
佐賀	7	5	97	121	8	5	2	23	4	4
長門	9	7	133	175	8	9	1	2	11	15
熊本	150	28	165	214	20	16	6	50	14	14
大分	21	2	140	163	12	9	25	60	10	9
宮崎	21	2	89	99	20	12	23	27	5	5
鹿児島	10	2	161	210	17	28	95	4,623	17	32
鹿嶋	4	--	103	120	31	24	23	--	10	13
沖合										
計	5,215	869	16,259	22,512	1,146	1,052	267	5,051	772	999

動件数及び救助人員

(平成5年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
56	48	14	14	2	4	171	158	1,239	1,380
5	6	--	--	--	--	21	25	237	251
--	--	1	3	--	--	9	9	205	178
7	7	12	6	--	--	52	42	468	394
1	1	1	1	--	--	35	29	190	185
1	1	2	2	1	--	21	20	182	202
6	8	1	1	--	--	35	35	339	338
6	7	1	1	--	--	43	33	556	607
6	6	--	--	--	--	36	35	382	361
6	6	1	2	--	--	36	39	302	311
83	103	2	4	--	--	134	128	1,038	1,024
82	74	5	3	--	--	91	78	1,302	1,147
815	869	5	8	--	--	389	411	7,136	10,309
90	114	3	2	1	3	170	179	1,343	1,063
4	4	2	1	--	--	69	56	452	684
6	6	1	2	--	--	32	26	213	225
3	11	--	--	--	--	13	15	178	167
1	1	2	2	--	--	18	16	203	191
--	--	--	--	--	--	40	38	212	215
7	6	3	1	--	--	46	42	354	385
1	1	--	--	--	--	38	37	348	398
16	16	1	2	3	5	62	67	629	609
55	60	4	4	--	--	59	59	1,121	933
4	4	1	1	--	--	27	28	329	385
2	2	1	1	--	--	22	25	302	269
11	12	--	--	--	--	61	67	402	419
181	192	1	3	1	--	166	138	1,895	1,161
80	81	3	2	--	--	163	143	1,179	1,053
9	9	--	--	--	--	24	22	226	260
5	5	1	1	--	--	30	31	243	266
1	1	--	--	--	--	9	8	96	101
1	1	--	--	--	--	16	14	164	158
5	6	--	--	--	--	15	18	292	335
3	3	3	--	--	--	69	73	559	589
1	1	2	2	--	--	29	27	334	330
4	5	--	--	--	--	13	14	126	169
--	1	2	3	--	--	13	11	182	195
9	9	2	3	--	--	37	44	315	313
4	4	--	--	--	--	18	16	140	172
29	40	10	6	--	--	117	103	924	806
--	--	--	--	--	--	34	31	152	189
7	7	3	2	--	--	39	39	211	256
8	8	1	3	--	--	35	37	399	370
6	7	--	--	--	--	35	34	249	284
1	1	1	2	--	--	20	18	180	166
8	8	5	6	--	--	44	46	357	4,955
6	9	1	3	1	--	39	44	218	213
1,642	1,771	98	97	9	12	2,695	2,608	28,103	34,971

附属資料29 1993年 世界主要都市

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
ヒューストン(米 国)	1,766	180	3,300	12,785
東京(23区)(日 本)	612	793	17,906	4,980
トロント(カナダ)	97	64	1,316	2,978
横浜(日 本)	436	325	3,169	937
大阪(日 本)	208	250	3,571	1,511
ベルリン(ドイツ)	889	347	4,345	13,893
名古屋(日 本)	326	210	2,344	1,174
ストックホルム(スウェーデン)	215	69	542	2,493
札幌(日 本)	1,121	170	1,708	460
北京(中 国)	16,840	1,045	3,768	764
神戸(日 本)	303	147	1,324	814
京都(日 本)	610	139	1,820	312
バルセロナ(スペイン)	99	169	806	4,252
福岡(日 本)	337	121	1,010	446
川崎(日 本)	142	117	1,377	442
ロッテルダム(オランダ)	28	59	453	3,154
広島(日 本)	740	107	1,118	556
北九州(日 本)	482	102	938	577
シアトル(米 国)	233	53	1,024	15,749
オスロ(ノルウェー)	454	48	433	1,283
仙台(日 本)	735	92	892	483
ケープタウン(南アフリカ共和国)	303	120	408	2,782
千葉(日 本)	272	83	940	395

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

の 火 災 状 況

出 火 率 人口1万人 当たり の出火件 数	死 者 数 (人)	人 口100 万人当 たりの 死者 数 (人)	死者1人 当たりの 出火件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
71.0	39	21.7	327.8	—	—	—
6.3	106	13.4	47.0	放火(疑含)	たばこ	こんろ
46.5	10	15.6	297.8	たばこ	調理	電気
2.9	30	9.2	31.2	放火(疑含)	たばこ	こんろ
6.0	45	18.0	33.6	放火(疑含)	たばこ	こんろ
40.0	62	17.9	224.1	—	—	—
5.6	23	11.0	51.0	放火(疑含)	たばこ	こんろ
36.1	55	79.7	45.3	破壊	不明	空たき
2.7	22	12.9	20.9	放火(疑含)	たばこ	こんろ
0.7	18	1.7	42.4	電気	生活用火	安全規定違反
5.5	22	15.0	37.0	放火(疑含)	たばこ	こんろ
2.2	22	15.8	14.2	放火(疑含)	こんろ	たばこ
25.2	3	1.8	1,417.3	放火(疑含)	不明	電気
3.7	9	7.4	49.6	放火(疑含)	こんろ	たばこ
3.8	20	17.1	22.1	放火(疑含)	たばこ	こんろ
53.5	8	13.6	394.3	悪戯	短絡	過熱
5.2	6	5.6	92.7	放火(疑含)	たばこ	火遊び
5.7	11	10.8	52.5	放火(疑含)	たばこ	火遊び
297.2	6	11.3	2,624.8	たばこ	放火	調理器具過熱
26.7	4	8.3	320.8	電気器具故障	裸火	電気器具取扱い不適
5.3	18	19.6	26.8	放火(疑含)	たばこ	こんろ
23.2	62	51.7	44.9	火の投げ捨て	不審火	電気故障
4.8	14	16.9	28.2	放火(疑含)	たばこ	こんろ

附属資料30 国庫補助金による年

区 分		平成3年度	
		数 量	補 助 金
一 般 施 設	防 火 水 槽	1,985	2,961,700
	訓 練 塔	11	55,957
	耐 震 性 貯 水 槽	236	985,765
	備 蓄 倉 庫	3	17,850
	自然水利利用施設	1	1,103
	空中消火等補給基地	—	—
	救急用ヘリコプター離着陸場	—	—
	体 力 錬 成 施 設	—	—
	ヘリコプター離着陸用広場	—	—
	消防団拠点施設等整備事業	—	—
	小 計	—	4,022,375
科 学 施 設	消 防 艇	5	255,347
	消防用ヘリコプター附帯施設	—	—
	小 計	—	255,347
合 計		—	4,277,722

度別消防防災施設整備事業

(単位：千円)

平成4年度		平成5年度		昭和28年度～平成5年度	
数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
1,986	2,910,476	1,975	2,947,751	105,466	87,814,986
7	35,609	9	42,642	112	561,533
235	1,012,508	244	1,055,453	5,269	19,169,973
—	—	1	4,057	31	460,137
1	1,103	2	2,206	19	19,571
—	—	—	—	9	116,226
4	62,746	2	43,773	6	106,519
6	79,712	8	88,933	14	168,645
1	12,000	—	—	1	12,000
—	—	131	527,560	131	527,560
—	4,114,154	—	4,712,375	—	108,957,150
2	109,362	9	112,304	66	2,138,365
2	94,455	1	70,000	4	214,455
—	203,817	—	182,304	—	2,352,820
—	4,317,971	—	4,894,679	—	111,309,970

附属資料31 国庫補助金による

区 分	平成3年度	
	数 量	補 助 金
一 般 設 備	消防ポンプ自動車	820 2,746,298
	小型動力ポンプ	203 102,826
	消防専用無線装置	186 37,245
	小型動力ポンプ付積載車	305 399,642
	小型動力ポンプ付水槽車	19 108,988
	消防団活性化総合整備事業	88 513,427
	防 災 無 線 受 令 機	66 1,066,612
	林野火災工作車	9 13,504
	チェーンソー	1 377
	可搬式消火機材	26 15,507
	可搬式小型動力ポンプ	97 46,122
	電 源 車	1 3,656
	起 震 車	2 6,458
	防 災 指 導 車	3 23,052
	多重情報処理車	0 0
	震 災 工 作 車	0 0
	火山噴火災害特殊避難車	0 0
	耐熱装甲型救助活動車	0 0
	救護所用資機材	0 0
	そ の 他	0 0
	小 計	／ 5,085,289
科 学 設 備	化学消防ポンプ自動車	43 308,858
	はしご付消防ポンプ自動車	91 2,245,729
	高 発 泡 車	3 14,628
	屈折放水塔車	1 12,537
	ヘリコプター	3 339,282
	ヘリコプターテレビ電送システム	0 0
	消防緊急通信指令施設	55 783,387
	救 助 工 作 車	0 0
	救助資機材等総合整備事業	69 456,627
	救 急 車	0 0
	救急高度化推進整備事業	27 381,563
	大型化学消防ポンプ自動車	1 11,340
	大型高所放水車	1 18,495
	泡原液搬送車	1 3,477
	救急業務高度化資機材緊急整備事業	0 0
	そ の 他	0 0
	小 計	／ 4,575,923
計	／ 9,661,212	
救急指令装置その他	0 0	
合 計	／ 9,661,212	

年度別消防防災設備整備状況

(単位：千円)

	平成4年度		平成5年度		昭和28年度～平成5年度	
	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
	796	2,727,153	922	3,157,306	32,438	62,432,835
	218	112,446	260	128,420	46,606	10,234,193
	128	27,564	201	43,915	23,106	3,755,664
	271	353,950	357	472,559	15,285	13,441,436
	18	107,826	23	148,590	388	2,355,746
	74	451,419	40	182,285	472	2,331,619
	62	1,093,240	63	1,051,919	1,210	30,138,119
	4	1,260	1	315	61	14,524
	11	12,522	6	6,028	94	252,553
	12	8,550	2	1,090	22	13,275
	16	8,807	29	15,285	630	413,442
	113	53,495	115	55,060	5,824	2,316,934
	1	3,656	3	10,968	76	539,951
	3	9,687	1	3,229	76	224,618
	0	0	1	7,684	21	148,040
	0	0	1	9,636	3	28,908
	0	0	0	0	1	11,158
	2	9,961	0	0	2	9,961
	1	32,600	1	32,600	2	65,200
	0	0	3	16,169	3	16,169
	0	0	0	0	2,925	1,143,240
	／	5,014,136	／	5,343,058	／	129,887,585
	54	380,403	45	313,826	1,256	6,039,181
	74	1,844,478	59	1,581,274	1,646	26,193,256
	1	4,876	0	0	58	195,104
	1	12,537	1	12,537	26	238,154
	5	565,470	5	565,470	40	3,379,807
	1	72,100	2	144,200	7	498,056
	66	1,071,896	56	864,173	427	5,250,887
	0	0	0	0	420	1,655,687
	121	421,378	106	401,588	826	3,580,651
	0	0	0	0	589	529,465
	34	413,893	0	0	61	795,456
	2	28,350	1	11,340	82	1,073,091
	2	46,237	1	18,495	84	1,740,269
	1	5,215	4	13,908	77	304,338
	0	0	86	737,364	86	737,364
	0	0	0	0	15	104,597
	／	4,866,833	／	4,664,175	／	52,315,363
	／	9,880,969	／	10,007,233	／	182,202,948
	0	0	0	0	2,329	2,478,383
	／	9,880,969	／	10,007,233	／	184,681,331